(3) 係留力

係留力の計算方法を第3表に,計算結果を第4表,第5図及び第6図 に示す。



第3表 係留力の計算方法

(出典:係留設備に関する指針 OCIMF刊行)

	Bitt Performance	係留柱強度	(tonf)	96	00		ЦС	3 0										
果		습랆	(tonf)	35.00			35.00									Lout	-	д -
		Bitt Load	(tonf)	17.93	17.06		17.64	17.36								4	8	
	係留力	前後	(tonf)	-16.14	-16.17	-32.31	16.94	15.46	32.40	前後(+)計	32.40	前後(一)計	-32.31					
の計算結	索張力	Τ	(tonf)	17.9	17.9		17.6	17.6						•				
第4表 係留力 (第1図)	係留角	β	(deg)	23.4	17.9		-14.3	-19.4										
		θ	(deg)	11.3	12.8		7.9	7.7							(加角 θ			
	係留素長さ	船外	(m)	36. 1	31.8		49.1	50.4							ſ			
	係留柱			B1	B1		B10	B10										
	係留索 Line1			Line2		Line3	Line4											
	٩ ٢	ノエノ エーズ		FL1	FL2		FL3	FL4										

5条 添付17-8

L = L in + Lout



第5図 船尾方向への移動に対する船首方向係留力

5条 添付17-9



第6図 船首方向への移動に対する船尾方向係留力

(4) 流圧力

流圧力の計算方法を第5表に示す。計算結果について,前項で求め た係留力と比較した結果を第7図に示す。



第5表 流圧力の計算方法

縦方向流圧力係数 [Cx]



第7図 流圧力と係留力比較

3. 結論

評価対象津波(最大流速1.9m/s:第4図参照)による流圧力に対し, 係留力(約32tonf)が上回ることを確認した。

従って、早い津波に対し、輸送船が係留によって対応すると仮定した場合においても、係留力により岸壁に留まり続けることができる。

燃料等輸送船の喫水と津波高さとの関係について

1. 概要

燃料等輸送船(以下「輸送船」という。)は,津波警報等発表時は, 原則として緊急退避するが,極めて短時間に津波が襲来する場合を考 慮し,押し波により輸送船が物揚岸壁(以下「岸壁」という。)に乗 り上げることはないこと,また引き波により座礁及び転覆するおそれ のないことを確認する。

2. 評価

津波警報等発表時は,原則として緊急退避するが,極めて短時間に 津波が襲来する場合を考慮し,早く襲来する可能性がある第1図に示 す敷地周辺の海域活断層を波源とした津波の中から,評価対象津波を 選定する。



第1図 検討用海域活断層の位置

第2表に、取水口前面位置における各海域活断層の津波高さと到達時間の関係を示す。第2表に示すとおり、F8及びF16を波源とした津波 は他の海域活断層を波源とした津波に比べて、早く到達するが、F8及 びF16を波源とした津波の到達時刻はほぼ同様であるため、ここでは 保守的に最高水位がもっとも高く、また最低水位がもっとも低いF16 を波源とした津波を選定した。

	押し	レ波	引き波			
海域活断層名	最高水位	到達時刻	最低水位	到達時刻		
	(T.P. m)	(分)	(T.P. m)	(分)		
F1~塩ノ平	+ 1.7	32	-1.3	43		
F3~F4	+ 1.2	43	-0.8	183		
F8	+1.9	24	-1.4	19		
F16	+2.0	25	-2.6	21		

第2表 各海域活断層の津波高さと到達時間の関係(取水口前面)

⁵条 添付18-2

(1) 津波高さ

a. 押し波

第2図に,最高水位を示した評価対象津波の波形を示す。第2図 に示すとおり地震発生後約17分で第一波の最高点に到達後,引き 波が発生し,地震発生後約26分の第二波で最高津波高さ(T.P.+ 1.90m(朔望平均満潮位(T.P.+0.61m)及び2011年東北地方太平洋 沖地震に伴う地殻変動(0.2m沈下)考慮済み))に達している。



第2図 評価対象津波の波形(最高水位を示したケース,岸壁)

b. 引き波

第3図に,最低水位を示した評価対象津波の波形を示す。第3図 に示すとおり地震発生後約17分で第一波の最高点に到達後,引き 波が発生し,地震発生後約22分に最低津波高さ(T.P.-2.53m(朔 望平均干潮位(T.P.-0.81m)及び2011年東北地方太平洋沖地震に 伴う地殻変動(0.2m沈下)考慮済み))に達している。



第3図 評価対象津波の波形(最低水位を示したケース,岸壁)

(2) 押し波(岸壁乗上げ評価)

押し波高さと喫水の関係を第4図に示す。第4図に示すとおり,輸送船は岸壁に乗り上げることはないことを確認した。

$\left(\right)$	・押し波高さ	T.P. +1.90m
	・上昇側潮位のばらつき	+ 0.18 m
	(書十)	T. P. + 2. 08m



第4図 押し波高さと喫水の関係

(備考)

- ・津波の原因となる地震による地殻変動(+0.05m)は岸壁が高 くなる方向に寄与するため、保守的に考慮していない。
- ・押し波高さ(T.P.+1.90m)は, 朔望平均満潮位(T.P.+0.61m)
 及び2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動(0.2m沈下)
 を考慮している。
- ・輸送船の喫水は,積荷,バラスト水等で変動するが,積荷なしでも3.8m以上(実績)である。

(3) 引き波(着底評価)

引き波高さと喫水の関係を第5図に示す。第5図に示すとおり,輸送船は引き波の最低高さ時には一時的に着底し得るが,この場合も以下の理由により座礁及び転覆することはなく漂流物とならない。

- ・仮に一時的な着底があったとしても,輸送船は二重船殻構造等, 十分な船体強度を有しており,水位回復後に退避が可能であり
 座礁する可能性はない。
- ・輸送船の重量及び扁平的な断面形状より,着底後の引き波による流圧力,又は水位回復時の押し波による流圧力に対して転覆の可能性はない。なお,転覆に関わる評価を別紙に示す。





第5図 引き波高さと喫水の関係

(備考)

- ・津波の原因となる地震による地殻変動(+0.05m)を考慮した。
 ・引き波高さ(T.P.-2.53m)は,朔望平均干潮位(T.P.-0.81m)
 及び2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動(0.2m沈下)
 を考慮している。
- 3. 結論

朔望平均満潮位,干潮位等の保守的な条件を考慮し,極めて短時間 に津波が襲来する場合を仮定しても,輸送船は,津波高さと喫水高さ の関係から岸壁に乗り上げることはなく,また,引き波により一時的 に着底したとしても,座礁及び転覆せず漂流物とならないことを確認 した。 燃料等輸送船の着底時の転覆の可能性について

1. 概要

燃料等輸送船(以下「輸送船」という。)の物揚岸壁における停泊中,及 び港湾内で緊急退避中に引き波により着底することを想定し,その際の転覆 の可能性について評価する。

2. 評価条件

(1) 輸送船の仕様・形状

輸送船の仕様を第1表に、外形図を第1図及び第2図に示す。

項目	仕様
満載排水量	約 7,000t
載貨重量トン	約 3,000t
喫水	約 5m
全長	100.0m (垂線間長:94.4m)
型幅	16.5m

第1表 輸送船の仕様



第1図 輸送船外形図



第2図 輸送船外形図(A矢視)

(2) 転覆モード

一般の船舶の場合、丸型やV型の船底を有しているものがあるが、輸送船は第2図に示すとおり、断面形状が扁平であり船底が平底型である。このため、引き波により着底した場合にも傾くことなく安定していると考えられるが、ここでは保守的に、第3図に示すように輸送船が津波を受けた際に船5条 添付18-9

底の端部が海底に引っ掛かり,船底端部周りに回転する状況を想定し,転覆 可能性の評価を行うものとする。



第3図 想定転覆モード

3. 転覆評価

第3図の想定転覆モードにおいて輸送船に働く力とモーメントを第4図に示す。



第4図 輸送船に働く力とモーメント

津波を受けると流圧力F_Y。によるモーメントNが発生し,船底端部を中心 に輸送船を回転させる。また,浮力F_BによるモーメントN_Bも流圧力による モーメントNと同じ方向に発生する。一方,重力F_GによるモーメントN_Gが これらのモーメントと逆方向に発生し輸送船の傾きを戻す。この際,流圧力 5条 添付18-10 及び浮力によるモーメントにより傾きが増大し,重心位置が回転中心の鉛直 線上を超える場合には転覆する。

重心位置が回転中心の鉛直線上にあるときの傾きは約48°であるため、こ こでは傾きを24°と仮定し、流圧力によるモーメントNと浮力によるモーメ ントNBの和と重力によるモーメントNGとのモーメントの釣り合いから転 覆しないことを確認する。

重力によるモーメントNgは次式のとおりとなる。

 $N_G = F_G \times X (G R)$ = 4,000 × 4.5 = 18,000 [tonf·m]

N_G:重力によるモーメント [tonf·m] F_G:輸送船 (空荷状態)の重量 [tonf] (=4,000) X (GR):重心と回転中心の水平方向距離 [m] (≒4.5)

次に流圧力によるモーメントNは次式にて計算できる。

 $N=F_{~Y~c}\times W\div 2$

= F_{Y c} × d ÷ 2

N:流圧力によるモーメント [tonf·m]

F_{Yc}:流圧力 [tonf]

W:水位 [m]

d : 喫水 [m] (=5)

ここで,流圧力は受圧面積が最大のときに最も大きくなり,かつ,流圧力 によるモーメントは流圧力の作用点と回転中心との距離が最大のときに最も 5条 添付18-11 大きくなるため、本評価における水位は喫水と同等とした。

また、横方向の流圧力Fycを第2表に示す方法で計算する。

【流圧力計算式】	Fуc:横方向流圧力 [kgf]
$F = \frac{1}{2} \times C \times a \times V^2 \times I \times d$	С ү 。: 横方向流圧力係数
$\Gamma_{Y_c} = \frac{1}{2} \sum_{Y_c} \sum_$	V _c :流速 [m/s]
	L _{PP} : 垂線間長 [m]
	d : 喫水 [m]
	ρ _c :水密度 [kgf・sec ² /m ⁴]
	$(=104.5 \text{kgf} \cdot \text{sec}^2 / \text{m}^4)$

第2表 横方向流圧力の計算方法

(出典: VLCCにおける風圧及び流圧の予測 OCIMF刊行)

このとき,流速は第5図に示す最低水位を示した早く襲来する津波の最大流速2.0m/sを適用し,横方向流圧力係数を第6図より10と仮定する。





(出典: VLCCにおける風圧及び流圧の予測 OCIMF刊行)

第6図 横方向流圧力係数

第2表によりFycは以下のとおりとなる。

F _{Y c} = 1 ÷ 2 × 10 × 104. 5 × 2. 0² × 94. 4 × 5 = 986, 480 [kgf] ≒ 1,000 [tonf]

5条 添付18-13

したがって、流圧力によるモーメントNは以下のとおりとなる。

 $N = F_{Yc} \times d \div 2$ = 1,000 × 5 ÷ 2 = 2,500 [tonf·m]

最後に浮力によるモーメントN_Bは次式にて評価する。

N_B = F_{Br} × X (BR) = 1,700 × 3.0 = 5,100 [tonf·m]

N_B:浮力によるモーメント [tonf·m] F_{Br}:傾いた際の輸送船の浮力 [tonf] (≒1,700) X (BR):浮心と回転中心の水平方向距離 [m] (≒3.0)

以上の結果をまとめると、以下に示すとおり重力によるモーメントN_Gは 流圧力によるモーメントと浮力によるモーメントの和より大きくなるため、 輸送船は転覆することはない。

 $N + N_B = 2,500 + 5,100$

 $=7,600 \text{ [tonf·m]} < N_{G} (=18,000) \text{ [tonf·m]}$

4. 結論

輸送船は着底後に津波による流圧力を受けてもその形状から通常の状態で あれば転覆することはなく、また、保守的に船底の一部が固定されるような状態を想定した場合であっても転覆しないことを確認した。

5条 添付18-14

添付資料19

津波の流況を踏まえた漂流物の取水口到達可能性評価について

1. はじめに

「2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止」に おける評価のひとつとして,基準津波に伴う漂流物が取水性に及ぼす影響を 確認するために,漂流物となる可能性のある施設・設備を「第2.5-11図 漂 流物評価フロー」に基づき評価している。

漂流物評価フローにおいて示される「津波防護施設等,取水機能を有する 安全設備等に対する漂流物となる可能性」の具体的な考え方について,以下 に示す。

 「津波防護施設等,取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可 能性」について

津波防護施設等,取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能 性について,津波の流況を踏まえて,東海第二発電所の取水口に対する漂流 物の動向を確認することにより評価する。

- 2.1 津波流況の考察
- (1) 流況考察時間の分類

東海第二発電所敷地内及び敷地外における津波襲来時の流況について整 理した。津波流向の時刻歴を確認した結果,津波襲来時(地震発生後 約 34分~約40分)及び引き波時(地震発生後 約40分~約50分)に大き な速度を有する一定方向の流向が継続しており,引き波後は継続的でない 流向を示す傾向にあった。漂流物の動向に影響を与える流況としては,大 きな速度を有する継続的な一定方向の流向が支配的であると考えられるが, 5条 添付19-1 ここでは保守的に引き津波後の流況についても把握することを目的とし, 収束時(地震発生後 約50分~約90分)についても整理した。第1図に 流況考察時間の分類を示す。



*1 (3km,180°)及び(5km,180°)の地点については, 陸域となるため,海域となるように調整した。



流況考察時間の分類

①津波襲来時(地震発生後 約 34 分~約 40 分)
 ②引き波時(地震発生後 約 40 分~約 50 分)
 ③収束時(地震発生後 約 50 分~約 90 分)

第1図 流況考察時間の分類

5条 添付19-3

(2) 津波流況の考察

第2図に発電所周辺海域及び発電所敷地前面海域の流向ベクトル(防波 堤なしの場合)を示す。また,流況の考察の詳細を以下に示す。

a. 津波襲来時(地震発生後 約34分~約40分)

(a) 発電所敷地エリア

東方より北西向きの流向を主流として襲来し,地震発生から約35分後に敷地前面に到達する。地震発生から約37分後には敷地への遡上が始まり,第2図(4/11)の地震発生から38分後における発電所敷地エリア拡大図のように,取水口以北では防潮堤の敷地前面東側から敷地側面北側に沿うように遡上し,取水口以南では防潮堤の敷地前面 東側から敷地側面南側に沿うように遡上する。地震発生から約40分後には引き波となる。

(b) 発電所北側エリア

東方より北西向きの流向を主流として襲来し,地震発生から約35分後に発電所北側エリア前面の海域に到達する。地震発生から約37分後には北西向きの流向を主流として発電所北側エリアの陸域及び久慈川へ遡上し,第2図(5/11)の地震発生から40分後における発電所周辺広域図のように,発電所敷地エリアでは引き波へと転じる地震発生から約40分後においても,発電所北側エリアの陸域及び久慈川では津波の遡上が続く(地震発生から約43分後まで遡上が継続する)。

(c) 発電所南側エリア

東方より北西向きの流向を主流として襲来し,地震発生から約34分後に発電所南側エリア前面の海域に到達する。地震発生から約35分後には北西向きの流向を主流として常陸那珂火力発電所敷地へ遡上し始め,第2図(3/11)の地震発生から37.5分後における発電所周辺 5条 添付19-4 広域図のように、常陸那珂火力発電所敷地の北側からは南西向きの流 向を主流とした津波が陸域へ遡上し、常陸那珂火力発電所敷地の南側 からは北西向きの流向を主流とした津波が陸域へ遡上するが、地震発 生から約 40 分後には引き波となる。国立研究開発法人日本原子力研 究開発機構敷地では地震発生から約 37 分後に西向きの流向を主流と した津波が陸域へ遡上するが、地震発生から約 39 分後には引き波と なる。

- b. 引き波時(地震発生後 約40分~約50分)
- (a) 発電所敷地エリア

地震発生から約 40 分後に引き波へと転じ,敷地前面東側から外海 へ向かう流況となる。引き波時は津波襲来時のように防潮堤に沿うよ うな流況は示さず,第2図(5/11)の地震発生から 40 分後における 発電所敷地エリア拡大図のように,敷地前面東側の一部を除き,直接 外海へ向かう流況となっている。この流況は地震発生から約 50 分後 まで継続する。

(b) 発電所北側エリア

地震発生から約 40 分後以降においても久慈川及び久慈川周辺陸域 については遡上を続けるが,地震発生から約 43 分後には引き波へ転 じ始め,陸域から外海へ向かう流向を主流とした流況となる。この流 況は地震発生から約 50 分後以降も継続する。発電所北側エリアの前 面海域については地震発生から約 40 分後には引き波へと転じ,外海 へ向かう流況となる。この流況は地震発生から約 50 分後以降も継続 する(地震発生から約 55 分後まで引き波が継続する)。

- (c) 発電所南側エリア
 - 発電所南側エリアの常陸那珂火力発電所敷地では, 地震発生の約 40 5条 添付19-5

分後から約45分後にかけて引き波となり,第2図(7/11)の発電所 周辺広域図のように,地震発生から約42分後から約45分後にかけて 常陸那珂火力発電所敷地前面海域にて旋回する流況となるものの,お おむね遡上時とは逆の流向を主流とした流況となる。地震発生から約 50分後には常陸那珂火力発電所敷地前面海域にて南向きの流向を主 流とした流況となる。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敷地 前面海域では地震発生の約40分後から約50分後にかけて引き波とな り,外海へ向う流向を主流とした流況となる。

- c. 収束時(地震発生後 約 50 分~約 90 分)
- (a) 発電所敷地エリア

敷地前面海域において,地震発生から約 55 分後には南向きの流況 となり,地震発生から約 65 分後には北向きの流況となるが,いずれも 継続的な流況とはならず,地震発生の約 65 分後から約 75 分後にかけ ては穏やかな流況が継続する。第 2 図 (11/11)の地震発生から 80 分 後における発電所敷地エリア拡大図のように,地震発生から約 80 分 後に西向きの流向で津波が襲来し,物揚岸壁及び敷地前面東側の一部 に津波が遡上するが,この流況が継続することはなく,地震発生から 約 85 分後には引き波へと転じ,地震発生から約 90 分後には一部で引 き津波が継続するものの比較的穏やかな流況となる。

(b) 発電所北側エリア

地震発生から約 55 分後までは陸域から外海へ向かう流向を主流と した流況が継続する。地震発生から約 60 分後には北西へ向かう流向 を主流とした流況となるが,継続的な流況とはならず,地震発生の約 65 分後から約 80 分後にかけては穏やかな流況が継続する。地震発生 の約 85 分後から約 90 分後では引き波となり,外海へ向う流向を主流 5条 添付19-6 とした流況となる。

(c) 発電所南側エリア

地震発生から約 55 分後にて西向きの流向を主流とした流況となる が,継続的な流況とはならず,地震発生の約 60 分後から約 80 分後に かけては穏やかな流況が継続する。地震発生から約 85 分後に引き波 へと転じ,地震発生から約 90 分後には再び穏やかな流況となる。



※:津波の原因となる地震発生後の経過時間

(防波堤なしの場合)(1/11) 5条 添付19-8



※:津波の原因となる地震発生後の経過時間

(防波堤なしの場合)(2/11) 5条 添付19-9



※:津波の原因となる地震発生後の経過時間

(防波堤なしの場合)(3/11) 5条 添付19-10



※:津波の原因となる地震発生後の経過時間

(防波堤なしの場合)(4/11) 5条 添付19-11



※:津波の原因となる地震発生後の経過時間

第2図 発電所周辺海域及び発電所敷地前面海域の流向ベクトル

(防波堤なしの場合)(5/11) 5条 添付19-12



※:津波の原因となる地震発生後の経過時間

(防波堤なしの場合)(6/11) 5条 添付19-13



※:津波の原因となる地震発生後の経過時間

(防波堤なしの場合)(7/11) 5条 添付19-14



※:津波の原因となる地震発生後の経過時間

(防波堤なしの場合)(8/11) 5条 添付19-15



※:津波の原因となる地震発生後の経過時間

(防波堤なしの場合)(9/11) 5条 添付19-16


※:津波の原因となる地震発生後の経過時間

第2図 発電所周辺海域及び発電所敷地前面海域の流向ベクトル

(防波堤なしの場合)(10/11) 5条 添付19-17



※:津波の原因となる地震発生後の経過時間

第2図 発電所周辺海域及び発電所敷地前面海域の流向ベクトル

(防波堤なしの場合)(11/11) 5条 添付19-18

2.2 漂流物の取水口への到達可能性評価

津波流況の考察より,以下のとおり時間分類毎に漂流物の取水口への到 達可能性について評価を実施した。

(1) 津波襲来時(地震発生後 約34分~約40分)

発電所敷地エリアについては、津波襲来時の流況から、取水口以北の 施設・設備は敷地前面東側から敷地側面北側へ防潮堤に沿うように移動 し、取水口以南の施設・設備は敷地前面東側から敷地側面南側へ防潮堤 に沿うように移動すると考えられる。

発電所北側エリアについては,津波襲来時の流況から,当該エリアの 施設・設備は北西方向へ移動すると考えられ,発電所敷地エリアでは引 き波へと転じる時間においても当該エリアの施設・設備は津波の遡上方 向である北西へ移動すると考えられる。

発電所南側エリアのうち常陸那珂火力発電所敷地については,津波襲 来時の流況から,常陸那珂火力発電所の敷地における施設・設備のうち 北側に存在するものは南西へ移動し,南側にあるものは北西へ移動する と考えられる。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敷地について は,津波襲来時の流況から,発電所南側エリアの北部に存在する施設・ 設備は津波の遡上方向である西へ移動すると考えられる。しかしながら, 発電所南側エリアの一部については東海第二発電所の敷地に隣接してい ることから,漂流物が東海第二発電所の取水口へ向かうことを否定でき ない。

以上より,津波襲来時において,発電所南側エリアについては漂流物 が東海第二発電所の取水口へ向かう可能性があるものとした。その他の エリアにおける漂流物は陸域側または久慈川上流へ移動すると考えられ ることから,東海第二発電所の取水口へ向かわないと評価した。

5条 添付19-19

(2) 引き波時(地震発生後 約40分~約50分)

発電所敷地エリアについては,引き波時の流況から,津波襲来時に敷 地側面北側及び敷地側面南側へ移動した後に外海方向へ移動すると考え られるが,津波襲来時に敷地前面東側に漂流物が留まった場合,引き波 時において漂流物が取水口へ向かうことを否定できない。

発電所北側エリアについては,引き波時の流況から,当該エリアの施 設・設備は外海方向へ移動すると考えられる。

発電所南側エリアのうち常陸那珂火力発電所敷地については,引き波 時の流況から,常陸那珂火力発電所の敷地における施設・設備は外海へ 移動すると考えられる。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敷地 については,引き波時の流況から,当該エリアの北部の敷地の施設・設 備は外海へ移動すると考えられる。

以上より,引き波時において,発電所敷地エリアについては漂流物が 東海第二発電所の取水口へ向かう可能性がある。その他のエリアにおけ る漂流物は継続的に外海方向へ移動すると考えられることから東海第二 発電所の取水口へ向かわないと評価した。

(3) 収束時(地震発生後 約 50 分~約 90 分)

発電所敷地エリアについては、収束時の流況から,発電所敷地前面の 漂流物は一時的に外海へ移動すると考えられるが,比較的穏やかな流況 が継続することから,漂流物は大きな移動を伴わないと考えられる。

発電所北側エリアについては、収束時の流況から、当該エリアの漂流 物は一時的に外海へ移動すると考えられるが、比較的穏やかな流況が継 続することから、漂流物は大きな移動を伴わないと考えられる。

発電所南側エリアについては、収束時の流況から、当該エリアの漂流 物は一時的に外海へ移動すると考えられるが、比較的穏やかな流況が継 5条 添付19-20 続することから、漂流物は大きな移動を伴わないと考えられる。

以上より, 収束時において, 各エリアにおける漂流物は大きな移動を 伴わないと考えられることから, 東海第二発電所の取水口へは向かわな いと評価した。

添付資料20

地震後の防波堤の津波による影響評価について

目 次

- 1. 防波堤の施設概要
- 2. 防波堤の漂流物化に係る検討方針
- 3. 地震時評価
 - (1) 解析方法
 - (2)荷重及び荷重の組合せ
 - (3)入力地震動
 - (4) 解析モデル
 - (5) 使用材料及び材料の物性値
 - (6)評価結果
 - (7) 基準地震動 Ss による防波堤への影響評価のまとめ

4. 津波時評価

- (1)評価方法
- (2) 傾斜堤の津波時安定性
- (3) ケーソン堤の津波時安定性
- (4) 防波堤漂流物の重要施設への到達の可能性評価
- (5) 取水施設における取水機能の成立性
- (6) 津波のよる防波堤損壊の影響評価のまとめ

1. 防波堤の施設概要

東海第二発電所の防波堤は,傾斜堤,ケーソン堤及び物揚岸壁から なる。傾斜堤は捨石や消波ブロック類からなり,上端には上部工を設 置し道路として使用している。ケーソン堤は傾斜堤の先端部に2函ず つ設置されている。また,物揚岸壁は北側の防波堤にあり,港内側は 控え杭式鋼管矢板の岸壁からなる。平面図及び構造断面図を第1図~ 第8図に,東海港深浅図を第9図に示す。

評価を行う断面は、構造形式の異なる傾斜堤、ケーソン堤、物揚岸 壁の3断面を選定した。傾斜堤の評価位置は、水深が深い北防波堤先 端付近とし、また、大型船舶の緊急離岸のための航路も考慮し、航路 幅が最も狭隘となる断面①-①を選定した。ケーソン堤の評価断面は、 同様に緊急離岸航路を考慮し南防波堤ケーソン堤断面②-②とした。 物揚岸壁の評価断面は、構造や水深が一様なため、大型船舶が接岸す る中央位置の断面③-③とした。



第1図 港湾施設平面図





5条 添付20-4





添付20-5 5条



<港内側>



893





5条 添付20-7















第9図 東海港深浅図(2016年12月12日測量)

2. 防波堤の漂流物化に係る検討方針

基準地震動Ss及び基準津波により損傷した防波堤が漂流物化した場合,取水施設である取水口及びSA用海水ピット取水塔の取水機能 並びに貯留堰の海水貯留機能に波及的影響を及ぼすこととなる。

このため,防波堤の基準地震動 Ss 及び基準津波による耐性を確認 するとともに,防波堤を構成する部材の漂流物化の可能性,取水施設 への到着の有無について評価を行う。

その結果,取水施設への到達が否定できない場合,漂流物化した防 波堤の構成部材に対して,取水施設に期待される機能への影響を確認 する。

防波堤の漂流物化に伴う波及的影響検討対象施設と想定される損傷 モードについて第1表に,防波堤の漂流物化に係る波及的影響検討対 象施設図を第10図に,波及的影響検討フローを第11図に示す。

波及的影響検討対象施設	損傷モード
1. 取水口	・漂流物による閉塞
	・漂流物の堆積による取水量の減少
2. 貯留堰	・漂流物の衝突による損傷
	・漂流物の堆積による貯留容量の減少
3. SA用海水ピット取	・漂流物の衝突による損傷
水塔	・漂流物による閉塞
	・漂流物の堆積による取水量の減少

第1表 波及的影響検討対象施設と損傷モード一覧表



第10回 波及的影響検討対象施設図



第11図 防波堤の漂流物化による波及的影響検討フロー

3. 地震時評価

(1)解析方法

防波堤の基礎地盤には、液状化検討対象層が分布しているため、 地震後の状態を確認する上で、二次元有効応力解析(FLIP Ver. 7.3.0_2)を用いた地震応答解析を行う。

1) 構造部材

ケーソン及び上部工は,剛体として挙動するため線形弾性体と してモデル化する。

傾斜堤を構成する捨石,被覆石等の石材はマルチスプリング要素でモデル化し,傾斜堤の基礎部ではない消波ブロックは節点荷 重でモデル化する。

物揚岸壁の鋼管矢板,鋼管杭は,バイリニア型の非線形はり要素でモデル化し,タイロッドは,引張り方向に抵抗し,圧縮方向 には抵抗しないバイリニア型の非線形バネ要素とする。

2) 地盤

地盤の動的変形特性には、Hardin-Drnevich モデルを適用した マルチスプリング要素により、割線せん断剛性比と履歴減衰率の せん断ひずみ依存性を考慮する。

3) 減衰定数

減衰特性は、数値計算の安定のための Rayleigh 減衰と、地盤の履歴減衰を考慮する。

(2) 荷重及び荷重の組合せ

荷重及び荷重の組合せは、以下の通り設定する。

1)荷重

地震応答解析において考慮する荷重を以下に示す。

a. 常時荷重

常時荷重として、構造物及び海水の自重を考慮する。

物揚岸壁については、「港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会,平成 19 年 7 月)」に準じて、上載荷重 (15kN/m²)を考慮する。

b. 地震荷重

地震荷重として,基準地震動Ssによる地震力を考慮する。 2)荷重の組合せ

荷重の組合せを第2表に示す。

第2表 荷重の組合せ

外力の状態	荷重の組合せ		
地震時 (Ss)	a + b		

(3)入力地震動

地震応答解析に用いる入力地震動は,解放基盤表面で定義される 基準地震動Ssを一次元波動論によって地震応答解析モデルの下端 位置で評価した地震波を用いる。

入力地震動算定の概念図を第12図に示す。



第12図 入力地震動算定の概念図

(4) 解析モデル

地震応答解析モデルを第13図及び第14図に示す。

1)解析領域

解析領域は、側方境界及び底面境界が構造物の応答に影響しな いよう、構造物と側方境界及び底面境界との距離が十分長くなる よう広く設定する。

2) 境界条件

解析領域の側面及び底面には, エネルギーの逸散効果を評価す るため, 粘性境界を設ける。

3)構造物のモデル化

構造物のコンクリート部材は線形平面要素,鋼部材は非線形は り要素又は非線形バネ要素でモデル化する。また,傾斜堤の石材 はマルチスプリング要素,消波ブロックは節点荷重でモデル化す る。

4) 地盤のモデル化

地盤は、地質区分に基づき、平面ひずみ要素でモデル化する。 5)ジョイント要素

構造物と地盤の境界部にジョイント要素を設けることにより, 構造物と地盤の剥離・すべりを考慮する。

6) 水位条件

海面の水位は,基準津波時の水位評価に用いた朔望平均干潮位 L.W.L. T.P.-0.81mとする。



第13図 地震応答解析モデル(傾斜堤,ケーソン堤断面)



第14図 地震応答解析モデル(物揚岸壁断面)

- (5) 使用材料及び材料の物性値
 - 1)構造物の物性値

使用材料を第3表に、材料の物性値を第4表に示す。

第3表

部位 材料 諸元 上部工 設計基準強度 24.0N/mm² 基礎 コンク 設計基準強度 18.0N/mm² ケーソン (気中) リート 設計基準強度 24.0N/mm² ケーソン (海中) 設計基準強度 24.0N/mm² SKY490, SKK490 鋼管矢板, 控之工鋼管杭 鋼材 タイロッド HT690

使用材料

材料	部位	単位体積重量 (kN/m ³)	ヤング係数 (kN/mm ²)	ポア ソン 比
コンクリート	上部工	24.0	25	0.2
	基礎	22.6	22	0.2
	ケーソン (気中)	21.8	25	0.2
	ケーソン (海中)	21.8	25	0.2
	根固方塊	22.6	22	0.2
鋼材	鋼管矢板, 控え工鋼管杭	77.0	200	0.3
	タイロッド	_	200	_

第4表 材料の物性値

2) 地盤の物性値

解析に用いる地盤の物性値と液状化パラメータを第5表に示す。 液状化検討対象層である du 層, Ag2 層, As 層, Ag1 層及び D2g-3 層について液状化強度特性を設定する。液状化パラメータについ ては、液状化強度試験結果より設定する。

試験結果から設定した解析上の液状化強度曲線を第 15 図に示 す。なお、液状化強度特性が保守的に評価されるように、液状化 強度試験値の平均-1σの液状化強度特性を再現するように設定 する。

						1
名 称	記号	単位	du	Ag2	Ac	As
単位体積質量	ρ	t∕m³	1.98	2.01	1.65	1.74
間 隙 率	n	-	0.43	0.40	0.61	0.55
基準せん断弾性係数	G m a	kN∕m²	253,389	278,044	121,857	143,367
基準体積弾性係数	K m a	kN∕m²	443,431	463,407	111,702	250,892
基準平均有効主応力	σ ma'	kN∕m²	358	497	480	378
拘束圧依存係数	mG,mK	-	0.50	0. 50	0.50	0.50
ポアソン比	ν	—	0.26	0.25	0.10	0.26
内部摩擦角	φ	0	37.3	37.4	29.1	41.0
粘着力	с	kN∕m²	0	0	25	0
最大減衰定数	h _{max}	—	0.220	0.233	0.200	0.216
	φp	0	34.8	34.9	—	38.3
液 状 化 パラメータ	s 1	—	0.047	0.028	-	0.046
	w 1	—	6.5	56.5	-	6.9
	p 1	-	1.26	9.00	-	1.00
	p 2	_	0.80	0.60	-	0.75
	c 1	—	2.00	3.40	—	2.27

第5表(1) 地盤の物性値と液状化パラメータ

第5表(2) 地盤の物性値と液状化パラメータ

名称	記号	単位	Ag1	D2c-3	D2g-3	Km
単位体積質量	ρ	t∕m³	2.01	1.77	2.15	$1.72 - 1.03 \times 10^{-4} \times Z$
間 隙 率	n	_	0.40	0.52	0.30	0.54
基準せん断弾性係数	Gma	$k N \swarrow m^2$	392,183	285,240	1,361,843	$\rho \times V_s^2$
基準体積弾性係数	K _{ma}	$kN\diagupm^{2}$	653,638	414,277	2,383,225	$2(1+\nu)/3/(1-2\nu) \times G_{ma}$
基準平均有効主応力	σ ma'	k N \swarrow m ²	814	696	1167	動的変形試験にお ける有効上載圧と静 ポアソン比より深度 毎に設定
拘束圧依存係数	mG,mK	-	0.50	0.50	0.50	0.00
ポアソン比	ν	—	0.25	0.22	0.26	0.16+0.00025×Z
内部摩擦角	φ	0	37.4	35.6	44.4	$23.2+0.099 \times Z$
粘着力	с	kN∕m²	0	26	0	358-6.03×Z
最大減衰定数	h _{max}	_	0.221	0.186	0.130	履歴減衰率のせん断ひず み依存性試験データを最 小二乗法誤差で再現する 最大履歴減衰率を設定
	φp	0	34.9	-	41.4	—
液状化パラメータ	s 1	-	0.029	-	0.030	-
	w 1	_	51.6	-	45.2	-
	p 1	_	12.0	_	8.00	_
	p 2	-	0.60	_	0.60	_
	c 1	_	3.35	_	3.82	_

Z : 標 高



第15図 液状化強度曲線

3) ジョイント要素

構造物と地盤の境界部にジョイント要素を設けることを基本と し、境界部での剥離・すべりを考慮する。ジョイント要素の特性 は法線方向、接線方向に分けて設定する。法線方向では、引張応 力が生じた場合、剛性及び応力をゼロとして剥離を考慮する。接 線方向では、構造物と地盤の境界部のせん断抵抗力以上のせん断 応力が発生した場合、剛性をゼロとし、すべりを考慮する。静止 摩擦力τ_fは Mohr-Coulomb 式により規定する。

- 4)荷重の入力方法
 - a. 常時荷重

常時荷重である自重は,鉄筋コンクリートや鋼管矢板等の単 位体積重量を踏まえ,構造物の断面の大きさに応じて算定する。

b. 地震荷重

地震荷重は,解放基盤表面で定義される基準地震動Ss を, 一次元波動論によって地震応答解析モデルの下端位置で評価し た地震波を用いて算定する。 (6) 評価結果

現状のケーソン堤,傾斜堤,物揚岸壁に対する評価結果を示す。 1)ケーソン堤

ケーソン堤は基準地震動 Ss 後に多少傾斜し,水平残留変位量 は約 30cm, 鉛直残留変位量は約 26cm である。

したがって、基準地震動Ss後、津波襲来前のケーソン堤の状態としては、ほぼ当初の位置、高さを確保しているものと判断される。残留変位図を第16回、過剰間隙水圧比分布図を第17回に示す。



第16図 残留変位図 (ケーソン堤)



第17図 過剰間隙水圧比分布図

⁵条 添付20-23

2) 傾斜堤

傾斜堤の基準地震動Ssによる水平残留変位量は約 43cm, 鉛直
残留変位量は堤外側で約 97cm である。

したがって,基準地震動Ss後,津波襲来前の傾斜堤の状態と しては,ほぼ当初の位置に存在するものの,傾斜堤天端高さとし ては約1m低い状態にあると判断される。残留変位図を第18図, 過剰間隙水圧比分布図を第19図に示す。





第19図 過剰間隙水圧比分布図

- 3)物揚岸壁
 - a. 残留変位量

前面鋼管矢板は,基準地震動Ssにより多少前面に変形し,水 平残留変位量は約63cm,鉛直残留変位量は約2cmである。

残留変位図を第20図、過剰間隙水圧比分布図を第21図に示す。







第 21 図 過剰間隙水圧比分布図

b. 照查結果

前面鋼管矢板の最大曲げモーメント分布図を第 22 図,タイロ ッドの軸方向伸び量時刻歴図を第 23 図,控え工鋼管杭(斜杭) の最大曲げモーメント図を第 24 図,控え工鋼管杭(斜杭)の最 大曲げモーメント位置における軸力を考慮した合成照査図(M-N 図)を第 25 図,控え工鋼管杭(斜杭)の最大軸力分布図を第 26 図,支持力の照査結果を第 6 表に示す。

前面鋼管矢板は,曲げに対して海底面付近で降伏モーメントを 超過する。また,前面鋼管矢板を支えるタイロッドは,降伏時の 伸びを超過する。さらに,控え工鋼管杭(斜杭)は,作用軸力が 地盤の極限支持力以下であるが,最大曲げモーメント位置におけ る軸力を考慮した合成照査において,降伏モーメントを超過する。

①前面鋼管矢板



第22図 前面鋼管矢板の最大曲げモーメント分布図



③ 控之工鋼管杭(斜杭)



第24図 控え工鋼管杭(斜杭)の最大曲げモーメント図



第25図 控え工鋼管杭(斜杭)のM-N図(最大モーメント位置)



第26図 控え工鋼管杭(斜杭)の最大軸力分布図

	作用軸力 (kN/本)	極限支持力 ^{*2} (kN/本)	判定
押込杭	5,642	10,267	0. K
引抜杭	5,633	10,040	0.K

第6表 控え工鋼管杭(斜杭)の支持力照査結果

※2 極限支持力の算出:道路橋示方書・同解説 IV下部構造編にて算定

c. 物揚岸壁の評価結果

基準地震動Ssにより,物揚岸壁の前面鋼管矢板は,曲げに対 して全塑性モーメントに至り,降伏点を超過する。また,タイロ ッドならびに,控え工鋼管杭(斜杭)についても,降伏点を超過 する。

したがって、物揚岸壁は、基準地震動Ssに対して全ての構造 部材が降伏点を超過し、健全性が確保されないことから耐震対策 を実施すると共に、漂流物化しない設計方針とする。

d. 物揚岸壁対策の方針

物揚岸壁においては,前面鋼管矢板,タイロッド,ならびに控 え工鋼管杭の発生断面力を低減させるために,地盤改良,控え工 の増設等による対策を検討し,基準地震動 Ss後においても,物 揚岸壁が健全な状態を維持するように設計する。

また,津波襲来時の越流による前面鋼管矢板背後地盤の洗掘防 止に対しては,表層改良等により,津波襲来時の土砂流出等を防 止する方針とする。第27図に物揚岸壁の対策工イメージを示す。



第27図 物揚岸壁の対策エイメージ図

(7) 基準地震動 Ssによる防波堤への影響評価のまとめ

基準地震動Ssが防波堤に及ぼす影響としては,主に傾斜堤の 沈下であるが,地震後の残留変位量の評価結果から,大規模な損 傷には至らないと考えられる。したがって,基準地震動Ss後に 航路への影響はないものと考えられる。また,物揚岸壁において は,対策工を実施する方針とすることにより,物揚岸壁の健全性 を維持することから,基準地震動Ssによる大型船舶の緊急離岸 に関しては,影響はないものと判断される。 4. 津波時評価

(1)評価方法

津波に対する防波堤の安定性を評価するにあたっては、防波堤を 構成する各部材の重量や形状に対して、津波の水位や流速、波圧デ ータに基づき評価を行う。

1) 傾斜堤(被覆材・ブロック類)

傾斜堤の被覆材やブロック類の安定性検討としては、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会、平成19年7月)」に準じて、イスバッシュ式^{*1}を用いて評価する。この式は米国の海岸工学研究センターが潮流による洗掘を防止するための捨石質量として示したものであり、水の流れに対する被覆材の安定質量を求めるものである。

※1 「港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会,平成 19年7月)」のイスバッシュ式

$$M_d = \frac{\pi \rho_r U_d^{\rm o}}{48g^3 (y_d)^6 (S_r - 1)^3 (\cos \theta - \sin \theta)^3}$$

 M: 捨石等の安定質量(t)
 pr: 捨石等の密度(t/m³)
 U: 捨石等の上面における水の流れの速度(m/s)
 g: 重力加速度(m/s²)
 y: イスバッシュ(Isbash)の定数 (埋込まれた石は 1.20, 露出した石は 0.86)
 Sr: 捨石等の水に対する比重
 t 水路床の軸方向の斜面の勾配(°)

なお、上式に用いるイスバッシュ係数は、各検討状態において設 定するものとし、基準津波襲来時においては、マウンド被覆材が露 出した状態として 0.86とする。また、基準津波襲来後の状態におい ては、海底表層の液状化による緩い状態の地盤面に落下し埋もれる ことから、イスバッシュ係数は 1.20 と設定する。
2) ケーソン堤

ケーソン堤については、「港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会,平成19年7月)」の滑動,転倒*2に基づき安定 性を評価する。なお、津波波力は、「防波堤の耐津波設計ガイド ライン(国土交通省,平成27年12月)」の式*3を用いる。

※2 「港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会,平 成19年7月)」の滑動,転倒照査式

○堤体の滑動照査式

 $f_d \left(W_d - P_{B_d} - P_{U_d} \right) \ge \gamma_a P_{H_d}$

f: 壁体底面と基礎との摩擦係数

W: 堤体の重量 (kN/m)

P_B:浮力(kN/m)

*P*_U:津波の揚圧力(kN/m)

 P_H : 津波の水平波力 (kN/m)

ya:構造解析係数

○堤体の転倒照査式

 $a_{1}W_{d} - a_{2}P_{B_{d}} - a_{3}P_{U_{d}} \ge \gamma_{a}a_{4}P_{H_{d}}$ W: 堤体の重量 (kN/m) $P_{B}: 浮力 (kN/m)$ $P_{U}: 津波の揚圧力 (kN/m)$ $P_{H}: 津波の水平波力 (kN/m)$ $a_{1} \sim a_{4} : 各作用のアーム長 (m)$ $\gamma_{a}: 構造解析係数$

 ※3「防波堤の耐津波設計ガイドライン(国土交通省,平成27年 12月)」の津波波力算定式

$$\eta^* = 3.0a_1$$
$$p_1 = 3.0\rho_0 g a_1$$
$$p_u = p_1$$

ここに,

η* :静水面上の波圧作用高さ(m)
a₁ :入射津波の静水面上の高さ(振幅)(m)
ρ₀g :海水の単位体積重量(kN/m³)
p₁ :静水面における波圧強度(kN/m²)
p_u :直立壁前面下端における揚圧力(kN/m²)



(2) 傾斜堤の津波時安定性

1) 基準津波襲来時(1波目) での限界流速

イスバッシュ式を適用する防波堤マウンドの被覆材等の種類と その重量及び算定した限界流速について第7表に示す。なお、基 準津波襲来時においては、マウンド被覆材が露出した状態として イスバッシュ係数は、0.86とする。

部位	規格	限界流速 (イスバッシュ式より算定)
上部工	600t/基(傾斜堤部)	12.0m⁄s
	32t 根固め方塊ブロック	7.2m⁄s
	30t 被覆ブロック	5.5m⁄s
被覆ブロック	8t ガンマエル	2.5m⁄s
	5t ガンマエル	2.3m⁄s
	2t ガンマエル	2.0m⁄s
巡波ブロック	16t テトラポット	2.8m⁄s
稍波 ノ ロ ツ ク	25t テトラポット	3.7m∕s
石類	基礎割石 100kg/個以下	1.1m⁄s
	基礎栗石 1000kg/個	1.9m⁄s
	被覆石 500~1000kg/個	1.7m/s
	グラベルマット等 100~500kg/個	1.3m/s

第7表 被覆材等の安定性に係る限界流速(1)

2) 基準津波襲来後(2波目以降)の限界流速

イスバッシュ式を適用する防波堤マウンドの被覆材等の種類と その重量及び算定した限界流速について第8表に示す。なお、基準 津波襲来後の状態においては、海底表層の液状化による緩い状態 の地盤面に落下し埋もれることから、イスバッシュ係数は、1.20 とする。

第8表 被覆材等の安定性に係る限界流速(2)

部位	規格	限界流速 (イスバッシュ式より算定)
上部工	600t/基(傾斜堤部)	16.8m⁄s
	32t 根固め方塊ブロック	10.1m⁄s
	30t 被覆ブロック	10.0m⁄s
被覆ブロック	8t ガンマエル	8.0m⁄s
	5t ガンマエル	7.4m⁄s
	2t ガンマエル	6.4m⁄s
巡波ブロック	16t テトラポット	8.9m⁄s
11 彼 ノ ロ ツ ク	25t テトラポット	9.6m⁄s
	基礎割石 100kg/個以下	3.6m∕s
石類	基礎栗石 1000kg/個	6.2m⁄s
	被覆石 500~1000kg/個	5.5m/s
	グラベルマット等 100~500kg/個	4.1m/s

3) 敷地前面海域の流速

基準津波に対して,防波堤がある場合とない場合及び耐震評価結果から保守的に防波堤を1m沈下させた場合の3つのケースで津波シミュレーションを実施し流速を確認した。その結果,防波堤範囲における最大流速は,防波堤がある場合の約7.0m/sであることから,基準津波襲来時(1波目)においては,30t被覆ブロック以下の重量の被覆材については,安定性が確保されずに漂流物化する。一方,基準津波襲来後(2波目以降)においては,海底表層の液状化による緩い状態の地盤面に落下し埋もれることから,限界流速が増加するため,2t被覆ブロック以下の重量のマウンドの被覆材については,安定性が確保されずに漂流物化するものと考える。

敷地前面海域における最大流速分布図を第 28 図~第 30 図, 漂流物化の可能性があるマウンドの被覆材について第 9 表及び 第 31 図示す。



第28図 前面海域における最大流速分布図(防波堤あり)



第29図 前面海域における最大流速分布図(防波堤なし)



第30図 前面海域における最大流速分布図(防波堤 1m 沈下)

部位	規格			
被覆ブロック	2t ガンマエル (北,南側防波堤等の一部範囲)			
	基礎割石 100kg/個以下			
てお	基礎栗石 1000kg/個			
口規	被覆石 500~1000kg/個			
	グラベルマット等 100~500kg/個			

第9表 漂流物化の可能性があるマウンドの被覆材



第 31 図 漂流物化の可能性がある範囲図

(二次元有効応力解析断面)

(3) ケーソン堤の津波時安定性

ケーソン堤における基準津波時の津波波力を「防波堤の耐津波 設計ガイドライン(国土交通省,平成27年12月)」の式^{*3}を用 いて算定し,「港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協 会,平成19年7月)」^{*2}に準じて,ケーソン堤の滑動,転倒照査 を行った。

ケーソン堤位置の最大津波高さは、南防波堤で T.P.+13m 程度 であり、滑動、転倒照査の結果、安定性は確保されない結果とな った。ケーソン堤照査図を第 32 図に示す。



第32図 ケーソン堤照査図

- (4) 防波堤漂流物の重要施設への到達の可能性評価
 - 1) 傾斜堤

傾斜堤においては,基準津波襲来後(2波目以降)に,海底 表層の液状化による緩い状態の地盤面に落下し埋もれることか ら,限界流速が増加するため,2t被覆ブロック以下の重量のマ ウンドの被覆材については,安定性が確保されずに漂流物化す るものと考える。しかし,取水施設付近での最大流速は概ね4m /s程度であり限界流速を下回ることから,マウンドの被覆材 が漂流物化したとしても,これらの施設へ到達する可能性は低 いと考えられるが,保守的に漂流物化する可能性があるものと して取り扱う。

2) ケーソン堤

海域の沖合に 4 函設置されているケーソン堤は, 取水施設から 直線距離にして 350m~550m 程度の離隔距離がある。ケーソン堤に 関する既往の津波被災事例を調査した結果, マウンドの洗掘によ るケーソン堤の転倒が確認されている。また, 津波によるケーソ ン堤の漂流距離は, 最大 150m 程度の事例(東北地方太平洋沖地震, 田老漁港, 1,000t 級ケーソン)が報告されている。

東海第二発電所のケーソン堤は、5,000t級の重量構造物であり、 取水施設まで十分な離隔距離があることから、漂流物として取水 施設までの到達を考慮しない。第33図に取水設備からの離隔距離 図を示す。



第33図 取水設備からの離隔距離図

3)物揚岸壁

物揚岸壁は,耐震性を確保する対策工及び岸壁背後地の洗掘防 止対策工を実施することから,物揚岸壁構造部材ならびに背後地 の土砂の漂流物化はないものと考える。 (5) 取水施設における取水機能の成立性

1) 取水口

取水口周りの概念図を第34図に示す。

取水口の吞口は 8 口あり,幅 42.8m,高さ 10.35m (1 口当たり の内部寸法は幅 4.1m,高さ 8.35m)である。また,呑口下端高さ は T.P.-6.04m,呑口前面の海底面高さは T.P.-6.89m であり, 取水口前面 (カーテンウォール外側)には,天端高さ T.P.-4.9m の貯留堰を設置する。

仮にマウンドの被覆材が漂流物化し、取水口周りに到達したと しても貯留堰やカーテンウォールの鋼管杭等の存在、呑口前面の 海底面高さ(T.P.-6.89m)と吞口下端高さ(T.P.-6.04m)に約 85cmの段差があることから、漂流物が取水口前面又は固定バース クリーンへ到達し難いことは明らかであるが、保守的にマウンド の被覆材が漂流物化し、取水口前面に堆積した場合の取水機能を 検討する。

マウンドの被覆材が貯留堰から固定式バースクリーンまで堆積 したと仮定し、マウンドの被覆材(100kg/個の捨石程度)の透 水係数を10²cm/s^{*4}として算出される通水量は約14m³/s^{*5}とな る。ここで、マウンドの被覆材の石材は砂利より間隙が大きく、 透水性は高いと考えられるが、保守側に砂利相当の透水係数を用 いた。

また,非常用ポンプ7台の必要取水量は,1.2m³/s³であり, 被覆材の堆積を仮定した場合の通水量が上回ることから,取水機 能が失われることはない。



第34図 取水口周りの概念図

※4 マウンドの被覆材の透水係数:

「水理公式集(土木学会) P375 表 1.1」より

k (cm/s)	<u>10²</u> 1.0	10-2 1	0^{-4} 10^{-6} 1	0-8
土砂の種類	きれいな砂利	きれいな砂 きれいな砂利 まじりの砂	細砂, シルト, 砂とシルトの混合砂	難透水性土 粘 土
決定法	揭水試験法, 定水位	立法, 実験公式	変 水 位	法

※5 捨石の堆積箇所における通水量:

「水理公式集(土木学会) P383 表 1.5」より

集水暗きょの取水量公式

※左式は水路両面からの流入量のため,算出は 1/2 倍とする。
 ・捨石の透水係数 k=1×10² cm/s



※6 非常用ポンプ必要取水量:

ポンプ名称	完 枚 法景(m ³ /h)	運転台数(台)	取水量合計			
	之间加重(11)11		(m ³ ∕h)	(m³∕min)		
残留熱除去系海水ポンプ	886	4	3,544	59.07		
非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ	273	2	546	9.10		
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ	233	1	233	3.88		
	4,323	72.05				

必要取水量: 72.05m³/min=1.2m³/s

2) 貯留堰

貯留堰は,取水口の前面に設置されており,50tの漂流物の衝 突荷重を考慮した設計としている。仮に最大重量の漂流物である 2t被覆ブロックが衝突したとしても,損壊はしない。また,マウ ンドの被覆材が漂流物化し,貯留堰を越えて貯留堰内に流入する 可能性は低いと考えられるものの,保守的に貯留堰内に到達した ものと仮定し,引き波時の貯留機能を検討する。

被覆材が貯留堰からスクリーンまでの約40m範囲を埋めつくしたとしても、スクリーン内部の貯留量が約517m³(第36図)であり、引き波時間約3分間の非常用ポンプ必要取水量約220m³(≒72.05m³/min×3min)を確保することが出来る。

貯留堰の有効容量平面図を第35図に,有効容量縦断面図を第36図に,貯留堰前面の引き波の継続時間を第37図に示す。



第35図 有効容量平面図



第36図 有効容量縦断面図

※7 スロッシングによる溢水量:

「貯留堰の設置位置及び天端高さの決定の考え方」から引用



第37図 引き波の継続時間

3) SA用海水ピット取水塔

SA用海水ピット取水塔の平面図を第38図,断面図を第39図 に示す。SA用海水ピット取水塔は,海底面からRC構造の立坑 が1m程度突出した構造であり,立坑内には鋼製の取水管を設置 している。

当該取水塔は,50tの漂流物の衝突荷重を考慮した設計としている。仮に最大重量の漂流物である2t被覆ブロックが衝突したとしても,損壊しない。

取水塔上面には、漂流物の流入防止として取水塔の側壁上部に 沿って円周上に約 60cm 間隔で設置する幅約 30cm,高さ約 30cmの 支柱の上部に約 30cm角の格子状の鋼材により開口を設けた蓋を 設置するため、漂流物化した防波堤のマウンド被覆材のうち、 100kg/個(形状:立方体 1 辺 約 32cm~35cm)のものに対して も、進入を防止出来る。

仮に, 漂流物化するマウンド被覆材が, SA用海水ピット取水 塔周辺を覆いつくしたとして, SA用海水ピットの取水機能を検 討する。

漂流物化したマウンドの被覆材が、SA用海水ピット取水塔を 中心に円形に堆積したと仮定し、マウンドの被覆材(100kg/個 の捨石程度)の透水係数を10²cm/s^{*4}として算出される通水量は 約1.5m³/s^{*8}となる。ここで、マウンドの被覆材の石材は砂利よ り間隙が大きく、透水性は高いと考えられるが、保守側に砂利相 当の透水係数を用いた。また、SA用海水ピット取水塔の必要取 水量は0.75m³/s²⁹であり、マウンドの被覆材の堆積を仮定した場 合の通水量が上回ることから、取水機能が失われることはない。

SA用海水ピット取水塔部の漂流物堆積イメージ図を第40回に示す。

※8 捨石の堆積箇所における通水量:

「水理公式集(土木学会) P378 表 1.3」より

・通常井戸の取水量公式



・水路床高=T.P.-2.20m ※SA用海水ピット取水塔の天端高さ

• H = (T.P. - 0.81m) - (T.P. - 2.20m) = 1.39m

• $h_0 = (T.P. - 2.20m) - (T.P. - 2.20m) = 0.00m$

・堆積範囲の半径 R=129m

※マウンドの被覆材が SA用海水ピット取水塔を中心に円形に堆積した状態を想定

・取水口の半径 r₀=2.85m(防護蓋の支柱の内側の半径)

$$Q = \frac{\pi \times k \times (H^2 - h_0^2)}{2.3 \times \log_{10}(R/r_0)} = \frac{\pi \times 1 \times 10^2 \times 10^{-2} \times (1.39^2 - 0^2)}{2.3 \times \log_{10}(129/2.85)} = 1.593 \,\mathrm{m^{3/s}}$$

※9 SA用海水ピット取水塔の必要取水量:

2, $680 \text{m}^3 / \text{h} = 0.75 \text{m}^3 / \text{s}$



第38図 SA用海水ピット取水塔の平面図



第39図 SA用海水ピット取水塔の断面図(案)



第40図 SA用海水ピット取水塔部漂流物堆積イメージ図

(6) 津波による防波堤損壊の影響評価のまとめ

基準津波が防波堤に及ぼす影響としては,防波堤のマウンドの被 覆材の漂流物化が考えられるが,取水施設周辺の流速が小さいこと から取水施設へ到達する可能性は低いものと考えられる。

防波堤損壊により漂流物化したマウンドの被覆材が取水施設に到 達したとしても、各取水施設は漂流物の衝突に対して十分な耐力を 確保している。また、仮にマウンドの被覆材が取水施設の周辺に堆 積したとしても、マウンドの被覆材の透水性能が高いことから、取 水施設は取水機能を満足する。したがって、防波堤損壊により取水 施設が取水機能を失うことはないものと判断する。

漂流物による各取水施設への影響評価結果を以下に示す。

- ・取水口において、堆積したマウンド被覆材の通水量約 14m³/s が、非常用ポンプ7台の必要取水量 1.2m³/sを上回るため、取 水口の取水機能を満足する。
- ・貯留堰において、貯留堰からスクリーンまでの範囲をマウンド 被覆材が埋めつくしたとしても、スクリーン内部の貯留量約 517m³により、引き波時間約3分間の非常用ポンプ必要取水量 約220m³を確保しており、引き波時の取水機能を満足する。
- ・SA用海水ピット取水塔において、堆積したマウンド被覆材の 通水量約1.5m³/sが、SA用海水ピット取水塔の必要取水量
 0.75m³/sを上回るため、SA用海水ピット取水塔の取水機能 を満足する。

添付資料21

鋼製防護壁の設計方針について

- 1. 鋼製防護壁の要求機能と設計方針について
 - (1) 鋼製防護壁に要求される機能
 - (2) 鋼製防護壁高さの設定方針
 - (3) 設計方針
 - 1) 構造概要
 - 2) 鋼製防護壁と地中連続壁基礎の構造概要
 - 3) 設計手順
 - 4) 設計荷重
 - 5) 地中連続壁基礎の設計方針
 - 6) 鋼製防護壁(上部工)の設計方針
 - 7) 接合部の設計
 - 8) 止水ジョイント部(側部)の設計方針
 - 9) 止水ジョイント部(底部止水機構)の設計方針

2. 施工実績

- 2.1 鋼製門型ラーメン構造
 - (1) 施工事例1: 鋼殻ブロックの施工事例(橋梁箱桁)
 - (2) 施工事例2:国道工事(国土交通省)
 - (3) 施工事例3:高速道路工事(高速道路株式会社)
- 2.2 直接定着式アンカーボルトの実績
 - (1) 施工事例1:国道工事(国土交通省)
 - (2) 施工事例2:臨港道工事(国土交通省)
- 3. 地中連続壁基礎に関する設計基準類
 - 道路橋示方書·同解説Ⅳ下部構造編(公社法人日本道路協会)
 - (2) 地中連続壁基礎工法施工指針(案)(地中連続壁基礎協会)
- 4. 参考資料

5条 添付21-2

1. 鋼製防護壁の要求機能と設計方針について

(1) 鋼製防護壁に要求される機能

鋼製防護壁の平面位置図を第1-1図に,鋼製防護壁に関する要求機能と設計 評価方針について第1-1表に,鋼製防護壁の評価対象部位を第1-2図~第1-4 図に示す。

津波防護施設としての防潮堤に求められる要求機能は,繰返しの襲来を想定 した遡上波に対して浸水を防止すること,基準地震動S_sに対して要求される機 能を損なう恐れがないよう,構造物全体としての変形能力に対し,十分な構造 強度を有することである。

上記の機能を確保するための性能目標は, 遡上津波に対して余裕を考慮した 防潮堤高さを確保するとともに構造体の境界部等の止水性を維持し, 基準地震 動S_sに対して止水性を損なわない構造強度を有した構造物とすることである。



第1-1 図 平面位置図

5条 添付21-3



注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。

第1-2図 鋼製防護壁の評価対象部位(その1)



注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。



第1-3図 鋼製防護壁の評価対象部位(その2)

注) 仕様については今後の検討により変更の可能性がある。

第1-4図 鋼製防護壁の評価対象部位(その3)

5条 添付21-5

第1-1表 鋼製防護壁に関する要求機能と設計評価方針

	要求機能			機能設計	構造強度設計						
施設名	審査ガイド	要求機能	性能目標	機能設計方針	性能目標	構造強度設計 (評価方針)	評価	i対象部位	応力等の 状態	損傷モード	設計に用いる許容限界
	基準津波及び耐津波設計方針に係る <u>審査ガイド</u> 5.1 津波防護施設の設計 津波防護施設については、その構造 に応じ、波力による侵食及び洗掘に 対する抵抗性並びにすべり及び転倒 に対する安定性を評価し、越流時の	 ・ポンプ室周り 防護壁は、地震 後の繰返しの 後の想定した入 力津波に 力津 (清震) (清震) (清震) 	 ポンプ室周り防 護壁は、地震後の 繰返しの襲来を想 定した遡上波に対し、余震、漂流物の の衝突、風及び積 雪を考慮した場合 	・ポンプ室周り防護壁は、地 震後の繰返しの襲来を想定し た遡上波に対し、余震、漂流 物の衝突、風及び積雪を考慮 した場合においても、 ①想定される津波高さに余裕 を考慮した防潮堤高さ(浸水	 ポンプ室周り防護 壁は、地震後の繰返 しの襲来を想定した 津波荷重、余震や漂 流物の衝突、風及び 積雪を考慮した荷重 	基準地震動S。による地震時荷重,地震後の繰返しの襲来を想定した 津波荷重,余震や漂流物の衝突,風及び積雪を考慮した荷重に対し, 十分な支持性能を有する地盤に支持される設計とするため,地中連続 壁基礎が降伏に至らないことを確認する。		基礎地盤	支持力	支持機能を喪失す る状態	「道路橋示方書・同解説(I 共通編・Ⅳ下部構 造編)」に基づき極限支持カ以下とする。
	耐性にも配慮した上で、入力津波に 対する津波防護機能が十分に保持で きるよう設計すること。 (1)要求事項に適合する設計方針であ ることを確認する。 (2)設計方針の確認に加え、入力津波 に対して津波防護機能が十分保持で きる設計がなされることの見通しを 得るため、以下の項目について、設	生にも配慮した上で、入力津波に する津波防護機能が十分に保持で るよう設計すること。 要求事項に適合する設計方針であ 設計方針の確認に加え、入力津波 対して津波防護機能が十分保持で る設計がなされることの見通しを るため、以下の項目について、設 び積雪を考慮した防 た場合においても、想定 される津波高さに も、津波防護施 潮堤高さの設定及 び構造体の境界部 (2取水口横 することが要求 することを機能設 ことを確認する。 設計方針の確認に加え、入力津波 することの見通しを るため、以下の項目について、設 び積雪を考慮した防 される津波高さに も、津波防護施 潮堤高さの設定及 び構造体の境界部 (2取水口横 することが要求 計上の性能目標と(3)取水口横	高さT.P.+17.9mに余裕を考慮 した天端高さT.P.+20.0m)の 設定により、海水ポンプ室周 りに設置する設計とする。 ②取水口横断部の上部構造 は、鋼製のブロックから成る 津波防護壁を構築し、止水性 を保持する設計とする。 ③取水口横断部の南北に繋が	に対し、鉄筋コンク リート製の地中連続 壁基礎、鉄筋コンク リート及び鋼製の上 部構造で構成し、津 波後の再使用性を考 慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とする である地中連続壁基礎が、おおむね弾性状態に留ま る。	本準地震動S。による地震時荷重,地震後の繰返しの襲来を想定した 津波荷重,余震や漂流物の衝突,風及び積雪を考慮した荷重に対し, 主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とするために,構造部材 である地中連続壁基礎が,おおむね弾性状態に留まることを確認す る。	・ 部 エ 地中連続壁 曲げ 基礎 せん		曲げ, せん断	部材が弾性域に留 まらず塑性域に入 る状態	【基準津波に対して】 「道路橋示方書・同解説(I共通編・Ⅳ下部構 造編・V耐震設計編)」に基づき短期許容応力 度以下とする。 【IP+24m津波に対して】 「道路橋示方書・同解説(I共通編・Ⅳ下部構 造編・V耐震設計編)」「コンクリート標準示 方書」に基づき降伏応力度・せん断強度以下 とする。	
	定の考え方を確認する。確認内容を 以下に例示する。 ① 荷重組合せ a)余震が考慮されていること。耐津 波設計における荷重組合せ:常時+ 津波,常時+津波+地震(余震) ② 荷重の設定	される。 ・ポンプ室周り 防護壁は、基準 地震動Sslに対 し、津波防護施 設が要求される	する。 ・ポンプ室周り防 護壁は、基準地震 動Ssに対し、主 要な構造部材の構 造健全性を維持す	る区間は、鉄筋コンクリート により防潮壁を構築し、止水 性を保持する設計とする。 ④上部構造を、頂版コンクリ ート・フーチングコンクリー トを介して地中連続壁基礎に 連結し、サイな支持性能を有	分な支持性能を有す る地盤に設置する設 計とするとともに、 主要な構造体の境界 部には止水ゴム等を 設置し、有意な漏え いを生じない設計と	基準地震動S。による地震時荷重,地震後の繰返しの襲来を想定した 津波荷重,余震や漂流物の衝突,風及び積雪を考慮した荷重に対し, 主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とするために,構造部材 である鋼材が,おおむね弾性状態に留まることを確認する。	鋼製防護壁		曲げ, せん断	部材が弾性域に留 まらず塑性域に入 る状態	【基準津波に対して】 「道路橋示方書・同解説(I共通編・Ⅱ鋼橋 編」に基づき短期許容応力度以下とする。 【TP+24m津波に対して】 「道路橋示方書・同解説(I共通編・Ⅱ鋼橋 編」に基づき降伏応力度以下とする。
3)のえれり性さ設い生るこ(3) 3界力分持つ必の留「基審6)津止る建る基対全のる機能)	a) 津波による荷重(波圧、衝撃力) の設定に関して、考慮する知見(例 えば、国交省の暫定指針等)及びそ れらの適用性。 b) 余震による荷重として、サイト特 性(余震の震源、ハザード)が考慮 され、合理的な頻度、荷重レベルが 設定される。。 b) 地雲にとし周辺地般に速せ化が発	する地盤に支持する設計とす る。 ⑤上部構造の施工境界部や異 種構造物間との境界部は、波 圧による変形に追随する止水 性を確認した止水ゴム等を設 置することにより止水処置を 講ずる設計とする。 ⑥津波の波力による浸食や洗	することを構造強度 設計上の性能目標と する。 ・ポンプ室周り防護 壁は、基準地震動S。による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定し 津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し 鋼製防護壁と地中連続壁基礎を連結するアンカー部が構造健全性を 持する設計とするために、構造部材である鋼材が、おおむね弾性を に留まることを確認する。	基準地震動S。による地震時荷重, 地震後の繰返しの襲来を想定した 津波荷重, 余震や漂流物の衝突, 風及び積雪を考慮した荷重に対し, 鋼製防護壁と地中連続壁基礎を連結するアンカー部が構造健全性を保 持する設計とするために,構造部材である鋼材が, おおむね弾性状態 に留まることを確認する。		鋼製防護壁 アンカー	引張り, せん断, 引抜き	部材が弾性域に留 まらず塑性域に入 る状態	【基準津波に対して】 「道路橋示方書・同解説(I共通編・IV下部構 造編)」「鋼構造物設計基準(名古屋高速道路 公社)」に基づき短期許容応(名古屋に支する。 【IP+24m 津波に対して】 「道路橋示方書・同解説(I共通編・IV下部構 造編)」「鋼構造物設計基準(名古屋高速道路 公社)」に基づき降伏応力度以下とする。		
	生する場合、防潮堤基礎杭に作用す る側方流動力等の可能性を考慮する こと。 ③ 許容限界)津波防護機能に対する機能保持限 界として、当該構造物全体の変形能) 防潮堤基礎杭に作用す う等の可能性を考慮する	振,地盤内からの浸水に対し て耐性を有するフーチング厚 を設定することにより、止水 性を保持する設計とする。 ・ポンプ室周り防護壁は、基	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	磁。鉄筋コンクリ ト及び鋼製の上部 造で構成し、津波 においても主要な 造部材の構造健全 を保持する設計と		止水 ゴム等	変形, 引張り	有意な漏えいに至 る変形, 引張り	メーカー規格及び基準並びに必要に応じて実 施する性能試験を参考に定める許容変形量及 び許容引張り力以下とする。	
	カ(終局耐力時の変形)に対して十 分な余裕を有し、津波防護機能を保 持すること。(なお、機能損傷に至 った場合、補修にある程度の期間が 必要となることから、地震、津波後 の再使用性に着目した許容限界にも 留意する必要がある。)			 準地震動Ssに対し、 ⑦鋼材や鉄筋コンクリートの 耐性のある部材を使用するこ とで止水性能を保持する設計 とする。 ⑧上部構造は、頂版コンクリ ート・フーチングコンクリー トを介して地中連続壁基礎に る。 	するとともに、主要 な構造体の境界部に は、止水ゴム等設置 し、有意な漏えいを 生じない設計とする ことを構造強度設計 上の性能目標とす る。	るとともに、土安 :構造体の境界部に :、止水ゴム等設置 :、す意な漏えいを :じない設計とする とを構造強度設計 :の性能目標とす : : : : : : : : : : : : :	上部工	鋼製 アンカー	引張り, せん断, 引抜き	部材が弾性域に留 まらず塑性域に入 る状態	「各種合成構造設計指針・同解説」に基づき 短期許容応力度以下とする。
	<u>審査ガイド</u> 6.3 津波防護施設、浸水防止設備等 津波防護機能を有する施設、浸水防 止機能を有する設備及び敷地におけ る津波監視機能を有する設備のうち 建物及び構築物は、常時作用してい る荷重及び運転時に作用する荷重と 基準地震動による地震力の組合せに			19回に連結し、 十万な支持性 能を有する地盤に支持すると ともに、鋼製防護壁や鉄筋コ ンクリート防潮壁による止水 性を保持する設計とする。 ③上部構造の施工境界部や異 種構造物間との境界部や異 種構造物間との境界部に追 膝等により地震時の変形に追 随し止水性を確認した止水ゴ				止水ゴム 等の鋼製 防護部材	曲げ, 引張り, せん断	部材が弾性域に留 まらず塑性域に入 る状態	「鋼構造設計基準」に基づき短期許容応力度 以下とする。
	対して、当該建物・構築物が構造物 全体としての変形能力(終局耐力時 の変形)について十分な余裕を有す るとともに、その施設に要求される 機能(津波防護機能,浸水防止機 能)を保持すること			ム等を設置することによる止 水処置を講じる設計とする。				鋼製 防護壁 底部 止水機構	曲げ, せん断	部材が弾性域に留 まらず塑性域に入 る状態	「道路橋示方書・同解説(Ⅰ 共通編・Ⅱ 鋼橋 編)」「水門鉄管技術基準」に基づき短期許容 応力度以下とする。

津波防護に関する施設は、津波の発生に伴い、津波防護対象設備がその安全性又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないような設計とする。 「津波防護に関する施設の設計について」の要求機能、機能設計、構造強度設計を以下に示す。 赤字:荷重条件 緑字:要求機能 青字:対応方針

(2) 鋼製防護壁高さの設定方針

敷地前面東側に位置する鋼製防護壁は,遡上津波に対して余裕を考慮した防潮壁高さを設定している。入力津波高さと防潮堤高さの関係を第1-2表に示す。

	敷地側面 北側	敷地前面 東側	敷地側面 南側
入力津波高さ (潮位のばらつき等 考慮)	T.P.+15.4m	T.P.+17.9m	T.P.+16.8m
防潮壁高さ	T.P.+18.0m	T. P. +20. 0m	T.P.+18.0m
設計裕度	2.6m	2.1m	1.2m

第1-2表 入力津波高さと防潮壁高さの関係

(3) 設計方針

1) 構造概要

鋼製防護壁は,海水ポンプ室東側の取水口横断部に配置する。(第1-1図参照)

既設の取水構造物に鋼製防護壁による荷重を作用させないために, 取水構造物の南北両側に上部工の基礎となる地中連続壁基礎を構築 し,取水構造物を跨ぐように上部工の鋼製防護壁を構築する。

上部工の鋼製防護壁の底面と既設取水構造物との境界部には、止水 性維持のために止水機構を設置する。(第1-4図 参照)

上部工の鋼製防護壁と隣接する鉄筋コンクリート防潮壁との境界部 には、止水性維持のために伸縮性を有する止水ゴム等を設置する。(第 1-3 図 参照)

5条 添付21-7

鋼製防護壁の構造概要図を第1-5図に,平面図及び正面図を第1-6図に 示す。



第1-5 図 鋼製防護壁 構造概要図



注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。



2) 鋼製防護壁と地中連続壁基礎の構造概要

全体構造の概要

鋼製防護壁全体の構造を第1-7図に示す。鋼製防護壁の構成部位と役割 を第1-3表に示す。また、鋼製防護壁の構造図を第1-8図、鋼製防護壁全 体の構成図を第1-9図、地中連続壁基礎の構成図を第1-10図に示す。

第1-7図に示すとおり,基礎部は,南北両側に配置した地中連続壁基礎 にて構成され,津波荷重等を受ける鋼製防護壁を支持する。

鋼製防護壁は,鉛直及び水平方向に配置された鋼板で構成される鋼殻構 造とする。施工性を考慮して,鋼製防護壁はブロックに分割し,各ブロッ クは添接板と高力ボルトを用いた摩擦接合により結合する。

第1-8 図に鋼製防護壁の鉛直方向の分割イメージを示す。下端標高 T.P.+3.20mから天端標高T.P.+20.0mまでを頂部鋼板を含めて10層に分 割した構造とし,各層は,第1-7図に示すブロックが複数結合された構造 とする。

鋼製防護壁最下層の地中連続壁基礎結合部には,アンカーボルトが設置 され上部工からの軸力と水平軸回りの曲げモーメントを引抜き力,押込力 として基礎上部の頂版コンクリートに伝達する。

また,第1-9,1-10 図に示すとおり鋼製防護壁の基礎部直上の鋼殻内に は、必要な高さまで中詰めコンクリートを打設する。なお、頂版コンクリ ート及び中詰めコンリートは鉄筋コンクリートとする。

鋼製防護壁と地中連続壁基礎との結合部について,第1-11~1-16図に 示す。

5条 添付21-10

区分	分類	構成	各部位の役割
	鋼製 防護壁	鋼製防護壁 (支間部,支柱部)	津波荷重等に抵抗する。
		鋼殻(支柱部)	基礎上部の範囲を拡幅することによ
			り、支柱部応力の低減とアンカーボ
			ルトの配置エリアを確保する。
		中詰めコンクリート	> 鋼殻内部の鉄筋コンクリートで、基
山田		(鉄筋コンクリート)	部周辺の鋼殻応力の低減と上部上か
			らのせん断刀と水平トルク(鉛直軸
			回りモーメント)を基礎貝版に伝達
	アンカー		9 る。
	ブレム	_	エ印工何里からの軸力及び曲りて
			クリートに伝達する。
	地中連続壁	頂版コンクリート	地中連続壁の上部に構築する鉄筋コ
	基礎	(鉄筋コンクリート)	ンクリート版で、鋼製防護壁からの
	(A北,A南)		荷重を地中連続壁基礎に伝達させ
			る。アンカーボルト及び中詰めコン
下			クリート内の鉄筋を定着させる。
工		地中連続壁	基礎外面を形成し、基礎の主要部材
		(鉄筋コンクリート)	となる。
		中実コンクリート	地中連続壁内部の鉄筋コンクリート
		(鉄筋コンクリート)	で、地中連続壁と一体となって発生
			断面力を負担する。
非	根巻き		定着アンカー頭部の防食などを目的
構	コンクリート		とした鉄筋コンクリート。非構造部
垣部		—	材として設計する。
材			

第1-3表 鋼製防護壁の構成部位と役割





第1-8図 鋼製防護壁の構造図(鋼製防護壁の鉛直方向ブロック分割)





A-A断面図

第 1-9 図

鋼製防護壁全体の構成図



第1-10図 地中連続壁基礎の構成図





第1-11 図 鋼製防護壁-地中連続壁基礎 結合部イメージ図



注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。

第 1-12 図 鋼製防護壁-地中連続壁基礎 結合部構造図 (A-A断面)



注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。

第 1-13 図 鋼製防護壁-地中連続壁基礎 結合部構造図 (B-B断面)



注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。

第 1-14 図 鋼製防護壁-地中連続壁基礎 結合部構造図 (C-C断面)



注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。

第 1-15 図 鋼製防護壁-地中連続壁基礎 結合部構造図 (D-D断面)


注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。

第 1-16 図 鋼製防護壁-地中連続壁基礎 結合部構造図 (E-E断面)

② 構造型式の選定理由

a. 取水口横断部の防護壁を鋼製とした理由

既設取水口の頂版に直接防護壁を設置した場合,防護壁の自重, 津波波圧による反力,地震時慣性力を取水口に負担させることにな る。その反力は非常に大きいため,両サイドに基礎を設け反力が取 水口に作用しない設計とする。

両サイドの基礎は,非常に大きな荷重を負担するが,基礎設置場 所には十分な広さがなく,際限なく基礎を大きくすることが出来な い状況である。そのため,自重及び地震時慣性力の低減を目的に, 質量の低減を図ることが可能な鋼製を選定する。

「4.参考資料」に鋼製防護壁ブロック架設方法のステップ図を 示す。架設は、トラッククレーンにてブロックを1個ずつ吊上げ、 先行ブロックと突合せてHTB(ハイテンションボルト)で接合・

固定する。

本工法では,最下段については両側からブロックを接合し,張り 出し側を仮受けしながら構築し,最下段を自立させたのちに,上層 ブロックを積み上げて構築するため,既設構造物に大きな荷重を負担 させることなく架設が可能である。

b. 基礎形式に地中連続壁基礎を選定した理由

防潮壁がSクラス構造物であることから,基礎は強固な岩盤上に 設置しなければならないため,約60m近くまで掘り下げる必要が ある。実績が豊富で適応可能な施工方法としては,地中連続壁基礎 工法とケーソン工法が選択される。

ケーソン工法の場合,施工方法として周辺の地盤との摩擦を切っ て躯体を圧入していくため,基礎周辺地盤との摩擦力は,設計上地 中連続壁基礎と同等の評価ができないことから,基礎として必要な 寸法が地中連続壁基礎よりも大きくなる。また,厚く分布する沖積 粘性土層(Ac層)のN値が低いため,施工中にケーソンが自沈する ことで所定の精度で施工できない可能性や,岩盤根入れ施工時に突 然沈下し,瞬間的に震度4以上の振動を発生させる危険性も否定で きない。

以上の理由から、基礎形式として地中連続壁基礎を選定する。

c. 直接定着式アンカーボルトを選定した理由

上部工が鋼殻構造で下部工が鉄筋コンクリート構造の場合,アン カーフレーム方式により接続し,上部工の荷重を下部工に伝達する 形式が多い。本件においてアンカーフレーム方式を採用した場合,

頂版に設置されるアンカーフレームのプレートと,地中連続壁基礎 の鉛直方向鉄筋の定着部とが干渉する。この干渉を避けるためには 基礎を大きくする必要があるが,敷地内の制約から拡幅可能な大きさ に制限があるため困難である。

一方,直接定着式アンカーボルトには上記のような干渉するプレートはなく,基礎の大きさ(平面形状)を敷地の制約内の大きさにお さめることができるため,これを選定する。

③ 鋼製防護壁の平面配置における制約条件

鋼製防護壁の支間部は,地震等の変位による既設構造物との接触回避 や施工時の離隔を確保する必要性から以下の制約を受けるため,鋼製防 護壁中心と地中連続壁基礎中心とで偏芯を設ける。

a. 上部工の制約

- ・上部工と下部工に偏芯を設けない場合,上部工の堤外側角落しとの離隔が20cmとなり,止水板押え(約50cm)を加えると堤外側角落しに接触する。
- ・本震時の動的解析による変位(51cm)を踏まえ,許容変位量を 70cm程度と設定する。
- ・堤外側は、上部工と堤外角落しとの離隔を、止水板押え(約50 cm)と許容変位量(約70cm)の120cmとすると、約100cm程度の偏芯が必要となる。

b. 地中連続壁基礎の制約

・堤内側は施工上,ポンプ室クレーン・取水口との離隔を3m程度 確保する必要がある。

これらの制約により、上部工と下部工とで堤内方向に約 1mの偏芯を

設定する。

第1-17 図に取水路周辺の平面図,第1-18 図に鋼製防護壁と堤外側角 落しとの位置関係を示す。



注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。



第1-17図 取水路周辺の平面図

注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。

第1-18図 鋼製防護壁と堤外側角落しの位置関係図(A-A断面)

④ 地中連続壁基礎の根入れ長の設定方針

鋼製防護壁の基礎は、津波時において南側と北側の2つの基礎の変位 量がほぼ同等となるように地中連続壁基礎の根入れ長を設定し、地震時 においても各部位が十分な裕度を有することを確認する。 3) 設計手順

鋼製防護壁の耐震・耐津波評価は、津波防護施設であること、Sクラス の設計基準対象施設であることを踏まえ、第1-4表の鋼製防護壁の評価項 目に従い、各構造部材の構造健全性及び支持性能の評価を行う。

鋼製防護壁の構造健全性及び支持性能の評価の検討フローを第1-19図 に,鋼製防護壁の検討モデルと評価フローを第1-20図に示す。

構造強度設計				
111F	評価対象部位		応力等の状態	設計に用いる計容限界
下船上	基礎地盤		支持力	「道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV下部構造編)」に 基づき極限支持力以下とする。
	地中 連続壁 基礎		曲げ せん断	【基準津波に対して】 「道路橋示方書・同解説(I共通編・IV下部構造編・V耐 震設計編)」に基づき短期許容応力度以下とする。 【T.P.+24m津波に対して】 「道路橋示方書・同解説(I共通編・IV下部構造編・V耐 震設計編)」、「コンクリート標準示方書」に基づき降伏応 力度・せん断強度以下とする。
- 4 部 년	鋼製 防護壁		曲げ せん断	【基準津波に対して】 「道路橋示方書・同解説(I共通編・Ⅱ鋼橋編」に基づき 短期許容応力度以下とする。 【T.P.+24m津波に対して】 「道路橋示方書・同解説(I共通編・Ⅱ鋼橋編」に基づき 降伏応力度以下とする。
	アンカーボルト		引張り せん断 引抜き	【基準津波に対して】 「道路橋示方書・同解説(I共通編・Ⅳ下部構造編)」「鋼 構造物設計基準(名古屋高速道路公社)」に基づき短期許容 応力度以下とする。 【T.P.+24m津波に対して】 道路橋示方書・同解説(I共通編・Ⅱ鋼橋編」に基づき降伏 力度以下とする。
	止水ジョイント部	止水 ゴム等	変形 引張り	メーカー規格及び基準並びに必要に応じて実施する性能 試験を参考に定める許容変形量及び許容引張り力以下と する。
		鋼製 アンカー	引張り せん断 引抜き	「各種合成構造設計指針・同解説」に基づき短期許容応 力度以下とする。
		止 水 ゴ ム 等 の 鋼 製 防 護 部 材	曲げ 引張り せん断	「鋼構造設計基準」に基づき短期許容応力度以下とす る。
		鋼製 防護壁 底部 止水機構	曲げ せん断	「道路橋示方書・同解説(I共通編・Ⅱ鋼橋編)」「水門鉄 管技術基準」に基づき短期許容応力度以下とする。

第1-4表 鋼製防護壁の評価項目



第1-20図 鋼製防護壁の検討モデルと評価フロー

4) 設計荷重

設計に用いる荷重の組合せを以下に示す。

- ① 基準地震動Ssによる地震荷重
- ② 基準津波荷重+漂流物衝突荷重
- ③ 余震+基準津波荷重
- ④ T.P.+24m津波荷重+漂流物衝突荷重
- ⑤ 余震+T.P.+24m津波荷重

5) 地中連続壁基礎の設計方針

鋼製防護壁の基礎は、岩盤に地中連続壁の壁厚程度以上を根入れする岩 着形式とした。

鋼製防護壁の基礎は、津波時において南北両側の基礎がほぼ同等の変位 量となるように、それぞれの地中連続壁基礎の根入れ長を設定し、地震時 において各部位が十分な裕度を有することを確認する。

地中連続壁基礎の支持性能については,基礎に作用する地盤反力が基礎 地盤の極限支持力以下であることを照査する。

構造イメージ図を第1-21図に、また平面図を第1-22図に示す。



第1-21図 鋼製防護壁 構造イメージ図



第1-22図 鋼製防護壁 平面図

地中連続壁基礎の設計フローを第1-23 図に示す。津波時及び余震+津 波時は荷重の三次元性を反映するために静的三次元解析,本震時は液状化 を精緻に評価するために有効応力解析を実施し,基礎に発生する断面力を 用いて応力照査を実施する。



第1-23図 地中連続壁基礎の設計フロー

① 耐震設計(有効応力解析)

設計対象構造物~地盤の連成系モデルによる二次元地震応答解析 を行い,本震時の地中連続壁基礎の構造健全性及び支持性能を確認 する。地盤の液状化の影響を緻密に反映するため,有効応力の変化 に伴う地盤挙動の変化を考慮することができる有効応力法を用いる こととし,地震応答解析により算定される部材の発生応力が短期許 容応力度以下となるよう設計する。

液状化強度特性については、平均-1 σの値を用いることで保守 性を考慮する。さらに、地質分布の不確かさに着目し、原地盤の液 状化強度特性を適用した基準地震動Ssによる解析結果のうち、最も 厳しいケースにおいて、より一層保守的な検討を目的に、液状化検 討対象層である全ての砂層・礫層に対して豊浦標準砂の液状化強度 特性を与えることで、強制的に液状化させる条件を仮定した解析モ デルについても検討する。

a. 解析モデルの作成

地質断面図を反映して解析モデルを作成する。鉛直方向はT.P.-130mまでをモデル化し、水平方向には構造物を中心に左右とも構造 物幅の5倍程度以上の範囲をモデル化する。地中連続壁基礎は線形 梁要素、地盤はマルチスプリング要素でモデル化し、地下水位以深 については間隙水圧要素を配置する。

地中連続壁基礎は,縦梁(構造弾性梁),横梁(仮想剛梁)で構成 し,側面にジョイント要素配置のために仮想柔梁を配置する。

鋼製防護壁は、構造弾性梁として配置する。

第1-24 図に軸直角方向解析モデルの例,第1-25 図に軸方向解析 モデルの例を示す。



(解析メッシュ図)

第1-24図 地震応答解析モデル(軸直角方向)の例







第1-25図 地震応答解析モデル(軸方向)の例

b. 地震応答解析

有効応力解析により構造物及び地盤の応答値を算定する。

構造物の応答値のうち地中連続壁基礎天端位置における変位時刻 歴を鋼製防護壁の設計に使用する。

入力地震動は,東海第二発電所の解放基盤表面深度である T.P. – 370m から T.P. – 130m までをモデル化した剥ぎ取り地盤モデルを用い て,一次元波動論により T.P. – 130m 位置で評価した地震動(2E)を 用いる。

c. 照查

地震応答解析により算定された地中連続壁基礎の断面力を用い

て、曲げモーメント・軸力に対する照査、せん断に対する照査を行

い、短期許容応力度以下であることを確認する。

基礎地盤の支持性能として,基礎に作用する地盤反力が極限支持力 以下であることを確認する。

② 耐津波設計(静的三次元フレーム元解析)

地中連続壁基礎及び鋼製防護壁を一体でモデル化する。

地中連続壁基礎は,縦梁(構造弾性梁),横梁(仮想剛梁)で構成 し,鋼製防護壁は構造弾性梁とする。

この横梁に地盤バネを接続したモデルで応答変位法による静的三 次元フレーム解析を行い,津波時と余震+津波時の地中連続壁基礎の 構造健全性及び支持性能を確認する。死荷重及び積雪の長期荷重, 津波による波力と漂流物衝突荷重,余震荷重等を外力として入力 し,部材の発生応力が短期許容応力度以下となるよう設計する。津 波や漂流物の荷重は,鋼製防護壁に直接的に作用し,下部工の地中 連続壁基礎へ伝達される。なお,津波時における漂流物の衝突荷重 は,入力津波高さに作用するものとして考慮する。解析モデル概念 図を第1-26 図に示す。

基礎地盤の支持性能として,基礎に作用する地盤反力が極限支持 力以下であることを確認する。



第1-26図 地中連続壁基礎の解析モデル概念図

地盤バネは、「道路橋示方書・同解説 Ⅳ下部構造編」に基づき設 定し、上限値を有するバイリニア型とする。地盤反力係数は、静弾 性係数及び余震時の収束剛性から算定する。余震時の地盤バネの算 定に用いる地盤の変形係数*E*_Dは、以下の式により算出する。

 $E_D = 2(1+\nu_d)G'$

 E_D : 地盤の変形係数 (kN/m²)

 $\nu_d: 動ポアソン比$

G': 地盤の余震時の収束剛性 (kN/m²)

地盤反力係数及び地盤バネの上限値の算定内容を第1-5表に示 す。保守性を考慮するため、地盤反力係数を本震時の収束剛性、地 盤バネの上限値を残留せん断強度の-1 σ値より算定した場合につ いても解析を行う。

第1-5表 地盤反力係数及び地盤バネの上限値

荷重条件	地盤反力係数	上限值	
津波時	静弾性係数より	残留強度(-1 σ 低減値)	
余震+津波時	余震時の収束剛性より	残留強度(-1σ低減値)	

余震時荷重としては,余震時の一次元地盤応答解析により算定さ れる応答変位分布を強制変位としてバネ端に載荷するとともに,地 表面最大加速度より算定する設計震度を慣性力として考慮する。 6) 鋼製防護壁(上部工)の設計方針

鋼製防護壁(上部工)に要求される性能は、津波に対する止水性を確保 することである。そのため、繰返し襲来する津波荷重が作用した場合に対 して弾性状態に留まる必要がある。

鋼製防護壁(上部工)は、下部工の地中連続壁基礎に基礎頂版を介して 結合され、概ね81m程度の支間長で既設取水口を跨いで構築する。

鋼製防護壁の構造図を第1-27図に、設計フローを第1-28図に示す。



注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。

第1-27図 鋼製防護壁の構造図

⁵条 添付21-35



本震時【三次元動的フレーム解析】

・有効応力解析により算出された変位時刻歴を与える。

津波時·余震+津波時

・上部工・下部工一体モデルによる三次元静的フレーム解析から算出される 断面力を用いて部材照査を行なう。

第1-28図 鋼製防護壁の設計フロー

モデル化方針

鋼製防護壁は,梁で構成される格子にモデル化し,構造評価を行 う。

水平(X方向)隔壁及び鉛直(Z方向)隔壁の交差位置ならびに添 接板継手位置を節点とした格子モデルとする。

鋼製防護壁部分の解析モデル図を第1-29図に示す。

- i) 主桁部材(水平方向)は、外壁鋼板をフランジ、水平(X方
 向)隔壁をウェブとみなした I 断面とする。(第1-29図の青色
 表示部分)
- ii)横桁部材(鉛直方向)は、外壁鋼板をフランジ、鉛直(Z方
 向)隔壁をウェブとみなした I 断面とする。(第1-29図の赤色
 表示部分)
- iii)ねじれ剛性は、外面鋼板が連続していることから、箱断面として算出したねじれ剛性を両部材に考慮する。

格子モデルは津波荷重,地震時荷重,積雪荷重,風荷重及び漂流 物の衝突荷重に耐えうる構造である鋼部材のみでモデル化する。



第1-29図 解析モデル図

② 本震時 〈三次元動的フレーム解析〉

本震時は格子モデルによる三次元動的フレーム解析を行う。

本震による慣性力を鋼製防護壁に動的に作用させ,鋼材に生じる曲 げ,せん断応力の照査を行い,短期許容応力度以下であることを確認 する。なお,本震時の解析では風荷重を重畳させる。

本震時の三次元動的フレーム解析モデルの概念図を第1-30図に示す。

i)地中連続壁基礎の二次元有効応力解析から算出される基礎天端
 中心における並進3成分(堤軸方向,堤軸直角方向及び鉛直方

向)及び回転2成分(堤軸方向,堤軸直角方向断面内の回転成 分)の変位時刻歴を強制変位として与える。なお,変位時刻歴 を与えることにより鋼製防護壁に慣性力が作用することとな る。また,同じ解析モデルにて水平震度による上部工の静的解 析を実施し,得られる応答値を重ね合わせることで水平回転成 分による影響を考慮する。

 ii) 三次元動的フレーム解析は堤軸方向,堤軸直角方向及び鉛直方 向毎に行い,解析結果のそれぞれの最大応答値を組合せ係数法 により重ね合せて応力度照査を行う。



第1-30図 三次元動的フレーム解析モデルの概念図

③ 津波時, 余震+津波時

津波及び余震+津波時については,第1-26回に示す上部工・下部 工一体モデルによる三次元静的フレーム解析結果から鋼製防護壁部 材の応答値を抽出し,各部材の照査を行なう。

a. 津波時

鋼製防護壁は,死荷重,積雪荷重,津波荷重及び漂流物の衝突荷 重を作用させ,鋼材に生じる引張り,せん断応力の照査を行い,短 期許容応力度以下であることを確認する。なお,漂流物の衝突荷重 は曲げモーメントが最大となる位置に作用させる。

b. 余震+津波時

鋼製防護壁は,死荷重,積雪荷重,津波荷重並びに余震による慣 性力及び動水圧を作用させ,鋼材に生じる引張り,せん断応力の照 査を行い,短期許容応力度以下であることを確認する。なお,慣性 力としての設計震度は,一次元地盤応答解析より算出される地表面 の最大加速度を与える。

④ 補剛材の設計

a. 補剛材の設計

主構断面となる隔壁には、「道路橋示方書・同解説 Ⅱ鋼橋編

4.2.5」の規定に基づいた必要剛度を満たす補剛材を配置し、補剛材 自体の座屈に対する安全性を確保する。

b. 主構断面の座屈照査

主構断面となる隔壁は、「道路橋示方書・同解説 Ⅱ鋼橋編 11.4.2」の解説に準じて座屈に対する安全照査を実施し、補剛材の 追加配置の必要性を確認する。

- ⑤ 添接板継手部の設計
 - a. 添接板継手部の設計

鋼殻ブロックの添接板継手部は、高力ボルト摩擦接合方式とす

る。

設計は、「道路橋示方書・同解説 Ⅱ鋼橋編 7.3」に基づき行う。

母材に作用するせん断力及び曲げモーメントに対して,継手部の 孔引き後の母材,添接板及び高力ボルトの安全性を照査する。

せん断力と曲げモーメントが同時に作用するため,合成した力に 対しての安全性の照査も実施する。

鋼殻ブロックの添接板継手部イメージを第1-31図に示す。



注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。

第1-31図 鋼殻ブロックの添接板継手部イメージ(正面図)

b. 添接板継手部の止水

ブロック間ジョイントにはシール材を施工し、止水性を確保する。 シール材の止水性能について、所定の水圧をかけた状態での止水試 験を実施して確認する。

7) 接合部の設計

① 準拠指針

接合部に要求される性能は,鋼製防護壁本体の死荷重や,津波や地震な どの外力を確実に基礎へ伝達させることである。

アンカーボルトの定着方法は直接定着式とし,「名古屋高速道路公社 鋼構造物設計基準 Ⅱ鋼製橋脚編 7章」に基づき計算する。



アンカーボルト



第1-32図 基礎定着部の概念図

【直接定着式アンカーボルトの基準について】

直接定着式アンカーボルトは,名古屋高速道路公社と住友金属工 業株式会社(現:新日鐵住金株式会社)が共同開発した製品である。 なお,直接定着式アンカーボルトの適用基準については,後述する 試験結果に基づいて,名古屋高速道路公社にて策定されており,この 基準に基づく実績は多数あり,国交省,公団公社,自治体,各高速道 路会社においてもこの基準を採用している。

直接定着式アンカーボルトに関しては,設計手法の妥当性,付着 特性の設定及び震度法レベル,地震時保有水平耐力法レベルの設計 荷重に対して十分な定着耐力を有することが,以下に示す各種試験 結果より,確認・報告されている。

- ・異形棒鋼ならびにスタッドを用いたアンカーボルトの付着強度
 に関する試験^{1),2)}
- ・実構造における力学特性試験³⁾
- ・太径化による付着強度低下に関する試験4)
- ・実構造における付着強度試験5)
- ・製造限界とされる太径アンカーボルトによる付着性能,定着耐力に関する試験⁶⁾

(参考文献)

- 前野ほか,鋼製橋脚の新しい定着方法について,第2回合成
 構造の活用に関するシンポジウム講演論文集,1989.9
- 2)前野ほか,スタッドを取り付けた太径異形棒鋼の付着特性, 土木学会論文集,1992.1
- 3)小畑ほか,太径異形棒鋼による実大付着型アンカーボルトの 力学性状と現場付着試験,鋼構造年次論文報告集,1993.7

- 4)山本ほか,鋼製橋脚定着部に用いる付着型アンカーボルトの 室内付着試験及び現場引抜き試験,橋梁と基礎,1998.5
- 5)前野ほか,付着型アンカーボルトを用いた鋼製橋脚定着部の 設計及び現場試験,橋梁と基礎,1994.5
- 6) 鋼製橋脚に用いる実大付着型アンカーボルトの力学特性と定着部の挙動評価モデル,構造工学論文集 Vol. 46A, 2000.3

 接合部の設計

接合部のアンカーボルトは、2 軸複鉄筋断面の鉄筋コンクリート断面と して設計する。アンカーボルトの設計荷重は、上部工の三次元動的フレー ム解析及び上部工・下部工一体モデルによる三次元静的フレーム解析の断 面力から算出される、アンカーボルト1本当りの引抜き力と押込力とす る。

津波時及び余震+津波時の設計断面力は,軸力の最大・最小ならびに面 内・面外の各曲げモーメントが最大となる荷重組合せを抽出後,最大の引 張応力が生じる荷重組合せを用いる。

本震時の設計断面力は,水平2方向及び鉛直方向地震力に対する組合せ 係数法を適用して設定する。

鋼製防護壁の基部(アンカー部)は,鉛直軸力と面内・面外曲げモーメ ントに対して抵抗するものとし,せん断力と水平回転モーメントについて は,基礎と一体の中詰めコンクリートにて負担する。



津波時,余震+津波時

第1-33図 接合部の荷重分担

アンカーボルトの引張応力,付着応力,コーンせん断破壊が短期許容応 力度以下であることを確認する。

保守性を考慮した設計として,アンカーボルト設計定着長及び埋込長は アンカーボルト全強に対して算出する。

(全強=許容応力度 × 母材の断面積)

③ 定着部コーン破壊に対する照査

設計荷重は,上部工のフレーム解析及び上部工・下部工一体モデルによる三次元静的フレーム解析の断面力から算出される,アンカーボルト1本 当りの引抜き力と押込力とする。

定着部のコーン破壊の照査を行い,補強鉄筋が必要な場合には適切な鉄 筋量を算出する。

コーン破壊は引抜き力に対して発生するため,照査はアンカーボルトの 引抜き力及び全強の75%の大きい方の断面力を用いて実施する。

コーン破壊面の有効水平投影面積は、アンカーボルト同士の近接を考慮 する。(第1-34図参照)

定着部鉄筋コンクリートのコーン破壊が短期許容応力度以下であること を確認する。



第1-34図 アンカーボルトが近接する場合の有効水平投影面積

8) 止水ジョイント部(側部)の設計方針

① 概要

鋼製防護壁と鉄筋コンクリートの境界には、止水ジョイントを設 置する。

止水ジョイントは、地震時やその後の津波や余震によって生じる 構造物間の相対変位に対して止水性を確保するため伸縮性を有する ものとする。

なお,堤外側の止水ジョイント部には,漂流物の衝突対策とし て,止水ゴム等の鋼製防護部材を設置する。

② 評価方針

止水ジョイント部の構造健全性評価については,基準地震動Ssを 用いた二次元有効応力解析及び津波荷重を用いた三次元静的フレー ム解析により算出された変位量及び入力津波を用い津波波圧式より 算出した津波波圧に対し,止水ゴム等の止水性が維持できることを 確認し,止水ゴム等の仕様を設定する。

止水ジョイント部の設計フローを第1-35図に示す。

止水ゴム等の仕様は、津波波圧に耐え、構造物間の相対変位に追 従して止水機能を維持できる材料を設定し、性能試験(漏水試験・ 変形試験 ※試験については「鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構 造成立性について」を参照)によってこれらを確認する。

なお,止水ゴム等の取り付け部の鋼製アンカーに発生する応力が 短期許容応力度以下であることを確認するとともに,漂流物衝突対 策として止水ゴム等の鋼製防護部材を設置し,この部材に発生する 応力が短期許容応力度以下であることを確認する。



第1-35図 止水ジョイント部の設計フロー

9)止水ジョイント部(底面止水機構)

止水機構は,上部工の鋼製防護壁の底面と既設取水路の応答変位の違い により相対変位が生じるため,止水性維持のために止水機構を設置する。 止水機構は止水板に水密ゴムを設置することで浸水を防ぐ構造としてい る。水密ゴムはダム,水門等において十分に実績のあるものを採用してい るが,基準津波を考慮して漏水試験にて性能を確認している。

止水機構の選定に当たっては、鋼製防護壁と取水路の相対変位による変 形量等を考慮し、軽量かつ追従性に優れた止水板を繋ぎ合わせた止水機構 を採用した。 (a) 設計条件

設計条件は以下のとおり。

- ·津波荷重:基準津波
- 地震荷重:基準地震動 S。
- ・止水機構の許容可動範囲:海側700mm,陸側500mm,上下±60mm

· 適用規格:

道路橋示方書・同解説II鉄鋼編(日本道路協会)(平成24年) 水門鉄管技術基準(電力土木技術協会)(平成28年) ダム・堰施設技術基準(案)(国土交通省)(平成28年)

(b)構造

鋼製防護壁と既設取水路間の止水構造は,津波による荷重,鋼製防護 壁と取水路の相対変位に対する追従性を確保する必要があることから, 止水板が可動できるよう止水板を押えて支持する構造とし,止水板の底 面と側面に設置した水密ゴムにて水密性を確保する構造とする。

また,止水板には漂流物による影響も考慮し保護プレートを設置し, さらに,止水板からの微少な漏えいも考慮し敷地内に浸水させないよう 陸側に止水膜を設置し,敷地内への浸水を防止する構造とする。

また,水密ゴムは,摩擦抵抗を低減し追従性を向上させるため,表面 にライニング(樹脂)を施工する方針とする。

第1-36図に止水機構の設置位置,第1-37図に止水機構の構造図,第 1-6表に止水機構に係る各部位の役割・機能を示す。





図 a-1 止水機構拡大図



第1-37図 止水機構の構造図

第1-6表 止水機構に係る各部位の役割・機能

各部位の役割・機能については以下のとおり。名称は下図に示す。

名称	役割・機能	材 料					
① 止水板押え	止水板押え ・止水板を支持する。						
	・漂流物等から止水板を防護する。	判教					
② 保護	・漂流物等から止水板を防護する。	4岡 伟山					
プレート	プレート・止水板への異物混入を防止する。						
 ③ 砂除け 	〕砂除け・底面戸当り面への砂等の異物混入を防止す						
	る。)100					
④ 止水板	・止水機構の扉体の機能。	ステンレス					
	・底面及び側面の戸当りに面する部位に水密ゴ	(表面仕上げ					
	ムを設置し浸水を防止する。						
	・1枚あたりの主要仕様						
	寸法:横2000mm×幅100mm×高さ400mm						
	重量:620kg						
⑤ 底面戸当り	・止水板の底面水密ゴムとのシール性を確保す	ステンレス					
	る。(真直度, 平面度の管理)						
	・床部より100mm嵩上げし異物混入を防止する。						
⑥ 側面戸当り	・止水板の側面水密ゴムとのシール性を確保す	ステンレス					
	る。(真直度, 平面度の管理)	(表面仕上け No.1) [※]					
⑦止水膜	・水密ゴムからの微少な漏えいを保持する。	nute to t					
	・陸側からの異物混入を防止する。	<u> </u>					
止水機構 研製防護壁 陸側 ①止水板押え ③ ③ ○ 上水板 ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑥ ○ 化 0 0 0 ○							

※: JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 表面仕上げ より

(c) 止水機構の動作について



止水機構の鉛直方向の動作を第1-38図に示す。





- <通常状態>
 - ・④止水板は、①止水板押えと鋼製防 護壁の間に設置しており、変位に追 従するため、固定はしていない。
 - ・側面水密ゴムは,鋼製防護壁の⑥側 面戸当りに接触し水密ゴムへの面圧 を得ている。
- ・底面水密ゴムは,基準津波に対して ⑤底面戸当りと接触し水密ゴムへの 面圧を得ている。。
- <地震時(鋼製防護壁が下がる状態)>
- ・鋼製防護壁が下がる場合は、④止水板 は、鋼製防護壁に固定されていないた め、現状位置を保持する。
- ・側面水密ゴムは、⑥側面戸当りの上部 で密着する。
- ・底面水密ゴムは,現状位置と変わらない。

<地震時(鋼製防護壁が上がる状態)>

- ・鋼製防護壁が上がる場合は、④止水板 は、鋼製防護壁に固定されていないた め、現状位置を保持する。
- ・側面水密ゴムは、⑥側面戸当りの下部 で密着する。
- ・底面水密ゴムは、現状位置と変わらない。

第1-38図 止水機構の鉛直方向の動作について
(d) 止水板の追従性について

止水板は、<mark>鋼製防護壁</mark>の振動モードにより追従する必要があるため以下の構造になっている。

止水板は,幅が約2mの鋼材を接続して鋼製防護壁の下部に設置され る。止水板は,止水板押えにより約1m間隔で2箇所支持される。ま た,止水板同士を接続する接続ゴムは,水密ゴム(平形)を採用し側 面,底面の水密ゴム(P形)と同じ材質のものを採用し水密性を確保し ている。

止水板接続ゴムは伸縮性に優れているため,鋼製防護壁の振動モード に対し水平,鉛直方向に追従することができる。鋼製防護壁全長にすると 水平方向に±約2m,鉛直方向に約0.6mの変位に追従することができる。第 1-39図に鋼製防護壁の止水板の追従イメージを示す。



第1-39図 鋼製防護壁の止水板の追従イメージ

5条 添付21-54

(e) 止水板の支持方法について

止水板は通常の状態において,側面戸当り及び底面戸当りとの隙間が 約3mmで調整され,水密ゴムのみで密着するよう止水板の位置は調整さ れている。このため,通常の状態(地震時含む)には,止水板は水圧に より拘束されていないため,水密ゴムの摩擦抵抗だけで追従しやすい状 態にある。

津波の襲来等の場合は、止水板に水圧がかかると、通常の状態に調整 されている約3mmの隙間がなくなり、止水板は側面戸当り側に押し付け られ、水密ゴムの密着性がさらに高まる構造である。第1-40図に止水板 の支持方法を示す。



通常の状態(地震時)

津波襲来等の状態

第1-40図 止水板の支持方法

(f) 止水板の挙動解析について

止水板の構造は、一般的に実積のあるものを採用しており、設計上の追 従性を確認している。しかしながら、止水機構の止水板のように地震時の 挙動を考慮した同等の採用実積がないことから、止水装置の止水板の挙動 について二次元動的解析を実施し、データを拡充させ信頼性を更に高め る。第1-41図に解析モデル図を示す。本件の解析結果は、詳細設計段階で ご説明する。

<評価条件>

- ・解析コード:MARC(大規模解析対応非線形解析)
- 地震動:基準地震動S s
- ・解析ケース:3ケース 地震時,津波時,<mark>津波時</mark>+余震

・水密ゴム摩擦係数:

0.2 (ダム・堰施設技術基準(案))(国土交通省)

0.4 (劣化傾向模擬)

- ・評価対象部位:止水板,止水板押え,側面戸当り,止水板ガイド
- 許容応力: 弹性設計範囲内



5条 添付21-56

(g)水密ゴムの選定について

止水機構に使用している水密ゴム(P形)は,一般的にダム・水門等に 採用実績があるものを採用している。水密ゴムは,低水圧~高水圧の領域 に対して適しており,鋼製防護壁の止水機構に適応している。水密ゴムは 第1-7表に示すダム・堰施設技術基準(案)(国土交通省)を適用する。

第1-7表 ダム・堰施設技術基準(案)(国土交通省)抜粋

表3.3.4-1 水密ゴムの硬さ等

項目	諸 数 値		
引張り強さ	14.7N/mm ² 以上		
硬 さ (ショア)	40°~80°		
吸水率(重量比)	5%以下		
破断時の伸び	300%以上		
比 重	1.1~1.6		

表3.3.4-3 水密ゴムの形状と特性

ゴム形状	P 形	L, Y 形	ケーソン形	平 形
使用箇所	側部および上部	側部	四方	底 部
適用水深	低圧~高圧	低圧	高圧	低圧~高圧
硬 さ (ショア)	50°~70°	50°~60°	50°~70°	50°~60°

(h) 漏水試験

設計圧力における漏水試験のため、止水機構の水密ゴム(P形)に ついて、試験装置を製作し、漏水試験により設計圧力に耐えることを 確認した。漏水試験による許容漏水量はダム・堰施設技術基準(案) (国土交通省)より求める。第1-42図に試験装置概要を示す。

<試験条件>

- ・試験圧力 : 0.20MPa以上 防潮堤天端高さの静水圧
- ・試験時間 : 10分保持 (ダム・堰施設技術基準(案)より)
- ・許容漏水量: 204ml/min ⇒ 10分あたり2.0 l

W=10.2 L \times P

W:漏水量(m@/min) P:設計圧力 0.2MPa

L:長辺の長さ(cm) (試験装置の長さ100cm)

<試験装置>





第1-42図 試験装置概要(上:鳥瞰図 下:試験装置)

5条 添付21-58

<試験結果>

止水板の底面に設置した水密ゴムからの漏えい量を測定した。そ の結果,漏えい量は許容漏えい量に対し,わずかな漏えい量であ り,水密ゴムの採用に問題のないことを確認した。わずかな漏えい 量については,陸側に設置している止水膜にて保持する設計とす る。

第1-8表に漏水試験結果,第1-43図に試験時の状況を示す。

	試験圧力 (MPa)	時間 (分)	漏えい量 [*] (ℓ/10分)	許容漏えい量 (0/10分)	判定
試験体1	0.2	10	0.020	2.0	0
試験体2	0.2	10	0.029	2.0	0

第1-8表 漏水試験結果

※:漏えい量は1mあたり10分間漏えい量。

実機における止水機構の全長は約50mである。このため、底面 水密ゴム(約50m)と側面水密ゴム(約50m)の合計約100mを考慮す ると、実機における漏えい量は、第1-8表に示す漏えい量の100倍 となる。



第1-43図 試験時の状況(10分保持後)

5条 添付21-59

(i) 水密ゴムの維持管理について

止水機構の水密ゴムは,取替ができるよう構造設計を行う。このため, 通常の維持管理として外観点検及び定期的な硬度測定によるトレンド管理 を実施し,補修や取替等が必要な場合には取替を実施する。

(j) 採用実績の例

止水機構の構造は、水門鉄管技術基準<mark>(水門鉄管協会)</mark>の角落し、ゲート構造として整理できる。

止水機構と同様に扉体同士が水密ゴムにて繋がり止水している構造とし ては起伏ゲートや多段式ゲート,可動防潮堤で採用されている。起伏ゲー トは,全長約30mのところに2箇所の継手で接続されており,継手は水密ゴ ムで接続されている。また,多段式ゲートの扉体の場合も長さ約10mの扉 体が4ブロックに分かれ各々が水密ゴムで接続されている。扉体の規模や 条件により接続部に違いはあるが,一般的に水密ゴムにて接続する構造は 採用されている。

また,可動防潮堤については,継手部は水密ゴムの接続であり,更に電 動駆動等の駆動源を必要としない構造である。止水板は,津波の浮力によ り立ち上り津波からシールする構造であることから,駆動源を持たない止 水装置としての採用実績がある。

止水板の構造については、規模や設計条件により違いはあるが、多くの 採用実績があり十分な実績があるといえる。第1-44図にゲート等の採用実 績の例を示す。

ゲート等の採用実績 (A社製^{2017年8月)}

起伏ゲートの例



第1-44図 採用実績の例 (1/2)

5条 添付21-61



【可動防潮堤③(陸上設置型長径間防潮堤)】 ・寸法:港湾などの長い距離に対応 ・材質:ステンレス鋼

可動防潮堤とは,無動力かつ人為操作なしに開口部閉塞を可能 とすることが特長の津波・高潮防災設備。

第1-44図 採用実績の例 (2/2)

5条 添付21-62

(k)止水機構に対する漂流物による影響評価について

2.5 項において抽出した取水口へ向かう可能性が高い漂流物が鋼製防護 壁の止水機構へ与える影響を評価した。

止水機構には漂流物等から止水板を保護するために「①止水板押え」 「②保護プレート」が設置されているため、大型の漂流物はここで除外さ れる。なお、「①止水押え」は浚渫用作業台船(50t)を想定した衝突荷重 を考慮した設計としているため、強度上の問題はない。また「③砂除け」 が設置されているため、植生、砂、礫のものはここで除去される。

仮に「③砂除け」が損傷した場合到達できる漂流物の寸法は,約100mm ~150mm 幅のものであるが,底面止水ゴムに影響を与える大きさは,止水 板と底面戸当りの隙間約30mm を通過する大きさとなると,砂,礫,一部 の枝と想定されることから,底面止水ゴムを損傷させるような影響を与え るものはない。第1-9表に止水機構の漂流物除去の機能及び第1-45 図に 止水機構の漂流物除去の概要を示す。

前述のとおり、漂流物による止水機構への影響を評価するため、砂については一様に巻き込まれることを想定し【参考①】に漏えい評価を実施した。また、想定外の事象として仮に植生等が除去されない場合も想定した漏えい量評価を【参考②】にて実施し、浸水したとしても敷地内へ影響がないことを確認した。

なお,止水機構の底面戸当りの部の状況については,性能を維持する観 点から容易に砂等が底面戸当り面に遡上しないよう100mm 嵩上げをすると ともに,日常点検及び悪天候後の点検等を実施し止水機構の品質管理に努 める。

構造部材	機能・用途	防護されるもの	通過の可能性が 高いもの
「①止水板押え」 「②保護プレート」 「③砂除け」 (約 100~150mm)	重量物・大型の漂流 物の除去(①②) 軽量な漂流物及び 砂,礫の除去(③)	 船舶,タンク, サイロ,ボンベ類 資機材類, 建物の外装板, カーテンウォール, 植生,砂,礫 など 	砂,礫,植生
底面水密ゴム (約 30mm)	小型の漂流物除去	植生	砂,礫,植生の枝

<mark>第1-9表 止水機構の漂流物除去の機能</mark>



【参考①】

ここでは、<mark>前述の評価において想定した水密ゴムの摩耗や砂の噛み込み</mark> による状態での漏水試験を実施し、水密ゴムの<mark>漏水性</mark>を確認した。

<試験条件>

- ・試験体 : 地震(S_s相当)による摩耗試験(砂噛み込み)
 策定前の基準地震動S_sによる取水路の1次元地盤応答
 解析(SHAKE)の解析結果より,地表面の加速度と速度の
 最大のものを選択し、さらに2次元動的連成解析(FLIP)の解析結果も包絡する条件にて摩耗試験を実施した。
- ・試験圧力:以下の圧力による漏水試験(砂噛み込み)
 - 0.17MPa以上 防潮堤敷地高さ(T.P.+3m)からの静水圧
 - 0.66MPa以上 防潮堤天端高さ(T.P.+20m)の

静水圧×3倍以上

試験時間 :10分保持

(ダム・堰施設技術基準(案)(国土交通省)より)

· 許容漏水量:

 $W = 10.2 L \times P$

W:漏水量(m@/min)

- P:設計圧力 0.17MPa, 0.66MPa
- L:長辺の長さ(cm) (試験装置の長さ100cm)
- 0.17MPaの場合: 173mℓ/min ⇒ 10分あたり1.7ℓ
- 0.66MPaの場合: 673ml/min ⇒ 10分あたり6.7 l

5条 添付21-65

漏えい量は許容漏えい量に対し、わずかな漏えい量であり、地震に よる摩耗や砂の噛みこませた状態における状態においても、水密ゴム の機能に影響のないことを確認した。わずかな漏えい量については、 陸側に設置している止水膜にて保持する設計とする。第1-8表に漏水 試験結果を示す。

	試験圧力 (MPa)	時間 (分)	漏えい量 [*] (l/10分)	許容漏えい量 (ℓ/10分)	判定
1回日	0.17	10	0.039	1.7	0
山田日	0.66	10	0.625	6.7	0
2回目	0.17	10	0.440	1.7	0
	0.66	10	0.525	6.7	0

第1-8表 漏水試験結果(参考)

※漏えい量は1mあたり10分間の漏えい量。

実機における止水機構の全長は約50mである。このため、底面 水密ゴム(約50m)と側面水密ゴム(約50m)の合計約100mを考慮す ると、実機における漏えい量は、第1-8表に示す漏えい量の100倍 となる。 【参考②】

止水構造として,保護プレートや砂除けにて異物の混入を防ぐ設計をしてい る。ここでは,仮に保安林等の木材の噛み込みを想定し底面水密ゴムが損傷し た場合を想定して評価を行う。止水板1枚あたり(2m幅)の漏水量について評 価する。第1-45図に底面水密ゴムの損傷想定位置と時刻歴波形(取水口前面) を示す。

<計算式> $Q = CA\sqrt{2gh}$ C: 流入係数 (1.0) g:重力加速度 (9.8m/s²) A: 通過面積m² (0.003×2=0.006m²) h: 水頭 m (防潮堤天端高さ20m-3m設置レベル=17m) $Q = 1.0×0.006×\sqrt{2×9.8×17}$



第1-45図 底面水密ゴムの損傷想定位置と時刻歴波形(取水口前面)

計算の結果,1秒あたり約0.11m³であった。基準津波による時刻歴波 形からT.P.+3mを超える時間は約10分であるため,<mark>漏水量は約66m³程度</mark> になる。この漏水量が止水膜がないものとして,T.P.+3m盤の敷地に流 入した場合を想定すると約5cm程度の浸水に留まる。

5条 添付21-67

2. 施工実績

- 2.1 鋼製門型ラーメン構造
 - (1) 施工事例1: 鋼殻ブロックの施工事例(橋梁箱桁)

橋梁上部工の上下2段の鋼殻ブロックの施工事例

(2) 施工事例2:国道工事(国土交通省)

(3) 施工事例3:高速道路工事(高速道路株式会社)

2.2 直接定着式アンカーボルトの実績

発注者	基数	ボルト本数
国土交通省	193	4, 824
NEXCO/首都高速	18	430
地方自治体	41	1, 074
名古屋高速道路公社	244	6, 891
福岡北九州道路公社	45	1, 190
広島高速道路公社	37	856
総計	578	15, 265

(1) 施工事例1:国道工事(国土交通省)

アンカーボルトの仕様 D170×L3,960mm-56本,D150×L3,620mm-22本,D130 ×3,310mm-22本 (2) 施工事例2:臨港道工事(国土交通省)

アンカーボルトの仕様 D150×4,300mm-40本

3. 地中連続壁基礎に関する設計基準類

地中連続壁基礎に係る設計基準としては,道路橋示方書・同解説(公益 社団法人 日本道路協会),また施工の観点からの基準として地中連続壁基 礎工法施工指針(案)(地中連続壁基礎協会)に代表される。

(1) 道路橋示方書·同解説Ⅳ下部構造編(公社法人日本道路協会:平成24 年3月)

道路橋下部構造の技術基準として,各種基礎の設計手法等がとりまとめ られており,橋梁下部構造以外の土木構造物の基礎においても,同基準を 参考として計画・設計している。

(2) 地中連続壁基礎工法施工指針(案)(地中連続壁基礎協会:平成14年 7月)

道路橋示方書・同解説IV下部構造編に基づいて設計された地中連続壁基礎の施工に適用される指針。地中連続壁基礎の品質を確保するための施工 方法等が記載されており、これらを踏まえた設計とする必要がある。

4. 参考資料

鋼製防護壁ブロック架設方法のステップ図を第4-1図~第4-4図に 示す。



- 地中壁連続壁基礎上部にアンカーボルトを設置する。
- 所定位置に設置する必要があるため,基礎上部にはフレーム 架台を設置し,据付精度を確保する。



第4-1図 Step.1 アンカーボルトの設置



• 頂版部配筋及びコンクリート施工後に、1段目及び2段目の 支柱部ブロックを架設する。



• 支柱部中詰めコンクリートを施工する。

第4-2図 Step.2 支柱部ブロック設置・中詰めコンクリートエ



- 取水口隔壁上など上載荷重による影響を最小限にできる箇所 にジャッキを配置し1段目の支間部ブロックを架設する。
- 架設時には、1段目死荷重によるたわみ量及び2段目以降の 構造系の変化を考慮した逐次剛性と死荷重によるたわみ量を あらかじめ上げ越しする。
- 各段の架設完了後に全体の出来形・反りが所定の寸法内に収 まるよう、事前に綿密な架設計画を立案しておく。



- 各層の架設完了後,支柱部・支間部に予め設けたポイントの座 標を計測する。
- 管理値から逸脱した場合は、取水口隔壁上や連壁基礎上端な ど、必要な地耐力が確保できる箇所に反力受け構を設置し、ジ ャッキを用いて調整し管理値以内に納める。

第 4-3 図 Step.3 ブロック架設工

5条 添付21-77



※ 取水口頂版スラブの耐荷重は、別途、鋼殻の仮受けが可能であることを確認済みである。



第4-4図 ジャッキによる仮受け状況 (イメージ)



- ・各層の架設完了後,支柱部・支間部に予め設けたポイントの座標を計測する。
- ・管理値から逸脱した場合は、取水口隔壁上や連壁基礎上端など,必要な地耐力が確保できる箇所に 反力受け構を設置し,ジャッキを用いて調整し管理値以内に納める。

第 4-5 図 上げ越し管理(イメージ)

5条 添付21-79



完成後は全体の出来形測定を実施し、所定の精度内に収まっていることを確認する。

第 4-6 図 Step. 4 完成

鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針について

- 1. 鉄筋コンクリート防潮壁の要求機能と設計方針について
 - (1)鉄筋コンクリート防潮壁に要求される機能
 - (2)鉄筋コンクリート防潮壁高さの設定方針
 - (3) 設計方針
 - 1) 構造概要
 - 2) 設計手順
 - 3) 地中連続壁基礎の設計方針
 - 4)鉄筋コンクリートの設計方針
 - 5)止水ジョイント部の設計方針
- 2. 地中連続壁基礎に関する設計基準類

1. 鉄筋コンクリート防潮壁の要求機能と設計方針について

(1) 鉄筋コンクリート防潮壁に要求される機能

鉄筋コンクリート防潮壁の平面位置図を第 1-1 図に、断面図及び平面図を第 1-2 図に示す。

鉄筋コンクリート防潮壁に関する要求機能と設計評価方針について第 1-1 表に,鉄筋コンクリート防潮壁の評価対象部位を第 1-3 図に示す。

津波防護施設としての防潮堤に求められる要求機能は、繰返しの襲来を想定した遡上波に対して浸水を防止すること、基準地震動Ssに対して要求される機能を損なう恐れがないよう、構造物 全体としての変形能力に対し、十分な構造強度を有することである。

上記の機能を確保するための性能目標は, 遡上津波に対して余裕を考慮した防潮堤高さを確保するとともに構造体の境界部等の 止水性を維持し,基準地震動 S_sに対して止水性を損なわない構 造強度を有した構造物とすることである。



第1-1図 平面位置図



注)仕様については今後の検討により変更の可能性がある。

第1-2図 断面図及び平面図

5条 添付22-4





第1-3図 鉄筋コンクリート防潮壁の評価対象部位

第1-1表 鉄筋コンクリート防潮壁に関する要求機能と設計評価方針

施	施 要求機能 機能設計		構造強度設計											
設 名	審査ガイド	要求機能	性能目標	機能設計方針	性能目標	構 造 強 度 設 計 (評 価 方 針)	評	価対象部位	応 力 等 の 状 態	損傷モード	設計に用いる許容限界			
	<u>基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイド</u> 5.1 津波防護施設の設計 津波防護施設については、その構造 に応じ、波力による侵食及び洗掘に 対する抵抗性並びにすべり及び転倒 に対する安定性を評価し、越流時の 耐性にも配慮した上で、入力津波に 対する津波防護機能が十分に保持で きるよう設計すること。	・リは繰を力て流風考 ・リは繰を力て流風考 が下地し定波余のびし に震衝積た が の で しに震 しに震 衝 た が し に 渡 余 の び し に 震 場 よ 、 物 及 し に 震 、 物 る で し に 派 余 の び し に 派 余 の び し に 派 余 の び し に 派 余 の び し に 派 余 の び し に 震 勝 、 物 て し に 震 新 、 物 て し に た 新 、 の び し に 震 、 の び し に 震 術 積 た 対 た か 、 の で し に 震 物 て し に 震 新 で た か 、 の で し に 震 御 積 た か 、 の で し に 震 御 積 た か 、 の で し に 震 御 積 た か ろ で し に 二 、 の で し に 二 、 の で し に 二 、 の で し に 二 、 の で し に 二 、 の の で し に 、 の で し に 、 の で し に 、 の で し こ こ の の で し に の の の で し こ の の の の の し こ の の の の の し こ の の の の の の の の の の の の の	・ク潮震し想上し漂突、歩り壁後の定波,流,コト,繰来た対震の及び、流,衝しに余物風の定波,流の及び防地返を遡,衝び	 ・鉄筋コンクリート防潮壁 は、地長後の繰返しの襲来を 想定した遡上波に対し及び 震、漂流物の衝突、風及びて も、漂流した場合において ①想定される津波高さに余裕 を考慮した防潮堤高さ(浸水 高さ T.P.+17.9mに余裕を考 慮した天端高さ 	・ ・ 小 地 襲 や 、 考 会 来 で 、 の た 震 襲 準 や 、 考 は 、 の た 震 襲 に 、 の た 震 、 の れ で 、 の れ の た の た の た の た の た の た の た の た の た	基準地震動Ssによる地震時荷重, 地震後の 繰返しの襲来を想定した津波荷重, 余震や 漂流物の衝突, 風及び積雪を考慮した荷重 に対し, 十分な支持性能を有する地盤に支 持される設計とするため, 地中連続壁基礎 が降伏に至らないことを確認する。	下 **	基礎地盤	<mark>支持力</mark>	支持機能を喪 失する状態	「道路橋示方書・同解説 (I共通編・IV 下部構造編)」 <mark>に </mark>			
	 (1)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。 (2)設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。 ① 荷重組合せ a)余震が考慮されていること。耐津 	に津が機恐うる水これ るがになったが に、 した の に した の た の た の た の の た の の の の の の の の の	積しお想津余し高及の境を場合もれさ考測設造部では、るに慮堤定体等	* C. + 12 (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	 (考合もれるに、 (考合もれるに、 (本) (1000) (x) (1000)	慮 T. P. +20.0m)の設定により, 海水ポンプ室周りに設置する 設計とする。 液水ポンプ室周りに設置する。 20取水口横断部の上部構造 は、波防護壁を構築し,止水性 を保持する設計とする。 ③取水口横断部の南北に繋がト を保持する設計の南北に繋がト 定 ③取水口横断部ニックリート	 T. P. +20.0m)の設定により, 地中, 海水ボンブ室周りに設置する ②取水口横断部の上部構造 成しず の上 成しず の上 の上 の上 の上 の上 の上 の上 し、 一 一 一 一 二 二	地礎リの成再し、 地理、 小し、 市 た の 保 市 、 用 生 の 保 た 、 、 、 相 要 構 た の 保 た 、 、 、 相 ま た の 保 た 、 、 、 和 本 性 要 構 た の の 保 た 、 の の た こ の の 保 た の の の の の の の の の の の の の	基準地震動Ssによる地震時荷重, 地震後の 繰返しの襲来を想定した津波荷重, 余震や 漂流物の衛突, 風及び積雪を考慮した荷重 に対し, 主要な構造部材の構造部材である 地中連続壁基礎が, おおむね弾性状態に留 まることを確認する。		地 中 連 続 壁 基 礎	曲 げ , せ ん 断	部 材 が 弾 性 域 に 留 ま ら ず 塑 性 域 に 入 る 状 態	「道路橋示方書・同解説(I共通編・IV 下部構造編・V耐震設計編)」 <mark>に基づく</mark> 短期許容応力度以下とする。
鉄筋コンクリー	波設計における荷重組合せ:常時+ 津波、常時+津波+地震(余震) ② 荷重の設定 a) 津波による荷重(波圧、衝撃力) の設定に関して、考慮する知見(例 えば、国交省の暫定指針等)及びそ れらの適による荷重として、サイト特 些(余震震の震源、ハザード)が考慮 される。 むとして、サイト特慮 される。 むとして、サイト特 として、サイト特慮 されるの震源低いでした。 む発慮 に関して、ないない。 などの発した。 などの などの などの などの などの などの などの などの	・リは動し施れない物の、 新ト基。津が機恐う体形し お防準に波要能れ,と能し フ防準には要能れ,と能し の が構し力 の などの の の の の の の の の の の の の の	へでしたす。 のによいないたいでした。 でしたなど、 でのによいないたいでした。 でしたなど、 でしたなど、 でしたないたいでした。 でしたないたいたいでした。 でしたないたいたいでした。 でしたないたいたいたいたいでした。 のに性でした。 でしたないたいたいたいたいたいでした。 でしたいたいたいたいたいでした。 でしたいたいたいでした。 でしたいたいでした。 でのたいでした。 でしたいたいでした。 でしたいたいたいたいたいたいでした。 でのたいたいたいたいたいたいでした。 でのたいたいたいたいたいたいでした。 でのたいたいたいたいたいたいでした。 でのたいたいたいたいたいでした。 でのたいたいたいたいたいでした。 でのたいたいたいたいたいでした。 でのたいたいたいたいたいでした。 でのたいたいたいたいたいたいでした。 でのたいたいたいたいたいでした。 でのたいたいたいたいたいでしたいたいでした。 でのたいたいたいたいたいでした。 でのたいでしたいたいでしたいでした。 でのたいでしたいでした。 でのたいでしたいでした。 でのたいでしたいでした。 でのたいでしたいでした。 でのたいでしたいでしたいでした。 でのたいでしたいでしたいでした。 でのたいでしたいでしたいでしたいでした。 でのたいでしたいでしたいでしたいでしたいでしたいでした。 でのたいでしたいでしたいでしたいでしたいでしたいでしたいでしたいでしたいでしたいでし			支るると構にをななご設標を設す主境ゴ、をと造住設備にをなった。の水しい計構でした。の水しい計構でした。の水しい計構でした。ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、た	基準地震動Ssによる地震時荷重, 地震後の 繰返しの襲来を想定した津波荷重, 余震や 漂流物の寛突, 風及び積雪を考慮した荷 に対し, 主要な構造部材の構造健全性を保 持する設計とするために,構造部材である 鉄筋コンクリートが, おおむね弾性状態に 留まることを確認する。		鉄筋 コンクリート	曲 げ , せ ん 断	部 材 が 弾 性 域 に 留 ま ら ず 塑 性 域 に 入 る 状 態	「道 路 橋 示 方 書 ・ 同 解 説(I 共 通 編 ・ IV 下 部 構 造 編 」 <mark>に 基 づく</mark> 短期 許 容 応 力 度 以 下 と す る 。		
- 卜防潮壁	生する場合、防潮堤基礎机に作用するした。 ③ 許容限界 a)津波防護機能に対する機能保持限 界として、当該構造物全体の変形能 力(終局耐力時の変形)に対して十 分な余裕を有し、津波防護機能を保 持すること。(なお、機能損期間が 必要となる、補修にある鬼震、津波後 の再使用性に着目した許容限界にも	 (終 のし、強 構)分をで 要 た こ と る 。 (か 構 し る さ れ ろ を (か て に な 有 あ 求 、 一 度 造 だ が の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 (か 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、		要な構造部 材の構造健 全性を維持 すること で、,津波 性を存するフーチングリート防潮壁 たる設定することにより,止水 性をな有するフーチングリート防潮壁 たることにより,止水 性を保持する設計とする。 ・ 鉄筋コンクリート防潮壁 は、基準地震動Ssに対し, つル水性能 とを機能能 目標とする。 ・ たて止水性能を保持する設計 とする。	 対 要な構造部 個 才の構造健 個,地盤内からの浸水に対し、 - ト防潮壁は、 ・鉄筋コンクリート防潮壁は、 - 上の性を維持 る すること で、津波時 の止水性を 保持することを機能設 計上の性能 目標とする。 ・鉄筋コンクリート防潮壁 ・鉄筋コンクリート防潮壁 ・鉄筋コンクリート防潮壁 ・鉄筋コンクリート防潮壁 ・鉄筋コンクリート防潮壁 ・(よる地震時荷 重に対し、鉄筋コンクリート製 の地中連続壁基 砂、(サ連続壁基 し、) - ト及び鋼製 の上部構造で構 繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や 漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重 	 講ずる設施した。 講社とする。 (⑥津地盤内からの浸水に対して設定することは、 (⑥非地盤を有するによりうる。 ・鉄筋コンクリート防潮壁は、 (⑦鋼材や鉄筋コンクリートのこれ性能を保持する 	、王 講ずる設計とする。 構造部 (⑥津波の放力による浸食や洗 構造 (協津波のからる浸水に対してのしくチング厚を 構造 (協市なるフーチング厚を 生 (協市なるフーチング厚を 生 (日本) (日本) (日本) (日本) <td>上部工</td> <td>止水 ゴム等</td> <td>変 形 , 引 張 り</td> <td>有 意 な 漏 え い に 至 る 変 形 , 引 張 り</td> <td>メーカー規格及び基準並びに必要に応 じて実施する性能試験を参考に定める 許容変形量及び許容引張り力以下とす る。</td>	上部工	止水 ゴム等	変 形 , 引 張 り	有 意 な 漏 え い に 至 る 変 形 , 引 張 り	メーカー規格及び基準並びに必要に応 じて実施する性能試験を参考に定める 許容変形量及び許容引張り力以下とす る。		
	留意する必要がある。) <u>基準地震動及び耐震設計方針に係る</u> 審査ガイド 6.3 津波防護施設、浸水防止設備等 津波防護機能を有する施設、浸水防 止機能を有する設備及び敷地におけ る津波監視機能を有する設備のうち 建物及び根葉物は、常時作用してい 本西氏の源時時に及せた			とする。 ⑧上部構造は、頂版コンクリート ト・介して地中十分持数をすると 一下を介述する地盤に登や鉄筋コ たまし、鋼製防護壁によるる。 としい構造をした。 ともし、トート防潮壁によるる。 のして、 単するの設置を思いた。 ののして、 ののして、 ののので、 のので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 のので、 ののので、 ののので、 のので、 ののので、 ののので、 のので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 のののので、 のののので、 ののので、 ののので、 のののので、 のののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 のので、 ののので、 のので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 のののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 のので、 ののので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 ののので、 のので、 ののので、 ののので、 のののののののののの	「な造すとな部ム意じる度目に、 な造すとな部ム意じる度目に、 ない造を設む造は設漏いと計を の止しい計算に体、置く計算に、 の上しい計算には、 での上しい計算には設備に等ななこ での上しい計算に、 での上しい計算には、 に本る。	漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した倚重 に対し、主要な構造体の境界部に設置留め 部材を有意な漏えいを生じい変形に設置留め る設計とするため、境界部に設置する止水 ゴム、止水シートが有意な漏えいを生じない変形量以下であることを確認する。 また、止水ゴム等が止水性能を保持するための接続アンカーや鋼製防護部材は、おお むね弾性状態に留まることを確認する。		水 ジョイ 鋼製 アンカー 部	引 張 り , せん 断 , 引 抜 き	部 材 が 弾 性 域 に 留 ま ら ず 塑 性 域 に 入 る 状 態	「各種 合 成 構 造 設 計 指 針 ・ 同 解 説 」 <mark>に</mark> <mark>基 づく</mark> 短 期 許 容 応 力 度 以 下 と す る 。			
	3基準約に1F用りる個星と 基準地帯の地震力の組合せに 対して、当該建物・構築物が構造物 全体としての変形能力(終局耐力時 の変形)について十分な余裕を有す るとともに、その施設に要求される 機能(津波防護機能、浸水防止機 能)を保持すること			●1 時間 1 時間 1 時間 2 の境界部は、 消物間との境界部は、 適構 造により 地震認した止水ゴ 5 の変形にごゴ いた 2 で 設置することによる止 水処置を講じる設計とする。				止 水 ゴ ム 等 の 鋼 製 防 護 部 材	曲 げ , 引 張 り , せ ん 断	部 材 が 弾 性 域 に 留 ま ら ず 塑 性 域 に 入 る 状 態	「鋼構造設計基準」に <u>基づく</u> 短期許容 応力度以下とする。			

津波防護に関する施設は、津波の発生に伴い、津波防護対象設備がその安全性又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないような設計とする。「津波防護に関する施設の設計について」の要求機能、機能設計、構造強度設計を以下に示す。

赤字:荷重条件 緑 字 : 要 求 機 能 青字:対応方針

(2)鉄筋コンクリート防潮壁高さの設定方針

敷地前面東側に位置する鉄筋コンクリート防潮壁は、遡上津波に対して余裕を考慮した防潮壁高さを設定している。入力津波高さと防潮堤高さの関係を第1-2表に示す。

	敷地側面 北側	敷地前面 東側	敷 地 側 面 <mark>南 側</mark>
入力津波高さ (潮位のばらつ き等考慮)	T.P. + 15.4m	T.P. + 17.9m	T.P. + 16.8m
防潮壁高さ	T.P. + 18.0m	T.P. + 20.0m	T.P. + 18.0m
設計裕度	2.6m	2.1m	1.2m

第1-2表 入力津波高さと防潮壁高さの関係

(3) 設計方針

1) 構造概要

鉄筋コンクリート防潮壁は、海水ポンプ室周辺に配置する。

幅約2.5m,長さ約10mの地中連続壁基礎を防潮壁に沿って約6m 間隔に構築し、上部工の鉄筋コンクリートはフーチングを介して 連結する。上部工の施工ブロック間及び異種構造物間には、伸縮 性を有する止水ジョイントを設置する。

構造部位ごとの役割を第 1-3 表に示す。

第 1-3 表 構造部位の役割

構造部位	役割
地 中	鉄筋コンクリートからフーチングを介して伝達される荷重を支持地盤
連続壁基礎	に確実に伝達し,防潮壁としての機能を維持する。
地中 連続壁基礎 (フーチング)	鉄筋コンクリートからの荷重を地中連続壁基礎に確実に伝達する。鉄筋コンクリート及び地中連続壁基礎の主鉄筋はフーチング内に定着し,それぞれ剛結合とする。
鉄筋	津波波力をフーチングに伝達するとともに, 津波に対する止水性を確
コンクリート	保する。

5条 添付22-7

2) 設計手順

鉄筋コンクリート防潮壁の耐震・耐津波評価においては、津 波防護施設であること、Sクラスの設計基準対象施設であるこ とを踏まえ、第1-4表の鉄筋コンクリート防潮壁の評価項目に従 い、各構造部材の構造健全性評価を行う。

鉄筋コンクリート防潮壁の構造健全性及び支持性能評価の検 討フローを第1-4図に示す。

	評価対象部位		応力等の状態	設計に用いる許容限界
下	基礎地盤		<mark>支持力</mark>	「道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編・Ⅳ 下部構 造編)」 <mark>に基づく</mark> 極限支持力以下とする。
部工	地中連続壁 基礎		曲げ, せん断	「道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV下部構 造編・V 耐震設計編)」に基づく短期許容応力 度以下とする。
上部工	鉄筋 コンクリート		曲げ, せん断	「道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構 造編」 <mark>に基づく</mark> 短期許容応力度以下とする。
	止水ジョイン	止水ゴム等	変形,引張り	メーカー規格及び基準並びに必要に応じて実 施する性能試験を参考に定める許容変形量及 び許容引張り力以下とする。
		鋼製 アンカー	引 張り, せん 断, 引 抜 き	「各種合成構造設計指針・同解説」 <mark>に基づく</mark> 短期許容応力度以下とする。
	ト 部	止水ゴム 等の鋼製 防護部材	曲げ, 引張り, せん断	「鋼構造設計基準」 <mark>に基づく</mark> 短期許容応力度 以下とする。

第1-4表 鉄筋コンクリート防潮壁の評価項目



5条 添付22-9
3) 地中連続壁基礎の設計方針

地中連続壁基礎は,地震及び津波の荷重に対する基礎として 上部工からの荷重を支持する必要がある。そのため,繰返し襲 来する地震及び津波荷重が作用した場合に対して弾性状態に留 まる設計とする。また,これらの荷重によって基礎に発生する 押込力が,基礎を支持する基礎地盤の極限支持力以内に留まる 設計とする。

結合部の設計については「道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造 編」に基づき行う。地中連続壁基礎から立ち上がる鉛直方向の 主鉄筋をフーチングコンクリート内に,同示方書で規定される 定着長以上埋め込むことで,地中連続壁基礎とフーチングを結 合させる。結合は剛結とする。

本震時は液状化を精緻に評価するために二次元有効応力解析, 津波時及び余震+津波時は荷重の三次元性を反映するために三 次元静的フレーム解析を実施し,壁体に発生する断面力を用い て応力照査を実施する。

耐震設計(二次元有効応力解析)

設計対象構造物~地盤の連成系モデルによる二次元地震応 答解析を行い,本震時の地中連続壁基礎の構造健全性及び支 持性能を確認する。地盤の液状化の影響を緻密に反映するた め,有効応力の変化に伴う地盤挙動の変化を考慮することが できる有効応力解析法を用いることとし,地震応答解析によ り算定される部材の発生応力が短期許容応力度以下となるよ う設計する。

5条 添付22-10

液状化強度特性については, 平均-1σの値を用いること で保守性を考慮する。さらに, 地質分布の不確かさに着目し, 原地盤の液状化強度特性を適用した基準地震動Ssによる解 析結果のうち, 最も厳しいケースにおいて,より一層保守的 な検討を目的に,液状化検討対象層である全ての砂層・礫層 に対して豊浦標準砂の液状化強度特性を与えることで,強制 的に液状化させる条件を仮定した解析モデルについても検討 する。

a. 解析モデルの作成

地質断面図を反映して解析モデルを作成する。鉛直方向は T.P.-130m までをモデル化する。水平方向には構造物を中心 に左右とも構造物幅の 5 倍程度以上の範囲をモデル化する。 地中連続壁基礎は線形梁要素,地盤はマルチスプリング要素, 上部工は堤軸方向を線形平面要素,堤軸直交方向を線形梁要 素でモデル化し,地下水位以深については間隙水圧要素を配 置する。

地中連続壁基礎は,縦梁(構造弾性梁),横梁(仮想剛梁) で構成し,側面にジョイント要素配置のために仮想柔梁を配 置する。

堤軸直交方向の地震応答解析モデルの例を第 1-5 図,堤軸 方向の地震応答解析モデルの例を第 1-6 図に示す。



第1-6図 地震応答解析モデル(堤軸方向)の例

5条 添付22-12

b. 地震応答解析

二次元有効応力解析により構造物及び地盤の応答値を算定 する。入力地震動は,東海第二発電所の解放基盤表面深度で ある T.P. - 370mから T.P. - 130mまでをモデル化した剥ぎ取り 地盤モデルを用いて,一次元波動論により T.P. - 130m位置で 評価した地震動(2E)を用いる。

c. 照查

地震応答解析により算定された地中連続壁基礎の断面力を 用いて,曲げモーメント・軸力に対する照査,せん断に対す る照査を行い,短期許容応力度以下であることを確認する。

基礎地盤の支持性能として、 基礎に作用する 地盤反力が極 限支持力以下であることを確認する。

② 耐津波設計(三次元静的フレーム解析)

地中連続壁基礎を三次元梁要素とし、フーチング及び鉄筋 コンクリートを三次元平面要素として地盤バネを接続したモデ ルで三次元静的フレーム解析を行う。死荷重及び積雪の長期荷 重、津波による波力と漂流物衝突荷重、余震荷重等を外力とし て入力し、部材の発生応力が短期許容応力度以下となるよう設 計する。解析モデル概念図を第1-7図に示す。

三次元的な荷重状態に対するフーチングの応力照査を実施する。

基礎地盤の支持性能として,基礎に作用する地盤反力が極限支持力以下であることを確認する。

5条 添付22-13



例:津波時

第 1-7 図 解析モデル概念図

地盤バネは「道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編」に基づ いて設定し、上限値を有するバイリニア型とする。津波時の 地盤反力係数は静弾性係数より、余震+津波時の地盤反力係 数は一次元地盤応答解析における収束剛性より算定する。余 震+津波時の地盤バネの算定に用いる地盤の変形係数*E*_Dは、 以下の式により算出する。 $E_D = 2(1+\nu_d)G'$

 E_D : 地盤の変形係数 (kN/m²)

 $\nu_d: 動ポアソン比$

G': 地盤の余震時の収束剛性(kN/m²)

地盤反力係数及び地盤バネの上限値を第1-5表に示す。

 荷重条件
 地盤反力係数
 上限値

 津波時
 静弾性係数より
 残留強度(-1 σ 低減値)

 余震+津波時
 余震時の収束剛性より
 残留強度(-1 σ 低減値)

第1-5表 地盤反力係数及び地盤バネの上限値

余震時荷重としては,余震時の一次元地盤応答解析により 算定される応答変位分布を強制変位としてバネ端に載荷する とともに,地表面最大加速度より算定する設計震度を慣性力 として考慮する。 4)鉄筋コンクリートの設計方針

鉄筋コンクリートに要求される性能は、津波に対する止水性 を確保することである。そのため、繰返し襲来する地震及び津 波荷重が作用した場合に対して弾性状態に留まる設計とする。

鉄筋コンクリート防潮壁の上部工は、下部工の地中連続壁基礎にフーチングを介して連結され、11m~20m程度の延長を1ブロックとして構築する。

結合部の設計については「道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造 編」に基づき行う。上部工である鉄筋コンクリートに配置され る鉛直方向の主鉄筋をフーチングコンクリート内に、同示方書 で規定される定着長以上埋め込むことで、鉄筋コンクリートと フーチングを結合させる。結合は剛結とする。

津波や漂流物の荷重は鉄筋コンクリートに直接的に作用し, 下部工の地中連続壁基礎へ伝達される。なお,津波時における 漂流物の衝突荷重は,入力津波高さに作用するものとして考慮 する。ブロック間には止水ジョイントを設けて止水性を確保す る。

鉄筋コンクリートは,堤軸直交方向が弱軸方向になることから,壁下端を固定端とする鉛直方向の片持ち梁として設計を行う。解析モデル概念図を第1-8図に示す。



5)止水ジョイント部の設計方針

① 概要

鉄筋コンクリート防潮壁の上部工は,鉄筋コンクリートからなるが,ひび割れ防止等の観点で一定間隔の施工ブロック を設定し,その境界に止水性を確保するための止水ジョイン ト部を設ける。

止水ジョイント部は,地震時に構造物間の相対変位と,そ の後の津波や余震により構造物間の相対変位に対して止水性 を確保するため,伸縮性を有するものとし,堤内側及び堤外 側の両面に止水ゴム等を設置する。また,鋼管杭鉄筋コンク リート防潮壁と地中連続壁タイプの鉄筋コンクリート防潮壁 等,異種構造物間の境界にも堤内側及び堤外側の両面に止水 ゴム等を設置する。

なお,堤外側の止水ジョイント部には,止水ゴム等における漂流物防止対策として,止水ゴム等の鋼製防護部材を設置 する。

② 評価方針

止水ジョイント部の構造健全性評価については、基準地震動Ssを用いた二次元有効応力解析及び津波荷重を用いた三次 元静的フレーム解析により算出された変位量及び入力津波を 用い津波波圧式より算出した津波波圧に対し、止水ゴム等の 止水性が維持できることを確認し、止水ゴム等の仕様を設定 する。

止水ジョイント部の設計フローを第 1-9 図に示す。

5条 添付22-18

止水ゴム等の仕様設定は,性能試験(漏水試験・変形試験) (試験については「鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造成 立性について」を参照)により津波波圧に耐え,止水機能を 維持できる変形量となるよう設定するとともに,構造物間の 相対変位に対し追従可能な材料を設定する。

なお,止水ゴム等の取り付け部の鋼製アンカーに発生する 応力が短期許容応力度以下であることを確認するとともに,止 水ゴム等における漂流物防止対策として,止水ゴム等の鋼製防 護部材を設置し発生する曲げ及びせん断応力等が短期許容応力 度以下であることを確認する。



5条 添付22-19

2. 地中連続壁基礎に関する設計基準類

地中連続壁基礎に係る設計基準としては,道路橋示方書・同解説 (公益社団法人 日本道路協会),また施工の観点からの基準として 地中連続壁基礎工法施工指針(案)(地中連続壁基礎協会)に代表 される。

(1) 道路橋示方書・同解説 IV下部構造編(公益社団法人日本道路協会:平成24年3月)

道路橋下部構造の技術基準として,各種基礎の設計手法等がと りまとめられており,橋梁下部構造以外の土木構造物の基礎にお いても,同基準を参考として計画・設計している。

(2) 地中連続壁基礎工法施工指針(案)(地中連続壁基礎協会: 平成14年7月)

道路橋示方書・同解説IV下部構造編に基づいて設計された地中 連続壁基礎の施工に適用される指針。地中連続壁基礎の品質を確 保するための施工方法等が記載されており,これらを踏まえた設 計とする必要がある。 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の

設計方針について

- 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の要求機能と設計方針 について
 (1)鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)に要求される機能
 - (2)鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)高さの設定方針
 - (3) 設計方針
 - 1) 構造概要
 - 2) 設計手順
 - 3) 防潮壁

 ・放水路

 ・地中連続壁基礎の設計方針
 - 4) 止水ジョイント部の設計方針
- 2. 地中連続壁基礎に関する設計基準類

鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の要求機能と設計方針
 について

(1)鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)に要求される機能 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の平面位置図を第 11 図に,構造図を第 1-2 図に示す。なお,鉄筋コンクリート防潮 壁(放水路エリア)については,地中連続壁基礎を下部工とし, 放水路及び防潮壁を上部工とする。

鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)に関する要求機能と 設計評価方針について第 1-1 表に,鉄筋コンクリート防潮壁(放 水路エリア)の評価対象部位を第 1-3 図に示す。

津波防護施設として防潮壁に求められる要求機能は、繰返しの 襲来を想定した遡上波に対して浸水を防止すること、基準地震動 S_sに対して要求される機能を損なう恐れがないよう、構造物全 体としての変形能力に対し、十分な構造強度を有することである。

上記の機能を確保するための性能目標は, 遡上津波に対して余裕を考慮した防潮壁高さを確保するとともに, 構造体の境界部等の止水性を維持し, 基準地震動 S_sに対して止水性を損なわない構造強度を有した構造物とすることである。

また,既設の放水路については,基準地震動S。を想定した設計がなされていないため,地震時に損壊し,襲来した津波が敷地内へ浸水することが懸念される。したがって,放水路エリアでは,既設の放水路を撤去した後,基準地震動S。に対して構造成立性を確保できる放水路を新設し,防潮壁,放水路及び地中連続壁基礎との一体化を図る。

5条 添付23-3

なお,放水路からの津波の浸水を防ぐために放水路ゲートを設 置する。



第1-1図 平面位置図



5条 添付23-5



	評価注	役割		
	下步四十	基礎地盤	海波及び地震芸術に耐らて構造版体	
仲体ーンクリー	下即工	地中連続壁基礎	伴 彼 皮 い 地 辰 何 里 に 間 え る 博 道 郷 体	
	上部工	放水路	津波及び地震荷重に耐える構造躯体	
的俐壁		防潮壁	止水機能の保持	
		止水ジョイント部	異種構造物間における止水機能の保持	

第1-3 図 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の評価対象部位

第1-1表 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)に関する要求機能と設計評価方針

津波防護に関する施設は、津波の発生に伴い、津波防護対象設備がその安全性又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないような設計とす<u>る。</u>「津波防護に関する施設の設計について」の要求機能、機能設計、構造強度設計を以下に示す。

施設	要求機能		機能設計		構造強度設計					乳乳に用いて新家児用	
名	審 査 ガ イ ド	要求機能	性能目標	機能設計方針	性能目標	構 造 強 度 設 計 (評 価 方 針)	評	価対象部位	応 力 等 の 状 態	損 傷 モ ー ド	設計に用いる計谷限介
	基準 <u>津 波 及 び 耐 津 波 設 計 方 針 に</u> <u>係 る 審査 ガイド</u> 5.1 津波防護施設の設計 津波防護施設については、その 構造に応じ、波力による侵食及 び洗掘に対する抵抗性並びにす べり及び転倒にする抵抗性がにまま。	・ク潮路はの襲き、 ・ク潮路はの襲き、 が一(リ地返をする いたででした。 のした。	 ・ ・ ・ ・	・鉄筋コンクリート防潮壁 (放水路エリア)は、定した遡 の繰返しの襲来を想定た遡 上波に対し、余震、汚慮した 衝突、風及び積雪を考慮した 場合においても、 ①想定されな津波高さに余裕	 ・ ・ ・ ・	基準地震動Ssによる地震時荷重,地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重。 震や漂流物の衝突,風及び積重を考慮した津広荷重に対し,十分な支持性能を有する 地盤に支持される設計とするため,作用 する押込力が許容支持力以下に留まるこ とを確認する。	۲ ۳	基 礎 地 盤	支持力	支 持 機 能 を 喪 失 す る 状 態	「 道 路 橋 示 方 書 ・ 同 解 説(Ⅰ 共 通 編 ・ Ⅳ 下 部 構 造 編)」 <mark>に 基 づ</mark> <mark>く</mark> 極 限 支 持 カ 以 下 と す る 。
	計価し、超流時の前任にも記慮 した上で、入力津波に対する津 波防護機能が十分に保持できる よう設計すること。 (1)要求事項に適合する設計方針 であることを確認する。 (2)設計方針の確認に加え、入力 津波に対して津波防護機能が十 分保持できる設計がなされるこ	し波て漂突積しお津河が震の及考合も護い、「「「「「」」では、「」、「」では、「」、「」では、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、	流及してる裕潮及界に すった。 「 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	を考慮した防潮堤高さ(液)/ 高さ T.P.+15.4m~T.P.+17.9m に余裕を考慮した天端高さ T.P.+20.0m)の設定により, 東二放水路上部に設置する設 計とする。 ②防潮壁は、鉄筋コンクリー ト製の上部構造を地中連続壁 基礎によって、1+分な支持性	物です。「「「」」の「」で、「」」の「「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」	基準地震動S。による地震時荷重, 地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重, 地震後 の繰返しの襲来を想定した津波荷重, 虎した た荷重に対し, 主要な構造部材の構造 全性を保持する設計とするために, 構造 部材である地中連続壁基礎が, おおむね 弾性状態に留まることを確認する。		地 中 連 続 壁 基 礎	曲 げ せん 断	部 材 が 弾 性 域 に 留 まらず 塑 性 域 に 入 る 状 態	「 コ ン ク リ ー ト 標 準 示 方 書 【構 造 性 能 照 査 編 】 」 <mark>に 基 づ</mark> <mark>く</mark> 短 期 許 容 応 カ 度 以 下 と す る 。
 	との見通しを待るため、以下の 項目について,設定の考え方を 確認する。確認内容を以下に例 示する。 ① 荷重組合せ a)余震が考慮されていること。 耐津波設計における荷重組合 せ:常時+津波,常時+津波+ 地震(余震)	設れ損がうよび止がこさをれよに及防とれ	<u>処</u> 置 を 保 様 能 目 標 と さ よ す る こ よ ち す る こ よ ち す る こ よ ち す る こ よ ち す る こ よ ち す る こ よ ち す る こ よ す る こ よ う る こ よ う る こ 上 っ る こ 上 っ の る - ・ 、 の う る こ - - - の の る - - - - - - - - - - - - -	能を有する地盤に支持する設計とする。 ③上部構造の異種構造物間と の境界部は、波圧による変形 に追随する止水性を確認した 止水ゴム等を設置することに よる止水処置を講ずる設計と する。	道金 設 な す す と た に 体 に 体 に 体 に 、 ・ 定 設 な す す と と 性 盤 計 ち や む と 古 性 盤 計 ち や む と 古 性 盤 計 ち や む と 古 性 盤 計 ち や む と 古 性 盤 計 に 体 こ の の 保 し 性 盤 計 に 体 の 設 む も 造 は に 体 の よ た 体 の よ に 体 の よ で し た な 歌 む む む む む む む む た の か の か の た の か の か の た の か の か の か の か の た の か の か の か の か の か の か の か の か の か む た の か む た の か か か か の か の か の か の か の か の か の か か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の の の の か の か の か の か の か の か の か の か の の か の か の か の か の か の か の つ か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の か の ろ の の の か の か の の の の の の の の の の の の の	基準地震動S。による地震時荷重, 地震後 の襲返しの襲来を想定した津波荷重, 余 震や漂流物の衝突, 風及び積雪を考慮し た荷重に対し, 主要な構造部材の構造倒 全性を保持する設計とするために, 構造 部材である放水路が, おおむね弾性状態 に留まることを確認する。		放 水 路	曲 げ せん 断	部 材 が 弾 性 域 に 留 ま ら ず 塑 性 域 に 入 る 状 態	「 コ ン ク リ ー ト 標 準 示 方 書 【構 造 性 能 照 査 編 】 」 <mark>に 基 づ</mark> <mark>く</mark> 短 期 許 容 応 カ 度 以 下 と す る 。
筋コンクリート防	 (2) 荷重の設定 (a) 津波による荷重(波圧,衝撃) 力)の設定に関して、考慮する 知見(例えば,国交省の暫定指針等)及びそれらの適用性。 b) 余震による荷重として、サイト特性(余震の震源,ハザード)が考慮され、合理的な頻度,荷重レベルが設定される。 	る ・ ク 潮路 よ い り 壁 エ 、 動 し 、 津 地 に 波 、 歌 し 、 津 地 に 波 、 歌 し 、 数 一 () の 歌 一 () の 歌 し 、 動 し () の 歌 し 、 動 し () の 歌 し 、 動 し () の 、 動 し 、 動 し 、 動 し 、 か し 、 動 し 、 か こ た か 、 か う い 、 か い う 、 か い う 、 か い う 、 か う い う 、 か い う 、 か い し 、 か つ い う の 、 か し 、 か つ い の か い つ い の の の の の の の の の の の の の	 ト路 基 対 ヴ ア 動 1 三 構 構 構 (本) (-1) (-	 ・鉄筋コンクリート防潮壁 (放水路エリア)は、基準地 震動Ssに対し、 ④鉄筋コンクリート製の耐性のある部材を使用することで止水性能を保持する設計とする。 ⑤上部構造は、地中連続壁基 	ム等を設 満 き な な い と を 走 の き と す 金 度 に む た と き た の た む む む た む た む た む た む た む む む た む む む た む た む む む た む た む む む た む む む た う む む む た す む の む む た す む の む む た す む の む い ち む む む た す む の む つ い ち む む む た う む む む た う む む つ い つ い つ の の の の の の の の の の の の の	基準地震動 S。による地震時荷重, 地震後 の線返しの襲来を想定した津波荷重, 余 震や漂流物の衝突, 風及び積雪を考慮し た荷重に対し, 主要な構造部材の構造傾 全性を保持する設計とするために,構造 部材である防潮壁が, おおむね弾性状態 に留まることを確認する。	and the second second	防 潮 壁	曲 げ せん 断	部 材 が 弾 性 域 に 留 ま ら ず 塑 性 域 に 入 る 状 態	「 コ ン ク リ ー ト 標 準 示 方 書 【構 造 性 能 照 査 編 】 」 <mark>に 基 づ</mark> <mark>く</mark> 短 期 許 容 応 カ 度 以 下 と す る 。
』潮壁(放水路エリア)	 c)地震により周辺地盤に液状化礎 が発生する場合,防潮堤杭基礎に作用する側方流動力等の可能 性を考慮すること。 3)許容限界 a)津波防護機能に対する機能保 持限界として,当該構造物全な かの変形能力(終局耐力時のの変形),津波防護機能を傷にするな余持すること。 (なお、機能能を傷にすった 場合,補修にある程度の期間が 	防要機うい造し能耐形し構 護求能恐よ物てカカ)、造 設れ損が、体変終のこ分度 がるなな構と形局変対なを	を機能設計上の性能 目 標 と する。	礎と鉄筋コンクリートで一体変 位を抑制し、止水性を保持す る設計構造とす水性を保持す る設計構造の異種構造物間と の境界部は、試験等によれ構造の 環時の変形に追随し止水性を 確認した止水ゴム等を設置 る設計とする。	水は S時鉄ト 及構にな造す ア震戦し、 「世 コン上部構建 しい 造 全 設 大 の に し い 造 全 設 に し い 造 全 計 の で し い 造 全 計 の で に い こ で 時 鉄 り び 成 お 構 に し い 造 全 計 の で し い 造 全 計 の で し い 造 全 計 の で し い 造 全 計 の で も 材 を で 時 、 で 奇 の で し い 造 全 計 一 で ら い た で 一 に い 造 全 計 合 で ら の で ら い に の で ら い た の で し い 造 全 計 一 の で 時 で ら で ら い に つ に い 造 全 計 た い 二 で 部 性 た ち の た の た た 一 の 一 の で の に の た で お 大 で 部 性 た す と す ら の た の た 本 た 古 た す た の た の た の た の た の た の た の た す た す た ち の た す た う の た す た う の た す た す た す た す た す た す た す た す た ち の た す た す た す た す た す た す た す た す た す た す の た す の の た す ら の の た す ら の て ち の た す ら の の た す の の の て ち の た す の て ち の の の の の た す う の の の の の ち の の の の つ の の の の つ の ち ろ の の の の つ の の の の つ の ち の の の の の の つ て う の の の の の の の の の の の の の	基準地震動 S。による地震時荷重,地震後 の襲来を想定した津波荷重,点 た荷重に対した津波荷を考慮 た荷重に対し、主要意な漏えいを造体の 設置する部材を有意な漏えいを 支置する止水ゴム、止水シートが有意な 設置する止水ゴム、止水シートが有意な 漏えいを生じない変形量以下であること を確認する。 また、止水ゴム等が止水性能護部材は、		止水ゴム等	変形 引張り	有 意 な 漏 え い に 至 る 変 形 , 引 張 り	メーカー 規格及び基準並びに 必要に応じて実施する性能試験を参考に定める許容変形量 及び許容引張りカ以下とす る。
	必要となることから、地震、津 波後の再使用性に着目した許容 限界にも留意する必要があ る。) <u>基準地震動及び耐震設計方針に</u> <u>係る審査ガイド</u> 6.3 津波防護施設、浸水防止設 備等 津波防護機能を有する施設、浸 水防止機能を有する施設、浸 水防止機能を有する施設、浸 水防止機能を有する施設、浸 水防止機能を有する施設、浸 水防止機能を有する	有 し た 構 造 で あ 求 さ れ る 。			と構に等意は、設置、 と構に等意は、 をな漏いとを に体、して して たる に体、して と 構 に等 た る た して た と 構 に 等 た じ る た と 構 に 等 た の た の た し た た の た の た の た の た の た の た	おおむね弾性状態に留まることを確認する。	山水ショイン 音		引 張 り せ ん 断 引 抜 き	部 材 が 弾 性 域 に 留 ま ら ず 塑 性 域 に 入 る 状 態	「各種 合 成 構 造 設 計 指 針 ・ 同 解 説 」 <mark>に 基 づく</mark> 短 期 許 容 応 カ 度 以 下 と す る 。
	は、 「時によ当な ですると基に構築 ないの 「時によった でででででです。 しての でででででででででです。 しての でででででででででででです。 しての でででででででででででででででででででいた。 しての でででででででででででででででででででででででででででででででででででで							止 水 ゴ ム 等 の 鋼 製 防 護 部 材	曲 げ 引 張 り せ ん 断	部 材 が 弾 性 域 に 留 ま ら ず 塑 性 域 に 入 る 状 態	「 鋼 構 造 設 計 基 準 」 <mark>に 基 づ く</mark> 短 期 許 容 応 カ 度 以 下 と す る 。

赤字:荷重条件 緑 字 : 要 求 機 能 青字:対応方針

(2)鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)高さの設定方針

敷地前面東側に位置する鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)は, 遡上津波に対して余裕を考慮した防潮壁高さを設定している。入力津波高さと防潮堤高さの関係を第1-2表に示す。

	敷地側面 北側	敷地前面 東側	敷 地 側 面 南 側
入力津波高さ (潮位のばらつ き等考慮)	T.P.+15.4m	T.P.+17.9m	T.P.+16.8m
防潮堤高さ	T.P.+18.0m	T.P.+20.0m	T.P.+18.Om
設計裕度	2.6m	2.1m	1.2m

第1-2表 入力津波高さと防潮堤高さの関係

- (3) 設計方針
 - 1) 構造概要

鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)では,地震荷重, 津波荷重及び漂流物衝突荷重等に対して構造成立性を確保する 鉄筋コンクリートの防潮壁を構築し,敷地内への津波の浸水を 防止する。防潮壁直下に構築する放水路は,地震荷重や放水路 を逆流する津波荷重に耐えるカルバート構造とし,敷地内への 浸水をゲートにより防止する。地中連続壁基礎は,岩盤に壁厚 以上根入れし,防潮壁及び放水路に作用する地震荷重や津波荷 重等に耐える構造とする。なお,地震荷重や津波荷重等に耐え る構造とした防潮壁,放水路及び地中連続壁基礎は,全て鉄筋 コンクリートで一体化した構造とする。防潮壁には,隣接する 鋼管杭で支持された鉄筋コンクリート壁との境界部に伸縮性を 有する止水ジョイント部を設置する。

防潮壁の形状は、上部厚さを約2m、下部厚さを約6.5mとして おり、構造物全体の平面寸法は 横断方向約 20m×縦断方向に約 23mとする。また、地中連続壁基礎は、壁厚約2.4mとなる鉄筋 コンクリートで隔壁及び側壁を構築し、T.P.約-60m に分布す る岩盤に支持させる。 2) 設計手順

鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の耐震・耐津波評価 は、津波防護施設であること、Sクラスの設計基準対象施設であ ることを踏まえ、第 1-3 表に示す鉄筋コンクリート防潮壁(放水 路エリア)の評価項目に従い、各構造部材の構造健全性評価を行 う。

鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の構造健全性及び支 持性能評価の検討フローを第 1-4 図に示す。

第	1-	-3	表	鉄筋コ	レノ	ァリ	- ト防潮壁	(放水路エリ	ア)	の評価項目
---	----	----	---	-----	----	----	--------	--------	----	-------

		構造強度認	安計	設計に用いる許容阻果
	評価	対象部位	応力等の状態	設計に用いる計谷限介
下幕		基 礎 地 盤	支持力	「 道 路 橋 示 方 書 ・ 同 解 説 (Ⅰ 共 通 編 ・ Ⅳ 下 部 構 造 編)」 <mark>に 基 づ く</mark> 極 限 支 持 力 以 下 と す る 。
部 工	地	中 連 続 壁 基 礎	曲 げ せん断	「コンクリート標準示方書【構 造性能照査編】」 <mark>に基づく</mark> 短期 許容応力度以下とする。
		放 水 路	曲 げ せん断	「 コ ン ク リ ー ト 標 準 示 方 書 【 構 造 性 能 照 査 編 】 」 <mark>に 基 づ く</mark> 短 期 許 容 応 力 度 以 下 と す る 。
		防 潮 壁	曲 げ せん断	「 コ ン ク リ ー ト 標 準 示 方 書 【 構 造 性 能 照 査 編 】 」 <mark>に 基 づ く</mark> 短 期 許 容 応 力 度 以 下 と す る 。
上部工	止水ジョイント部	止水ゴム等	変 形 引 張 り	メーカー規格及び基準並びに必 要に応じて実施する性能試験を 参考に定める許容変形量及び許 容引張り力以下とする。
		鋼 製 ア ン カ ー	引 張 り せん 断 引 抜 き	「 各 種 合 成 構 造 設 計 指 針 ・ 同 解 説 」 <mark>に 基 づ く</mark> 短 期 許 容 応 力 度 以 下 と す る 。
		止 水 ゴ ム 等 の 鋼 製 防 護 部 材	曲 げ 引 張 り せ ん 断	「 鋼 構 造 設 計 基 準 」 <mark>に 基 づ く</mark> 短 期 許 容 応 カ 度 以 下 と す る 。



3)防潮壁・放水路・地中連続壁基礎の設計方針

防潮壁は、津波に対する止水性を確保する必要がある。また、 放水路及び地中連続壁基礎は、地震及び津波の荷重に対する基礎 として防潮壁からの荷重を支持する必要がある。そのため、各部 位は鉄筋コンクリートで一体化した構造とし、繰返し襲来する地 震及び津波荷重が作用した場合に対して弾性状態に留まる設計と する。また、設計荷重によって基礎に発生する押込力が、基礎を 支持する基礎地盤の極限支持力以内にとどまる設計とする。

地中連続壁基礎から立ち上がる鉛直方向の主鉄筋を放水路の底 版コンクリート内に,道路橋示方書で規定される定着長以上埋め 込むことで,地中連続壁基礎と放水路を一体化させる。

本震時では液状化を精緻に評価するために二次元有効応力解析, 津波時及び津波+余震時では二次元静的フレーム解析を実施し, 躯体に発生する断面力を用いた応力度照査を実施するとともに, 基礎の地盤反力を用いた支持力照査を実施する。 ① 耐震設計(二次元有効応力解析)

設計対象構造物〜地盤の連成系モデルによる二次元地震応答 解析を行い、本震時の部材健全性及び基礎地盤健全性を確認す る。地震応答解析については、地盤の有効応力の変化の影響を 反映した地震時地盤挙動を求めることができる有効応力解析法 を用いることとし、液状化の影響を保守的に評価するため、地 下水位を地表面に設定した検討を実施する。解析により得られ る部材の発生断面力に基づく鉄筋コンクリートの各照査対象応 力が短期許容応力度以下及び基礎地盤の地盤反力が極限支持力 以下となるよう設計する。

液状化強度特性については, 平均-1 σの値を用いることで 保守性を考慮する。さらに, 地質分布の不確かさに着目し, 原 地盤の液状化強度特性を適用した基準地震動 S。による解析の 結果のうち, 最も厳しいケースにおいて, より一層保守的な検 討を目的に, 液状化検討対象層である全ての砂層・礫層に対し て豊浦標準砂の液状化強度特性を与えることで, 強制的に液状 化させる条件を仮定した解析モデルについても検討する。

a. 解析モデルの作成

地質断面図を反映して解析モデルを作成する。鉛直方向は新 第三系地盤である久米層が T.P.-60m 近傍で出現するため, T.P.-100mまでモデル化する。水平方向は地中連続壁基礎を中 心に左右 150m までモデル化する。地震応答解析は防潮壁軸方 向及び軸直交方向に対して実施し,躯体は線形梁要素または線 形平面要素でモデル化する。地盤はマルチスプリング要素でモ

5条 添付23-14

デル化した非線形要素とし,地下水位以深には間隙水要素を配 置する。

地中連続壁基礎は,基礎の断面二次モーメント等を考慮する ための縦梁(構造弾性梁),コンクリートの平面保持を考慮す るための横梁(仮想剛梁)でモデル化する。また,構造物と周 辺地盤の境界部における滑動及び剥離を考慮するため,構造物 周面にジョイント要素を配置する。

堤軸直交方向及び堤軸方向の地震応答解析モデル概念図を第 1-5 図に示す。

地質	[時代	地質	記号	岩相	備考	
		砂日	丘層	du	砂	敷地全体に広く分布する。
	完			Ag2	砂礫	敷地全体に広く分布する。
	新	沖積低地	久慈川	Ac	粘土	a antesantes a
第	+++	堆積層	堆積層	As	砂	久慈川が侵食した凹状の 公を埋めて公布する
	100			Ag1	砂礫	1 2 4 0 C / 1 7 0 8
				D2c-3	シルト	
四		低位段丘 堆積層		D2s-3	砂	
	更		段丘堆積層2 D2 D2 D2 D2	D2g-3	砂礫	敷地南部に埋没段丘として 公布する
	~			D2c-2	シルト	20 Tr 7 To 8
紀	新			D2g-2	砂礫	
	世			lm	ㅁㅡ᠘	教地の南西部に分布し.
		中位段丘 推巷属	段丘堆積層1	D1c-1	シルト	いわゆる額田段丘面を
		~正1只/白		D1g-1	砂礫	構成する。
第三紀	鮮新世	久	米層	Km	砂質泥岩	敷地の基盤岩である。



堤軸直交方向モデル概念図



第1-5図 地震応答解析モデル概念図

⁵条 添付23-16

b. 地震応答解析

二次元有効応力解析により, 躯体及び周辺地盤の応答値を算 定する。入力地震動は, 一次元波動論により, 東海第二発電所 の解放基盤表面深度である T.P. - 370m から T.P. - 100m までを モデル化した剥ぎ取り地盤モデルを用いて, 一次元波動論によ り T.P. - 100m 位置で評価した地震動(2E)を用いる。

c. 照查

(a)鉄筋コンクリートに対する照査

地震応答解析により算定された防潮壁, 放水路及び地中連 続壁基礎の発生断面力を用いて, 曲げモーメント・軸力に対 する照査, 及びせん断に対する照査を行い, 短期許容応力度 以下であることを確認する。

(b) 基礎地盤に対する照査

地震応答解析により算定された基礎に作用する地盤反力を 用いて支持力に対する照査を行い,極限支持力以下であるこ とを確認する。 ② 耐津波設計(二次元静的フレーム解析)

防潮壁,地中連続壁基礎及び放水路(頂版・底版)を線形梁 要素,放水路(中壁・側壁)を線形平面要素でモデル化する。 地中連続壁基礎は,基礎の断面二次モーメント等を考慮する ための縦梁(構造弾性梁),コンクリートの平面保持を考慮す るための横梁(仮想剛梁)でモデル化し,地盤バネを接続した 二次元静的フレーム解析を実施する。なお,防潮壁背面の放水 路ゲートについては,津波波力等の作用荷重に対して防潮壁を 支持する構造部材として評価せず,重量のみを付加質量として 考慮することで,防潮壁の構造成立性に対し,放水路頂版を固 定端とする片持ち梁とした保守的な評価を行う。

死荷重及び積雪の長期荷重に加え,津波時では津波による波 カを作用させるとともに,漂流物衝突荷重を入力津波高さに作 用させる。また,津波+余震時では余震荷重等を設計荷重とし て考慮し,部材の発生断面力が短期許容応力度以下及び基礎地 盤の地盤反力が極限支持力以下となるよう設計する。解析モデ ル概念図を第1-6図に示す。



第1-6図 解析モデル概念図

地盤バネは、「道路橋示方書・同解説IV下部構造編(日本道 路協会,平成24年3月)」に基づき、上限値を有するバイリニ ア型とする。津波時の地盤反力係数は静弾性係数より、 津波+ 余震時の地盤反力係数は別途実施する一次元地盤応答解析より 算定した収束せん断弾性係数より設定する。なお、津波+余震 時における地盤バネの設定に用いる地盤の変形係数は、以下の 式により算出する。

 $E_{\rm D}=2(1+\nu_{\rm d})G'$

E_D: 地盤の変形係数 (kN/m²)

v_d:動ポアソン比

G': 地盤の余震時の収束剛性 (kN/m²)

バイリニア型としてモデル化した地盤バネの上限値は,津波 来襲前に発生する基準地震動Ss,津波と同時に発生する余震 (S_d-D1)による影響を保守的に評価するため,-1σのばら つきを考慮した残留強度の強度定数に基づき設定する。

余震時荷重としては,余震に対する一次元地盤応答解析より 算定される地盤変位を応答変位法で考慮するとともに,地表面 最大加速度より設定される設計震度を慣性力として考慮する。

耐津波設計における地盤反力係数及び地盤バネを第1-4表に示す。

 荷重条件
 地盤反力係数
 上限値

 津波時
 静弾性係数より
 残留強度(-1 σ 低減値)

 津波+余震時
 余震時の収束剛性より
 残留強度(-1 σ 低減値)

第1-4表 地盤反力係数及び地盤バネの上限値

4)止水ジョイントの設計方針

① 概要

鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)と鋼管杭鉄筋コ ンクリート防潮壁との異種構造物間の境界に止水ジョイント を設置する。

止水ジョイント部は,地震時に構造物間の相対変位と,そ の後の津波や余震により構造物間の相対変位に対して止水性 を確保するため,伸縮性を有するものとし,堤内側及び堤外 側の両面に止水ゴム等を設置する。

また,堤外側の止水ジョイント部には,止水ゴム等における漂流物防止対策として,止水ゴム等の鋼製防護部材を設置 する。

② 評価方針

止水ジョイント部の構造健全性評価については,基準地震動Ssを用いた二次元有効応力解析及び津波荷重を用いた二次 元静的フレーム解析により算出された変位量及び入力津波を 用い津波波圧式より算出した津波波圧に対し,止水ゴム等の 止水性が維持できることを確認し,止水ゴム等の仕様を設定 する。

5条 添付23-21

止水ジョイント部の設計フローを第1-7図に示す。

止水ゴム等の仕様設定は,性能試験(漏水試験・変形試験) (試験については「鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造成 立性について」を参照)により津波波圧に耐え,止水機能を 維持できる変形量となるよう設定するとともに,構造物間の 相対変位に対し追従可能な材料を設定する。

また,止水ゴム等の取り付け部の鋼製アンカーに発生する 応力が短期許容応力度以下であることを確認するとともに, 止水ゴム等における漂流物防止対策として,止水ゴム等の鋼 製防護部材を設置し発生する曲げ及びせん断応力等が短期許 容応力度以下であることを確認する。



2. 地中連続壁基礎に関する設計基準類

地中連続壁基礎に係る設計基準としては,「道路橋示方書・同解 説」(公益社団法人 日本道路協会),また施工の観点からの基準と して「地中連続壁基礎工法施工指針(案)」(地中連続壁基礎協会) に代表される。

(1)道路橋示方書・同解説 IV下部構造編(公益社団法人日本道路協会:平成24年3月)

道路橋下部構造の技術基準として,各種基礎の設計手法等がと りまとめられており,橋梁下部構造以外の土木構造物の基礎にお いても,同基準を参考として計画・設計している。

(2) 地中連続壁基礎工法施工指針(案)(地中連続壁基礎協会:
 平成14年7月)

道路橋示方書・同解説IV下部構造編に基づいて設計された地中 連続壁基礎の施工に適用される指針である。地中連続壁基礎の品 質を確保するための施工方法等が記載されており,これらを踏ま えた設計とする。

添付資料24

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針について
- 1. 防潮堤の要求機能と性能目標について
 - (1) 防潮堤に要求される機能
 - (2) 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁高さの設定方針
 - (3) 設計方針
 - 1) 構造概要
 - 2) 上部工の構造概要
 - 3) 設計手順
 - 4) 設計荷重
 - 5) 鋼管杭及び鋼管杭基礎の設計方針
 - 6) 上部工の設計方針
 - 7)止水ジョイント部の設計方針
 - 8)防潮壁間の相互の支圧力に関する設計方針
 - 9) 地盤高さの嵩上げ(改良体)の設計方針
 - 10) 表層地盤改良及びシートパイル等の設定方針
 - 11)防潮壁の地山寄り付き部における設定方針
 - 12)防潮壁底部の地盤根入れ長の設定方針
 - 13)構内排水路と防潮壁の交差部の設計方針
 - 14)海水引込み管と防潮壁の交差部の設定方針
 - 15) 東海発電所の取・放水路と防潮壁の交差部の設定方針
 - 16)構造物評価における地下水位の設定方針
- 2. 施工実績(本設杭構造)

1. 防潮堤の要求機能と性能目標について

(1) 防潮堤に要求される機能

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の平面位置図を第1図に,鋼管杭鉄筋コンク リート防潮壁に関する要求機能と設計評価方針について第1表に,評価対象部 位を第2図に示す。

津波防護施設として防潮堤に求められる要求機能は,繰返しの襲来を想定 した遡上波に対して浸水を防止すること,基準地震動S_sに対して要求される 機能を損なう恐れがないよう,構造物全体としての変形能力に対し十分な構 造強度を有することである。

上記の機能を確保するための性能目標は, 遡上津波に対して余裕を考慮し た防潮堤高さを確保するとともに構造体の境界部等の止水性を維持し, 基準 地震動S_sに対して止水性を損なわない構造強度を有した構造物とすることで ある。



第1図 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁位置図



第2図 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の評価対象部位

第1表 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁に関する要求機能と設計評価方針

津波防護に関する施設は、津波の発生に伴い、津波防護対象設備がその安全性又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないような設計とする。「津波防護に関する施設の設計について」の要求機能、機能設計、構造強度設計を以下に示す。

	要求機能		機能設計		構造強度設計											
施設名	審査ガイド	要求機能	性能目標	機能設計方針	性能目標	構造強度設計 (評価方針)		評	価対象部位	応力等の状 態	損傷モード	設計に用いる計谷限券				
	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガ イド 5.1 津波防護施設の設計 津波防護施設については、その構造に応 じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗 性並びにすべり及び転倒に対する安定性を 部項目、描述時の石地によりまりをして	 ・鋼管杭鉄筋コ ・鋼管杭头筋 ・ 地震後の 繰返したした入す ・ 対応 ・ 対応 	 ・鋼管杭鉄筋コン クリート防潮壁 は、地震後の繰返 しの襲来を想定し た遡上波に対し、 余震、漂流物の雪な 	・鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は, 地震後の繰返しの襲来を想定した遡上 波に対し,余震,漂流物の衝突,風及 び積雪を考慮した場合においても, ①想定される津波高さに余裕を考慮し た防潮堤高さ(浸水高さ T.P.+15.4m~	・鋼管抗鉄筋コンク リート防潮壁は、地 震後の繰返しの襲来 を想定した津波荷 重、余震や漂流物の 衝突、風及び積雪	基準地震動Ssによる地震時荷重,地震後の繰返しの襲 来を想定した津波荷重,余震や漂流物の衝突,風及び積 雪を考慮した荷重に対し,十分な支持性能を有する地盤 に支持される設計とするため,作用する押し込み力や引 抜力が許容支持力以下に留まることを確認する。			基礎地盤	押込力, 引抜力	支持機能を喪失する 状態	「道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構造編)」を踏まえ,極限支持力以 下とする。				
	評価し、感流時の耐住にも配慮した上で、 入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。 (1)要求事項に適合する設計方針であること を確認する。 (2)設計方針の確認に加え、入力津波に対し て津波防護機能が十分保持できる設計がな されることの見通しを得るため、以下の項 日について、熟定の表させな確認する。	展, 深風の衝雪 をおいても、 、海感しても、 波防される。 なうう、 本 など。 よのでは なっていた のです のです のです のです のです のです のです のです	突,風及の損害をお 考慮した。想定にお いても、想定にお な考慮した防潮情 高さの設定及び年 造体の境界部により いた水処置により	 P. +17. 5m に余格を考慮した天端高さ T. P. +18. 0m~T. P. +20. 0m)の設定により、敷地を取り囲むように設置する設計とする。 ②防潮堤の上部工は、原則として5本の上部構造の天端から連続する鋼製の 杭を鉄筋コンクリートで一体化させた 壁を構築し、止水性を保持する設計と 	う感した何重に対し、鋼製の杭,鉄筋コンクリート製の上部構造,地盤高さの富上げ、セメント系の表層改良体で構成し、津波後の再使用性を考慮し、主要な。	 今慮した何単に対 う場製の抗、鉄筋 コンクリート製の上 部構造,地盤高さの系 あま上げ,せメント系の表層込食体の手使用 性を考慮し、主要な 	う慮した列重に対 し、鋼製の杭、鉄筋 コンクリート製の上 部構造,地盤高さの 富上げ,セメント系 の表層改良体で構成 し,津波後の再使用 性を考慮し,主要な	 う慮しに何単に対 し、鋼製の杭,鉄筋 コンクリート製の上 部構造,地盤高さの 嵩上げ,セメント系の表層な良体で構成 し、津波後の再使用 性を考慮し、主要な 	今慮した何重に入 し、鋼製の杭、鉄筋 コンクリート製の上 部構造,地盤高さの 富上げ,セメント系 の表層改良体で構成 し、津波後の再使用 性を考慮し、主要な	基準地震動S。による地震時荷重,地震後の繰返しの襲 来を想定した津波荷重,余震や漂流物の衝突,風及び程 雪を考慮した荷重に対し,主要な構造部材の構造健全性 を保持する設計とするために,構造部材である鋼管杭 が,おおむね弾性状態に留まることを確認する。	部 工 費 土		鋼管杭	曲げ, せん断	部材が弾性域に留ま らず塑性域に入る状 態	「道路橋示方書・同解説(I共通編・IV 下部構造編)」を踏まえた短期許容応力 度以下とする。
	日にしいて, 敢足しみん力を確認する。確 認内容を以下に例示する。 ① 荷重組合せ a)余震が考慮されていること。耐津波設計 における荷重組合せ:常時+津波,常時+ 津波+地震(余震) ② 荷重の設定 a)津波による荷重(波圧,衝撃力)の設定 に関して,考慮する知見(例えば,国交省 の暫定指針等)及びそれらの適用性。 り 金属による荷重として、サイト特性(全	 ふとか止することが要求される。 ・鋼管杭鉄筋コンクリート防潮 壁は,基準地震 動Ssに対し, 津波防護応認が 要求される機能 	 L、たビを株計計よの性能設計上の性能目標とする。 ・鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は、基準地震動Ssに対し、主要な構造部材の構造健 今性を維持する。 	30。 ③防潮壁は,鉄筋コンクリート製の上 部構造を上部構造の天端から連続する 鋼製の杭で,十分な支持性能を有する 地盤に支持する設計とする。 ④上部構造の内側の地盤高さを嵩上げ することにより止水性を保持する設計 とする。 ⑤上部構造の施工境界部や異種構造物 間との境界部は,波圧による変形に追 随する止水性を確認した止水す人等を	情望に料かっる設計と 性を保持する設計と と、 中分な支持性能 を有する地盤に設置 する設計とするとと もに、主要な構造体 の境界部や防潮壁前 面の地盤には、止水 ゴム等や表層改良体 を設置し、有意な調 シいを生じない設計	基準地震動Ssによる地震時荷重, 地震後の繰返しの襲 来を想定した津波荷重, 余震や漂流物の衝突, 風及び程 雪を考慮した荷重に対し, 主要な構造部材の構造健全性 を保持する設計とするために, 構造部材である鉄筋コン クリートが, おおむね弾性状態に留まることを確認す る。	費 と /	鉄舶 筋 =	5コンクリート(鉄 コンクリート梁壁)	曲げ, せん断	部材が弾性域に留ま らず塑性域に入る状 態	「道路橋示方書・同解説(I共通編・V 耐震設計編)」を踏まえた短期許容応力 度以下とする。(コンクリート標準示 方書【構造性能照査編】でも確認。)				
鋼管杭鉄筋コンクリート防潮	 の宗展による何重として、サイト特性(宗 震の震源,ハザード)が考慮され,合理的 な頻度,荷重レベルが設定される。 ・)地震により周辺地盤に液状化が発生する 場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力 等の可能性を考慮すること。 ③ 許容限界 a)津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し,津 波防護機能を保持すること。(なお,機能 損傷に至った場合,補修にある程度の期間 が必要となることから,地震,津波後の再 使用性に着目した許容限界にも留意する必要がある。) 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガ イビ 6.3 津波防護施設,浸水防止設備等 津波防護機能を有する施設,浸水防止機能 を有する設備及び敷地における津波監視機 能を有する設備及び敷地における津波監視機 能を有する設備の支援物・構築物び構造物全体 としての変形能力(終局耐力時の変形)に ついて十分な余裕を有するともに、その 施設に要求される機能(津波防護機能,浸 水防止機能)を保持すること 	しいうなきたい。 しいういないでした。 したて、酸塩酸のコーム したて、酸塩酸の し、酸塩 して、酸塩 し し し し し し し し し し し し し	 	 随身る正人に足を確認した正小ゴム等を 設置することによる止水処置を講ずる 設計とする。 ③津波の波力による浸食や洗掘、地盤 内からの浸水に対して耐性を有する表 層改良により、止水性を保持する設計 とする。 	2.いを主とない設計 とすることを構造強 度設計上の性能目標 とする。 ・鋼管抗鉄筋コンク リート防潮壁は、基 進齢感にしたす	基準地震動Ssによる地震時荷重,地震後の繰返しの襲 来を想定した津波荷重,余震や漂流物の衝突,風及び積 雪を考慮した荷重に対し,主要な構造部材の構造健全性 を保持する設計とするために,構造部材である鋼管杭 が,おおむね弾性状態に留まることを確認する。	費上	鋼管杭 (鋼管杭鉄筋コンクリ ート)	曲げ, せん断	部材が弾性域に留ま らず塑性域に入る状 態	「道路橋示方書・同解説(I共通編・IV 下部構造編)」及び「鉄骨鉄筋コンクリ ート造配筋指針・同解説」を踏まえた 短期許容応力度以下とする。					
			・鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は, 基準地震動Ssに対し, ⑦鋼製や鉄筋コンクリート製の耐性の ある部材を使用することで止水性能を 保持する設計とする。 ⑧上部構造に,杭を梁で連結させる構 造とすることで変位を抑制し、鉄筋コ	 地震時荷重に対し、 鋼製の杭,鉄筋コン クリート製の上部構 造,地盤高さの嵩上 げ,セメント系の表 層改良体で構成し、 達波時においても、主 	 地震時荷重に対し、		止水ジ	止水ゴム等	変形, 引張り	有意な漏えいに至る 変形,引張り	メーカー規格及び基準並びに必要に応 じて実施する性能試験を参考に定める 許容変形量及び許容引張り力以下とす る。					
<u>*45</u>				2010-トによる止水性を保持する設 計とする。 ⑨上部構造の施工境界部や異種構造物 間との境界部は、試験等により地震時 の変形に追随し止水性を確認した止水	要な構造部材の構造 健全性を保持する設 計とするとともに, 主要な構造体の境界 部や防潮壁前面の地	の構造 するため、境界部に設置するゴムジョイント、シートジ する設 ョイントが有意な漏えいを生じない変形量以下であるこ もに、とを確認する。 の境界 また、止水ゴム等が止水性能を保持するための接続アン カーや鋼製防護部材は、おおむね弾性状態に留まること	» 	>ョイント部	鋼製 アンカー	引張り, せん断, 引抜き	部材が弾性域に留ま らず塑性域に入る状 態	「各種合成構造設計指針・同解説」を 踏まえた短期許容応力度以下とする。				
			止水ゴム等の鋼製 防護部材	曲げ, 引張り, せん断	部材が弾性域に留ま らず塑性域に入る状 態	「鋼構造設計基準」を踏まえた短期許 容応力度以下とする。										
			はいるにおける止水性を保持する設計とす る。 ①表層改良は、セメント系の改良体と することで、地震時に損壊しない設計 とする。 ②シートパイルは、鋼材を連結し連続 する構造とし、ボイリングによる地中 からの止水性を保持する設計とする。	 る設計とす の改良体としない設計 連結し連続 による地中 コーナ 	との性能目標とす との性能目標とす る。 基準地震動Ssによる地震時荷重,地震後の繰返しの襲 来を想定した津波荷重,余震や漂流物の衝突,風及び積 雪を考慮した荷重に対し,地盤として滑動しない抵抗性 を保持する設計とするため,地盤高さの嵩上げ部底面が 滑動しないこと及び受働崩壊角にすべりが発生しないこ とを確認する。		地盘	諸高さの嵩上げ (改良体)	せん断	地盤高さの嵩上げ部 の底面が滑動に至る 状態,上部構造背面 の地盤がすべりに至 る状態	「道路橋示方書・同解説(I共通編・IV 下部構造編)」及び「耐津波設計に係る 工認審査ガイド」を踏まえ、受働せん 断面方向等のせん断耐力以内とする。					
				基準地震動Ssによる地震時荷重,地震後の繰返しの襲 来を想定した津波荷重,余震や漂流物の衝突,風及び積 雪を考慮した荷重に対し,洗掘防止対策やボイリング炎 策としての機能を保持するため,表層改良体にせん断破 壊が生じないことを確認する。	費 寸 友		表層改良体	せん断	表層改良体がせん断 破壊に至る状態	安全裕度を考慮したせん断強度以下と する。						
						基準地震動Ssによる地震時荷重に対し、ボイリング対策としての機能を保持するため、鋼矢板にせん断破壊が 生じないことを確認する。	2	Ş	/ートパイル	せん断	部材がせん断破壊に 至る状態	安全裕度を考慮したせん断強度以下と する。				

赤字:荷重条件緑字:要求機能青字:対応方針

(2) 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁高さの設定方針

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は,津波遡上高さに対して余裕 をもった防潮壁高さを設定している。入力津波高さと防潮壁高さ の関係を第2表に示す。

	敷地側面	敷地前面	敷地側面	
	北側	東側	南西側	
入力津波高さ				
(潮位のばらつ	T.P. + 15.4m	T.P. + 17.9m	T.P. + 16.8m	
き等考慮)				
防潮堤高さ	T.P. + 18.0m	T.P. + 20.0m	T.P. + 18.0m	
設計裕度	2.6m	2.1m	1.2m	

第2表 入力津波高さと防潮壁高さの関係

(3) 設計方針

1) 構造概要

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は,鋼管杭を地盤に対して一 列に打設し,上部工は鋼管杭と鉄筋コンクリートを連結させ設置 する。

上部工は、下部工の鋼管杭から上部工に連続する鋼管杭を鉄 筋コンクリートで被覆した部材と、堤外側に設置する鉄筋を密 に配置した鉄筋コンクリート梁壁部材で構成される。これら部 材を鉄筋で強固に一体化した鋼管杭5本を1ブロックとした壁 体を連続して設置する。このブロック間の境界には、止水性を 確保するための止水ゴム等を設置する。

また,防潮壁の堤内側には,津波による波力低減を目的とし た改良体による地盤高さの嵩上げを行うとともに,洗掘防止対 策やボイリング対策として,堤内・外の表層部の地盤改良を実 施する。

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造概要を第 3 図に,構成 部材とその役割を第3表に示す。

なお,現在設定している材料の仕様については第4表のとおりであるが,今後の詳細設計で仕様変更が想定される。



注) 仕様については今後の検討で多少変更が想定される

第3図 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造概要図

(正面図及び断面図)

構造	5 部位	部位の役割			
	鉄 筋 コン クリート	外部からの地震・津波荷重,漂流物衝突荷重等を鋼管杭に確実 に伝達し,防潮壁としての機能を維持する。			
上部上	止 水 ジョ イント部	上部工の施工ブロック間に生じる変位に追随し,津波荷重に対 して十分な耐性を持ち,防潮壁としての機能を維持する。			
上部工		鉄筋コンクリートから伝達される荷重を支持地盤に確実に伝達			
下部工	鋼 管 杌	し、防潮壁としての機能を維持する。			
地盤高さ (改良体)	: の 嵩 上 げ)	上部工から伝達される荷重に抵抗し,防潮壁の変位を抑制す る。			
表層改良	体	防潮壁堤外側においては,津波荷重に対して十分な耐性を持ち 洗掘防止としての機能を維持する。防潮壁堤内側においては, 地震時における地盤高さの嵩上げ部の沈下を抑制し,防潮壁と しての機能を維持する。			
シートパ	イル	津波時における堤外側の水位上昇を想定したボイリング対策と し,地中部から堤内側への浸水を防止する。			

第3表 構成部材と役割

第4表 材料仕様

	材 料	仕 様
1	御倅古	敷地前面東側:φ2,500mm, t=35mm(SM570)
1		敷 地 側 面 北・南 側:φ2,000mm, t=35mm(SM570)
2	コンクリート	$f'_{ck} = 40 \text{ N/mm}^2$
3	鉄筋	SD490
4	頭付きスタッド	fy=235N/mm ² (JIS B 1198)
5	ゴムジィント	クロロピレンゴム
6	シートジョイント	塩化ビニルシート,合成繊維織布(ポリエステル)
7	アンカーボルト	SS400, SUS304
8	止水ゴム等の鋼製防護部材	SS400
9	シートパイル(鋼矢板)	SY295
10	表層改良体,地盤高さの嵩	セメント改良 q _u =1N/mm ²
	上げ(改良体)	浸透固化改良(原地盤密度と同じ)

2) 上部工の構造概要

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の上部工は、下部工の鋼管杭 から上部工に連続する鋼管を被覆した①被覆型の鋼管コンクリ ート構造の柱部材(以下,鋼管鉄筋コンクリート壁という)お よびその構造の堤外側に設置した②鉄筋コンクリート梁の主筋 を密に配置しせん断耐力筋で補強した壁部材(以下,鉄筋コン クリート梁壁という)から構成される。鋼管鉄筋コンクリート 壁及び鉄筋コンクリート梁壁の範囲を第4図に示す。

鋼管鉄筋コンクリート壁と鉄筋コンクリート梁壁は,鉄筋を 全部材の外周にも配置することで一体として束ねられ,鋼管鉄 筋コンクリート壁5本毎を1ブロックとして構成する。

津波や漂流物に対しては、堤外側の鉄筋コンクリート梁壁に 津波や漂流物の荷重が伝わり、鉄筋コンクリート梁構造として 鋼管鉄筋コンクリート壁を支点とした連続梁として抵抗する。 その支点反力が鋼管鉄筋コンクリート壁に伝わり、下部工の鋼 管杭へ荷重伝達される。また堤外側の鉄筋コンクリート梁壁に より、1ブロック内の止水性を確保するとともに、ブロック間 は別途に止水ジィントを設けて止水する。

地震時に対しては、下部工の鋼管杭の応答変位により各杭間 に生じる相対変位から発生する荷重に対して、鋼管鉄筋コンク リート壁間を結んでいる鉄筋コンクリート梁壁により抵抗する。 鉄筋コンクリート梁壁には、せん断耐力筋が密に配置されてお り、梁壁のせん断抵抗力により構造物全体の健全性を確保する ことができる。



第4図(3) 上部工詳細図

3) 設計手順

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の耐震・耐津波評価は,津波 防護施設であること,Sクラスの設計基準対象施設であること を踏まえ,第5表の鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の評価項目に 従い,各構造部材の構造設計を行う。

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造健全性評価の検討フローを第5図に,解析評価に係る検討フローを第6図に示す。

評 価 対 象 部 位			設計荷重	応力等の状 態	設計に用いる許容限界			
下部	基礎地盤			甲込力, 引抜力	「道路橋示方書・同解説(I共通編・IV下 部構造編)」を踏まえ、極限支持力以下 とする。			
T	3	鋼 管 杭				曲げ,せん断	「道路橋示方書・同解説(I共通編・IV 下部構造編)」を踏まえた短期許容応力 度以下とする。	
上部工	鉄 筋 コンク リート (鉄 筋 コンク リー ト 梁 壁)		基	曲げ、せん断	「道路橋示方書・同解説(I共通編・V 耐震設計編)」を踏まえた短期許容応力 度以下とする。(コンクリート標準示方 書【構造性能照査編】でも確認。)			
	鋼 管 杭 (鋼 管 杭 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 壁)			曲げ, せん断	「道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅳ 下部構造編)」及び「鉄骨鉄筋コンクリ ート造配筋指針・同解説」を踏まえた短 期許容応力度以下とする。			
	止水ジョイント部	止水ゴム 等	興し重漂突積し 不を津余物風を を 御 波震 の 及 考 重 た の て 慮 で 、 、 雪 で 右 で 、 、 雪 で 右 で 、 、 雪 で 右 で の 、 の 、 の の で の の の の の の の の の の の の	変形,引張り	メーカー規格及び基準並びに必要に応じ て実施する性能試験を参考に定める許容 変形量及び許容引張り力以下とする。			
		鋼製 アンカー		積雪を考慮 した荷重	積雪 を考慮 した荷重	傾 当 ど ろ 慮 し た 荷 重	引張り, せん断, 引抜き	「各種合成構造設計指針・同解説」を踏 まえた短期許容応力度以下とする。
		止水ゴム等 の鋼製防護 部材				曲げ,引張り,「鋼構造設計 せん断 応力度以下と	「鋼構造設計基準」を踏まえた短期許容 応力度以下とする。	
地 盤 高 さ の 嵩 上 げ (改良 体)				せん断	「道路橋示方書・同解説(I共通編・IV下 部構造編)」及び「耐津波設計に係る工 認審査ガイド」を踏まえ,受働せん断面 方向等のせん断耐力以内とする。			
表層改良体				せん断	安全裕度を考慮したせん断強度以下とす る。			
シートパイル			基準地震動 S _s による地 震時荷重	せん断	安全裕度を考慮したせん断強度以下とす る。			

第5表 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の評価項目



第5図 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造健全性評価の検討フロー





第6図 防潮壁の検討モデルと評価フロー

5条 添付24-13

1074

4) 設計荷重

設計に用いる荷重の組合せを以下に示す。

① 基準地震動 S s による地震荷重

- ② 基準津波荷重+漂流物衝突荷重
- ③ 余震+基準津波荷重
- ④ T.P. + 24m 津波荷重+漂流物衝突荷重
- ⑤ 余震+T.P.+24m 津波荷重

5) 鋼管杭及び鋼管杭基礎の設計方針

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の基礎は,岩盤に鋼管杭の直径 程度以上を根入れする岩着形式とした。

鋼管杭は津波時及び地震時において各部位が十分な裕度を有す ることを確認する。

鋼管杭基礎の支持性能については,基礎に作用する地盤反力が 基礎地盤の極限支持力以下であることを照査する。

津波時及び余震+津波時は二次元静的フレーム解析,本震時は 液状化を精緻に評価するために有効応力解析を実施し,基礎に発 生する断面力を用いて応力照査を実施する。

① 耐震設計(有効応力解析)

設計対象構造物~地盤の連成系モデルによる二次元地震応 答解析を行い,本震時の鋼管杭基礎の構造健全性及び支持性 能を確認する。また,地盤の液状化の影響を緻密に反映する ため,有効応力の変化に伴う地盤挙動の変化を考慮すること ができる有効応力法を用いることとし,地震応答解析により 算定される部材の発生応力が短期許容応力度以下となるよう

設計する。

液状化強度特性については, 平均-1 σ の値を用いること で保守性を考慮する。さらに, 地質分布の不確かさに着目 し, 原地盤の液状化強度特性を適用した基準地震動Ssによ る解析結果のうち, 最も厳しいケースにおいて, より一層保 守的な検討を目的に, 液状化検討対象層である全ての砂層・ 礫層に対して豊浦標準砂の液状化強度特性を与えることで, 強制的に液状化させる条件を仮定した解析モデルについても 検討する。

a. 解析モデルの作成

地質断面図を反映して解析モデルを作成する。鉛直方向は T.P.-130mまでをモデル化する。鋼管杭は線形梁要素,地盤 はマルチスプリング要素でモデル化し,地下水位以深につい ては間隙水圧要素を配置する。

鋼管杭と地盤との間には鋼管杭と地盤との間には,杭と地 盤の相互作用を適切に考慮できる相互作用バネを配置する。 解析モデルの一例を第7図に示す。



第7図 解析モデルの一例

5条 添付24-15

b. 地震応答解析

有効応力解析により構造物及び地盤の応答値を算定する。 構造物の応答値のうち地中連続壁基礎天端位置における変 位時刻歴を鋼製防護壁の設計に使用する。

入力地震動は,東海第二発電所の解放基盤表面深度である T.P. - 370mから T.P. - 130mまでをモデル化した剥ぎ取り地 盤モデルを用いて,一次元波動論により T.P. - 130m位置で評 価した地震動(2E)を用いる。

c. 照查

地震応答解析により算定された鋼管杭の断面力を用いて, 曲げモーメント・軸力に対する照査, せん断に対する照査を 行い, 短期許容応力度以下であることを確認する。

基礎地盤の支持性能として,基礎に作用する地盤反力が極 限支持力以下であることを確認する。

② 耐津波設計(静的二次元フレーム解析)

鋼管杭のみで津波に抵抗するため,鋼管杭のみを二次元フ レーム解析モデルで表現する。この鋼管杭をモデル化した梁 に地盤バネを接続したモデルで応答変位法による静的二次元 フレーム解析を行い,津波時と余震+津波時の鋼管杭の構造健 全性及び支持性能を確認する。死荷重及び積雪の長期荷重, 津波による波力と漂流物衝突荷重,余震荷重等を外力として 入力し,部材の発生応力が短期許容応力度以下となるよう設 計する。津波や漂流物の荷重は,RC壁を通じて上部工の鋼管

に直接的に作用し,下部工の鋼管杭へ伝達される。なお,津 波時における漂流物の衝突荷重は,入力津波高さに作用する ものとして考慮する。

基礎地盤の支持性能として,基礎に作用する地盤反力が極限支持力以下であることを確認する。

解析モデル概念図を第8図に示す。



第8図 津波時解析モデル概念図

地盤バネは、「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編」に基 づき設定し、上限値を有するバイリニア型とする。地盤反力 係数は、静弾性係数及び余震時の収束剛性から算定する。余 震時の地盤バネの算定に用いる地盤の変形係数*E*_Dは、以下の 式により算出する。

 $E_D = 2(1+\nu_d)G'$

 E_D : 地盤の変形係数 (kN/m²)

 $\nu_d: 動ポアソン比$

G': 地盤の余震時の収束剛性(kN/m²)

地盤反力係数及び地盤バネの上限値の算定内容を第6表に 示す。保守性を考慮するため,地盤反力係数を本震時の収束 剛性,地盤バネの上限値を残留せん断強度の-1σ値より算 定した場合についても解析を行う。

第6表 地盤反力係数及び地盤バネの上限値

荷重条件	地盤反力係数	上限值
津波時	静弾性係数より	残留強度(-1σ低減値)
余震+津波時	余震時の収束剛性より	残留強度(-1 σ低減値)

余震時荷重としては,余震時の一次元地盤応答解析により 算定される応答変位分布を強制変位としてバネ端に載荷する とともに,地表面最大加速度より算定する設計震度を慣性力 として考慮する。 6) 上部工の設計方針

津波に対する止水性を確保し、津波波圧や漂流物衝突荷重 によるせん断力を全て受け持てるよう、「鋼管鉄筋コンクリー ト壁」の前面に一体化した「鉄筋コンクリート梁壁」を設置 する。

二次元静的フレーム解析では、上部工前面の「鉄筋コンク リート梁壁」(鉄筋コンクリート梁の主筋を密に配置し、せん 断耐力筋で補強した壁部材)のみをモデル化し、地震時、津 波時、余震と津波の重畳時の全てのケースにおいて、「鉄筋コ ンクリート梁壁」のみで成立する構造とする(実際には「鉄 筋コンクリート梁壁」と背面にある「鋼管鉄筋コンクリート 壁」との一体構造断面で抵抗することになる)。

上部工の検討においてモデル化を行わない「鋼管鉄筋コン クリート壁」(下部工の鋼管杭から上部工に連続する鋼管を被 覆した部材)には、コンクリート標準示方書に基づく必要鉄 筋量を配置する。

なお,二次元静的フレーム解析で鉄筋コンクリート梁壁を モデル化して,上部工の設計を行うことを基本とするが,断 面力の確認のため,代表断面については静的三次元解析を実 施し,二次元梁モデルの妥当性についても検討する。

第9図に検討フローを示す。



第9図 上部工検討フロー

③ モデル化方針

a. 二次元梁バネモデル

津波荷重,地震時荷重,積雪荷重,風荷重及び漂流物の衝 突荷重に耐えうる構造である鉄筋コンクリート梁壁をビーム 要素でモデル化し,地盤抵抗を表現するため,地盤バネを配 置する。左右外側のバネには地盤のばらつきを考慮するた め,-1σあるいは+1σ物性のバネ値を与える。

二次元梁バネモデルの概要図を第10図に示す。



第10図 二次元静的フレームモデル

b. 三次元 F E M モデル

上部工及び下部工を三次元FEMでモデル化し,防潮壁が 地震,津波及び余震+津波より受ける応力を精緻に評価する。 三次元FEMについては,傾斜部のモデル化も行い,地震時 の1ブロックにおけるねじれの検討も実施する。更に,傾斜 部については,固有値解析を実施して防潮壁の振動特性を評 価する。

解析モデルは上部工をソリッド要素でモデル化し、鋼管杭 をシェル要素でモデル化する。地盤の抵抗については、バネ で表現し、杭周り及び地盤高さの嵩上げの該当部分に付加す る。なお、地盤バネについては、鋼管杭のモデル化で静的二 次元フレーム解析の際に用いた地盤バネを用いる。ただし、 引張方向は No tension バネとする。

三次元FEMモデルの概要を第11図に示す。



第11図(1) 三次元FEM解析モデル(一般部)



第11図(2) 三次元FEMモデル(傾斜部)

- ④ 本震時
- a. 静的フレーム解析 (梁バネモデル)

地盤や杭の剛性を表現したバネに支持された鉄筋コンクリ ート梁壁を二次元フレームモデルで表現し、本震時の静的挙 動を評価する。鉄筋コンクリート梁壁をビーム要素でモデル 化し、地盤抵抗を表現するため、地盤バネを配置する。左右 外側のバネには地盤のばらつきを考慮するため、-1σあるい

は+1σ物性のバネ値を与える。

地震時の地盤変位についても,左右外側には±1σ物性を用いた一次元地震応答解析から算出した変位を入力する。

二次元フレームモデルより算出された断面力を用いた鉄筋 コンクリート梁壁の照査を行い,本震による慣性力を鉄筋コ ンクリート梁壁に作用させ,梁壁に生じる曲げ,せん断応力 の照査を行い,短期許容応力度以下であることを確認する。

地震時の地盤変位入力概要を第12図に示す。



第12図 地震時二次元フレームモデル概要

b. 三次元 F E M モデル

二次元フレームモデルの保守性検討のため,三次元FEM モデルを用いた解析を行う。三次元FEM解析のモデル概念 図を第13図に示す。

水平慣性力は,一次元地震応答解析で地表面の最大加速度 を算定し,その加速度を杭と防潮壁に対して堤外から堤内方 向へ平均地盤の表面最大加速度の水平慣性力を作用させる。 一次元地震応答解析は各々の杭に対して実施する。

鉛直慣性力は,一次元地震応答解析で地表面の最大加速度

を求め,その加速度を杭と防潮壁に平均地盤の表面最大加速 度の下向き鉛直慣性力を作用する。

水平地盤変位は各杭先端からの最大相対変位とする。最大 変位の算出についても各々の杭に対して算出した結果を入力 する。

杭体には全ての節点に水平バネ(Y方向,X方向)を設定 し、水平方向バネは杭体と同様に圧縮方向が地盤反力度の上 限値を用いたバイリニア型,引張方向を No tension としてい る。地盤バネの特性図を第14 図に示す。



第13図 三次元FEM解析の概念図



第14図 FEM解析に与える地盤バネの特性

⑤ 津波,余震+津波時

津波時及び余震+津波時においても、二次元フレーム解析モデ ルで評価し、代表断面については三次元FEMモデルを行う。

(a) 津波時

鉄筋コンクリート梁壁モデルに,死荷重,積雪荷重,津波荷重 及び漂流物の衝突荷重を作用させ,鉄筋に生じる引張り,せん断 応力及びコンクリートに生じる圧縮,せん断応力の照査を行い, 短期許容応力度以下であることを確認する。なお,漂流物の衝突 荷重は曲げモーメントが最大となる位置に作用させる。

(b) 余震+津波時

鉄筋コンクリート梁壁モデルに,死荷重,積雪荷重,津波荷重 並びに余震による慣性力及び動水圧を作用させ,鉄筋に生じる引 張り,せん断応力及びコンクリートに生じる圧縮,せん断応力の 照査を行い,短期許容応力度以下であることを確認する。なお, 慣性力としての設計震度は,一次元地盤応答解析より算出される 地表面の最大加速度を与える。

二次元フレーム解析モデルは地表面における最大変位を集約バ ネを返して載荷する。三次元FEM解析については,深度なりの

変位を杭体にバネを返して載荷する。

⑥ 鋼管杭と鉄筋コンクリートの接合面の一体性確保

鋼管杭と鉄筋コンクリートの接合面の一体性を強固なものと するため、スタッドを適切な位置に所要の本数を配置して確実 な接合を行う方針とする。

杭の曲げ変形により,鋼管と鉄筋コンクリートの間のせん断 カに対して,ずれを生じさせないために必要なスタッドを配置 する。設計は,鋼・合成構造標準示方書(土木学会)及び道路 橋示方書・同解説IV下部構造編(日本道路協会)に基づき行 う。

せん断力は, 杭の曲げモーメント分布の勾配として求め, 各 区間の平均的なせん断力とする。

接合面に作用するせん断力の概念図を第15図に, せん断力の 算出方法概念図を第16図に示す。



第15図 鋼管杭と鉄筋コンクリートの接合面に作用するせん断力



第16図 杭の曲げモーメント分布に基づくせん断力の算出方法

7)止水ジョイント部の設計方針

⑦概要

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の施工ブロック間等には, 止水ジョイントを設置する。

止水ジョイントは、地震時やその後の津波や余震によって 生じる構造物間の相対変位に対して止水性を確保するため伸 縮性を有するものとする。

なお,堤外側の止水ジョイント部には,漂流物の衝突対策 として,止水ゴム等の鋼製防護部材を設置する。

⑧ 評価方針

止水ジョイント部の評価は、基準地震動Ssを用いた二次元 有効応力解析及び津波荷重を用いた二次元静的フレーム解析 により算出された変位量及び入力津波を用い津波波圧式より 算出した津波波圧に対し、止水ゴム等の止水性が維持できる ことを確認し、止水ゴム等の仕様を設定する。止水ジョイン ト部の設計フローを第17図に示す。

止水ゴム等の仕様は,津波波圧に耐え,構造物間の相対変 位に追従して止水機能を維持できる材料を設定し,性能試験 によってこれらを確認する。

なお,止水ゴム等の取り付け部の鋼製アンカーに発生する 応力が短期許容応力度以下であることを確認するとともに, 漂流物衝突対策として止水ゴム等の鋼製防護部材を設置し, この部材に発生する応力が短期許容応力度以下であることを 確認する。



第17図 止水ジョイント部の設計フロー

a) 相対変位の設定方針

防潮堤の標準部(直線部),隅角部,異種構造物間の位置を 第18回に示す(標準部は,異種構造物間,隅角部を除く区 間)。



第18図 防潮堤の各部(標準部,隅角部及び異種構造物間)位置図

b)標準部の地震時相対変位量

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の標準部は,隣り合う防 潮壁同士が同一の挙動を示すと考えられるため,地震時に おいては,地盤のせん断波速度 Vs の平均物性,+1 σ物 性,-1 σ物性による地震時応答解析で得られる応答変位 に基づき相対変位を設定する。

地震時の設計用相対変位は,以下の式により水平 2 方向 (x 方向, y 方向)及び鉛直方向(z 方向)それぞれにつ いて算出する。

さらに、x方向、y方向及びz方向の相対変位から求め られる合成方向変位を算出する。ここで、地震時の相対変 位の概念図を第19図に示す。

x 方向の相対変位δx:

 $\delta x = \max[abs{\delta x(+1\sigma) - \delta x(平均)}, abs{\delta x(平均) - \delta x(-1\sigma)}]$ y 方向の相対変位 δy :

 $\delta y = \max[abs{\delta y(+1\sigma) - \delta y(平均)}, abs{\delta y(平均) - \delta y(-1\sigma)}]$ z 方向の相対変位 δz :

 $\delta z = \max[abs{\delta z(+1\sigma) - \delta z(平均)}, abs{\delta z(平均) - \delta z(-1\sigma)}]$ 合成方向変位(3方向合成) δ :

$$\delta = \sqrt{\delta_x^2 + \delta_y^2 + \delta_z^2}$$



第19図 地震時の相対変位の概念図

c)標準部の津波時相対変位量

津波時においては、地震時の残留変位を防潮壁ブロック 間の相対変位として設定する。

津波時の設計用相対変位は,以下の式により水平2方向 (x方向,y方向)及び鉛直方向(z方向)それぞれにつ いて算出する。

さらに, x 方向, y 方向及び z 方向の相対変位から求め られる合成方向変位を算出する。

なお,止水ジョイント部の設計で考慮する荷重は,津波 波圧式により算出した津波波圧を設計荷重とする。ここ

で、津波時の相対変位の概念図を第20図に示す。

x 方向の相対変位 $\delta x : \delta x = \delta x(B) - \delta x(A)$ y 方向の相対変位 $\delta y : \delta y = \delta y(B) - \delta y(A)$ z 方向の相対変位 $\delta z : \delta z = \delta z(B) - \delta z(A)$ 合成方向変位 (3 方向合成) $\delta : \delta = \sqrt{\delta_x^2 + \delta_y^2 + \delta_z^2}$ $\delta x(A), \delta x(B), \delta y(A), \delta y(B), \delta z(A), \delta z(B) : 地震時の残留変位$



第20図 津波時の相対変位の概念図

d)標準部の重畳時(余震+津波時)相対変位量

重畳時(余震+津波時)においては,地震時の残留変位 と余震による応答変位を防潮壁ブロック間の相対変位とし て設定する。

重畳時(余震+津波時)の設計用相対変位は,以下の式 により水平2方向(x方向,y方向)及び鉛直方向(z方 向)それぞれについて算出する。さらに,x方向,y方向 及びz方向の相対変位から求められる合成方向変位を算出 する。

なお、止水ジョイント部の設計で考慮する荷重は、津波 波圧式により算出した津波波圧を設計荷重とする。また、 動水圧、防潮壁の横断方向と縦断方向の慣性力をブロック ごとの応答加速度に依存する設計荷重とする。ここで、重 畳時(余震+津波時)の相対変位の概念図を第21図に示

す。

x 方向の相対変位 δx : $\delta x = \{\delta x(B) + \delta x'(B)\} - \{\delta x(A) + \delta x'(A)\}$ y 方向の相対変位 δ y: δ y = { δ y(B) + δ y'(B)} - { δ y(A) + δ y'(A)} z 方向の相対変位 δz : $\delta y = \{\delta z(B) + \delta z'(B)\} - \{\delta z(A) + \delta z'(A)\}$ 合成方向変位(3方向合成) δ : $\delta = \left| \delta_x^2 + \delta_y^2 + \delta_z^2 \right|$ $\delta x(A)$, $\delta x(B)$, y(A), $\delta y(B)$, $\delta z(A)$, $\delta z(B)$: 地震時の残留変位 δ x'(A), δ x'(B), δ y'(A), δ y'(B), δ z'(A), δ z'(B): 余震による応答変位 慣性力: ブロックごとの 応答加速度に依存 動水圧 ¥ ブロックーンの 応答加速度に依存 津波波圧: δ v (A) δ y' (A) 律波波圧式により算出 1-F δ x (A) x' (B) $\delta x(B)$ δy'(B) δy(B) ◀慣性力

第21図 重畳時(余震+津波時)の相対変位の概念図

e) 隅角部及び異種構造物間の相対変位量

隅角部及び異種構造物間の変位量の設定は,標準部と同 様に最大変位量を設定する。

隅角部及び異種構造物間の相対変位 概念図を第22図及 び第23図に示す。



第22図 隅角部の相対変位 概念図



第23図 異種構造物間の相対変位 概念図

f)止水ゴム等の適用方針

止水ゴム等は津波波圧に耐えうる材料を選定する。

また,止水ゴム等は構造物間に生じる相対変位に対し,そ の相対変位に追従可能な材料を選定することとする。

止水ゴム等は,変位量に応じゴムジョイント,シートジョ イントの使い分けを計画している。

g)止水ゴム等の性能試験について

止水ジョイント部は,地震時に構造物間に生じる相対変位 と,その後の津波や余震により構造物間に生じる相対変位に 対して止水性を確保するため,伸縮性を有するものとし,堤 内側及び堤外側の両面に止水ゴム等を設置する。これを踏ま え,止水ゴム等の性能を確認するために耐圧試験等を実施す る。

ゴムジョイントの試験は、所定の変位を与えた上で津波波 圧相当の荷重での耐圧試験を実施する。

ゴムジョイントの耐候性については、メーカーによる試験 結果を確認した結果、ゴムジョイントに使用されるゴムの伸 びが半減する期間が約 38 年(気温条件:30℃)で、ゴムの伸 びが半減しても有意な硬化はなく、十分な変形性能(伸び率 225%)を有している。

シートジョイントの試験は,継続載荷試験,津波波圧相当 の荷重での耐圧試験及び母材の耐候性試験(紫外線を照射し, 初期値と照射後の引張強度の確認)を実施する。

止水ゴム等の耐圧試験例を第24図に示す。

5条 添付24-36

1097



第24図 止水ゴム等の耐圧試験例
8) 防潮壁間の相互の支圧力に関する設計方針

防潮壁境界部は空隙を設けない構造とすることから,隣接 する躯体同士が地震時の相互の支圧力に対して,鉄筋コンク リート壁体が損傷をしないことを確認する。

具体的には,以下の式により隣接する防潮壁躯体あるいは 鉄筋コンクリート防潮壁側の竪壁の慣性力を防潮壁側面に載 荷して,支圧応力の照査を実施する。ここで,慣性力と防潮 壁側面の概念図を第25図に示す。

鉄筋コンクリート防潮壁側に働く慣性力 F:

F = ma

m:鉄筋コンクリート防潮壁側の慣性力

a:地震時加速度

防潮壁側支圧応力度 σ_{cv} :

$$\sigma_{cv} = \frac{F}{\mathbf{b} \cdot \mathbf{h}} \le \sigma_{ca}$$

b:防潮壁の幅

h:防潮壁高さ

σ_{ca}:支圧応力度の許容応力度

(道路橋示方書IV下部構造編に従う)



第25図 慣性力と防潮壁側面の概念図

9) 地盤高さの嵩上げ(改良体)の設計方針

地盤高さの嵩上げ(改良体)は、津波荷重等に対する上部工 の変位の抑制を目的としている。したがって、地盤高さの嵩上 げの受働せん断面等のせん断力が改良体のせん断耐力以内であ ることを有効応力解析および二次元フレーム解析にて確認する。

また,有効応力解析で得られる地震時における地盤高さの嵩 上げの防潮壁境界部の離隔を確認するとともに,二次元フレー ム解析による津波時の防潮壁の変形量を比較し,津波時の防潮 壁の変形量を下回ることを確認する。

地盤高さの嵩上げの基本設定及び設計方針については,表層地 盤改良と共に第28図に示す。 10) 表層地盤改良及びシートパイル等の設定方針

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁周りの表層付近の地盤において は、地震時における変形や津波による洗掘などに対して、浸水防 護をより確実なものとするために、地盤改良の実施及びシートパ イル等の設置を行う。第 26 図に地盤改良及びシートパイル等の イメージ図を示す。

表層地盤改良の深さ方向の範囲は,表層地盤の過剰間隙水圧比 が比較的高い範囲や杭体に生じる断面力の低減等を考慮し設定す る。また,堤内側の表層地盤改良の幅は,地盤高さの嵩上げが地 震時に損傷に至らない範囲を考慮し設定する。堤外側の表層地盤 改良の幅は,地盤改良に係る指針類に基づき範囲を設定する。

地盤改良工法は,改良対象地盤の物性,地下水位,施工性など を考慮して選定する。また,地盤剛性の急変部により杭体に局所 的な応力を発生させないように,地盤剛性が上層から下層に向け て,やや大きめの剛性から原地盤に近い剛性に移行するような改 良仕様を設定する。地下水位以浅はセメント改良工法を,地下水 位以深は浸透固化工法を基本的に選定する。地盤高さの嵩上げ部 は,地盤内部のすべりに対する安全率を確保するためにセメント 改良工法を選定する。

嵩上げ及び表層改良体の基本設定方針及び評価方針を第27図に 示す。



第26図 地盤改良及びシートパイル等のイメージ図



第27図 嵩上げ及び表層改良体の基本設定方針及び評価方針

a)ボイリング、パイピング防止対策の検討方針

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁には,津波時において堤外側と堤内側の水 位差による,堤外側から堤内側への浸透圧に対して,堤外側にシートパイル 等の設置や堤内外の表層地盤改良により,堤内側の地盤の有効重量が浸透圧 よりも十分に大きくなるようにすることで,安全性を確保する方針とする。 第28 図にボイリング,パイピング防止対策工の概念図を示す。



第28図 ボイリング、パイピング防止対策工概念図

①ボイリング防止対策

津波時において防潮堤の堤外側と堤内側の水位差による堤外側から堤内側 への浸透圧に対して、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の堤外側にシートパイ ル等を設置し、堤内側の地盤の有効重量が浸透圧よりも十分に大きくなるよ うにすることで、安全性を確保する方針とする

ボイリングの検討は、堤内側の土の有効重量とシートパイル先端位置に作 用する平均過剰間隙水圧との比を取って下式より照査する。第 29 図にボイリ ング防止対策の説明図を示す。

$$F_s = \frac{w}{u}$$

ここに,

u:土止め壁先端に作用する平均過剰間隙水圧

W: 土の有効重量

$$w = \gamma' l_d$$

γ':土の水中単位体積重量

 $l_d: 土止め壁の根入れ深さ$

なお,安全率(Fs)は,土木学会トンネル標準示方書,開削工法編に準拠し, Fs≧1.5を確保する。



第29図 ボイリング防止対策の説明図

② パイピング防止対策

津波時において防潮堤の堤外側と堤内側の水位差による堤外側から堤内側 への浸透圧に対して,鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の堤外側のシートパイ ル等の設置や堤内外の表層地盤改良により,堤内側の地盤の有効重量が浸透 圧よりも十分に大きくなるようにすることで,安全性を確保する方針とする。 第30回にパイピング防止対策の説明図を示す。

パイピングに対する検討は浸透流路長と水位差の比を考慮した下式により 算出する。

 $l/h_{\rm w} \ge Fs$

ここに, *l*:浸透流路長

h_w:水面から掘削底面までの高さ(水位差) なお,安全率(Fs)は,土木学会トンネル標準示方書,開削工法編に準拠 し,Fs≧2.0を確保する。



第30図 パイピング防止対策の説明図

⁵条 添付24-47

11)防潮壁の地山寄り付き部における設定方針

津波に対して、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の前面の洗掘防止対策は、
津波時において壁に作用する津波波圧に対して、防潮壁前面の表層地盤強度
が津波波圧よりも大きくなるように、十分な安全裕度を持たせた地盤のせん
断強度を確保する地盤改良強度を設定する。

津波波圧 ≦ 防潮壁前面の表層地盤せん断強度

また,敷地南西部においては,防潮堤が南側丘陵地に寄り付くことから, 津波遡上解析結果により,寄り付き部には津波が到達しないことを確認して いるが,洗掘防止対策として,寄り付き部の範囲を地盤改良する。地盤改良 の対象は,du層,D1g-1層とし,防潮堤の天端である T.P.+18m に余裕を持 たせて T.P.+20m までの範囲を対象とする。また,地盤改良幅は,隣接する 防潮壁の幅に余裕を持たせて 4m とし,縦断方向の改良範囲は地山高さに合わ せて適切に設定する。防潮壁寄り付き部の平面図を第 31 図,第 32 図に,断 面図を第 33 図に示す。





第32図 防潮壁寄り付き部拡大平面図



第33図 防潮壁寄り付き部断面図

12)防潮壁底部の地盤根入れ長の設定方針

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の堤外側,堤内側には表層地盤改良を実施 しているため,地震による表層地盤の沈下は軽微であると判断するが,保守 的に地下水位を原地表面高さとした有効応力解析により残留沈下量を算出す る。

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は、底部を地盤に十分に根入れすることで、 津波による下部からの浸水を確実に防護する構造とする。

防潮壁底部の地盤根入れ長が,地震時に生じる地盤面の沈下量以上である ことを確認する。第34回に地震に伴う防潮壁の地表面沈下量算定に関する概 念図を示す。

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁底部の地盤根入れ長

> 地震による地盤面沈下量 = ①+2+3

なお、考慮する地震時の沈下量は、以下の沈下量とする。

①不飽和土層の揺すり込み沈下量

②有効応力解析により算出した残留沈下量

③過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量

揺すり込み沈下量は,「鉄道構造物等設計標準・同解説,土構造編(平成2 5年編),耐震設計編(平成24年改編)」に準じて算出する。

また,有効応力解析結果より求められる防潮壁堤外側地盤の残留鉛直変位 量及び液状化検討対象層のせん断ひずみから算定される地層ごとの過剰間隙 水圧の消散に伴う沈下量を算出する。



第34図 地震に伴う防潮壁の地表面沈下量算定に関する概念図

13)構内排水路と防潮壁の交差部の設計方針

防潮堤内の降雨等を想定した構内排水路については,第35図に示すとおり, 複数箇所で防潮壁を横断して設置される。

構内排水路は直径 1m の鋼製の管路であり,鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁 はこれを跨いで設置する。



第35図 構内排水路設置位置図

構内排水路交差部の鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の鋼管杭は第 36 図に示 す通り杭を一部重ねて配置した構造とする。





との交差部断面図

5条 添付24-53

14)海水引込み管と防潮壁の交差部の設定方針

海水引込み管は,鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の下部構造である鋼管杭 先端よりも深い深度に設置される。第36図に海水引込み管の位置図を,第37 図に交差部の断面イメージ図を示す。

鋼管杭の先端と海水引き込み管の天端の離隔距離は,『トンネル標準示方書 シールド工法編』を参考に,地震時応答解析に基づいた確認を行った後,安 全な離隔距離を設定する。



第37図 海水引込み管位置図



第37図 海水引込み管と鋼管杭の交差部断面イメージ図

⁵条 添付24-54

15) 東海発電所の取・放水路と防潮壁の交差部の設定方針

東海発電所 取・放水路は,鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の南東部で交差 する。第38回に東海発電所 取水路・放水路と防潮堤の交差位置図を示す。

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁と干渉する取水路・放水路の範囲は,基本 的に撤去する。防潮堤の鋼管杭を設置する範囲の前後においては,鉄筋コン クリートによる隔壁を設置して止水措置を行うこととする。また,取・放水 路の内空は,流動化処理土等による埋め戻しを行うと共に地盤高さの嵩上げ による上載荷重を支える構造とし,海側においてはコンクリートを充填した 止水措置とする。防潮壁横断部の取水路・放水路止水対策イメージ図を第 39 図に示す。



第38 図 東海発電所 取·放水路交差部位置図

【STEP①】コンクリートおよび流動化処理土充填







第39図 防潮壁横断部の取水路・放水路止水対策イメージ図

16)構造物評価における地下水位の設定方針

防潮堤の堤内側の水位については,洗掘防止等の目的で設置される表層部 の地盤改良体により上昇する可能性が想定される。

このため、構造物評価時の地下水位は、保守的に地表面に設定することとする。

ただし,有効応力解析での評価では,地表面まで水要素を配置させると数 値解析上不安定とならないよう,地表面から 1m 範囲にはわずかな粘性を考慮 できるよう全応力要素を設定する(粘着力 c の設定は,平均-1 σ 残留強度物 性とする)。

解析評価断面位置図を第40回に、地震時、津波時、余震+津波(重畳時) における地下水位の設定図を第62回に示す。

解析評価断面位置における地下水位は T.P. +1.5m(地表面 T.P. +4m)であ り,地下水位 1.5m 水位が上昇したこととなる(浸透流解析では,鋼管杭の間 隔が 0.3m であった場合でも地下水位が 0.2m 上昇する結果を得ているため, 十分に保守的な設定である)。



第40図 地下水位の設定図

⁵条 添付24-57

2. 施工実績(本設杭構造)

杭の最小中心間隔が2.5D未満であり、かつ一列配置とした本設構造物の実績 について調査した結果を第7表に、施工事例写真を第41図に示す。

	件数				
工事反八	国土交通省	都道府県	民間	計	
上事区历	等		(高速道路,鉄道,		
			ガス等)		
河川護岸	10 件	115 件	1件	126 件	
海岸岸壁	39 件	47 件	1件	87 件	
道路(高速道路,橋梁,トンネ	13 件	55 件	26 件	94 件	
ル等)					
造成	2 件	8件	3件	13 件	
(擁壁,法面,改良等)					
その他	2件	5 件	7 件	14 件	

第7表 一列杭の本設構造物の実績

(2017年6月 日本原子力発電㈱調査)







5条 添付24-62





なお,これら施工実績の中で,設計情報が確認できたものについては,土圧算 定や地盤反力係数の算定,液状化の判定など随所にわたって道路橋示方書が引用 されていることを確認した。 防潮扉の設計と運用等について

1. はじめに

防潮扉は津波防護施設として設置し,防潮堤と同様に基準津波による敷地 への流入を防止する。防潮扉の設置箇所は敷地の南側にある国立研究開発法 人日本原子力開発機構境界及び海水ポンプエリアであり,それぞれ各1箇所 ずつ合計2箇所設置し,アクセスのために設置する。第1図に防潮扉の設置 位置,第2図に防潮堤の構造を示す。

防潮扉の運用は常時閉運用とするが災害発生時に必要時に開閉操作を実施 する場合を考慮して,防潮扉の設計と運用に関する方針について説明する。

- 2. 防潮扉の設計について
- (1) 基本設計方針

防潮扉は津波防護施設として,敷地の南側にある国立研究開発法人日本 原子力開発機構境界及び海水ポンプエリアに設置することで計画してい る。

防潮扉は原則閉運用であるため,開閉操作を行う場合は中央制御室から 遠隔操作できるようにし,操作は中央制御室と現地を選択できるよう設計 する。また,開閉の際には現場管理員を配置し現場の安全を十分に確保す るとともに,万が一の場合には,現地管理員が現地にて閉操作が可能な設 計にする。

そのため、駆動方式は多重性を持たせ「電動駆動式」と「機械式」と し、電動駆動式に用いる電源は常用電源より供給し、電源がない場合に は、電源を必要とせずに現地より閉操作できるよう機械式を採用してい 5条 添付25-1 る。防潮扉に係る適用規格を以下に示す。

<mark><適用規格></mark>

<mark>水門鉄管技術基準</mark>

ダム・堰施設技術基準



第1図 防潮扉の設置位置(2箇所)



海水ポンプエリア防潮扉

第2図 防潮扉の構造

5条 添付25-3

(2) 耐震設計方針

防潮扉本体(扉体),開閉装置については津波防護施設としての耐震 S ク ラスの要求から、基準地震動 S s による地震動を考慮して設計する。

構造物と地盤との動的相互作用を考慮した2次元動的有効応力解析コード (FLIP)を用いて水平地震動と鉛直地震動による地震応答解析を行う。

防潮扉の閉止操作に支障を来すことがないよう、各部材が弾性範囲内に収まるよう設計する。

なお,開閉装置の主要な部分については,構造設計として弾性範囲内にて 設計を実施するが,地震における動的機能維持を確認する観点より,閉動作 が確実に動作することを確認するため,振動試験を実施し健全性を担保す る。

(3) 耐津波設計

防潮扉の遮水機能として扉体の4辺の水密ゴムを設置しシール機能を確保 し、敷地への浸水を防止する構造とし、防潮堤のルート上の陸域に設置する ことから基準津波の遡上波による波力に耐える構造設計を行う。採用実績を 第1表に示す。

防潮扉の水密性は、ダム・堰施設技術基準(案)(国土交通省)の漏水試 験の算出式に準じて求める。漏えい試験装置を用いた漏えい試験を実施し水 密ゴムの機能を確認するとともに、ダム・堰施設技術基準(案)の検査内容 に準じた検査を実施し水密性を確保していく。漏水試験の算出式及び第2表 水密面に係る検査内容を示す。また、漏えい試験の結果は、添付資料21 8)止水ジョイント部(底部止水機構)に記載している。

5条 添付25-4

<採用実績>

防潮扉に設置する扉体のスライドゲートの採用実績は多く信頼性は高

い。第1表にスライドゲート採用実績を示す。



<mark>(A社製 2017 年 8 月)</mark>

- <mark><漏水量の算出式></mark>
- $W = 10.2 L \times P$
 - W:漏水量(m*0/min*)

P:設計圧力(MPa)

L:長辺の長さ(cm)

	検査内容	<mark>測定または確認方法</mark>	
寸法	水密面の鉛直度、水平度	基準線からの変位を鋼製直尺で測定 する。	
	<mark>水密面の平面度</mark>	<mark>直定規, すきまゲージで測定する</mark>	
<mark>外観</mark>	水密ゴムと水密面の当たり状態	<mark>すきまゲージを用いて確認する。</mark>	
	部材相互の取合いと密着具合	<mark>目視により部材の取付け位置を確認</mark> する。	

第2表 水密面に係る検査内容(抜粋)

(4) 開閉装置の構造設計について

開閉装置の駆動方法は電動機による「電動駆動式」とファンブレーキに よる「機械式」の2つの構造がある。第3図~第5図に開閉装置の構造及び 動作原理について示す。第3図に開閉装置の構成を示す。



第3図 開閉装置の構成

電動駆動式は①電動機を駆動,②油圧押上げ式ブレーキを解除,③減速 機,④巻き上げ装置を経由し防潮扉を閉止させる構造である。電動駆動式 は開閉操作が可能である。(第4図参照)



第4図 電動駆動式の構造及び動作原理(開閉操作可能)

⁵条 添付25-6

機械式は、⑤直流電磁ブレーキを解除、④巻き上げ装置に引き上げられ ている放水路ゲートの自重による落下、⑥ファンブレーキによる落下速度 の制御により放水路ゲートを閉止させる機械的な構造である。機械式は電 動駆動用の電源を必要とせず、直流電磁ブレーキを解除できるよう無停電 電源装置(UPS)を設置している。機械式は閉操作のみ可能である。



第5図 機械式の構造及び動作原理(閉操作のみ)

(5)開閉装置の振動試験について

a. 試験目的

開閉装置の成立性確認のため,基準地震動S_sの選定波を係数倍した加 振波を用いて,実機大の防潮扉の開閉装置を用いた振動試験を行い地震後 の動的機能維持を確認する。なお,開閉装置設置位置における加速度応答 が算出された段階で,当該試験に用いた加振条件に包絡していることの確 認をJEAC4601「4.6.3.2試験による評価の方法」に準じて行う。

b. 試験方法

振動台上に架台を設置しその上に防潮扉に設置する開閉装置を基礎ボル トで固定し、水平方向と鉛直方向とを同時加振する。第6図に大型3軸振 動台の概要を示す。

加速自由度	3軸6自由度				
最大積載質量	80tf				
テーブル寸法	$6 \text{ m} \times 4 \text{ m}$				
定格	X方向	Y方向	Z方向		
最大変位	$\pm \; 3 \; 0 \; 0 \; { m mm}$	$\pm 1~5$ 0 mm	$\pm 1~0~0$ mm		
最大加速度 (35 t 積載時)	1 G	3 G	1 G		

振動台の規格



第6図 大型3軸振動台の概要

5条 添付25-8
c. 試験条件

加振試験に使用する入力条件は以下のとおり。

<入力地震動の作成>

加振試験に用いる基準地震動 S_s は、全周期帯で地表面における加速度が一様に大きい基準地震動 S_s -D1を選定した。また、一次元地盤応答解析(SHAKE)による地盤応答結果から地表面における最大応答加速度が最も大きくなる S_s -22(鉛直方向最大)及び S_s -31(水平方向最大)についても選定した。

<加振条件>

第2表に加振試験に用いた加振条件を示す。加振試験に用いる加振 波は、前項で選定した $S_s - D1$, $S_s - 22 及 US_s - 31 を加速度$ 方向に係数倍した模擬地震波を用いる。 $S_s - D1 に対しては$, JEAC4601の評価を実施するため、応答加速度を4.49倍し全周期帯を包 絡させた入力地震動を作成した。また、 $S_s - 22$ については鉛直方 向最大、 $S_s - 31$ については水平方向最大の応答加速度に対し2倍 増幅させ機器の健全性を確認する加振条件とした。第3表に各地震波 における加振条件を示す。

地震波	加振条件(係数倍)*1
S _s – D 1	<mark>4. 49</mark>
S _s – 2 2	2
S _s – 3 1	2

第3表 各地震波における加振条件

*1:振動台の性能から高倍率の加振条件においては、各構成部品の 固有周期が有しない範囲についてはフィルター処理を実施し

た。



第7図 模擬地震波の加速度応答スペクトル(水平方向)

d. 試験装置

防潮扉の開閉装置の中でも最大な設備を選定し,開閉装置のワイヤー の巻き上げ装置については,駆動軸の長いワイヤーの巻き上げ装置側を 製作した。

また,ワイヤー巻き上げ装置には扉の荷重を模擬するため巻き上げ装 置の下部にトルク装置を設置し扉の荷重を模擬し試験を実施した。

試験に用いた開閉装置の概要は以下の通り。第8図に開閉装置の試験 装置(全景)を示す。 <試験装置の構成>

◆開閉装置(減速機,直流電磁ブレーキ,ファンブレーキ,他) 1式
 ◆制御盤 1式



第8図 開閉装置の試験装置(全景)

e. 試験結果

試験前及び加振試験後に外観点検を実施し異常のないことを確認した。 また,試験後の動作確認においても試験装置上に設置している操作盤より 操作を実施し異常なく開閉装置が動作する事を確認した。

- 3. 防潮扉の運用について
 - (1)防潮扉を開閉する場合の手順

駆動方式による開閉手順は以下の通り。

a. 電動駆動式による開閉操作の手順

開閉操作する場合は,該当する作業件名の作業管理体制に基づき現場の安全を十分に確保(現場管理員が確認)したのち,発電長の許可を得て中央制御室より行う。閉止時間は操作開始後約10分後である。

b. 機械式による開閉操作の手順

万一,開閉操作中に地震等により通常電源が使用できない場合,大津 波警報等が発表された場合には,現場管理員により「機械式」による閉 止操作を行う。

操作は,該当する作業管理体制に基づき現場の安全を十分に確保した のち,発電長の許可を得てから,現地にて「機械式」の操作を実施す る。「機械式」による閉止時間は操作開始後約3分である。第9図に防潮 扉閉止操作フローを示す。

防潮扉の閉止操作時間は、地震・津波発生から電動駆動式の場合で約 19分、機械式の場合で約11分かかる。基準津波による津波の到達時間は 約37分であるため、到達までに防潮扉を閉止することができる。



第9図 防潮扉閉止操作フロー

5条 添付25-13

耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて

東海第二発電所において設置する津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視 設備においては,設置許可基準規則及び関連審査ガイドに記載される下記事項 を考慮した上で荷重の組合せを設定する。

	記載箇所	記載内容	考慮する荷重
1	耐震審査ガイド ^{**1} 6.3.1及び6.3.2	常時作用している荷重及び運転時 に作用する荷重と基準地震動によ る地震力を組合せること。	・常時荷重・地震荷重
2	耐震審査ガイド ^{**1} 6.3.3	地震と津波が同時に作用する可能 性について検討し,必要に応じて基 準地震動による地震力と津波によ る荷重の組合せを考慮すること。	 ・地震荷重 ・津波荷重
3	耐津波審査ガイド ^{※2} 5.1	耐津波設計における荷重の組合せ を適切に考慮して,津波と余震荷重 が考慮されていること。	 ・常時荷重 ・津波荷重 ・余震荷重
4	耐津波審査ガイド ^{※2} 5.4.2	津波による波圧及び漂流物の衝突 による荷重の組合せを考慮して設 計すること。	 ・津波荷重 ・漂流物衝突荷重
5	耐津波審査ガイド ^{※2} 5.3	津波監視設備については,地震荷 重・風荷重の組合せを考慮するこ と。	・地震荷重・風荷重
6	設置許可基準規則 第6条	重要安全施設は,当該重要安全施設 に大きな影響を及ぼす恐れがある と想定される自然現象により当該 重要安全施設に作用する衝撃及び 設計基準事故時に生ずる応力を適 切に考慮したものでなければなら ない。	・その他自然現象 による荷重

※1:「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」

※2:「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」

- 1. 考慮する荷重について
- (1) 常時荷重

常時作用している荷重として,自重,積載荷重及び海中施設に対する静水圧等を考慮する。

なお,当該施設・設備に運転時の荷重が作用する場合は,運転時 荷重を考慮する。

(2) 地震荷重(S_s)

基準地震動 S_sに伴う地震力を考慮する。

- (3) 余震荷重 余震荷重として,弾性設計用地震動Sdに伴う地震力を考慮する。 なお,施設が浸水した状態で余震が発生した場合の動水圧荷重 (スロッシング荷重)も合わせて考慮する。
- (4) 津波荷重(静)

津波による浸水に伴う静水圧(水頭)を考慮する。

(5) 津波荷重(動・突き上げ)

津波の波圧が水路等の経路を経由して作用する場合は,経路の 応答圧力(水頭)として動水圧及び静水圧によって鉛直上向きに作 用する荷重を考慮する。

(6) 津波荷重(動・波圧)

津波の波力が直接作用する場合は,津波高さ又は津波の浸水深 による静水圧並びに動水圧として作用する津波の波圧による荷重 を考慮する。

(7) 漂流物衝突荷重

漂流物の衝突荷重を考慮する。

(8) 風荷重

「第6条 外部からの衝撃による損傷の防止」において規定す る設計基準風速に伴う荷重を考慮する。

風荷重としては、竜巻による風荷重又は竜巻以外の風荷重とし て「建築基準法(建設告示第1454号)」に基づく立地地域(東海村) の基準風速による風荷重を考慮する。ただし、竜巻による風荷重に ついては、「第6条 外部からの衝撃による損傷の防止」において 竜巻防護施設に該当する施設・設備について考慮する。

(9) その他自然現象に伴う荷重(積雪荷重,降下火砕物荷重)

「第6条 外部からの衝撃による損傷の防止」に従い,積雪荷重 及び降下火砕物荷重を考慮する。各荷重は「第6条 外部からの衝 突による損傷の防止」に規定する設計積雪荷重,設計降下火砕物荷 重を考慮する。

ただし,降下火砕物荷重については,「第6条 外部からの衝撃 による損傷の防止」において火山防護施設に該当する施設・設備に ついて考慮する。

- 2. 荷重の組合せ
 - (1) 荷重の組合せの考え方

荷重の組合せの設定に当たっては,施設・設備の設置状況を考慮し,以下の考え方により組合せを設定する。

a. 設置場所

屋内又は海中に設置する施設・設備については,風及びその他 自然現象の影響を受けないため「風荷重」,「積雪荷重」及び「降 下火砕物荷重」は考慮不要とする。

b. 津波荷重の種別

津波の波力の影響を受けない施設・設備については、津波荷重 として、「津波荷重(静)」を考慮する。

津波の波力の影響を受ける施設・設備については、津波荷重として動水圧を考慮する。直接波力が作用する施設・設備については、「津波荷重(動・波圧)」を考慮する。経路を経由して波圧が作用する施設・設備については、「津波荷重(動・突き上げ)」を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定される施設・設備については「漂流物衝突 荷重」を考慮する。

各施設・設備の設計において考慮する荷重の組合せ
 各施設・設備に展開し,津波防護施設及び浸水防止設備の設計に当たって考慮する荷重の組合せを以下のとおり整理する。

(1) 防潮堤及び防潮扉

防潮堤及び防潮扉は,その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷 重については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて, 適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力を直接受けることから、津波荷重(動・波力)を考 慮する。

c. 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されるため、漂流物の衝突荷重を考慮する。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

・常時荷重+津波荷重(動・波圧)

・常時荷重+津波荷重(動・波圧)+余震荷重

常時荷重+津波荷重(動・波圧)+漂流物衝突荷重

なお,防潮堤及び防潮扉は竜巻防護施設及び火山防護施設には 該当しないが,津波防護に対する重要性を鑑み,自主的に竜巻によ る風荷重及び降下火砕物荷重を考慮する。

(2) 放水路ゲート

放水路ゲートは、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷 重については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて, 適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

荷重を受ける方向は鉛直上向き以外の方向もあるが,津波の 波力が放水路を経由して受けるため,経路の応答圧力による荷 重が支配的であり,津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

放水口の開口からの漂流物は想定されないため, 漂流物衝突 荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

・常時荷重+地震荷重(S_s)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重

(3) 構内排水路逆流防止設備

構内排水路逆流防止設備は、その設置状況より以下のとおり整 理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷 重については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて, 適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

構内排水路逆流防止設備は,防潮堤の前面に設置されている ため,津波の波力を直接受けると考え,津波荷重(動・波力)を 考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

集水枡内に設置するため,漂流物の到達は想定されないため, 漂流物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重(S_s)
- 常時荷重+津波荷重(動・波力)
- ・常時荷重+津波荷重(動・波力)+余震荷重
- (4) 貯留堰

貯留堰は、その設置状況より以下のとおり整理される

a. 設置場所

海中の設置であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷

重は考慮しない。

海中の設置であるため,貯留堰天端高さより上方の水頭を積 載荷重として考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力を直接受けることから、津波荷重(動・波力)を考 慮する。

c. 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されるため、漂流物の衝突荷重を考慮する。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(Ss)

常時荷重+津波荷重(動・波圧)

- ・常時荷重+津波荷重(動・波圧)+余震荷重
- ・常時荷重+津波荷重(動・波圧)+漂流物衝突荷重
- (5) 取水路点検用開口部浸水防止蓋

取水路点検用開口部浸水防止蓋は,その設置状況より以下のと おり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置のため,風荷重及びその他自然現象に伴う荷重に ついては,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて,適 切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力が取水路を経由して受け,鉛直上向きに作用する ため、津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

取水路の上版への設置であり, 漂流物の到達が想定されない ため, 漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重

(6) 海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁,取水ピット空気抜き 配管逆止弁

海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び取水ピット空気抜き配管逆止弁は、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷 重については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて, 適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力が取水路を経由して受け,鉛直上向きに作用する ため,津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

取水ピット上版への設置であり, 漂流物の到達が想定されな いため, 漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重

(7) 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋

放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋は,その設置状況より以 下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置のため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重に ついては、設備の設置状況、構造(形状)等の条件を含めて、適 切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力が放水路を経由して受け,鉛直上向きに作用する ため,津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

放水路の上版への設置であり, 漂流物の到達が想定されない ため, 漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)

- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重
- (8) SA用海水ピット開口部浸水防止蓋

SA用海水ピット開口部浸水防止蓋は、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷 重については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて, 適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別
 津波の波力がSA用海水ピット用取水塔及び海水引込み管を

経由して受け,鉛直上向きに作用するため,津波荷重(動・突き 上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

SA用海水ピット上部開口部への設置であり,漂流物の到達 が想定されないため,漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)

- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重
- (9) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水 ポンプグランドドレン排水口逆止弁,緊急用海水ポンプ室床ドレン排水口逆止弁

緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水 ポンプグランドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ド レン排水口逆止弁は,その設置状況より以下のとおり整理される。 a.設置場所

屋内の設置のため,風荷重及びその他自然現象に伴う荷重は 考慮しない。

なお,緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急 用海水ポンプグランドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポン プ室床ドレン排水口逆止弁は屋内の設置であり,火山防護施設 ではないため,降下火砕物荷重は考慮しない。

b. 津波荷重の種別

津波の波力がSA用海水ピット用取水塔,海水引込み管,SA 用海水ピット及び緊急用海水取水管を経由して受け,鉛直上向

きに作用するため、津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

緊急用海水ポンプピットの上版への設置であり, 漂流物の到 達が想定されないため, 漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

・常時荷重+地震荷重(S_s)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重

(10) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋

海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋は、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷 重については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて, 適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であり,非常用海水 系配管(戻り管),屋外タンク等の損傷に起因する溢水による浸 水のため,津波荷重(静)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であるため,漂流物 衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

・常時荷重+地震荷重(S_s)

常時荷重+津波荷重(静)

常時荷重+津波荷重(静)+余震荷重

(11) 海水ポンプ室貫通部止水処置,原子炉建屋境界貫通部止水処置 海水ポンプ室貫通部止水処置及び原子炉建屋境界貫通部止水処 置は、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外又は屋外との境界の設置であるため,風荷重及びその他 自然現象に伴う荷重については,設備の設置状況,構造(形状) 等の条件を含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であり、循環水系配管、非常用海水系配管(戻り管)、屋外タンク等の損傷に起因する溢水による浸水のため、津波荷重(静)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であるため,漂流物 衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

常時荷重+津波荷重(静)

- 常時荷重+津波荷重(静)+余震荷重
- (12) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置

防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置は、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷 重については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて,

適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置は,防潮堤の前面に設置されているため,津波の波力を直接受けると考え,津波荷重(動・波力)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

防潮堤及び防潮扉の下部への設置となり防潮堤前面に位置す るが,構造(形状)より漂流物が直接貫通部止水処置に衝突する とは考え難いことから,漂流物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

・常時荷重+津波荷重(動・波力)

・常時荷重+津波荷重(動・波力)+余震荷重

(13) 津波監視カメラ

津波監視カメラは、その設置状況より以下のとおり整理される。 a. 設置場所

屋外の設置ため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重につ いては、設備の設置状況、構造(形状)等の条件を含めて、適切 に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波が遡上又は流入しない防潮堤内側に設置するため、津波 荷重は考慮しない。

c. 漂流物衝突の有無

津波が遡上又は流入しない防潮堤内側に設置するため,漂流 物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

(14) 取水ピット水位計

取水ピット水位計は,その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷 重については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて, 適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力が取水路を経由して受け,鉛直上向きに作用する ため,津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

取水ピットへの設置であり,漂流物の到達は想定されないた め,漂流物衝突荷重を考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重(S_s)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重
- (15) 潮位計

潮位計は、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷 重については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて, 適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

潮位計は,取水路の取水口側に設置されているため,津波の波 力を直接受けると考え,津波荷重(動・波力)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

取水路内への設置であり,漂流物の到達は想定されないため, 漂流物衝突荷重を考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重(S_s)
- 常時荷重+津波荷重(動・波圧)
- 常時荷重+津波荷重(動・波圧)+余震荷重

防潮堤及び貯留堰における津波荷重の設定方針について

- 1. 津波荷重の算定式
 - (1) 津波波圧算定式に関する文献の記載
- 東海第二発電所のサイト特性を反映した防潮堤に作用する津波波 圧の把握について
 - (1) 分裂波発生に関する検討
 - (2) 水理模型実験
 - (3) 水理模型実験結果の検証(再現性検討)
 - (4) まとめ
- 3. 津波波圧算定式適用に対する考え方
 - (1) 防潮堤及び防潮扉
 - (2) 貯留堰

1. 津波荷重の算定式

津波防護施設の津波荷重の算定式は、朝倉ら(2000)の研究を元
にした「港湾の津波避難施設の設計ガイドライン(国土交通省港湾
局、平成25年10月)」や「防波堤の耐津波設計ガイドライン(平成
27年12月一部改訂)等を参考に設定する。以下に、参考にした文
献の津波荷重算定式の考え方と津波防護施設への適用を示す。

- (1) 津波波圧算定式に関する文献の記載
- a. 東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避
 難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針(平成 23 年)

構造設計用の進行方向の津波波圧は、次式により算定する。

構造設計用の進行方向の津波波圧 q Z = ρ g (a h - Z)(第1図)

h:設計用浸水深

 $Z: 当該部分の地盤面からの高さ(0 \leq Z \leq a h)$

a:水深係数。3とする。

ρg:海水の単位体積重量



第1図 津波波圧算定図

b. 港湾の津波避難施設の設計ガイドライン(平成 25 年 10 月)

文献 a. に基づく。ただし、津波が生じる方向に施設や他の建築物 がある場合や、海岸等から 500m以上離れている場合において、水深 係数は 3 以下にできるとしている。

5条 添付 (27) -3

c. 朝倉ら(2000): 護岸を越流した津波による波圧に関する実験的 研究,海岸工学論文集,第47巻,土木学会,911-915

直立護岸を越流した津波の遡上特性から護岸背後の陸上構造物 に作用する津波波圧について実験水路を用いて検討している。

その結果,非分裂波の場合,フルード数が 1.5 以上では構造物 前面に作用する津波波圧分布を規定する水平波圧指標(遡上水深 に相当する静水圧分布の倍率)αは最大で 3.0 となるとしている。 一方,ソリトン分裂波の場合は,構造物前面に働く津波波圧は, 構造物底面近傍で非分裂波のαを 1.8 倍した値となるとしている (第2図及び第3図)。



第2図 非分裂波の場合の 津波水平波圧



第3図 分裂波の無次元最大 波圧分布

d. NRA 技術報告「防潮堤に作用する津波波圧評価に用いる水深係 数の適用範囲について」(平成 26 年 12 月)

水深係数3を防潮堤設計に適用するに当たって、その適用範囲 を明確にするため、水理試験等を実施した結果、フルード数が大 きくなるに従って水深係数も大きくなり、フルード数が1.5程度 を超える領域で水深係数3を超える場合があることを確認したと している。

5条 添付 (27) -4

e. 防波堤の耐津波設計ガイドライン(平成 27 年 12 月一部改訂)

防波堤の津波波圧の適用の考え方として,ソリトン分裂波が発 生する場合は修正谷本式を,そうでない場合において津波が防波 堤を越流する場合には静水圧差による算定式を,越流しない場合 は谷本式を用いることとしている。(第4図~第5図)



第4図 防波堤に対する津波荷重算定手順



 $p_1 = \alpha_f \rho_0 g(\eta_f + h')$

$$p_2 = \frac{\eta_f - h_c}{\eta_f + h'} p_1$$

 $p_3 = \alpha_r \rho_0 g(\eta_r + h')$

:直立壁前面の底面における波圧強度(kN/m²) p_1 :直立壁前面の天端面にける波圧強度(kN/m²) p_2 : 直立壁背面の底面における波圧強度(kN/m²) p_3 ρ₀g : 海水の単位体積重量 (kN/m³) :直立壁の底面の水深(m) h' h_c :静水面から直立壁天端面までの高さ(m) :直立壁前面の静水面からの津波高さ(m) η_{f} :直立壁背面の静水面からの津波高さ(m) η_r :直立壁前面の静水圧補正係数 a_f :直立壁背面の静水圧補正係数 a_r

第5図 静水圧差による算定式(越流する場合)

- 東海第二発電所のサイト特性を反映した防潮堤に作用する津波波 圧の把握について
- (1)分裂波発生に関する検討

沖合から伝播してくる津波が,サイト前面においてソリトン分裂 波を伴うか否かの判定に当たっては,「防波堤の耐津波設計ガイド ライン」において以下の2つの条件に合致する場合,ソリトン分裂 波が発生するとされている。

- おおむね入射津波高さが水深の30%以上(津波数値解析等による津波高さが水深の60%以上)
- ② 海底勾配が 1/100 以下程度の遠浅

東海第二発電所前面の海底地形は約 1/200 と遠浅であり,入射波 津波高さと水深の関係も入射津波高さが水深の 30%以上であること から,両方の条件に合致する(第6図及び表 1)。このため,ソリト ン分裂波が津波波圧に与える影響を定量的に把握するため,東海第 二発電所のサイト特性を考慮した水理模型実験を行い,防潮堤前面 の津波波圧を測定した。



第6図 海底地形断面位置図及び海底地形断面図

5条 添付 (27) -6

地点	(1)水深	(2)入射津波高さ*	(2)/(1)
東海第二発電所前面	7.5m	4.7m	62%

第1表 津波高さと水深の関係

※津波数値解析による津波高さの1/2を入射津波高さと定義(防潮堤の耐津波ガイドライン)

(2) 水理模型実験

1) 目的

基準津波の策定に用いた波源については,2011 年東北地方太平 洋沖地震で得られた知見を踏まえて設定した波源のすべり領域を 拡大したり,すべり量の割増しを行うなどの保守的な設定を複数 加えた波源である。

水理模型実験においては、ソリトン分裂波が生じない沖合 5.0km における津波波形を入力し、ソリトン分裂波の発生の有無、 フルード数の把握、防潮堤位置での津波波圧を把握することを目 的に実施した。

2) 検討断面

本実験では、津波水位が最大となる地点を基に、津波の伝播特性を踏まえ、等深線図に直交する断面を選定した(第7図)。



第7図 検討断面位置図

⁵条 添付 (27) -8

3) 実験条件

断面二次元実験施設の水路は,長さ 60m×幅 1.2m (貯水部は 1.8m) ×高さ 1.5m とし,沖合 5km から陸側の範囲を再現するために,実験 縮尺(幾何縮尺)はλ=1/200 とした(第8図)。



第8図(1) 計測位置図



第8図(2) 防潮堤位置拡大図



第8図(3) 実験施設写真

4)入射津波の造波

水理模型実験における再現範囲の最沖地点はソリトン分裂波が発 生しない沖合 5.0km の位置とし,基準津波の波源モデルを用いた数 値解析から求めた同地点における津波波形を入力した。また,この 津波波形を防潮堤位置で津波数値解析と同様の高さになるよう振幅 を調整した(第9図)。



- 5) 水理模型実験の結果
 - a. 水理模型実験におけるソリトン分裂波の確認

津波数値解析に即した津波波形を造波し,水理模型実験を行った 結果,目視観察と波高計による計測により,沖合 220m 地点におい てソリトン分裂波が生じることを確認した(第10図)。



b. フルード数

防潮堤がないモデルで,防潮堤位置の最大浸水深を計測し,同時 刻における流速からフルード数を算定した。

その結果,通過波のフルード数は平均で 0.8 (<1.5) であったことから,水深係数 3 で津波波圧分布を評価し,防潮堤の設計に適用できることを確認した(第2表及び第11図)。

	フルード数 (最大浸水深時)
1回目	0.9
2 回 目	0.9
3 回目	0.6
4 回 目	0.8
5 回目	0.7
6 回目	0.9
平均值	0.8

第2表 通過波検定結果表



第 11 図 持続波領域における最大浸水深・流速・フルード数の時系

列図

c. 防潮堤壁面におけるソリトン分裂波の最大津波波圧

防潮堤壁面における津波波圧計測結果を通過波の最大浸水深で除して無次元化した結果を以下に示す。

東海第二発電所前面海域の地形を模擬した水理模型実験で計測し た防潮堤壁面の最大津波波圧は,朝倉式①及び朝倉式②による算定 値よりも小さい値となり,朝倉式②のような波圧分布は認められず, 朝倉式①と整合する結果となった(朝倉式①の方が津波波圧分布の 再現性がよいことを確認した)(第12図)。



第12図 既往の津波波圧算定式との比較

(無次元最大津波波圧分布図)

(3) 水理模型実験結果の検証(再現性検討)

水理模型実験結果について,数値シミュレーションを実施し,防潮 堤位置での津波波圧算定式が朝倉式①で妥当であることを検証した。 数値シミュレーションは,分散波理論に基づいた解析手法であり,ソ リトン分裂波を表現可能な数値波動水路 CADMAS-SURF/2D を用いた。

1) 水理模型実験結果の再現性

水理模型実験でモデル化した区間と同じ区間を解析領域としてモ デル化した(第13図)。また,入射波は水理模型実験の入力波形に 合わせて作成した。

数値シミュレーションの結果を第14回に示す。水理模型実験結 果と同様,防潮堤位置においてソリトン分裂波は確認されず,防潮 堤壁面に作用する津波波圧は,実験値とほぼ同等のものとなり,朝 倉式①による波圧分布を下回るとともに,朝倉式②のような波圧分 布は認められず,朝倉式①と整合する結果となった。



第13図 解析モデル図





2) 防潮堤と海岸線との離隔距離の違いが津波波圧に与える影響検討

防潮堤の設置位置は,海岸線から最も近いところで約30mであり, 水理模型実験では海岸線と防潮堤の離隔距離が約60m地点の断面(津 波水位が最も高くなる地点)をモデル化した。

海岸線と防潮堤の離隔距離を 30m, 45m, 60m, 75m と変化させた場 合のソリトン分裂波の影響について検討を行った。なお,入力波形は 基準津波を用いて実施した。

その結果,防潮堤と海岸線との離隔距離が津波波圧に与える影響は 認められず,朝倉式①による波圧分布を下回るとともに,分布形は朝 倉式①と整合する結果となった。海岸線からの離隔距離別の防潮堤位 置の津波波圧分布を第15図に示す。



第15図(1) 防潮堤壁面の最大波圧分布図



第15図(2) 防潮堤壁面の最大波圧分布図
3) 津波遡上高さが異なる津波が防潮堤に与える影響について

基準津波の決定に当たっては,津波シミュレーションにおいて, 断層の破壊開始点位置や破壊伝播速度等をパラメータスタディした 中で,防潮堤位置での津波遡上高さが最も高くなる波を抽出してい る。

防潮堤位置での津波遡上高さが大きい上位 10 波の沖合波形(沖合 5km 地点)を用いて,防潮堤壁面の津波波圧を確認した。

防潮堤位置の遡上高さ上位 10 波の特性について第3表に,水位 上昇時間の定義図を第16 図に,破壊開始点位置図を第17 図に示 す。

第3表 防潮堤位置の最大水位上昇量の上位10波

ケース	津波遡上高さ	水位上昇時間	破壞伝播速度	破壊	立ち上り時間
	(T.P.(m))	[min]	[km/s]	開始点	[s]
1(基準津波)	17.2	1.5	3.0	6	30.0
2	17.0	1.5	2.5	6	30.0
3	16.8	1.5	3.0	6	60.0
4	16.2	1.7	2.0	6	30.0
5	16.1	1.5	3.0	4	30.0
6	15.9	1.7	3.0	3	30.0
7	15.8	1.7	3.0	5	30.0
8	15.6	1.7	2.5	4	30.0
9	15.5	1.8	1.5	6	30.0
10	15.5	1.7	3.0	1	30.0

※破壊伝播速度:破壊開始点から断層破壊が進行する速度 ※立ち上り時間:断層のある点において破壊開始から終了 するまでの時間





第17図 破壞開始点位置図

数値シミュレーションの結果を第 18 図に示す。いずれのケース においても防潮堤位置においてソリトン分裂波は認められず,防潮 堤壁面における最大波圧分布は,朝倉式①による波圧分布を下回る 結果となった。

津波は、周期が短いほど分裂波(段波)が発生しやすくなるとと もに、分裂波が成長し易くなるとされている。上位10波において 最も周期が短いものはケース1(基準津波)であることから、基準 津波が最もソリトン分裂波の影響を受けると考えられるが、いずれ のケースにおいても、朝倉式①による波圧分布を下回るとともに、 分布形は朝倉式①と整合する結果となった。



第18図(1) 最大波圧分布図

$$(f - 2.5)$$
 $(f - 2.6)$







第18図(2) 最大波圧分布図



第18図(3) 最大波圧分布図

(4) まとめ

水理模型実験結果から,東海第二発電所の敷地前面においては, 津波はソリトン分裂波を生じるものの,東海第二発電所に伝播する 津波による防潮堤壁面の津波波圧は,持続波による津波波圧式(朝 倉式①,朝倉式②)から求められる津波波圧よりも小さく,朝倉式 ①での再現性が最もよいことを確認した。また,フルード数は 1.5 を下回ることを確認した。

数値波動水路 CADMAS-SURF/2D を用いた水理模型実験の検証結果に おいても、防潮堤位置においてソリトン分裂波は認められず、防潮 堤壁面における津波波圧は、朝倉式①による波圧分布を下回るとと もに、朝倉式①と整合する結果となった。

更に,防潮堤と海岸線との離隔距離を変えたケースにおいても同様に,防潮堤壁面の津波波圧は朝倉式①による波圧分布を下回るとともに,分布形は朝倉式①と整合する結果となった。

これら水理模型実験結果及び分散波理論に基づく数値計算結果の いずれにおいても,防潮堤壁面での最大波圧は朝倉式①による波圧 を下回るとともに,分布形は朝倉式①と整合した。

防潮堤壁面における最大波圧分布を図 19 に示す。

以上のことから,設計用津波波圧の算定においては,朝倉式①よ り算定することとする。



3. 津波波圧算定式適用に対する考え方

(1) 防潮堤及び防潮扉

防潮堤及び防潮扉位置図を第20図に示す。

防潮堤がないモデルで実施した水理模型実験においては,防潮堤 通過位置におけるフルード数が 1.5 を下回っており,水理模型実験 結果及び分散波理論に基づく数値計算結果から,設計用津波波圧は 朝倉式①に基づき算定する。

朝倉式①に用いるη(設計浸水深)については,水理模型実験結 果,数値計算結果,平面二次元解析から求められた浸水深および入 力津波高さと地盤高さとの差の 1/2 を用いて朝倉式①により算出し た波圧分布を比較した。第 21 図および第 22 図に津波荷重の作用イ メージ図を,第 23 図に最大波圧分布の比較を示す。

<mark>比較の結果,</mark>朝倉式①に用いる η (<mark>設計</mark>浸水深)については,入 力津波高さと地盤高さとの差の 1/2 を用いるものとする。



第 20 図 防潮堤及び防潮扉位置図





第 22 図 津波荷重の作用イメージ図(入力津波×1/2)



- (2) 貯留堰
 - 1) 貯留堰に適用する津波波圧算定式

貯留堰の鳥瞰図を第24図に、断面図を第25図に示す。

貯留堰は,鋼管矢板を連結した構造であり,引き波時に海底面から突出した鋼管矢板頂部(T.P.-4.9m)において海水を貯留する。

このため, 貯留堰に有意な津波波力が作用するのは, 引き波によ り海水貯留堰が海面から露出し, その後, 押し波が貯留堰に作用し てから越流するまでの間に限定される。

「防波堤の耐津波設計ガイドライン(国土交通省港湾局)」(平成 27年12月一部改訂)によると、津波が構造物を越流する場合の津 波荷重の算定については、若干越流している状態に静水圧差による 算定式を適用する場合は、それより水位の低い越流直前の状態の方

5条 添付 (27) -26

が高い波力となる可能性があるので,両者を比較して高い方を採用 する必要があるとしている。

このため、貯留堰における津波波力としては、越流直前の波力及び越流時の静水圧差のうち保守的なものを適用することとする。



2) 越流直前の津波波力の設定方針

引き波時における貯留堰前面の時刻歴水位を第26回に示す。

貯留堰前面の水位は若干残るものの保守的に海底面が露出したと 仮定し,その後の押し波を遡上波と考え津波波力を設定する。

具体的には,津波高さは貯留堰に作用する津波波力が保守的にな るように貯留堰前面の海底面(設計用海底面標高 T.P.-7.39m)まで 水位が低下した後に襲来する津波を考慮することとし,貯留堰に津 波が越流する直前の状態として貯留堰天端(T.P.-4.9m)までを想 定する。

津波波力は、「東日本大震災における津波による建築物被害を踏 まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針」の考え方に 従って、津波高さの3倍の高さまで静水圧荷重を考慮する。津波波 力の作用イメージを第27図に示す。





第27図 津波波力の作用イメージ図

⁵条 添付 (27) -28

3) 越流時の津波波力の設定方針

引き波後に襲来する津波が貯留堰を越流する際,貯留堰の内外で の水位差はつきにくいが,保守的に引き波水位とその後の押し波水 位の差が最も大きくなるものを選定し,津波波力を算定した。

津波高さとしては貯留堰天端 T.P.-4.9m から T.P.+3.3m の越流を 考慮して,「防波堤の耐津波設計ガイドライン(国土交通省港湾 局)」(平成27年12月一部改訂)による静水圧差による算定式を参 考に設定する。

貯留堰位置における水位差が最大となる箇所の時刻歴水位波形を 第 28 図に、津波波力の作用イメージを第 29 図に示す。



第28図 貯留堰の内外の水位差が最大となる時刻歴水位波形図



```
5条 添付 (27) -29
```

4) まとめ

貯留堰における津波波力について,越流直前の波力および越流時 の静水圧差について検討した。この結果,越流時の静水圧差の方が 越流直前の波力を上回る結果となった。このため,貯留堰における 津波波力として,保守的に越流時の静水圧差を考慮することとす る。





5条 添付 (27) -31



(参考) 第 31 図 津波波圧の時刻歴図【水理模型実験】

耐津波設計における津波荷重と余震荷重の組合せについて

- 1. 規制基準における要求事項等
 - ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。
 - ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷 重との組合せを考慮すること。
- 2. 敷地周辺のプレートテクトニクス

敷地周辺は,陸のプレート,太平洋プレート,フィリピン海プレ ートの3つのプレートが接触する場所であり,その状況について模 式的に示したものを第1図に示す。関東地方においては南方からフ ィリピン海プレートが沈み込み,そのフィリピン海プレートは敷地 のほぼ直下まで及んでいる(第2図)。



(防災科学技術研究所 HP に一部加筆)



⁽中央防災会議 HP に一部加筆)

第1図 敷地周辺におけるプレートの沈み込み

5条 添付28-2



図 中 の カ ラー コ ン ター は フ ィ リ ピ ン 海 プ レー ト の 厚 さを示 して いる。

(Uchida et al.(2010)に一部加筆)

第2図 フィリピン海プレートの沈み込み

3. 基準津波の波源

津波波源は、日本海溝におけるプレート間地震に起因する波源として設定し、その規模は Mw8.7 である。津波波源モデルを第3図に示す。



第3図 津波波源モデル 5条 添付28-3

4. 検討方針

東海第二発電所周辺のプレートテクトニクス的背景や基準津波と 同じ地震発生様式(プレート間地震)である 2011 年東北地方太平 洋沖地震の余震発生状況(第4図)を踏まえ,基準津波の波源の活 動(本震)に伴い発生する可能性のある余震を設定し,耐津波設計 において津波荷重と組み合わせる適切な余震荷重を設定する。

なお、本検討では、日本地震工学会(2014)を参考に、本震の震 源域とその周辺において発生する地震(アウターライズの地震及び 破壊域内のスラブ内地震を含む)を余震とし、この余震発生域外に おいて、本震がトリガーとなって発生する地震を誘発地震として整 理した。



余震荷重の検討フローを第5図に示す。

第4図 東北地方太平洋沖地震の余震・誘発地震の発生状況

(東京大学地震研究所 HP に地震発生様式を加筆)

5条 添付28-4



第5図 検討フロー

5. 余震の評価

5.1 余震の規模の設定

余震の規模は,過去の地震データにおける本震規模と最大余震の 規模の関係を整理することにより想定する。検討対象とした地震は, 津波荷重と組み合わせる余震荷重を評価するという観点から,地震 調査研究推進本部の地震データによる本震のマグニチュード M7.0 以上とし,かつ,基準津波の波源の活動に伴い発生する津波の最大 水位変化を生起する時間帯が地震発生から約 40 分後(第 6 図)で あることを考慮し,本震と最大余震との時間間隔が 12 時間以内の 地震とする。第 1 表に,対象とした地震の諸元を示す。また,検討 対象とした地震の震央分布を第 7 図に示す。

地震調査研究推進本部の地震データを整理し、本震のマグニチュ ード M0 と最大余震のマグニチュード M1 の関係から本震と余震のマ グニチュードの差 D1 を求めると、第 8 図の通り、D1=M0-M1=1.4 として評価できる。余震の規模を想定する際は、データ数が少ない ことから、保守的に標準偏差を考慮し D1=0.9 として余震の規模を 想定する。従って、余震の地震規模は Mw8.7-0.9 より M7.8 (Mw=M とする)と設定する。

5.2 余震の震源位置の設定

基準津波(Mw8.7)の波源域と基準地震動S_sの一つとして設定した 2011 年東北地方太平洋沖型地震(Mw9.0)の震源域は茨城県沖で 重なっており,その重なっている領域において 2011 年東北地方太 平洋沖地震(Mw9.0)の最大余震(M7.6)が発生している。この最 大余震の地震発生様式は基準津波と同じプレート間地震である。こ 5条 添付28-6 れら波源域,震源域等の位置関係を第9図に示す。

一般に規模の大きなプレート間地震は、過去に発生した規模の大 きなプレート間地震の震源域で繰り返し発生する。また、2011 年東 北地方太平洋沖地震の強震動生成域も過去に発生した規模の大きな プレート間地震の発生位置と対応していることが指摘されている (例えば入倉(2012))。従って、基準津波の波源域が活動した場合 の強震動生成域や規模の大きな余震の発生位置は 2011 年東北地方 太平洋沖地震における茨城県沖の例と類似すると考えられる。以上 のことから、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある余 震は 2011 年東北地方太平洋沖地震(Mw9.0)の最大余震(M7.6)の 震源位置に設定する(第9図)。

なお、茨城県沖南部から房総沖にかけては第 2 図で示したとおり、 陸のプレートと太平洋プレートの間にフィリピン海プレートが潜り 込んでおり、Uchida et al. (2009)によれば、この領域ではプレー ト間結合度が低いことが示されている。従って、第 9 図に示したフ ィリピン海プレートの北東端より南側において規模の大きな地震は 発生しにくいと考えられる。

3 基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある余震による地震動の評価

基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある余震による地 震動を評価する。余震の地震規模は5.1のとおり M7.8,震源位置 は5.2のとおり 2011 年東北地方太平洋沖地震の最大余震発生位 置とする。設定した余震の地震諸元を第2表に示す。

上記に基づき,基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のあ 5条 添付28-7 る余震による地震動評価を Noda et al. (2002)により行う。評価結 果を第 10 図に示す。

同図より,評価結果は,弾性設計用地震動 S_d - D1 を下回ることが確認される。



第6図 基準津波の取水口前面位置における時刻歴波形

-		-			
			本震	最大余震	
No	発生年月日	震源	マク゛ニチュート゛	マク゛ニチュート゛	本震との
			MO	M 1	時間間隔
1	1933/3/3	昭和三陸地震	8.1	6.7	0.125 日
2	1937/2/21	択捉島南東沖の地震	7.6	7.2	0 日 ※1
3	1948/6/28	福井地震	7.1	5.5	0.004 日
4	1961/8/19	北美濃地震	7.0	5.2	0.1 日
5	1964/6/16	新潟地震	7.5	6.1	0.011 日
6	1968/4/1	日向灘地震	7.5	6.3	0.3 日
7	1968/5/16	十勝沖地震	7.9	7.5	0.4 日
8	1969/8/12	北海道東方沖の地震	7.8	6.3	0.3 日
9	1995/1/17	兵庫県南部地震	7.3	5.4	0.003 日
10	2003/5/26	宮城県沖	7.1	4.9	0.26 日
11	2003/9/26	十勝沖地震	8.0	7.1	0.05 日
12	2008/6/14	岩手 ・ 宮城内陸地震	7.2	5.7	0.025 日
13	2008/9/11	十勝沖	7.1	5.7	0.008 日
14	2011/3/11	東北地方太平洋沖地震	9.0	7.6 ^{\times2}	0.02 日
15	2016/4/16	熊本地震	7.3	5.9	0.1 日

第1表 過去の地震における本震と最大余震の関係

※1: 24時間以内であるが半日以内か不明※2: 気象庁による最新の震源情報を参照



第7図 余震の地震規模の評価に用いた地震の震央分布



第8図 本震と最大余震の関係 (M7.0以上)

5条 添付28-9



第9図 基準津波の波源域と2011年東北地方太平洋沖型地震の震源

域及び最大余震発生位置図

項目	設定値	
本震の地震規模 (Mw)	8.7	
余震の地震規模 (M)	7.8	
等価震源距離(km)	86	

第2表 設定した余震の震源諸元



基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある余震 M7.8 Xeq=86km
弾性設計用地震動 S_d - D 1

第10図 設定した余震と弾性設計用地震動S_d-D1との比較(左:水平動,右:鉛直動)

6. 誘発地震の評価

6.1 誘発地震として考慮する震源の評価

基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある誘発地震として考慮する震源を評価する。

評価に際しては、4.のとおり、基準津波と同じ地震発生様式で ある 2011 年東北地方太平洋沖地震の事例を参考に地震規模,発生 位置を検討する。第4回に示された 2011 年東北地方太平洋沖地震 の発生による誘発地震のうち、本震発生からもっとも早く発生した 誘発地震は3月12 日長野県北部の地震(M6.7)であり、本震発生 から13時間後である。

一方,東海第二発電所の基準津波の到達時間は第6回に示すとおり,地震発生から約40分後である。

このことから,基準津波の到達時間帯において規模の大きな誘発 地震が発生する可能性は低いと考えられる。

しかしながら,規模の小さな誘発地震は 2011 年東北地方太平洋 沖地震発生直後から発生していることを踏まえ,基準地震動の評価 において検討用地震の候補として考慮していた規模の小さな短い活 断層による地震を保守的に考慮する。

 2 基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある誘発地震 による地震動の評価

基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある誘発地震による地震動を評価する。誘発地震として考慮する規模の小さな短い活 断層の分布及び地震諸元をそれぞれ第 11 図及び第 3 表に示す。地 震動評価は Noda et al. (2002)により行う。その際,基準地震動策 5条 添付28-12 定における内陸地殻内地震の評価と同様,福島県と茨城県の県境付 近で発生した地震の観測記録による補正係数を考慮する。観測記録 による補正係数を第12図に,評価結果を第13図に示す。

同図より,評価結果は,弾性設計用地震動 S_d - D1 を下回ることが確認される。



第11図 誘発地震として考慮する規模の小さな短い活断層の分布

地震名	地震規模M	等価震源距離(km)
宮田町リニアメント	6.8	21
関ロー米平リニアメント	6.8	27
竪破山リニアメント	6.8	25
F 1 1 断層	6.8	38

第3表 設定した誘発地震の諸元

・短い活断層の地震規模は M6.8 として評価

・福島県と茨城県の県境付近で発生した地震の観測記録による補正係数を考慮



第12図 観測記録による補正係数(左:水平動,右:鉛直動)



第13図 規模の小さな短い活断層による地震と弾性設計用地震動 S_d

-D1との比較

7. 余震荷重の設定

以上の検討結果から,弾性設計用地震動 S_d - D1を津波荷重に 組み合わせる余震荷重として考慮する。

8. 参考文献

・日本地震工学会(2014):東日本大震災合同調査報告,共通編1,
地震・地震動

・入倉孝次郎(2012):海溝型巨大地震の強震動予測のための震源 モデルの構築,第40回地盤震動シンポジウム

• Naoki Uchida, Junichi Nakajima, Akira Hasegawa, Toru Matsuzawa (2009) : What controls interplate coupling?: Evidence for abrupt change in coupling across a border between two overlying plates in the NE Japan subduction zone, Earth and Planetary Science Letters 283 (2009) 111–121

 Shizuo Noda, Kazuhiko Yashiro, Katsuya Takahashi, Masayuki Takemura, Susumu Ohno, Masanobu Tohdo, Takahide Watanabe (2002) : RESPONSE SPECTRA FOR DESIGN PURPOSE OF STIFF

STRUCTURES ON ROCK SITES, OECD. NEA Workshop on the Relations between Seismological Data and Seismic Engineering Analysis, Oct. 16-18, Istanbul

5条 添付28-16

(参考)

基準地震動 S_sによる地震力と津波荷重の組み合わせについて

1. 規制基準における要求事項等

基準地震動 S_sによる地震力と地震力以外の荷重を適切に組み合わせていることを確認する。その場合,地震力以外の荷重については,津波の荷重を含む。

2. 基準地震動 S_sによる地震力と津波荷重の組み合わせについて

基準地震動Ssとして選定している震源は第1図に示す2011年東 北地方太平洋沖型地震及びF1断層,北方陸域の断層,塩ノ平地震 断層の連動による地震である。これらの震源については,地震波と 津波の伝播速度が異なることを考慮すると,両者の組み合わせを考 慮する必要はないと考えられる。以下,「2.1 基準地震動Ssの 震源と津波の波源が同一の場合」と「2.2 基準地震動Ssの震 源と津波の波源が異なる場合」とに分けて詳細を検討した結果を示 す。

2.1 基準地震動 S_sの震源と津波の波源が同一の場合

2011 年東北地方太平洋沖型地震及び F1 断層,北方陸域の断層, 塩ノ平地震断層の連動による地震の活動に伴う地震動及び津波の水 位変動量が敷地に到達する時間は第2図に示す通りである。

2011 年東北地方太平洋沖型地震では地震発生後 5 分以内, F1 断層,北方陸域の断層,塩ノ平地震断層の連動による地震では地震発 5条 添付28-17 生後 2 分以内に敷地内に地震動が到達するのに対し,同時間帯にお いて敷地における津波の水位変動量はどちらもおおむね 0m である。 そのため,両者が同時に敷地に到達することはないことから,基準 地震動 S_sによる地震力と津波荷重の組み合わせを考慮する必要は ない。

2.2 基準地震動 S_sの震源と津波の波源が異なる場合

F1 断層,北方陸域の断層,塩ノ平地震断層の連動による地震の活動に伴い,津波を起こす地震が誘発される可能性は低いと考えられるが,仮に誘発地震の発生を考慮した場合においても,地震動が敷地に到達する2分以内に,F1 断層,北方陸域の断層,塩ノ平地震断層の連動による地震以外の活動に伴う津波が敷地に到達することはない。

また,2011 年東北地方太平洋沖型地震の活動に伴い,誘発地震の 発生を考慮した場合においても,地震動が敷地に到達する 5 分以内 に,2011 年東北地方太平洋沖型地震以外の活動に伴う津波が敷地に 到達することはない。

以上により,基準地震動 S_sによる地震力と津波荷重の組み合わ せを考慮する必要はない。



2011年東北地方太平洋沖型地震



F1 断層,北方陸域の断層,塩ノ平地震断層の連動による地震

第1図 基準地震動の震源分布 5条 添付28-19



第2図 地震動と津波の敷地への到達時間の比較 ※1:時間0秒は地震の発生時刻を示す ※2:朔望平均満潮位+2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量+津波予測解析に よる地殻変動量を考慮

5条 添付28-20
各種基準類における衝突荷重の算定式及び衝突荷重について

1. はじめに

東海第二発電所において考慮する漂流物の衝突荷重の算定に当たり,既往 の算定式について調査し,適用する算定式について検討すると共に,基準津 波による津波シミュレーションから算定した津波流速に基づき,漂流物の衝 突荷重を設定した。

2. 基準類における衝突荷重算定式について

「耐津波設計に係る工認審査ガイド」において,記載されている参考規 格・基準類のうち,漂流物の衝突荷重又は衝突エネルギについて記載されて いるものは,「道路橋示方書・同解説 I共通編((社)日本道路協会,平 成14年3月)」及び「津波漂流物対策設計ガイドライン(案)(財)沿岸技 術研究センター,(社)寒地港湾技術研究センター(平成21年)」であり, それぞれ以下のように適用範囲・考え方,算定式を示している。

- 2.1 道路橋示方書·同解説 I 共通編
 - (1) 適用範囲・考え方

流木<mark>その他の流送物の衝突のおそれがある</mark>場合の衝突荷重を算定する式 を示している。

(2) 算定式

衝突力 $P = 0.1 \times W \times v$

ここで, P: 衝突力 (kN)

W:流送物の重量(kN)

5条 添29-1

v:表面流速(m/s)

これは、衝突荷重として、基準に示される唯一の算定式である。

- 2.2 津波漂流物対策設計ガイドライン(案)
 - (1) 適用範囲・考え方

「漁港・漁場の施設の設計の手引き(全国漁港漁場協会2003年版)」の 接岸エネルギの算定方法に準じて設定されたもので,漁船のほか,車両, 流木,コンテナにも適用される。支柱及び漂流物捕捉スクリーンの変形で エネルギを吸収させることにより,漂流物の侵入を防ぐための津波漂流物 対策施設の設計に適用される式を示している。

(2) 算定式

船舶の衝突エネルギE=E₀=W× v²/2g ※船の回転により衝突エネルギが消費される(1/4点衝突)の場合:

 $E = E' = W \times v^2 / 4g$

ここで、W=W₀+W'=W₀+ ($\pi / 4$) ×D²L γ_{W}

W:仮想重量(kN)

W₀: 排水トン数 (kN)

W':付加重量(kN)

D:喫水 (m)

L:横付けの場合は船の長さ,縦付けの場合は船の幅(m)

γ_w:海水の単位体積重量(kN/m³)

これは、鋼管杭等の支柱の変形及びワイヤーロープの伸びにより衝突エネルギを吸収する考え方であり、弾性設計には適さないものである。

3. 漂流物の衝突荷重算定式の適用事例

安藤ら(2006)^{*1}によれば,南海地震津波による被害を想定して,高知 港を対象に平面二次元津波シミュレーション結果に基づいた被害予測手法の 検討を行い,特に漂流物の衝突による構造物の被害,道路交通網等アクセス 手段の途絶について検討を行い,港湾全体における脆弱性評価手法を検討し ている。この中で,荷役設備・海岸施設の漂流物による被害を検討するに当 たって,漂流物の衝突力を算定しており,船舶については道路橋示方書によ る式を選定している(下表参照)。

※1:地震津波に関する脆弱性評価手法の検討,沿岸技術研究センター論文集 No.6(2006)

		湿 宁 士	対象施設		
		医 足 式	クレーン	水門	倉庫
車両		陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.8 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
コンテナ	20ft	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.9 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
	40ft	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.7 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
			5.0m/s超	5.0m/s超	5.0m/s超
,			5.0m/s超	1.8 m/s	1.8 m/s
木	材	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	5.0m/s超	1.7 m/s	1.7 m/s

表-1 各施設の許容漂流速度

また,船舶による衝突荷重の算出においては,(財)沿岸技術研究センタ ー及び国土交通省国土技術政策総合研究所による研究においても,道路橋示 方書に示される算定式が採用されており,船舶による漂流荷重に対する適用 性が示されている。

4. 漂流物による衝突力算定式に関する既往の研究論文

平成23年度 建築基準整備促進事業「40. 津波危険地域における建築基準 等の整備に資する検討」中間報告 その2(平成23年10月 東京大学生産技 5条 添29-3 術研究所)」では、「漂流物が建築物に及ぼす影響の評価について研究途上 の段階であり、断片的な知見が得られているのみである。また、建築物に被 害をもたらした漂流物の詳細情報は被害調査から得られず、既往の知見は検 証できなかった」としている。また、漂流物が建築物に衝突する際に瞬間的 に作用する衝突力に関する既往の研究を示しているが、「対象としている漂 流物は(a),(b),(d),(e)が流木,(c),(d),(e)がコンテナである((e)は 任意の漂流物を対象としているものの実質流木とコンテナしか算定できな い)。」としている。一方、東海第二発電所において漂流物として選定され たものは、作業台船であり、対象が異なることから、これら評価式は適用で きない。以下にそれぞれの評価式((a)~(e)) 及び東海第二発電所における 漂流物の衝突評価への適用性を示す。

漂流物による衝突力評価式に関する既往の研究論文(1/2)

既往の評価式	内容
(a) 松冨の評価式	松冨[1]は、津波による流木の衝突力を次式の通り提案している。本式は、円柱形状の流木が縦向きに衝突する場合の衝突力評価式である。
 [1] 松冨英夫:流木衝 突力の実用的な評 価式と変化特性, 土木学会論文集, No. 621, pp. 111- 	$\frac{F_m}{\gamma D^2 L} = 1.6C_{MA} \left\{ \frac{v_{A0}}{(gD)^{0.5}} \right\}^{1.2} \left(\frac{\sigma_f}{\gamma L} \right)^{0.4}$
127, 1999.5	ここで, Fm: 衝突力 Cm: 見かけの質量係数(段波 サージでけ1 7 定堂流
	では1.9)
	 ν_{A0}:流木の衝突速度 L:流木の長さ σ_f:流木の降伏応力 γ:流木の単位体積重量 g:重力加速度
	<u>○東海第二発電所における漂流物の衝突力評価への適用性</u>
	被衝突体を縦スリット型の受圧壁とし、津波の遡上を計谷しつ つ流木の浸入を防ぐことを想定していおり、東海第二発電所防潮 堤等の津波防護の考え方と異なる。
(b) 池野らの評価式	池野ら[2]は、円柱以外にも角柱、球の形状をした木材による衝突力を次式の通り提案している。
 [2] 池野正明・田中寛 好:陸上溯上津波 	$\frac{F_H}{gM} = S \cdot C_{MA} \left\{ \frac{V_H}{\left(g^{0.5} D^{0.25} L^{0.25} \right)} \right\}^{2.5}$
と漂流物の衝突力に関する実験的研究,海岸工ど論文	ここで, F _H : 漂流物の衝突力 S: 係数 (5.0)
集,第50 卷, pp.721-725,2003	C _{MA} : 1)加賀軍係数(円柱傾向き: 2.0 (2 次元), 1.5 (3 次元), 角柱横向き: 2.0~4.0 (2 次元), 1.5 (3 次元), 円柱縦向き: 2.0 程度, 球: 0.8 程度)
	V _H :段波波速 D:漂流物の代表高さ L:漂流物の代表長さ M:漂流物の質量
	◎ 東海第二発電所における漂流物の衝突力評価への適用性
	各種形状の漂流物(横向きと縦向き配置の円柱と角柱及び球) の衝突について、付加質量係数を変化させて検証しているが、台 船の形状までは検証されていない。
(c) 水谷らの評価式	水谷ら[3]は,津波により漂流するコンテナの衝突力を次式の通り提案している。
[3] 水谷法美ら:エプ ロン上のコンテナ	$F_m = 2\rho_w \eta_m B_c V_x^2 + \frac{WV_x}{gdt}$
に作用する津波力 と漂流衝突力に関 する研究,海岸工	 ここで、F_m:漂流衝突力 dt:衝突時間 m:最大遡上水位 w:水の密度 B:コンテナ幅 Vx:コンテナの漂流速度
子 福 乂 朱, 弗52 巻 pp. 741-745,	B _c . ユンテナ 重量 g: 重力加速度
2005	○ <u>東海第二発電所における漂流物の衝突力評価への適用性</u> 陸上に設置されたコンテナに上り順き止められる水地の重量
	(付加質量)に基づき衝突力を評価しており、東海第二発電所で 想定する津波によって漂流する台船による衝突力とは異なる。

5条 添29-5

漂流物による衝突力評価式に関する既往の研究論文(2/2)

既往の評価式		内 容	
(d) 有川らの評価式	有川ら[4]は,コンクリート構造物に鋼製構造物(コンテナ等) が漂流衝突する際の衝突力を次式の通り提案している。		
 [4] 有川太郎ら:遡上 津波によるコンテ ナ漂流力に関する 大規模実験,海岸 工学論文集,第54 巻,pp.846- 850,2007 [5] 有川太郎ら:津波 による漂流木のコ ンクリート壁面破 壊に関する大規模 実験,土木学会論 文集B2,Vol.66, No.1,pp.781- 785,2010 	$F = \gamma_p \chi^{2/5} \left(\frac{5}{4}\tilde{m}\right)^{3/5} v^{6/5}$ $\chi = \frac{4\sqrt{a}}{3\pi} \frac{1}{k_1 + k_2}, k = \frac{1}{4}$ ここで, F: 衝突力 a: 衝突面半谷 の1/4) E: ヤング率 v: ポアソン m: 質量 v: 衝突速度 p: 塑性による m やk の添え また, 有川ら =C_MAM (C_MA: サ コンクリート る。	$\frac{-v^{2}}{\pi E}, \widetilde{m} = \frac{m_{1}m_{2}}{m_{1} + m_{2}}$ E の1/2 (コンテナ衝突 (コンクリート版) 比 5 エネルギー減衰効果 (コンクリート版) 比 5 これ、衝突体と被衝突 [5]は、松冨[1]になら に対する衝突力を評 ける漂流物の衝突力評	そ面の縦横長さの平均 (0.25) そ体を示す。 らい,上式においてm することで,流木の 平価できるとしてい 平価への適用性
	型性によるエイルキ 設計には適さないもの	一阆袁効果を考慮し7 である。	こ有え方でめり、弾性
(e) FEMA の評価式 [6] FEMA, Guidelines for Design of Structures for Vertical Evacuation from Tsunamis, FEMA P646,	FEMA P646[6]では, 漂流物による衝突力を正確に評価するのは困 難としながら, 以下の式を一例として示している。 $F_i = C_m u_{max} \sqrt{km}$ ここで, $F_i : 衝突力$ $C_m : 付加質量係数 (2.0 を推奨)$ $u_{max} : 最大流速$ m: 漂流物の質量 k: 漂流物の有効剛性		
	一	・有効啊性は主要なほ	それ以外の酒法物に
	 シ通り风昭恒 ついては設計 	において評価するこう	・となっている。
		3.1 漂流物の質量と有効圖	
	漂流物	質量 m [kg]	有効剛性 k [N/m]
	材木・丸太	450	2.4×10^{6}
	40ft コンテナ	3,800(空載)	6.5×10 ⁸
	20ft コンテナ	2,200(空載)	1.5×10^{9}
	20ft 重量コンテナ	2,400(空載)	1.7×10^{9}
	○東海第二発電所にお	ける漂流物の衝突力詞	<u>平価への適用性</u>
	<mark>流木とコンテナに対</mark>	して提案されたもので	であり,東海第二発電
	所で想定する津波によ 困難である。	って漂流した台船の衝	衝突力評価への適用は

5. 漂流物の衝突荷重算定式の選定

既往の知見によると,さまざまな漂流物の衝突力算定式が提案されている が,いずれも東海第二発電所で想定する作業台船の衝突とは状況が異なり適 用できない。これに対して,(財)沿岸技術研究センター及び国土交通省に よる検討においても,船舶の衝突荷重の算定については,「耐津波設計に係 る工認審査ガイド」に記載されている道路橋示方書に示される算定式を採用 していることから,東海第二発電所で想定する漂流物の衝突荷重は,道路橋 示方書による方法で算定することとする。

6. 漂流物の評価に考慮する津波の流速

津波による漂流物の漂流速度は、津波の流速に支配されることから、漂 流速度として津波の流速を用いることとし、流速は津波シミュレーション により算定する。

基準津波に対して,防波堤があるモデル,防波堤がないモデル及び防波 堤の耐震評価結果から防波堤を1m沈下させたモデルを用いて津波シミュ レーションを実施し,敷地前面海域における表面流速を評価した。それぞ れのケースにおける前面海域の最大流速分布を第1図に示す。



(防波堤ありモデル)



(防波堤なしモデル)



(防波堤1m沈下モデル)

第1図 前面海域の最大流速分布図

7. 東海第二発電所の防潮堤に想定する漂流物の衝突荷重

津波シミュレーションの結果より,前面海域の最大流速は防波堤ありモ デルにおいて7.1m/s,防波堤なしモデルにおいて6.6m/s,防波堤1m沈下 モデルにおいて6.9m/sであった。

上記の最大流速は7.1m/sであるが,漂流物の評価に考慮する津波の流速は,安全側の設定とし,10m/sとする。

また,東海第二発電所で想定する漂流物の最大重量は,44tの浚渫船(台船)より,50tとする。

漂流物の衝突荷重については,道路橋示方書による方法に基づき以下の 通り設定する。

漂流物の衝突荷重 $P = 0.1 \times 500 \times \frac{9.8}{9.8} = \frac{490}{490}$ (kN)

放水路ゲートの設計と運用等について

1. はじめに

放水路ゲートは津波防護施設として設置し,入力津波による放水路からの 逆流防止を目的のため設置する。設置箇所は防潮堤と放水路の横断部近傍に 設置し3水路に分かれている放水路に各1台ずつ合計3台のゲートを設置す る。放水路ゲートの運用は,発電所の運転中には開状態で設置し,原則閉操 作は実施しない。

但し、大津波警報が発表になった場合に、発電長の判断により中央制御室 から閉操作を実施する運用とする。閉操作するためには、常用海水ポンプの うち循環水ポンプを停止させてから操作を行うことで敷地内への溢水を防止 する。ここでは、放水路ゲートの設計と運用に関する方針について説明す る。

- 2. 放水路ゲートの設計について
- (1) 基本設計方針

放水路ゲートは津波防護施設として,防潮堤と放水路が交差する近傍に設置し,放水路ゲートとして設計するが,防潮堤の近傍に設置するため防潮堤 と放水路が一体の躯体構造で計画している。(第1図~第2図)

放水路ゲートは上下のスライド式ゲートで原則開として運用するが、大津 波警報が発表された場合に閉止操作を実施する。その場合、循環水ポンプを 停止させてから閉操作を行う。放水路ゲートの閉操作は中央制御室から遠隔 操作できるよう設計する。 閉止後は、非常用海水ポンプが継続して排水する 必要があるため、放水路ゲートに小扉を設け排水できるよう設計する。 5条 添付30-1 また,放水路ゲートの閉止機能においてMS-1として設計するため, 設置許可基準規則第十二条に基づく要求があることから,ゲートの閉止に 必要な系統(駆動方式,電気系等)は,多重性又は多様性,及び独立性を 確保し,遠隔操作が可能な系統とする。放水路ゲートに係る適用規格を以 下に示す。また,第1表に防潮扉と放水路ゲートの基本設計方針の相違点 を示す。

<適用規格>

·水門鉄管技術基準

・ダム・堰施設技術基準

	<mark>通常状態</mark>	<mark>操作条件</mark>	<mark>供給電源</mark>	<mark>操 作</mark>	<mark>操作時の</mark> インターロック
<mark>防潮扉</mark>	閉状態	<mark>閉状態のた</mark> め操作なし	<mark>常用電源</mark>	<mark>中央制御室</mark> 又は現地	<mark>なし</mark>
<mark>放水路</mark> ゲート	開状態	<mark>大津波警報</mark> 発表時に 閉止操作	<mark>非常用電源</mark> M S - 1 設計	<mark>中央制御室</mark>	<mark>循環水ポン</mark> プ停止信号

第1表 防潮扉と放水路ゲートの基本設計方針の相違点



第1図 放水路ゲート設置位置



第2図 放水路ゲート正面図と断面図

(2) 耐震設計方針

放水路ゲートの躯体,ゲート本体(扉体),開閉装置については浸水防護施設としての耐震Sクラス要求から基準地震動Ssによる地震力を考慮して設計する。

構造物と地盤との動的相互作用を考慮した二次元動的有効応力解析コード (FLIP)を用いて水平地震動と鉛直地震動による地震応答解析を行う。

放水路ゲートの閉止操作に支障を来すことがないよう,各部材が弾性範囲 内に収まるよう設計する。

なお,開閉装置の主要な部分については,構造設計として弾性範囲内にて 設計を実施するが,地震における動的機能維持を確認する観点より,閉動作 が確実に動作することを確認するため,振動試験を実施し健全性を担保す る。

(3) 耐津波設計

放水路ゲートは放水口の上流に設置することから,入力津波による波力に 耐える構造設計を行う。

放水路ゲートの遮水機能として扉体の4辺に水密ゴムを設置しシール機能 を確保し,敷地への浸水を防止する構造としている。放水路ゲートの水密機 能は防潮扉と同様でり,採用実績を第1表に示す。

放水路ゲートの水密性は、ダム・堰施設技術基準(案)(国土交通省)の 漏水試験の算出式に準じて求める。漏えい試験装置を用いた漏えい試験を実 施し水密ゴムの機能を確認するとともに、ダム・堰施設技術基準(案)の検 査内容に準じた検査を実施し水密性を確保していく。漏水試験の算出式及び 第2表に水密面に係る検査内容を示す。また、漏えい試験の結果は、添付資 料21 8)止水ジョイント部(底部止水機構)に記載している。 5条 添付30-4 なお、水中部は海生生物によるゲート動作の障害にならないよう、貝の付 着を防ぐ防汚塗装等により動作を確保する。



第2表 水密面に係る検査内容(抜粋)

5条 添付30-5

(4) 津波襲来時(放水路ゲート閉止時)の排水について

①排水設計の考え方について

非常用海水ポンプの排水については既設放水路3本のうちいずれか2本 より1本を用いて排水をする設計である。

大津波警報が発表された場合には,原子炉スクラム停止操作,循環水 ポンプ停止及び出口弁を閉操作する。循環水ポンプが停止した後,放水 路ゲートを閉操作する。

放水路ゲートにて放水口を閉止した場合でも,非常用海水ポンプの排 水は継続的に排出する必要があることから,ゲート本体に設置している 小扉により排水を可能にしている。

②放水路からの排水について

既設放水路からの排水は, 朔望平均満潮位の時には排水できる設計と する。放水路ゲートの小扉からの排水条件はプラントの排水による放水 ピット水位T.P.+5.5m(①)以下の場合に排水する設計としている。小 扉の設置位置はT.P.+0.25m(②)であることから水位差5.25m以下

(①-②)の条件であれば水位差で小扉が開く設計であることから, 朔 望平均満潮位T.P.+0.61m以上であっても排水することが十分可能であ る。第3図に放水路ゲートの小扉の排水設計を示す。



図② 放水路ゲート小扉の設計

【放水路ゲートの小扉の排水条件について】(図②参照) <小扉の開条件>

- ◆必要面積(小扉の面積): 0.197m²以上
- ◆設計水位差:5.25m (①-②)
 - ・プラント排水水位(放水ピット): T.P. +5.5m(①)
 - ・小窓設置下端:T.P.+0.25m(②)
- ◆設計潮位 T.P.+0.61m 以下(朔望平均満潮位)
- ◆必要放出流量:4320.8m³/hr
 - ・残留熱除去系海水ポンプ885.7m³/hr×4台
 - ・非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ: 272.6m³/hr×2台
 - ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ:232.8m³/hr×1台

第3図 放水路ゲートの小扉からの排水設計

③津波襲来時の排水について

通常は小扉から排水する設計であるが、津波の襲来時には、放水口側の 水位差が上回り排水ができなくなる。放水口前面での津波高さは、放水ピ ット上部開口部高さT.P.+5.5mを上回る津波高さの時間は、最大で約4分 であり、排水量に換算すると最大約670m³になる。津波襲来時においては 敷地内に一時的に排水するよう設計する。第4図に放水路ゲート閉止状態 での排水イメージを示す。





図② 放水路ゲート閉止した場合の時刻歴波形

第4図 放水路ゲート閉止時の排水

(5) 開閉装置の構造及び動作原理について

開閉装置の駆動方法は電動機による「電動駆動式」とファンブレーキに よる「機械式」の2つの構造がある。第5図 a ~ b に開閉装置の構造及び 動作原理について示す。図 a に開閉装置の構成を示す。なお,動作原理は 防潮扉と同じである。



【図 a 開閉装置 鳥瞰図】 電動駆動式は①電動機を駆動,②油圧押上げ式ブレーキを解除,③減速 機,④巻き上げ装置を経由し放水路ゲートを閉止させる構造である。電動 駆動式は開閉操作が可能である。(図 b 参照)



【図 b 電動駆動式 (開閉操作可能)】

⁵条 添付30-9

機械式は、⑤直流電磁ブレーキを解除、④巻き上げ装置に引き上げられ ている放水路ゲートの自重による落下、⑥ファンブレーキによる落下速度 の制御により放水路ゲートを閉止させる機械的な構造である。機械式は電 動駆動用の電源を必要とせず、直流電磁ブレーキを解除できるよう無停電 電源装置(UPS)を設置している。機械式は閉操作のみ可能である。



【図 c 機械式(閉操作のみ)】

第5図 開閉装置の構造及び動作原理(図a~図c)

(6) 開閉装置の振動試験について

a. 試験目的

許可段階での成立性確認のため,基準地震動S_sの選定波を係数倍した 加振波を用いて,実機大の放水路ゲートの開閉装置を用いた振動試験を行 い地震後の動的機能維持を確認する。なお,開閉装置設置位置における加 速度応答が算出された段階で,当該試験に用いた加振条件に包絡している ことの確認をJEAC4601「4.6.3.2試験による評価の方法」に準じて行う。 放水路ゲートの振動試験内容は防潮扉と同じである。

b. 試験方法

振動台上に架台を設置しその上に防潮扉(防潮ゲートと同じ開閉装置を 使用)に設置する開閉装置を基礎ボルトで固定し,水平方向と鉛直方向と を同時加振する。第6図に大型3軸振動台の概要を示す。

加速自由度	3軸6自由度		
最大積載質量	80 t f		
テーブル寸法	$6 \mathrm{m} \times 4 \mathrm{m}$		
定格	X方向	Y方向	Z方向
最大変位	± 300 mm	± 150 mm	± 100 mm
最大加速度 (35 t 積載時)	1 G	3G	1G





第6図 大型3軸振動台の概要

5条 添付30-11

c. 試験条件

加振試験に使用する入力条件は以下のとおり。

<入力地震動の作成>

加振試験に用いる基準地震動 $S_s t$,全周期帯で加速度は一様に大きい基準地震動 $S_s - D1$ を選定した。また、一次元地盤応答解析 (SHAKE)による地盤応答結果から地表面における最大応答加速度が 最も大きくなる $S_s - 22$ (鉛直方向最大)及び $S_s - 31$ (水平方 向最大)についても選定した。

<加振条件>

第2表に加振試験に用いた加振条件を示す。加振試験に用いる加振 波は、前項で選定した $S_s - D1$, $S_s - 22 及 US_s - 31 を加速度$ 方向に係数倍した模擬地震波を用いる。 $S_s - D1 に対しては$, JEAC4601の評価を実施するため、応答加速度を4.49倍し全周期帯を包 絡させた入力地震動を作成した。また、 $S_s - 22$ については鉛直方 向最大、 $S_s - 31$ については水平方向最大の応答加速度に対し2倍 増幅させ機器の健全性を確認する加振条件とした。第3表に各地震波 における加振条件を示す。

地震波	加振条件(係数倍) * 1
S _s – D 1	<mark>4. 49</mark>
S _s – 2 2	2
S _s – 3 1	2

第3表 各地震波における加振条件

*1:振動台の性能から高倍率の加振条件においては、各構成部品の 固有周期が有しない範囲についてはフィルター処理を実施し

た。



第7図 模擬地震波の加速度応答スペクトル(水平方向)

d. 試験装置

放水路ゲートの開閉装置は防潮扉の開閉装置と同じ構造であるため, 放水路ゲートと防潮扉の開閉装置の中でも最大な設備を選定し,開閉装 置のワイヤーの巻き上げ装置については,駆動軸の長いワイヤーの巻き 上げ装置側を製作した。

また,ワイヤー巻き上げ装置には扉の荷重を模擬するため巻き上げ装 置の下部にトルク装置を設置し扉の荷重を模擬し試験を実施した。

試験に用いた開閉装置の概要は以下の通り。第8図に開閉装置の試験 装置(全景)を示す。 <試験装置の構成>

◆開閉装置(減速機,直流電磁ブレーキ,ファンブレーキ,他) 1式
 ◆制御盤 1式



第8図 開閉装置の試験装置(全景)

e. 試験結果

試験前及び加振試験後に外観点検を実施し異常のないことを確認し た。また,試験後の動作確認においても試験装置上に設置している操作 盤より操作を実施し異常なく開閉装置が動作する事を確認した。 (7) 安全機能(MS-1) 要求に伴う設計について

放水路ゲートは設置許可基準規則 第十二条の要求に基づき以下の安全機 能について設計を行う。

- a.外部電源喪失時にも閉止できるように放水路ゲートの閉止装置に必要な電源は「独立性」「多重性」を確保し非常用ディーゼル発電機2C,
 2D母線から供給する様に設計する。
- b. 駆動方式は、多重性を確保し「電動駆動式」及び「機械式」で設計する。「機械式」はファンブレーキ方式を採用する。また、外部からの動力の供給をがない場合においても操作が可能なよう無停電電源装置(U
 PS)を設置する。
- c. 運転員による誤操作及び誤信号による誤動作を防止するため,循環水 ポンプ運転中は閉止しないインターロックを持つ設計にする。
- d. 放水路ゲートが閉止している状態においても、安全系ポンプが運転中のため、完全に閉止してしまうと敷地内へ浸水することから、閉止ゲートの扉体に小扉を設け安全系ポンプの排水は放水口より排水できる設計にする。
- e. 放水路ゲートの状態を監視し, 異常の発生を検知できるような設計に する。

(8) 放水路ゲート操作用電源系等の設計について

津波の襲来に対して確実な緊急閉止操作を達成するため、基本設計方針に 基づき、放水路ゲートの閉止機能は重要安全施設(MS-1)設計とする。 動的機器である閉止機構及び閉止機構に関する電源系、制御系は多重化し、 ゲート自体は静的機器であることから多重性の必要はなく、シングルであっ ても確実に閉止する設計となっている。

- ・ゲートの閉止に必要な系統(駆動方式,電気系等)は、多重性又は多様
 性、及び独立性を確保し、遠隔操作が可能な系統とする。
- ・想定される全ての環境条件において、その機能を発揮できるよう、耐震
 性を含めた耐環境性を確保する。
- ・放水路ゲートの状態を監視し、異常等の発生を検知できるよう設計する。

この基本設計方針の概念図を第9図に放水路ゲート電源概念図を示す。 開閉機構には、「電動駆動式」「機械式」を多重に設けており、通常時 は電動駆動式により閉止を行い、緊急を要す場合に「機械式」を選択す る。放水路ゲートの操作は中央制御室から遠隔操作を可能とし、開閉状態 についても監視できる設計にする。また、それぞれの制御系、電源系は多 重化し、かつ独立性を確保し、耐震性はSクラス設計する。



<放水路ゲートA系>

3. 放水路ゲート閉止方法について

発電所への影響を及ぼすような津波が襲来する恐れがある場合の放水路ゲート閉止操作に関する手順並びに操作系設備の設計の考え方を以下に示す。

(1) 電動駆動式による閉止操作の手順

津波情報については、気象庁からの大津波警報や構内設置の潮位計及び 津波監視カメラにより情報を収集しているが、気象庁からの発信される津 波情報のうち、太平洋側沿岸部に到達する津波(遠方沖含む)の予報区で 大津波警報が発表された場合に、放水路ゲートの閉止判断を行い、閉止操 作に移行する。放水路ゲートの閉止判断を行った場合の対応手順及び対応 時間については以下のとおり。

放水路ゲートを閉止するためには,循環水ポンプを先に停止させる必要 がある。誤操作・誤動作による閉止した場合に敷地内へ循環水が溢水する ことを防止するため,循環水ポンプの停止信号を放水路ゲートの閉操作の インターロックに設定している。

循環水ポンプ停止後,電動駆動式による放水路ゲートの閉止操作を中央 制御室から遠隔にて操作し閉止する。地震・津波発生後から放水路ゲート 閉止までの時間は約22分である。

第10図に放水路ゲートの操作フローを示す。

(2) 機械式による閉止操作の手順

放水路ゲートの閉止操作は、中央制御室からの遠隔操作により実施する。 原則として通常は「電動駆動式」の操作としているが、「機械式」による自 重落下式も採用し多重性を確保している。

機械式は,外部電源喪失時にも直流電磁ブレーキを開放するだけで放水路 ゲートを閉止できる。

操作は中央制御室の選択スイッチにより「電動駆動式」か「機械式」を選 択し遠隔にて操作し閉止する。地震・津波発生後から放水路ゲート閉止まで の時間は約14分である。

第10図に放水路ゲートの操作フローを示す。

放水路ゲートの閉止操作時間は,地震・津波発生から電動駆動式の場合で約22分,機械式の場合で約14分かかる。基準津波による津波の到達時間は約37分であるため,到達までに放水路ゲートを閉止することができる。

<参考>

ここでは海域活断層を波源とした津波時の場合について評価する。

海域活断層F8の到達時間約24分に対し,電動駆動式約22分,機械式約14分 であることから敷地へ到達する前に閉止することができる。第4表に各海域 活断層の津波高さと到達時間について(取水口前面)示す。

仮に閉止できなかったとしても,海域活断層の津波高さは,最大でもF16 のT.P.+2.0mであることから,放水路ゲートを閉止しなくても敷地へ遡上す ることはない。

第4表 各海域活断層の津波高さと到達時間について(取水口前面)				
海域活断層名	最高水位 (T.P. m)	到達時刻(分)		
F1~塩ノ平	+1.7	32		
F3~F4	+1.2	43		
F8	+1.9	24		
F16	+2.0	25		



第10図 放水路ゲート操作フロー

5条 添付30-21

別紙

設置許可基準規則	適合性
(安全施設)	
第一二条 安全施設は,その安全機能の重要 度に応じて,安全機能が確保されたものでな ければならない	取水路ゲートは,入力津波による遡上波 が,設計基準対象施設の津波防護対象設備 に到達,流入を防ぐ重要な施設であること を踏まえ,MS-1 設計とする。以下にそ の適合性を述べる。
2 安全機能を有する系統のうち,安全機能の 重要度が特に高い安全機能を有するものは, 当該系統を構成する機能文は器具の単一故障 (単一の原因によって一つの機械又は器具が 所定の安全機能を失うこと(従属要因による 多重故障を含む。)をいう。以下同じ。)が発 生した場合であって,外部電源が利用できない場合においても機能できるよう,当該系統 を構成する機械又は器具の機能,構造及び動 作原理を考慮して,多重性又は多様性を確保 し,及び独立性を確保するものでなければな らない。	津波防護機能を達成するため、放水路ゲートを閉止するための閉止機構は多重化し、各々異なる動作原理により駆動する系統とする。 また、当該閉止機構の駆動に必要な電源系及び制御系もそれぞれに独立した系統により、多重化した設計とする。また、電源系には、無停電電源装置を用いることで外部電源喪失時にもゲート閉止が可能とすることにより、単一故障に対して津波防護機能を失わない設計とする。
3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準 事故に至るまでの聞に想定される全ての環境 条件において、その機能を発揮することがで きるものでなければならない。	電源系等を独立させ,内部火災等の影響 を受けない設計とする。 開閉装置は,外部火災等,自然現象によ る影響を受けない設計とする。 基準地震動Ssに対して,ゲートの閉止 機能を喪失しない設計とする。
4 安全施設は、その健全性及び能力を確認す るため、その安全機能の重要度に応じ、発電用 原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査が できるものでなければならない。	原子炉の運転中又は停止中に放水路ゲー トの作動試験又は,検査が可能な設計とす る。
5 安全施設は, 蒸気タービン, ポンプその他の 機器文は配管の損傷に伴う飛散物により, 安 全性を損なわないものでなければならない。	放水路ゲートと蒸気タービン,ポンプ等 とは距離による離隔が十分にされているこ とから飛来物による影響は及ぶことはない 設計としている。
6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施 設において共用し、又は相互に接続するもの であってはならない。ただし、二以上の発電用 原子炉施設の安全性が向上する場合は、この 限りでない。	_
7. 安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以 上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に 接続する場合には、発電用原子炉施設の安全 性を損なわないものでなければならない。	_

貯留堰継ぎ手部の漏水量評価について

1. 漏水量の評価方針

貯留堰は,鋼管矢板連続壁として止水機能を確保している。鋼管 矢板連続壁は,鋼管同士を継手により連結した構造であり,鋼管矢 板継手部(P-T継手)へのモルタル充填を行う。

継手部にモルタルを充填した状態(事例写真および構造概要)を 第1図に示す。



第1図 モルタルによる継手部止水処理図

斎藤等の「鋼管矢板継手の遮水性能評価試験」(土木学会第 56 回 年次学術講演会,2001) で報告された,継手部にモルタルを充填し た場合の止水性能の結果を第 2 図に示す。継手部へのモルタル充填 には,施工性を考慮して袋体(モルタルジャケット)を用いる計画 であり,上記試験結果では継手部(P-T 継手部)の換算透水係数は 1×10⁻⁶オーダー(Case3) であることから,本検討の止水性能の評 価に用いる換算透水係数は,保守的に 1×10⁻⁵とする。

なお,斎藤等の評価における止水性能の換算透水係数は,鋼管矢 板外縁で降伏点を超える程度の変形状態を載荷試験により再現し, 載荷後の変形した継手部に対して耐水試験を実施した結果から得ら れたものである。



第2図 鋼管矢板継手部止水処理形状および止水性能評価試験結果 (斎藤等:鋼管矢板継手の遮水性能評価試験,土木学会第56回 年次学術講演会,2001)

2. 漏水量の評価結果

換算透水係数ke = 1×10⁻⁵(cm/s)を用い,また貯留堰内の水位が貯 留堰天端高さを下回る時間を保守的に 30 分と仮定し,漏水量を算定 した。

> $Q = n \times q$ = $n \times A \times ke \times i$ = $n \times B \times L \times ke \times h \swarrow T$

- Q :全漏水流量(cm³/s)
 n:継手箇所数(鋼管矢板打設本数47本,継手箇所数は46箇所として計算)
 q:継手1箇所あたりの漏水流量(cm/s)
 A:断面積(cm²)(=B×L)
 B:換算透水係数算出時に用いた鋼管矢板の幅(=1.0 m) *1
 L:鋼管矢板高さ(=水頭差 h)(=249 cm) *2
 ke :換算透水係数(=1×10⁻⁵ cm/s)
 i:動水勾配
 h:水頭差(=鋼管矢板高さL)(=249 cm) *2
 T:換算透水係数算出時に用いた透水長(=50 cm) *1
- ※1 斎藤らは鋼管矢板継手 6 種類に対し,鋼管矢板の縁ひずみが材料降伏点以上になるように曲げ載荷した後,試験体を取り出し遮水試験を行った。段階的に水圧を載荷した遮水試験結果から、ダルシー則を参考に換算透水厚さを 50cm とし、継手部の換算透水係数を求めている。
- ※2 水頭差 h は時間とともに変化する値であるが,保守的に海域の 水量がないものとして算定した。



 $Q = n \times B \times L \times ke \times h \swarrow T$ = 46 × 100 cm × 249 cm × 1×10⁻⁵ cm/s × 249 cm \sqrt{50 cm} = 57 cm³/s

取水可能継続時間を 30 分(1,800 s) とした場合,漏水量 V は以下のとおり。

 $V = Q \times 1,800 \text{ s}$ = 57 cm³/s × 1,800 s = 102,600 cm³ = 0.10 m³

以上の算定結果より、30分間での貯留堰からの漏水量は約 0.10m³ であることから、貯留堰の貯留性能に問題となる影響はないことを確 認した。

- 3. 斎藤等による遮水性能評価試験およびその適用性について
 - (1) 斎藤等による遮水性能評価試験の要約

「斎藤等:鋼管矢板継手の遮水性能評価試験,土木学会第56回年 次学術講演会,2001」について以下に要約を示す。

 (a) 曲げ試験:充填材を充填した継手試験体に対して 2 点載荷の 曲げ試験を行った。試験は,継手試験体の縁端ひずみが所定の ひずみに達するまで載荷した。所定のひずみとは,φ1000の鋼 管矢板の縁端ひずみが降伏点ひずみを超えるときに継手管に発 生するひずみである。



(b) 遮水試験:曲げ試験後の試験体より載荷点部分を切り出し, 耐水圧試験器を用いて遮水性能を評価した。載荷水圧は, 0.02MPa, 0.05MPa, 0.10MPa, 0.20MPa, 0.30MPa, 0.40MPa,
0.50MPa の順に段階的に載荷した。各載荷圧力の保持時間を 1 時間とし,1時間あたりの漏水量Qを測定した。


第5図 遮水試験

(c) 換算透水係数算出:鋼管矢板継手を 50cm 厚の均一な透水層と 考え、ダルシーの法則に準じて換算透水係数を以下の式により 求めた。

 $Q = A \cdot ke \cdot i = A \cdot ke \cdot \Delta h/T$

ここに,

- Q:実験によって得られた単位時間の漏水量
- *A* :鋼管矢板の断面積
- ke : 換算透水係数
- *i* : 動水勾配
- ∠h :水頭差
- *T* : 換算透水層厚さ (=50cm)
- (d) 遮水性能試験結果:遮水性能試験結果を第 6 図に示す。継手部にモルタルジャケットを用いてモルタルを充填した場合の継
 手部(P-T 継手部)の換算透水係数は 1×10⁻⁶オーダー (Case3)
 であった。

5条 添付31-6



第6図 遮水性能試験結果

(2) 遮水性能評価試験の適用性

貯留堰継手部の漏水量評価に用いた換算透水係数は,上記 3.(1) に示した斎藤等による止水性能評価試験から得られた値である。こ の試験は,鋼管矢板外縁で降伏点ひずみを超えるときに継手に生じ る変形状態を載荷試験により再現し,載荷後の変形した継手部につ いて漏水量を測定し,鋼管矢板継手の換算透水係数を求めたもので ある。この遮水性能評価試験は貯留堰の設計で想定している曲げ状 態を再現しているため,遮水性能試験で求めた透水係数は今回の貯 留堰の設計に適用可能と判断できる。

鋼管矢板に曲げが発生したときに,鋼管矢板本体のひずみと継手 鋼管のひずみとは第7図に示すとおり比例関係にある。継手鋼管の 大きさは鋼管矢板本体の径によらず一定であり,継手鋼管のひずみ の大きさは,鋼管矢板本体外縁のひずみの大きさと鋼管矢板本体の 径の大きさによって決まる。鋼管矢板本体の外縁ひずみが大きけれ ば継手鋼管のひずみが大きくなり,鋼管矢板本体の径の大きさが大 きくなれば継手鋼管のひずみは相対的に小さくなる(第7図)。



第7図 鋼管矢板本体と継手鋼管のひずみ関係

5条 添付31-8

遮水性能試験が φ 1000 の鋼管矢板を想定して実施しているのに 対し,貯留堰では φ 2000 の鋼管矢板を用いる計画である。第7 図に 示すように, φ 1000 の鋼管矢板においては鋼管矢板本体の外縁ひず みの約 1/6 が継手鋼管のひずみとなるのに対し, φ 2000 の鋼管矢板 においては,鋼管矢板本体の外縁ひずみの約 1/12 が継手鋼管のひず みとなる。したがって,貯留堰の継手鋼管のひずみは試験で想定し ているひずみに対して小さくなることから,継手からの漏水量評価 は保守側の評価結果となっている。

さらに,引用した遮水性能試験は,鋼管矢板本体外縁の降伏ひずみ 状態に対する継手における透水係数を求めているのに対し,貯留堰 の設計が許容応力度以内の構造強度を有している。したがって,貯 留堰の設計における鋼管矢板本体の外縁ひずみは試験の想定状態よ りかなり小さいことから,継手からの漏水量評価はさらに保守側の 評価結果となっている。

以上より,継手からの漏水量評価は十分な保守性をもって評価している。

貯留堰の構造及び仕様について

引き波による取水ピットの水位低下に対して,非常用海水ポンプの機能保持 を目的として,取水口前面の海中に貯留堰を設置する。

本資料では, 貯留堰の構造及び仕様について示すとともに, 貯留堰に求めら れる海水の貯留機能を確保するため, 設計において考慮している事項, 施工に おいて確認すべき事項について整理した。

1. 貯留堰の構造及び仕様

貯留堰は,鋼管矢板,鋼管矢板同士を接続する鋼管矢板継手及び止水ゴム ジョイントより構成される。

鋼管矢板は、 φ 2,000mmの炭素鋼鋼管であり、全47本の鋼管矢板を連続的に 打設することにより堰形状を構成する。鋼管矢板は、下端を岩盤に十分根入 れすることにより支持性能を確保するとともに、天端は、非常用海水ポンプ の取水に必要な水量を確保するため、海底地盤レベルT.P. -6.89mに対して天 端高さをT.P. -4.9mとしており、約2mの堰高さを有する。貯留堰の寸法は、 約65m×約24mである。第1-1図に貯留堰の全体構造、第1-1表に貯留堰の主要 仕様を示す。



5条 添付32-2





断面位置図及び地質構成表



第 1-1 図 貯留堰全体構造 (3/4)



護岸直角方向断面(B-B断面)



第1-1 図 貯留堰全体構造(4/4)

		т舌	<u>н</u>	4.接
			Ħ	
		材質	1	SM570
		寸 法 (mm)	外 径	2000
	鋼管矢板		引 張	255
		計谷応力度 (N / mm ²)	圧 縮	255
		(N/mm²)	せん断	145
		材 質		SM400
		型式		P-T型
公司	左左	寸 法 (mm)	継手間隔	180
	官大板框手	許容応力度 (N/mm²)	引 張	140
			圧 縮	140
			せん断	80
	止水ゴム	材 質		CR・補強布
止		型式		FR特殊型
水 ゴ		許容引張力		110.7
ムジョイント		(N/mm)	51 張	118.7
		材質		SM400
	止水ゴム 取付部鋼材	ム 許容応力度 財材	引 張	140
			圧 縮	140
		(1)/ 11111)	せん断	80

第1-1表 貯留堰の主要仕様

2. 貯留堰の貯留機能確保のための考慮・確認事項

貯留堰は,津波防護施設であるため,「3.1 津波防護施設の設計」に記載の とおり,審査ガイドに基づき,常時荷重,地震荷重,津波荷重及び余震荷重 を適切に組合せた条件で設計を行うとともに,漂流物の衝突及び自然現象に よる荷重との組合せを適切に考慮することにより,耐震・耐津波設計上の十 分な裕度を確保する。

このため、ここでは、貯留堰の海水貯留機能を確保するために漏水の防止 の観点から、設計において考慮している事項及び施工において確認すべき事 項について整理した。

貯留堰の検討フローを第2-1図に,部材の健全性及び支持性能の観点から照 査する項目と許容限界値を第2-1表に示す。



第2-1.1図 貯留堰検討フロー(耐震評価)

⁵条 添付32-7



第2-1.2図 貯留堰検討フロー (強度評価)

第2-1表 貯留堰の評価項目と許容限界値

評価方針	評価項目	部位	評価方法	許容限界
	構造部材の 健全性	鋼管矢板	発生応力が許容限界を超えない ことを確認	短期許容応力度
		鋼管矢板継手	発生応力が許容限界を超えない ことを確認	短期許容応力度
構造強度 を有する こと		止水ゴム	最大変形量が許容限界を超えな いことを確認	許容変形量
		止水ゴム取付部鋼材	:水ゴム取付部鋼材 発生応力が許容限界を超えない 衆 ことを確認	
	基礎地盤の 支持性能 基礎地盤		支持力が許容限界を超えないこ とを確認	極限支持力以下
		鋼管矢板	発生応力が許容限界を超えない ことを確認	短期許容応力度
	構造部材の 健全性	鋼管矢板継手	発生応力が許容限界を超えない ことを確認	短期許容応力度
止水性を 損なわな いこと		止水ゴム	発生する引張力が許容限界を超 えないことを確認	許容引張力
		止水ゴム取付部鋼材	発生応力が許容限界を超えない ことを確認	短期許容応力度
	基礎地盤の 支持性能	基礎地盤	支持力が許容限界を超えないこ とを確認	極限支持力以下

(1) 設計において考慮している事項

貯留堰の海水貯留機能を確保するため,以下に示す事項を考慮した設計 としている。

貯留部の鋼管矢板からの漏水防止

鋼管矢板間の止水性を確保するため,鋼管矢板同士は,鋼管矢板継手 により連結する構造としている。鋼管矢板継手は,連結する片方の鋼管 矢板に取り付けたP型の継手と,もう片方の鋼管矢板に取り付けたT型 の継手を重ねることにより,鋼管矢板を連結する。

重ね合せ部には,袋体(モルタルジャケット,材料:ポリエステル及 びナイロン)を挿入し,袋体の中に無収縮モルタルを充填することによ り,重ね合せ部の止水性を確保する設計としている。本構造は,「廃棄物 海面処分場施工要領(改訂版)」((社)日本埋立浚渫協会(平成21年3月)) に基づくものであり,管理型廃棄物埋立護岸等における汚染水の流出防 止を目的として多くの適用実績がある。なお,上記施工要領は,斎藤等 による鋼管矢板継手の遮水性能評価試験結果⁽¹⁾に基づくものである。 第2-2図に鋼管矢板継手の概略構造を示す。

斎藤等による遮水性能評価試験結果から、本構造の換算透水係数 (cm/s)は、1×10⁻⁶オーダーである。このため、換算透水係数を保守的 に1×10⁻⁵ cm/sとした上で、貯留堰において想定される漏水量を評価し た結果、非常用海水ポンプの取水可能時間に相当する30分間の漏水量は 約0.1m^{3*1}であり、貯留堰の貯留性能に問題となる影響はないことを確 認した。

※1:添付資料 貯留堰継ぎ手部の漏水量評価についてを参照

5条 添付32-10



第2-2図 鋼管矢板継手の概略構造

② 鋼管矢板継手の根入れの考え方

鋼管矢板継手の根入れ長については、管理型廃棄物埋立護岸設計・施 エ・管理マニュアル(改訂版)⁽²⁾を参考に設定する。本マニュアルによ れば、鋼管矢板の鉛直遮水工の根入れ長として、透水係数10⁻⁶cm/sの粘性 土層の場合、透水長1.6m以上を確保することとなっている。この1.6mに 対して、地震による地盤の沈下量約21cm^{*2}を考慮し、さらに裕度を見込 んだ2.5mを設計海底面からの鋼管矢板継手の根入れ長として確保する。

※2:④止水ゴムジョイント根入れ長の設定参照



第2-3図 鋼管矢板継手の根入れ長

5条 添付32-11

鋼管矢板継手部周辺の地盤が砂層であると想定した場合においても, 以下の計算に示すように引き波時間における漏水量は5.6m³であること から,取水機能に問題はない。

全漏水流量Qは以下のように算出される。



継手箇所数46箇所全域において砂層地盤と想定した場合の,引き波時間3分間における漏水量Vは以下のように算出される。

$$V = Q \times 3 分 \times 60 \text{ s} \times 46 箇所$$

= 678 cm³/s × 3 分 × 60 s × 46 箇所
= 5,613,840 cm³
= 5.6 m³
5 条 添付 3 2-12

③ 護岸接続部からの漏水防止

護岸接続部においては,貯留堰と貯留堰取付護岸との取り合い部から の漏水が想定される。このため,貯留堰取付護岸と鋼管矢板との間には 鋼板を介した止水ゴムジョイントを設置することで,漏水を防止する設 計としている。この構造により,貯留堰と貯留堰取付護岸に相対変位が 生じた場合においても,たわませて設置した止水ゴムの変形により,鋼 管矢板への影響を防止する。第2-4図に貯留堰取付護岸接続部の概略構造 を示す。



第 2-4 図 貯留堰取付護岸接続部の概略構造

貯留堰取付護岸接続部の耐震・耐津波設計においては,部材の健全性 及び止水性能の観点から,津波による荷重及び地震時の相対変位にて照 査を行う。考慮する相対変位として,貯留堰取付護岸法線平行方向,法 線直角方向及び鉛直方向(第5図に示す±ΔX,±ΔY及び±ΔZ)の3方 向において,以下の2ケースを設定する。

・地震時:地震時の貯留堰取付護岸と貯留壁の最大相対変位を考慮

・重畳時:地震時残留相対変位と(余震+津波)による最大相対変位

の合計を考慮

5条 添付32-13

また漂流物の衝突による止水ゴムジョイントの損傷を防ぐため,止水 ゴムジョイントの内側・外側に鋼製の防護材を設置する。

第2-5図に止水ゴムジョイントと貯留堰取付護岸との相対変位の考え 方を示す。



第2-5図 止水ゴムジョイントと貯留堰取付護岸との相対変位の考え方

④ 止水ゴムジョイント根入れ長の設定

止水ゴムジョイントの根入れ長は,透水係数より算出される必要遮水 層厚,貯留堰鋼管矢板の水平変位による影響,地震により生じる地盤の 沈下の影響及び裕度を考慮し,設定する。第2-6図に止水ゴムジョイント 根入れ長の設定を示す。止水ゴムジョイントの根入れ長*L*は,下式により 算出する。

 $L = L_1 + L_2 + L_3 + \alpha = 1.60 + 0.8 + 0.26 + 0.34 = 3.0m$ $\Box \subset \Box \heartsuit,$

L:決定根入れ長

L₁: 遮水のために必要な根入れ長

L2: 貯留堰鋼管矢板の水平変位に伴い,地中より引き抜かれる長さ
 L3: 地震により生じる地盤の沈下量

α:裕度 (=0.34m)



第2-6図 止水ゴムジョイントの根入れ長の設定

5条 添付32-15

1) 止水のために必要な根入れ長

管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル(改訂版)では,不 透水性地層(厚さ5m以上,透水係数10⁻⁵ cm/s以下)と同等の遮水性能を 確保するように,地盤の透水係数より遮水層厚は算出される(例として 透水係数が10⁻⁶ cm/sの場合は遮水層厚1.6mと記載)。圧密試験結果^{*3}よ りAc層の透水係数は10⁻⁶ cm/s程度であるため,必要遮水距離L₁=1.6mとす る。

ここで,保守側に考慮し,水平変位状態においてゴムは片面のみ地盤 と接すると考え,必要遮水距離は根入れ長の片面分のみとする。

2) 貯留堰鋼管矢板の水平変位に伴い地中より引き抜かれる長さ

貯留堰鋼管矢板に変位が生じると接続部端部(鋼構造)もそれに追随 し変位するが,地中に根入れされたゴムは,変形性能が高いため端部の 鋼構造部に引かれ,地中から引き抜かれる動きが考えられる。保守側に 考え,水平変位の分だけゴムが地中より引き抜けるとし,必要な根入れ 長より余分に根入れを行う。ここで,NS-1断面の二次元動的解析(S_s -D1++)により得られた貯留堰の最大水平変位約0.8mをL₂とする。

※3:4) G-8孔におけるAc層の透水係数についてを参照

3) 地震により生じる地盤の沈下量

地震により生じる地盤の沈下量L₃は下式により算出する。

 $L_3 = S_1 + S_2 = 0.05 + 0.21 \Rightarrow 0.26 m$

ここで,

L₃:地震により生じる地盤の沈下量

S₁:地盤の変形による残留沈下量(約5cm)(二次元動的解析結果)

S₂:地盤の過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量(約21cm)(石原らに

よる体積ひずみと最大せん断ひずみの関係図⁽³⁾より算出)

a) 地盤の変形による残留沈下量S₁の設定

EW-1断面の二次元動的解析結果(S_s-D1++)を用いて,地盤の変 形による残留沈下量*S*₁を設定する。貯留堰取付護岸の前面鋼矢板海側の 海底地盤節点における残留沈下量の約5cmを*S*₁とする。



第 2-7 図 地盤の変形による残留沈下量 S₁の設定位置

b) 地盤の過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量S2の設定

EW-1断面の土層構成から貯留堰取付護岸の前面鋼矢板海側の地盤に おける過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量*S*₂を算定する。過剰間隙水圧の 消散に伴う沈下量の算定位置を第2-8図に示す。



第 2-8 図 地盤の過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量 S₂の算定位置

地盤における過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量の算定は、石原らに よる体積ひずみと最大せん断ひずみの関係図を用いる。沈下量を保守 的に算定するために、最大ひずみ γ_{max} の値に係わらず体積ひずみ ϵ_v の 上限値を用いる。なお、相対密度Drについては平均値を用いる。沈下量 の算定に用いる相対密度Dr及び体積ひずみ ϵ_v を第2-9図に示す。

地盤における過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量盤の過剰間隙水圧の 消散に伴う沈下量*S*₂は第2-2表に示す結果より,約21cmとする。



第2-9図 石原らによる体積ひずみと最大せん断ひずみの関係図

土層名	層厚	相対密度	体積ひずみ	 過剰間隙水圧 の消散に伴う 沈下量
	<i>h</i> (m)	Dr (%)	$\overset{\mathcal{E}}{(\%)}$	S_2 (m)
Ag1	0.72	82	1.56	0.01
As	8.99	68	2.22	0.20
	<u>.</u>		合計	0.21

第2-2表 過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量の算定

4) G-8 孔におけるAc層の透水係数について

第 2-10 図 土質調査位置図 (G-8 孔)

+===	:20	R	++	th	梧			
悰	沫	圕	1±	吔	E			
			状	層				+
12	25						ād	爭
高	度	厚	义	名	調			
(m)	(m)	(m)				試料採取高さ	(G.L.	-13.54~-13.59=T.P9.43~-9.48)
	1121212		Ģ	埋	オリーブ	0.00~0.20m	石	や石からなる埋土 **周以しひからなる埋土
0.78	3.33	3.33	0.00		KE	0. 20~3. 33m 3. 33~7. 12m	作	業混しり砂からなる理工 小礫 (Ag2)
±0.00	-		·0: °0·		黄褐色~	7. 12~9. 05m	石	少(Ag2)
					灰色	9.05~10.04m	The second se	少礫(Ag2)
	10-	/	0:00:			10. 64~10. 64	n : n ·	ンルト頁砂(AS) ンルト質粘土(Ac)
	∇		Alex.		晴青灰色 オリーズ 美名	10.05 10.55	ļ	見化石片や炭質物を含む
	_				暗緑灰色	$12, 25 \sim 12, 550$ $12, 55 \sim 17, 000$	n tr	業混しりの (AS) 法十 (Ac)
					- AT			母、員化石片を含む
	20				暗緑	17 00~22 30	n A	STK比高い Wを主体とする(As)
	20-			沖	灰色	17.00~17.79	n S	シルト質砂
						17.79~20.09n	n Ta	
	155					20.09~20.60m	n h	少質粘土
					暗大	22. 30~50. 56r	n ¥	ッ 出土を主体とする(Ac)
	30-				ų.			
					 - Ť			
				積	灰	32.95~33.96	n S	ンルト混じり砂
	<u>15.5</u>				色			
					暗	36.82~37.94m	n Ta	少
	40-				青	39 68~40 00	n s	ンルト質砂
					色	40.76~42.19	n ŝ	レルト混じり砂
	224				く 里			
				層	色	40 50 50 50		
	195799					46.56~50.56n	n :	レルト
	50-		•••••			50 56- 52 54		th (Ap)
					灰色	50. 50~ 55. 54	11 12	y (no)
					除オリーゴ	53.54~58.90n	n ¥	出土を主体とする (Ac)
					灰色			
	60				B÷	58 90~59 75m	n A	a (As)
	00-				青灰	59. 75~63. 81m	n f	樂混じり砂を主体とする (Ag1)
-59.70	63.81	60.48	<i>Q</i>		色			

第 2-11 図 G-8 孔柱状図抜粋(孔口標高: T.P.+4.11)

第 2-3 表 圧密試験結果(抜粋)

荷重 段階	平均圧密圧力 p kgf/cm ²	t ₉₀ min	透水係数 k cm/s
1	0.10	0.31	1.03E-06
1	0.28	0.33	8.08E-07
2	0.57	0.35	5.19E-07
3	1.13	0.38	3.79E-07

(試料採取深さ; G.L.-13.54~-13.59 = T.P.-9.43~-9.48)

(補足説明)

Ac層の水中単位体積重量 $\gamma' = \gamma \text{sat} - \gamma w = 16.2 - 9.8$ = 6.4 kN/m³を考慮すると、0~1の荷重段階での平均圧密圧力 p の0.1kgf/cm² (=9.8kN/m²) は、9.8/6.4=1.53より深度1.5m相当 となり、止水ジョイント根入れ深さとほぼ同深度である。 (2) 施工において確認すべき事項

(1)に記載した設計において考慮した事項は,施工において適切に管理 することにより達成できる。このため,設計で考慮した事項に対して,施 工において確認すべき事項について整理する。

貯留部の鋼管矢板からの漏水防止

鋼管矢板に予め設置された鋼管矢板継手内にモルタルを確実に充填す るためには,鋼管矢板を精度良く打設する必要がある。このため,鋼管 矢板は,位置決めされた導材に沿わせて打設する。また,鋼管矢板の打 設位置,傾斜及び高さ並びに鋼管矢板継手の状態について,打設中及び 打設後に測量機器等により確認する。

鋼管矢板継手へのモルタルの充填に当たっては,継手内の土砂の排土 が必要であるため,所定の深度までの排土が完了していることを確認す る管理を行う。

その後,継手からのモルタルの漏出防止のため,モルタルを充填する 全深度に対して,袋体(モルタルジャケット)を挿入し,継手内にモル タルを打設し打ち上げる。袋体の挿入状況及びモルタルの充填状況につ いては,潜水士にて確認するとともに,規定数量のモルタルが充填され たことを流量計等により確認する。

② 貯留堰取付護岸と鋼管矢板の接続部の施工管理

貯留堰取付護岸と止水ゴムジョイントの接続のため,貯留堰取付護岸 に鋼板を溶接にて接続する。溶接は水中溶接にて施工する計画であり, 溶接部については,母材の表面状態の確認等を行い溶接の品質管理を実 施すると共に貯留堰取付護岸の板厚検査等を実施し,構造強度の担保を 5条 添付32-23 行う。

(3) 貯留堰の海水貯留機能に係る事項の整理

上述(1)及び(2)を踏まえ,貯留堰の海水貯留機能喪失に至る事象として, 漏水に対する設計における考慮事項及び施工における確認事項を整理した。 第2-4表に貯留堰の漏水に対する対応事項を示す。

		-			
±77 /=±+	相会重色	想定事象に対する対応事項			
前小小	忠止争家	設計	施工		
貯留部	鋼管矢板及び	鋼管矢板継手内への	計測機器等による鋼管		
	鋼管矢板継手	無収縮モルタルの充	矢板の設置状態の確認		
	からの漏水	填	(位置, 傾斜, 高さ, 状		
			態等)		
		鋼管矢板継手内の			
			状況の確認		
貯留堰	貯留堰取付護	貯留堰取付護岸と鋼	貯留堰取付護岸の構造		
取付護	岸と鋼管矢板	管矢板との間に止水	の確認(板厚)及び水中		
岸	接続部からの	ゴムジョイントの設	溶接の品質管理		
	漏水	置			

第2-4表 貯留堰の漏水に対する対応事項

3. 貯留堰への波及的影響の検討方針について(貯留堰取付護岸)

取水口から貯留堰までの間に構築している貯留堰取付護岸に関して, 貯留 堰に波及的影響を及ぼさないように耐震評価を行う。

(1) 構造と仕様

-テンウォール

貯留堰取付護岸は,既設構造物である前面鋼矢板,控え工鋼矢板及びタ イ材と,新設構造物である護岸接続部の一部で構成されている。

第3-1図に貯留堰取付護岸構造図,第3-2図に貯留堰取付護岸接続部構造 図,第3-1表に貯留堰取付護岸の主要仕様を示す。



第 3-2 図 貯留堰取付護岸接続部構造図 5 条 添付 3 2-25

止水ゴム取付部鋼材

【凡例】

-----: : 貯留堰取付護岸

-: 貯留堰

i .

鋼管矢板

【 貯留堰 】

	項	目	仕様
	材質		SY295
前面鋼矢板	型 式		V型
(既設)	降伏応力度	引 張	295
	(N/mm^2)	圧 縮	295
	材 質		SY295
控え工鋼矢板	型式		IV型
(既設)	降伏応力度	引 張	295
	(N/mm^2)	圧 縮	295
	材 料		タイブル
₩ X ++	型式		F130T
グイ村 (Ⅲ⇒几)	間隔((mm)	1600
(成款)	降伏強度	리니리티	1092
	(kN/本)	クレ 派	
	材質		SM400
防護材	<u> </u>	引 張	140
(新設)		圧 縮	140
	(1)/ 11111)	せん断	80
7++⇒#+++	材質		SM570
的硬化	新公内中年	引 張	255
4又17」司23四142	計谷応力度 (N /mm ²)	圧 縮	255
	(N/ 11111)	せん断	145
	材質		SM400
止水コム	沙皮皮土座	引 張	140
以171 前)3判14/1 (京示示)	計谷心力度 (N / m ²)	圧 縮	140
(利取)	(IN/ mm ⁻)	せん断	80

第 3-1 表 貯留堰取付護岸の主要仕様

(2) 検討方法

貯留堰取付護岸の貯留堰への波及的影響の検討は,既設構造物である前

5条 添付32-26

面鋼矢板,控え工鋼矢板及びタイ材と,新設構造物である防護材等の部材 照査による構造部材の健全性,並びに前面鋼矢板と貯留堰との相対変位を 確認することで評価とする。

なお,既設構造物の評価において健全性及び相対変位が許容限界を満足 しない場合には,対策工を検討する。

構造検討フローを第3-3図に, 第3-2表に照査する項目と許容限界値を 第4-3表に示す。



第3-3図 構造検討フロー(耐震評価)

⁵条 添付32-27

評価方針	評価項目	部位	評価方法	許容限界
	構造部材 の 健全性	前面鋼矢板 (既設)	発生応力が許容限界を 超えないことを確認	降伏応力度
			変形量が許容限界を超 えないことを確認	許容変形量
		控え工鋼矢板 (既設)	発生応力が許容限界を 超えないことを確認	降伏応力度
上位クラス施設		タイ材 (既設)	発生応力が許容限界を 超えないことを確認	降伏応力度
に波及的影響を 及ぼさないこと		防護材 (新設)	発生応力が許容限界を 超えないことを確認	短期許容応力度
		防護材取付部鋼材 (新設)	発生応力が許容限界を 超えないことを確認	短期許容応力度
		止水ゴム取付部鋼材 (新設)	発生応力が許容限界を 超えないことを確認	短期許容応力度
	隣接する 構造物間 の 相対変位	前面鋼矢板(既設) および隣接する 貯留堰	前面鋼矢板(既設)と 貯留堰との最大相対変 位が波及的影響を及ぼ さないための許容限界 を超えないことを確認	貯留堰と貯留堰取付護 岸との離隔距離

第 3-2 表 貯留堰取付護岸の評価項目と許容限界値

4. 参考文献

- (1) 斎藤等:鋼管矢板継手の遮水性能評価試験,土木学会第56回年次学 術講演会,2001
- (2) 財団法人 港湾空間高度化環境研究センター:管理型廃棄物埋立護 岸設計・施工・管理マニュアル(改訂版), 2008



第11回 地盤の週末休茲と巡示のために必要な眉序の肉休

(管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル(改訂版)抜粋 p.43)

(3) 石原等:地震時の液状化に伴う砂地盤の沈下量予測,第26回土質工

学研究発表会, 1991

貫通部等止水箇所について

(第9条 溢水による損傷の防止 補足説明資料-36より)

海水ポンプ室の防護について,海水ポンプ室廻りの防護対象範囲を設定し, 貫通部等の調査を実施した。海水ポンプ室廻りの防護対象範囲図を第1図に, 貫通部等の配置図を第2図に示す。また,海水ポンプ室の貫通部等リストを第 1表に示す。



第1図 海水ポンプ室廻りの防護対象範囲図


No.	場所	壁位置	貫通部等 サイズ	種別	備考
1	取水口北側ピット	西面	1100A	配管 750A 電線管 G54	
2	取水口北側ピット	西面	1100A	配管 750A, 25A	
3	取水口北側ピット	西面	1100A	配管 750A, 25A	
4	取水口北側ピット	西面	W420mm× H580mm× 2 か所	ケーブルピット	
5	取水口北側ピット	南面	300A	配管 100A	
6	取水口北側ピット	南面		配管 25A	
7	取水口北側ピット	南面		配管 25A	
8	取水口北側ピット	東面	800A	配管 500A	
9	取水口北側ピット	東面	450A	配管 250A 電線管 G28	
10	取水口北側ピット	東面	500A	配管 100A	
11	取水口北側ピット	東面	300A	配管 80A	
12	取水口北側ピット	東面	W420mm× H580mm× 2 か所	ケーブルピット	
13	取水口南側ピット	南面		電線管	
14	取水口南側ピット	南面		電線管	
15	取水口南側ピット	南面		電線管	
16	取水口南側ピット	東面	300A	配管 80A	

第1表 海水ポンプ室 貫通部等リスト (1/2)

No.	場所	壁位置	貫通部 サイズ	種別	備考
17	取水口南側ピット	東面	500A	配管 250A, 10A	
18	取水口南側ピット	東面	800A	配管 500A 電線管 G28	
19	取水口南側ピット	東面	250A	配管 80A	
20	取水口南側ピット	東面	m H970mm imes m W1000mm	配管 15A+保温厚 25mm	
21	取水口南側ピット	北面		配管 25A	
22	取水口南側ピット	北面		配管 25A	
23	南側ストレーナ室	西面	φ 1800mm	ダクト 配管 20B 配管 10B	
24	南側ストレーナ室	西面	φ 2000mm	ダクト 配管 20B 配管 10B×2本	
25	南側ストレーナ室	西面		開口部	ケーブルピット
26	南側ストレーナ室	西面		開口部	点検用開口部点
27	南側ストレーナ室	西面	_	開口部	検防止蓋
28	南側ストレーナ室	北面		穴開口	

第1表 海水ポンプ室 貫通部等リスト (2/2)

隣接する日立港及び常陸那珂港区の 防波堤の延長計画の有無について

1. 日立港区及び常陸那珂港区の防波堤の延長計画の有無

日立港区及び常陸那珂港区の防波堤の整備計画については,茨城 県土木部港湾課,茨城県立地推進東京本部,茨城県港湾協会の企画・ 編集した「2016 PORTS OF IBARAKI」(平成 28 年 3 月)中に計画平面 図として示されている。

これによると、日立港区については沖防波堤を北側に 200m,常陸 那珂港区については東防波堤を南側に 470m 延長する計画があり,現 在整備事業が行われている(添付1)。

- 東海第二発電所の基準津波策定時点における日立港区及び常陸那 珂港区の防波堤の扱い
- (1) 基準津波策定におけるモデルと延長計画を含む整備計画との差異 東海第二発電所の基準津波策定における防波堤モデル(平成26 年3月時点)と防波堤の延長計画の差異について添付2に示す。
 - ① 日立港区
 - a. 沖防波堤の北側延長部分(200m)がモデルに未反映
 - b. 沖防波堤の西側に位置する防波堤(70m)がモデルに未反映
 ② 常陸那珂港区
 - a. 東防波堤の南側延長部分(470m)がモデルに未反映
- (2) 防波堤のモデル化範囲の差異に対する考察

防波堤の延長が計画されている日立港区の沖防波堤及び常陸那珂

5条 添付34-1

港区の防波堤の整備距離については,モデルに対して軽微な変更で あることから,基準津波に対して大きな影響を及ぼすものではない と考えらえる。

3. 今後の対応

基準津波策定時の防波堤のモデル化範囲と茨城港日立港区及び常 陸那珂港区の延長計画を含む整備計画に差異はあるが,上記2.に 記載したとおり,その影響は小さいものと考えられる。

しかし,防波堤のモデル化範囲の差異が基準津波高さ及び入力津 波高さに影響を及ぼすことがないこと確認するため,整備計画に基 づき防波堤等をモデル化し,津波解析を行う。



5条 添付34-3



5条 添付34-4



5条 添付34-5



5条 添付34-6



防波堤の有無による敷地南側の津波高さについて

1. はじめに

防波堤の有無による敷地南側における津波高さの差異について考察した。

- 2. 敷地南側における津波高さの差異に関する考察
- (1) 津波評価における遡上解析では、防波堤をモデル化した条件により、津波防護施設である防潮堤前面における最大水位上昇量を 評価している。一方、耐津波設計においては、人工構造物による 遡上解析への影響を確認することが要求されている。

このため、津波評価での防波堤ありモデルと耐津波設計で考慮 する防波堤なしモデルによる最大水位上昇量の比較を行った。図1 に防波堤ありモデル及び防波堤なしモデルによる敷地周辺の最大 水位上昇量分布図(コンター図)を示す。





●全体的に水位が高くなっている
 ❷特に水位が高くなっている範囲が拡大している
 ●敷地南側防潮堤端部の水位が高くなっている

図 1 防波堤あり/なしモデルによる最大水位上昇量分布図 5条 添付35-1

(2) 発電所敷地周辺の最大水位上昇量を俯瞰的に観察すると、防波 堤なしモデルの方が、全体的に最大水位が高い傾向(①)にあり、 特に水位が高くなる地点が取水口南側の防潮堤隅角部のほか取水 口北側及び南側に拡大していることが確認(②)できる。

これは,防波堤を遡上解析モデルから除外したことに伴い,防 波堤による津波の軽減効果が低減したこと及び敷地に向かう津波 の流況(流向・流速)に変化が生じたことにより,海域及び陸域 の最大水位上昇量が全体的に上昇するとともに,局所的に水位が 高くなる地点が拡大したものと考えられる。

(3) 敷地南側の防潮堤付近の最大水位上昇量に着目すると,敷地側 面南側の防潮堤端部から少し離れた地点の水位が高く(③)なっ ている。

これは、上記(2)で示した要因によるもののほか、津波の襲来 方向に正対する敷地前面東側の防潮堤に到達した津波が、敷地側 面南側の防潮堤の線形形状に沿って敷地南側の陸域に遡上し、防 潮堤端部が寄り付く緩やかな傾斜を持つ地山において滞留した結 果と考えられる。図2に敷地側面南側の防潮堤端部の状況、表1 に防波堤なしモデルによる水位・流速ベクトル図を示す。



図 2 敷地側面南側の防潮堤端部の状況 5条 添付35-2



表1 防波堤なしモデルによる水位・流速ベクトル図

防潮堤設置に伴う隣接する周辺の原子炉施設への影響について

1. はじめに

東海第二発電所の敷地の南側には,国立研究法人日本原子力研究 開発機構原子力科学研究所(以下「原科研」という。)の施設が隣接 する。このため,東海第二発電所の耐津波設計方針を策定するに当 たり,東海第二発電所と原科研施設間における相互影響について評 価した。具体的には,原科研施設が東海第二発電所の津波の遡上解 析に及ぼす影響,東海第二発電所に設置を計画している防潮堤が原 科研施設に与える影響について評価した。

- 東海第二発電所と原科研間の相互影響の評価
- (1) 東海第二発電所と原科研間の相互影響の評価に先立ち、原科研施設の立地的特徴及び津波評価の概要について以下に整理した (参考資料)。
 - a. 原科研の立地的特徴
 - 原科研の敷地は、台地及び沖積低地からなり、東側は太平洋に 面している。
 - ② JRR-3 原子炉施設の耐震 S クラス施設は、JRR-3 原子炉建家に内 包されており、JRR-3 原子炉建家は T.P. + 19m の高台に設置され ている。
 - ③JRR-3 原子炉建家には海から取水するための取水設備はない。
 - b. 原科研の津波評価の概要
 - ①試験研究炉規則解釈第5条を踏まえて施設に大きな影響を及ぼ すおそれがある津波を想定し、津波の遡上を評価している。 5条添付36-1

- ②評価する津波の選定に当たっては、東海第二発電所と同様に、 地震に起因する津波、地震以外に起因する津波及びこれらの組 合せによる津波を対象に、津波の発生要因毎に波源の選定を行い、波源モデルを設定した上で数値計算により津波水位を評価 している。
- ③上記の結果,原科研において評価する津波の波源は,東海第二 発電所と同様に,茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地 震の津波波源に設定している。
- ④選定した上記波源による津波の敷地への遡上解析に当たっては、 計算条件として東海第二発電所に設置を計画している防潮堤を モデル化している。
- ⑤津波の遡上解析の結果,津波の遡上高さは T.P.+11.4m となっており,JRR-3 原子炉建家の設置されている敷地である T.P.+ 19mまで津波が到達する可能性はないと評価している。
- (2) 上記(1)を踏まえ、東海第二発電所と原科研施設間における相 互影響について整理した。
 - a. 原科研施設が東海第二発電所の津波の遡上解析に及ぼす影響 上記(1)に示したとおり、原科研における津波評価の結果では、 敷地への津波の遡上高さは T.P. +11.4m であり、JRR-3 原子炉建家 の敷地である T.P. +19m まで遡上しないことから、新たに防潮堤 等の津波防護施設を設置する計画はない。

このため,原科研施設が東海第二発電所の津波の遡上解析に影響を及ぼすことはない。

b. 東海第二発電所に設置を計画している防潮堤が原科研施設に与 える影響

上記(1)に示したとおり,原科研における津波の遡上解析においては,東海第二発電所に設置を計画している防潮堤を解析モデルに反映している。

このため,東海第二発電所に防潮堤を設置しても,原科研における現状の津波評価に影響を及ぼすことはない。

3. まとめ

東海第二発電所と原科研施設間における相互影響として,原科研施設が東海第二発電所の津波の遡上解析に及ぼす影響,東海第二発 電所に設置を計画している防潮堤が原科研施設に与える影響につい て評価した。

評価の結果,原科研における津波評価では,津波は T.P.+11.4m の敷地まで遡上するものの,JRR-3原子炉建家が設置されている T.P. +19m までは到達しないことから,防潮堤等の津波防護施設を設置す る計画はなく,東海第二発電所の津波の遡上解析に影響を及ぼすこ とはないことを確認した。

また,東海第二発電所に設置を計画している防潮堤については, 原科研における津波の遡上解析モデルに反映されていることから, 防潮堤が原科研の現状の津波評価に影響を及ぼすことはないことを 確認した。

審査ガイドとの整合性(耐	津波設計方針)
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
I. 耐津波設計方針	I. 耐津波設計方針
1. 総則	1. 絵則
1.1 目的	1.1 目的
本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の	1
耐津波設計方針に関わる審査において、審査官等が実用発	
電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準	
に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)並び	
に実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設	
備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成	
25年6月19日原子力規制委員会決定))(以下「設置許可基	
準規則及び同規則の解釈」という。)の趣旨を十分踏まえ、	
耐津波設計方針の妥当性を厳格に確認するために活用す	
ることを目的とする。	
1.2 適用範囲	1.2 適用範囲
本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設に適用される。な	1
お、本ガイドの基本的な考え方は、原子力関係施設及びそ	
の他の原子炉施設にも参考となるものである。	

5条 添付37-1

添付資料37

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
2. 基本方針	2. 基本方針
2.1 基本方針の概要	2.1 基本方針の概要
原子炉施設の耐津波設計の基本方針については、『重要	東海第二発電所の耐津波設計方針については、『重要
な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてま	な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めて
れではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を	まれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影
与えるおそれがある津波(基準津波)に対して、その安全	響を与えるおそれがある津波(基準津波)に対して、そ
機能を損なわない設計であること』である。この基本方針	の安全機能を損なわない設計であること』としている。
に関して、設置許可に係る安全審査において、以下の要求	この基本方針に関して,以下の要求事項に対応した設計
事項を満たした設計方針であることを確認する。	方針としている。
(1) 津波の敷地への流入防止	 (1) 津波の敷地への流入防止
重要な安全機能を有する施設の設置された敷地にお	設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施
いて、基準津波による遡上波を地上部から到達、流入	設, 浸水防止設備, 津波監視設備及び非常用取水設備
させない。また、取水路、放水路等の経路から流入さ	を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地
せない。	において,基準律波による遡上波を地上部から到達,
	流入させない設計とする。また,取水路,放水路等の
	経路から流入させない設計とする。
(2) 漏水による安全機能への影響防止	(2) 漏水による安全機能への影響防止
取水・放水施設、地下部において、漏水可能性を考慮	取水・放水施設、地下部において、漏水可能性を考
の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機	慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全
能への影響を防止する。	機能への影響を防止できる設計とする。
(3) 津波防護の多重化	(3) 津波防護の多重化
上記2方針のほか、重要な安全機能を有する施設につ	上記2方針のほか,設計基準対象施設の津波防護対
いては、浸水防護をすることにより津波による影響等	象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
。ってる神解すること。	をすることにより津波による影響等から隔離可能な
	設計とする。
(4)水位低下による安全機能への影響防止	(4) 水位低下による安全機能への影響防止
水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能へ	水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能
の影響を防止する。	への影響を防止できる設計とする。
これらの要求事項のうち(1)及び(2)については、津波の	
敷地への浸水を基本的に防止するものである。(3)につい	
ては、津波に対する防護を多重化するものであり、また、	
地震・津波の相乗的な影響や津波以外の溢水要因も考慮し	
た上で安全機能への影響を防止するものである。なお、(3)	
は、設計を超える事象(津波が防潮堤を超え敷地に流入す	
る事象等)に対して一定の耐性を付与するものでもある。	
ここで、(1)においては、敷地への浸水を防止するための	
対策を施すことも求めており、(5)においては、敷地への浸	
水対策を施した上でもなお漏れる水、及び設備の構造上、	
津波による圧力上昇で漏れる水を合わせて「漏水」と位置	
付け、漏水による浸水範囲を限定し、安全機能への影響を	
防止することを求めている。	
本ガイドの項目と設置許可基準規則及び同規則の解釈	
の関係を以下に示す。	

番毎年定えしび消速気法计方針に低る <u>展前の</u> 慶老ガイド 1. 前洋実気は打方針 <u>長前</u> 新年(2016.2) 1.1 目約	基準津波及び耐津波設計	ち針に係る審	査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
####2.0.Umi## 2.0.0.Umi##2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi##2.0.Umi##2.0.Umi##2.0.Umi##2.0.Umi##2.0.Umi# 2.0.0.Umi##2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.Umi#2.0.U				
職者がイド 1. 開調 株式2010 観測 株式2010 観測 2.	基準津波及び耐津波設計方針に係る	設置許	:可基準	
取削 一 一 一 1 日約 一 一 一 基本方針 一 一 一 一 基本方針 一 一 一 一 基本方針 一 一 一 一 2<	審査ガイド II. 耐津波設計方針	規則	解 釈 (別 記 3)	
1 目的 - - - 2 適用範囲 - - - 1 概葉 - - - 2 安全審査範囲とい事項 - - - - 2 安全審査範囲とい事項 - - - - 2 安全審査範囲とい事項 - - - - 3 大力市業の区形 第二章 第五条 3 - 0.0 1 - 1 離決の方面であり、 第二章 第五条 3 - 0.0 1 - 3 大力市業の区形 第二章 第五条 3 - 0.0 - - - 1 離決の所置がられたいます 第三章 第五条 3 - 0.0 - - - 1 離決のの部 1 ● (10) 第三章 第五条 3 - 0.0 - - - 1 離野のの部 1 ● (10) 第三章 第五条 3 - 0.0 - - - 1 ■ (11) 第三ののの部 第三章 第五条 3 - 0.0 - - - 1 ■ (11) 第三ののののの 第三章 第五条 3 - 0.0 - - - 1 ■ (11) 第三のの的のの 第三章 第五条 <td>総則</td> <td>I</td> <td>I</td> <td></td>	総則	I	I	
2 適用範囲 - - - - 基本方針 - - - - 基本等項 - - - - 1 野田及し塚田周辺における地形及し 第二章 第五条 3 - - 基本等項 - - - - - 「新田及し塚田周辺における地形及し 第二章 第五条 3 - 0 「新田及し欧田香 三 - - - - 「新田及し欧田香 第二章 第五条 3 - 0 - (1 新田の人) 第二章 第五条 3 - 0 - - (2 大井球の国人) 第二章 第五条 3 - 0 - - - (3 新日の人) 第二章 第五条 3 - 0 - - - (1 新日の人) 第二章 第五条 3 - 0 - - - - - (1 新安の人) 第二章 第五条 3 - 0 - - - - -	.1 目的	I	I	
進木力計 一 一 一 一 一 1<	.2 適用範囲	I	I	
1 職業 - - - 2 安全審査問用及び事項 - - - 1 都市及り 第二、 - - 1 都市及り 第二・ - - 1 都市及り 第二・ - - 2 通生、多茶地及し飲地問辺の 第二・ - - 2 通上・ 第二・ 第二・ 3 (0) 3 通上・ 第二 第二 第二・ 3 (0) 1 # 深防損力利 第三・ 第二 第二 3 (0) 1 # 深防損力 第三・ 第二 第二 3 (0) 1 # 深防損力 第二 第二 3 (0) 1 1 # 深防損力 第二 第三 3 (0) 1 1 # 深防損力利 第二 第三 3 (0) 1 1 # 深防損力利 第二 第三 3 (0) 1 1 # 深防損力利 第二 第三 3 (0) 1 1 # 第 第日 1 1 1 1 # ※ 第三 1 1 1 1 # ※ 第三 1 1 1 1 # ※	基本方針	I	I	
2 安全審査範囲及じ事項 - - - 基本事項 - - - - 基本事項 - - - - - 基本事項 - - - - - - 基本事項 - - - - - - - 1< 酸的設置	.1 慈歌	I	I	
基本専項 一 一 一 1 要地政心般地間辺における地形及(基準部定による敬的及い敬地間辺の 5 第二章 第五条 3 一(1) 2 基準部項による敬的及い敬地間辺の 基本部項では、一部人的 第二章 第五条 3 一(2) 3 入力津波の設定 第二章 第五条 3 一(2) 3 人力津波の設定 第二章 第五条 3 一(2) 4 建築防衛方針 第二章 第五条 3 五(2) 1 教他の特性に応じた進水力針 第二章 第五条 3 五(2) 1 教他の特性に応じた進水力針 第二章 第五条 3 五(2) 1 教他の特性に応じた進水力針 第二章 第五条 3 二(2) 1 教他のの特性に応じた適応の防御 第二章 第五条 3 二(2) 5 私心地防御 第二章 第五条 3 二(2) 6 第三章 第五条 3 二(2) 3 二(2) 5 私心地防御 第二章 第五条 3 二(2) 6 第三章 第五条 3 二(2) 3 二(2) 6 第三章 第五条 3 三(2) 3 二(2) 7 第大(4) 第二章 第五条 3 三(2) 7 第二章 第五条 3 三(2) 3 二(2) 8 第三章 第五条 3 三(2)	.2 安全審査範囲及び事項	I	I	
1 数时限び酸物間辺におする地形及び 生二案 集玉条 3 一(1) 2 数年常成による数地取び数地周辺の 第二案 第五条 3 一(2) 3 動上・環水域 第二年の説名 第二章 3 動上・環水域 第二章 第五条 3 一(2) 3 動上・電水量 第二章 第五条 3 一(2) 4 博士館(水は皮動・治検室動) 第二章 第五条 3 七 建設(第五)の審査にあたっての考 第二章 第五条 3 七 建築(第四) 第二章 第五条 3 七 建築(第四) 第二章 第五条 3 七 建築(第四) 第二章 第五条 3 七 通知(上による理事でなどの新聞) 第二章 第五条 3 一(0) 5 数地かの深水防止(内部防固) 第二章 第五条 3 一(0) 6 事業(第二条) 第二章 第五条 3 四(0) 6 事業(第二条) 第二章 第五条 3 四(0) 7 数数(第二年) 第二章 第五条 3 四(0) 6 事業(第三年) 第三章 第五条 3 四(0) 7 米球動量 第二章 第五条 3 四(0) 8 米小女の協い(計) 第二章 第五条 3 四(0) 9 米球動(第 第二章 第五条 3 五(0) 1 非常的(第回) 第二章 第五条 3 五(0) 1 非常の(2) 第二章 第五条 3 五(0)	基本事項	I	I	
2 基理達選による敏地及び教地間辺の 第二年 英大成 3 一〇 3 人力性波の院式 第二章 第五条 3 五〇 3 人力性波の防定 第二章 第五条 3 五〇 1 建波防護方針の審査にあたっての考 建確頃(水位変動・地設定動) 第二章 第五条 3 五〇 1 建設防護方針の審査にあたっての考 建成防護方針の審査にあたっての考 進度(小時防護) 第二章 第五条 3 五〇 1 敷地への見木防止(小時防護) 第二章 第五条 3 一一 一 2 新しへの見不防止(小時防護) 第二章 第五条 3 一〇(③) 3 漏水による重要な安全機能への影響 第二章 第五条 3 一〇(③) 5 水位整助:(中部防護) 第二章 第五条 3 一〇(⑤) 6 小位数防護) 第二章 第五条 3 一〇(⑤) 7 「「「小時防護) 第二章 第五条 3 一〇(⑤) 6 小位数防護) 第二章 第五条 3 一〇(⑤) 6 水位数 第二章 第五条 3 一〇(⑤) 6 水位数 第二章 第五条 3 二〇(○) 6 水位数 第二章 第五条 3 二〇(○) 7 米位金融 第二章 第五条 3 二〇(○) 6 米位数 第二章 第五条 3 二〇(○) 7 米位数 第二章 第五条 3 二〇(○) 1 非常の般白の 第二章 第五条 3 二〇(○) 1 非常の般白の 第二章 第五条 3 二〇(○) 1 非然の(回回) 第二章	3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び 施設の配置等	第二章 第五条	3 – ①	
3 入力津波の設定 第二級 第五条 3 五 (2) 4 環境防護方針の審査にあたっての考 第二級 第五条 3 七 建成防護方針の審査にあたっての考 第二章 第五条 3 七 建成防護方針 第二章 第五条 3 七 建成防止(水息防止) 第二章 第五条 3 七 1 数地のの時性に応じた基本方針 第二章 第五条 3 一 2 数地への浸水防止(水場防振) 第二章 第五条 3 一 3 調木(は馬防振) 第二章 第五条 3 一 3 調木(は馬防振) 第二章 第五条 3 一 3 調木(は馬防振) 第二章 第五条 3 一 5 数均取(1) 第二章 第五条 3 二 5 水位数防振) 第二章 第五条 3 二 5 水位数防(1) 第二章 第五条 3 二 5 水位数防(1) 第二章 第五条 3 二 6 薄波設備 第二章 第五条 3 三 5 二 3 三 3 二 6 薄波防(1) 第二章 第五条 3 面<(1)	 3.2 基準津波による敷地及び敷地周辺の 遡上・浸水域 	第二章 第五条	3 - D	
4 津波防護石谷の審査にあたっての考 第三条 第五条 3 七 建波防護方針 一 一 津波防護方針 一 一 津波防護方針 一 一 2 数地への浸水防止(外邦防護) 第三章 第五条 3 一 3 漏水による重要な安全線能への影響 第三章 第五条 3 一 3 調水による重要な安全線能への影響 第三章 第五条 3 一 4 重要な安全線能です取水性低下による重 第三章 第五条 3 二 1)へ③ 5 水位変動に伴う取水性低下による重 第三章 第五条 3 二 1)へ③ 6 特別動店 第三章 第五条 3 二 1)へ③ 5 水位変動能 第三章 第五条 3 二 1)へ③ 6 特別動店 第三章 第五条 3 二 1)へ⑤ 6 特別動店 第三章 第五条 3 二 1 6 特別動店 第三章 第五条 3 二 1 6 特別動店 第三章 第五条 3 二 1 6 非常部間 第三章 第五条 3 二 1 6 非常数階級の 第三章 第五条 3 二 1 7 大 第二章 第五条 3 五 ⑤, ① 1 7 未該部部 第三章 第五条 3 五 ⑥, ① 1 7 未該部 第三章 第五条 3 五 ⑥, ① 1 <td>.3 入力津波の設定</td> <td>第二章 第五条</td> <td>3 H 2</td> <td></td>	.3 入力津波の設定	第二章 第五条	3 H 2	
建波防護方針 一 一 一 11 敷地の特性に応じた基本方針 第二章 第五条 3 一一三 2 22 敷地への浸水防止(外卵防護) 第二章 第五条 3 一〇〇 3 淵水による重要な安全機能への影響 第二章 第五条 3 一〇〇 5 防止(外卵防護) 第二章 第五条 3 一〇〇 6 市要 第五条 3 二〇一〇 5 小貨幣防護) 第二章 第五条 3 二〇一〇 6 洋菜館 第二章 第五条 3 二〇一〇 6 洋菜館 第二章 第五条 3 二〇一〇 6 洋菜館 第二章 第五条 3 二〇一〇 1 津菜防護協会 第二章 第五条 3 五〇八 2 浸水防止脱縮の設計 第二章 第五条 3 五〇八 1 津淀防護協設の設計 第二章 1 一 1 津淀防護協設の設計 第二章 第五条 3 五〇八 1.4 津淀防護協会 第二章 第五条 3 五〇八 1.5 洋淀管 第二章 3 五〇八 1.4 津淀防護協会 第二 1 一 1.5 洋淀管 3 五〇八 1.4 洋波防 3 五〇八	、4 津波防護方針の審査にあたっての考 慮事項(水位変動・地殻変動)	第二章 第五条	3 t	
11 敗地の特性に応じた基本方針 第二章 第五条 3 一一三 2 数地への浸水防止(外郭防護) 第二章 第五条 3 一(3) 3 漏水による重要な安全機能への影響 第二章 第五条 3 一(3) 4 再要な安全機能への影響防止 第二章 第五条 3 二(3) 5 水位変動に伴う取水性低下による重 第二条 3 二(3) 3 二(3) 5 水位変動に伴う取水性低下による重 第三条 3 三(3) 3 三(3) 5 水位変動に伴う取水性低下による重 第三条 3 三(3) 3 三(3) 5 水位変動に伴う取水性低下による重 第三条 3 三(3) 3 三(3) 6 薄淡酸和 第二章 第五条 3 三(3) 6 薄淡酸和 第二章 第五条 3 五(3) 11 津波防護施設の設計 第二年 第五条 3 五(3) 2 浸水防止設備の設計 第二 1 11 津波防防緩縮の設計 第二年 第五条 3 五(3) 3 津波能強い緩縮の設計 第二章 第五条 3 五(3) 3 津波能振破 第二年 第五条 3 五(3) 3 津波能振動 第三章 第五条 3 五(3) 3 津波能低の設計 第二年 第五条 3 五(3) 3 津波能低 3 五(3) </td <td>津波防護方針</td> <td>I</td> <td>I</td> <td></td>	津波防護方針	I	I	
2 数地への浸水防止(外郭防護) 第二章 第五条 3 一 ①③ 3 漏水による重要な安全機能への影響 第二章 第五条 3 二 ①~③ 5 防止(外郭防護) 第二章 第五条 3 二 ①~⑤ 6 事要な安全機能を有する施設の隔離 第二章 第五条 3 三 ①~⑤ 5 水位変動に伴う取水性低下による重 第二章 第五条 3 三 6 津波賠償 第二章 第五条 3 三 6 津波賠償 第二章 第五条 3 三 6 津波賠償 第二章 第五条 3 三 6 洋波賠償 第二章 第五条 3 三 7 1 津波防償 第二章 第五条 3 五 ④、六 1 津波防償 第二章 第五条 3 五 ⑤、⑥ 9 3 津波防償 第二章 第五条 3 五 ⑤、⑥ 9 3 津波防償 第二章 第五条 3 五 ⑤、⑥ 9 1 非波防 第二章 第五条 3 五 ⑤、 3 五 ⑥、 3 津波防 第二章 第五条 3 五 ⑤、 3 五 ⑥ 1 非波防 第二章 第五条 3 五 ⑥ 1 1 非波防 第一章 第五条 3 五 ⑥ 1	.1 敷地の特性に応じた基本方針	第二章 第五条	<u>3</u> -~ <u>∎</u>	
3 漏水による重要な安全機能をの影響 第二章 第五条 3 二 (1)~(3) 6 時期防護) -4 自興防選 第二章 第五条 3 二 (1)~(3) 5 水位変動に伴う取水性低下による重 第二章 第五条 3 三(1)~(3) 6 非波筋環境 第二章 第五条 3 三(1)~(3) 6 非波筋環境 第二章 第五条 3 三(1)~(3) 6 非波筋環境 第二章 第五条 3 四(1) 1 非波防護施設の設計の方針及び条件 - - - 1 非波防護施設の設計 第二章 第五条 3 五(3)(1) 1 非波防護施設の設計 第二章 第五条 3 五(3)(1) 2 決防止設備の設計 第二章 第五条 3 五(3)(5) 3 非波防護施設、浸水防止設備等の設計 第二章 第五条 3 五(3)(5) 1 非波防護施設、浸水防止設備等の設計 第二章 第五条 3 五(3)(5) 1 非波防護施設、浸水防止設備等の設計 第二章 第五条 3 五(3)(5) 1 におけうる検討事項 第二章 第五条 3 五(7)	.2 敷地への浸水防止(外郭防護)	第二章 第五条	<u>3 - (1).(3)</u>	
.4 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内野防護) 第二章 第五条 3 三 .5 水位変動に伴う取水性低下による重 要な安全機能への影響防止 第二章 第五条 3 四、六 .6 準波賠税 第二章 第五条 3 四、六 .6 準波賠税 第二章 第五条 3 四、六 .6 準波賠税 第二章 第五条 3 四、六 .6 準波賠税の設計の方針及び条件 - - .1 準波防援施設の設計 第二章 第五条 3 五 ③、六 .2 浸水防止設備の設計 第二章 第五条 3 五 ③、六 .3 津波賠視設備の設計 第二章 第五条 3 五 ⑤、6 .3 津波賠視設備の設計 第二章 第五条 3 五 ⑤、⑥ .4 津波防援施金(設計 第二章 第五条 3 五 ⑤、⑥ .4 津波防援施設、漫水防止設備等の設計 第二章 第五条 3 五 ⑤、⑥ .1 非波防援施設 第二章 第五条 3 五 ⑥、⑥	 3 漏水による重要な安全機能への影響 防止(外郭防護) 	第二章 第五条	3 = (1~3)	
5 米位変動に伴う取水性低下による重 要な安全機能への影響防止 第三章 第五条 3 四、六 6 薄淀酸化 第二章 第五条 3 五 6 薄淀酸和 第二章 第五条 3 五 6 薄淀酸和 第二章 第五条 3 五 6 薄淀酸和 第二章 第五条 3 五 1 津波防護施設の設計 第二章 第五条 3 五 ④、六 2 浸水防止設備の設計 第二章 第五条 3 五 ④、六 3 津波防護施設、漫水防止設備等の設計 第二章 第五条 3 五 ④、6 4 津波防護施設、漫水防止設備等の設計 第二章 第五条 3 五 ⑥、⑥、⑧ 1 津波防護施設、漫水防止設備等の設計 第二章 第五条 3 五 ⑥、⑥、	.4 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内郭防護)	第二章 第五条	ы 11 11	
6 津波監視 第二章 第五条 3 五 施設・設備の設計の方針及び条件 - - 11 津波防護施設の設計 第二章 第五条 3 五 ③、六 2 浸水防止設備の設計 第二章 第五条 3 五 ④、六 3 津波防護施設、浸水防止設備等の設計 第三章 第五条 3 五 ⑥、六 4 津波防護施設、浸水防止設備等の設計 第三章 第五条 3 五 ⑤.⑥.⑧ 15おける検討事項 第三章 第五条 3 五 ⑦、六	.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止	第二章 第五条	3 四、六	
施設・設備の設計の方針及び条件 - - .1 津波防護施設の設計 第二章 第五条 3 五 ③、六 .2 浸水防止設備の設計 第二章 第五条 3 五 ④、六 .3 津波監視設備の設計 第三章 第五条 3 五 ⑤.⑥.⑧ .4 津波防護施設、漫水防止設備等の設計 第三章 第五条 3 五 ⑤.⑥.⑧ .5 おける検討事項 第三章 第五条 3 五 ⑦.	.6 津波監視	第二章 第五条	3 म म	
1 津波防護施設の設計 第二章 第五条 3 五 ③、六 2 浸水防止設備の設計 第二章 第五条 3 五 ④、六 3 津波監視設備の設計 第二章 第五条 3 五 ④、六 .4 津波防護施設、浸水防止設備等の設計 第二章 第五条 3 五 ⑤、⑧ .5 における検討事項 第二章 第五条 3 五 ⑦、	施設・設備の設計の方針及び条件	I	I	
2 浸水防止設備の設計 第二章 第五条 3 五 ④、六 .3 津波防護施設、浸水防止設備等の設計 第二章 第五条 3 五 ⑤.⑥.⑧ .4 津波防護施設、浸水防止設備等の設計 第二章 第五条 3 五 ⑤. .5おける検討事項 第二章 第五条 3 五 ⑦	1.1 津波防護施設の設計	第二章 第五条	3五③、六	
3 津波監視設備の設計 第二章 第五条 3 五 ⑤.⑥.⑧ .4 津波防護施設、漫水防止設備等の設計 第二章 第五条 3 五 ⑦ における検討事項 第二章 第五条 3 五 ⑦	:2 浸水防止設備の設計	第二章 第五条	3五(4)、六	
.4 津波防護施設、浸水防止設備等の設計 における検討事項	5.3 津波監視設備の設計	第二章 第五条	3 A (5),(6),(8)	
	 ・4 津波防護施設、漫水防止設備等の設計 における検討事項 	第二章 第五条	3 I ()	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
2.2 安全審査範囲及び事項	2.2 安全審査範囲及び事項
設置許可に係る安全審査においては、基本設計段階にお	
ける審査として、主に、基本事項、津波防護方針の妥当性	
について確認する。施設・設備の設計については、方針、	
考え方を確認し、その詳細を後段規制(工事計画認可)に	
おいて確認することとする。津波に対する設計方針に係る	
安全審査の範囲を表-1に示す。	
それぞれの審査事項ごとの審査内容は以下のとおりであ	
° Q	
(1)基本事項	
略(3.項)	
(2) 津波防護方針	
略 (4. 項)	
(3) 施設・設備の設計方針	
略(5.項)	

R-1 非常に対する(R)が月に係る(S)を含蓄金の限用 ・1(1) ・1(1) 第二(1) 1(1)	뭪 俾	国家ない国家	軍波 設 計 力 針 に	、いて、	番 全 刀 イ ト	▶●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	-
大切口 中切口 事業の 種類の 市 000000000000000000000000000000000000		表-1 津波に対す	る設計方針に係る安全審	査の範囲			
11.諸本(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(大項目	中項目	審查事項	審査の 範囲 ^{※1}	確認内容		
2.後後103.20 一 一 0 評価の型油体 3.人力非常式 一 0 特価の型油体 3.人力非常式 一 0 考価の型油体 3.人力非常式 0 考価の加油体 1 3.人力非常式 0 考価の指令 考価の加油体 3.人力非常式 0 第価の合体にていた 0 基価価 3.人力非常式 0 第価の合体にていた 0 第価の 3.人力能力 2.冬び島(日) 0 2.400 1 3.人力的物防(1/2) 2.冬び島(日) 0 2.400 1 3.人力物防(1/2) 2.冬び島(日) 0 2.400 1 3.人力切り防(1/2) 2.400 0 2.400 1 3.人力助防(1/2) 2.400 0 2.400 2.400 3.人力助防(1/2) 2.400 0 2.400 2.400 3.人力助防(1/2) 2.400 2.400 0 2.400 3.人力助防(1/2) 2.400 0 2.400 0 2.400 3.人力助(1/2) 2.400 2.400 0 2.400	(1)基本 事項	①数地の地形格設の問題等	I	ø			
通ししいますがは 一 1 <th1< th=""> 1 <th1< td=""><td></td><td>②敷地周辺の</td><td>I</td><td>0</td><td>評価の<u>妥当性</u></td><td></td><td></td></th1<></th1<>		②敷地周辺の	I	0	評価の <u>妥当性</u>		
(3)大力決定 (3)人力決定 (3)人力決定 (3) (遡上・涢木城					
(3) 大田 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		③入力津波 ③入力津波		0			
10.1 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)		④水位変動、地殻変動	1	0	考慮の <u>妥当性</u>		
79時 204時間(1) 数小師師, 当業 6 幕時・当業 6 第大部時・対策 6 対策の設当性 美水師師(昭市) 6 対策の設当性 第大部時(昭市) 第大部時(昭市) 6 政策の支払 5 政策 第大時時(昭二) 第大時時(昭二) 6 政策の支払 6 政策の支払 日 第大時に昭三) 6 政策の支払 6 政策の支払 日 第大時に昭三) 6 政策の支払 6 政策の支払 日 第大時に昭三) 6 第大時に日 6 大部 6)(第大時) (1)(第十) (1)(第十) (1)(第十) (1)(第十) (1)(第十) 6)(第大時) (1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)((2)津波 防護	①基本方針	敷地の特性に応じた 津波防護の考え方	0	<u> </u>		
現人総括: 当業(1) 二 1 二 <th二< th=""> <th二< th=""> <th二< th=""></th二<></th二<></th二<>	方針	②外郫防護1	敷地への漫水経路・対策	0	· 铝 광		
注意的電磁() ()			流入経路·対策	0	対策の <u>妥当性</u>		
(3)外野防護(2) (3)米野防護(2) (3)米野防護(2) (3)米野防護(2) (3)米野比(3) (3)			津波防護施設	0	<u>位置・仕様^{※ 4}</u>		
③外期防護 通水規築師 〇 機能、範囲・対策 夏水切洗師園 夏水切洗師園 ○ 四次封 夏水切洗師園 夏水切洗師園 ○ 四次封 夏水切洗師園 夏水切洗師園 ○ 西次封 夏水切洗師園 夏水切洗師園 ○ 西次封 日 夏水防止資産 ○ 日田区 日 夏水小儿丁加水仁 夏水防止資産 ○ 日 夏水小儿丁加水仁 夕養御房(日本) ○ 日田区 「(3)股什 ①運送 ○ 日上 ○ 日田区 「(3)股什 ①運送 ○ 日上 ○ 日上 ○ 「(3)股件 ①運送 四二 ○ 白田<			浸水防止設備*2	0	設置の <u>方針</u>		
法が法定範囲・対策" の方針 ③内郭防護 浅水防止設備" ○ 該西の方針 ④内郭防護 浅水防止設備" ○ 該西の方針 ④不以上買成業 浸水防止設備" ○ 該面設定 ③水ドンプ原水性 受金瓶服務の評価 ○ 政策以上 ③派派幣利 洋洋酸和酸化 ○ 政策の当性 ⑤派派幣利 洋洋酸和酸化 ○ 政策の当性 ⑤ 第四股完 ○ 大北大ジア ○ 第次第第報 ○ 政策の当性 ○ 第三の 以後の三年で ○ ○ 第三の 以前の三年で ○ ○ 第三の 公社 ○ ○ 第三の ○ 二 ○ 第三の ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ <t< td=""><td></td><td>③外郭防護 2</td><td>漏水経路 ·</td><td>0</td><td>経路・範囲・対策</td><td></td><td></td></t<>		③外郭防護 2	漏水経路 ·	0	経路・範囲・対策		
一種 深水防止設備10 〇 回煙の方針 ④内鶏防護 洗水防止設備10 〇 基本設計による ⑤海水ボンプ欧水性 洗水防止設備10 〇 他根の方針 ⑤海水防止設備10 〇 七 中の方針 ⑤海水防止設備10 〇 七 中の方針 ⑤海水防止設備10 〇 七 七 ⑤海洋医 ⑤ 七 七 ⑤海道協会 〇 七 七 ⑦湯波酸用 ① 七 〇 ⑦湯波酸用 ① 七 ○ ⑦湯波酸目 〇 ○ 七 ⑦湯波酸目 〇 1 ○ ⑦湯波酸目 〇 1 ○ ⑦湯波酸目 〇 1 0 ③湯波酸目 一 〇 1 ③湯波線目 一 〇 1 ③湯波波動 1 0 1 ③湯波線目 1 〇 1 ③湯波線目 1 〇 1 ③湯波波線 1 0 1			浸水想定範囲,対策 ^{% 2}		の <u>方針</u>		
③内県防護 浸水防止設備=点 〇 基本保幹による 西田政夫 漫水防止設備=2 〇 基本保幹による 西米大ンプ取水性 安全機能保持の評価 〇 社種の方針 西洋波監視 東京協会 〇 社種の方針 西洋波監視設備=2 〇 社種の方針 〇 社種の方針 西洋北シブ取水性 安全機能保持の評価 〇 社種の方針 〇 社種の方針 万封 ①:洋芝振賞 第二 〇 社種の方針 〇 社社市 2)派出 ①:洋芝振賞 〇 二 〇 二 〇 二 ①:洋芝振賞 一 〇 二 〇 二 〇 二 ○ 二 ①:洋芝振賞 一 〇 二 〇 二 〇 二 ○ 二 ○ 二 ○ 二 ○ 二 ○ 二 ○ 二 ○ 二 ○ 二 ○ 二 ○ 二 ○ ○ 二 ○ ○ 二 ○ ○ ○ ○ ○			浸水防止設備*2	0	設置の <u>方針</u>		
内部 (1) 内部 (1) 内部 (1) 内部 (1) 中国 (1) + +		④内郭防護	浸水防護重点化範囲 ^{※2}	0	基本設計による		
					範囲設定及び方針		
(6)海水ボンフ取水性 安全機能保持の評価 (6) 評価の返当性 ^{14.4} (6)津波整視 津波監視股備 ^{11.3} (0) 股密の方針 (5) (1)津波防護施設 ^{11.3} (0) 股密の方針 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) <td></td> <td></td> <td>漫水防止設備^{※ 2}</td> <td>0</td> <td>仕様の方針</td> <td></td> <td></td>			漫水防止設備 ^{※ 2}	0	仕様の方針		
6)津波監視 津波監視設備 ○ 10		③滝水ポンプ取木柱	安全機能保持の評価	0	辞価の <u>妥当性*</u> 4		
3)股計 ①津波防護施設**** 荷重設定 〇 それぞれの 方針		⑥津波監視	津波監視設備※2	0	設置の <u>方針</u>		
カ計	3) 設計	①津波防護施設 ^{※3}	荷重設定	0	それぞれの		
②漫水防止設備"3 同上 〇 同上 ③津波監視設備"3 同上 〇 同上 ④漂流物対策"3 一 〇 対策の方針 ④漂流物対策"3 一 〇 対策の方針 ⑤ 津波 影響 軽 漢格 一 〇 政策の方針 ⑤ 津波 影響 一 〇 政策の方針 ⑤ 津重 の安全審査で方針等を確認(設計の詳細は工事計画認可で確認) 〇 ※2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では確定していない ※3 施設 設備毎の具計数時階で確認 ※4 ごとから、詳細設計段階で確認 ※3 施設 設備毎の具計録 検討方針・構造・強度について	力針		荷重組合せ許容限界	00	<u>方針</u>		
③津波監視設備#2 同上 〇 同上 ④漂流物対策#3 一 〇 対策の方針 ⑤津波影響軽減路 一 〇 対策の方針 ⑤非 股機準の 一 〇 設置時の方針 ※1 ⑥安全審査で方針等を確認(設計の詳細は工事計画認可で確認) ○ ※2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では確定していない ○ ※3 施設・設備毎の具体的な設計方針、検討方針・構造・強度について ○		②浸水防止設備※3	王恒	0	司上		
(通源抗物対策 ¹¹³) 一 〇 対策の方針 (5) 洋波 影 腎軽 減 胎 一 〇 以徑面内立 (5) 洋波 影 腎軽 減 胎 一 〇 設置時の方針 ※1 ⑤安害査で妥当性を確認 (設計の詳細は工事計画認可で確認) ※2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では確定していない ※3 施設・設備等の具体的な設計方針、検討方針・構造・強度について		③津波監視設備※3	王国	0	周上		
 ⑤ 津波影響軽減結 一 ○ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		④漂流物对策 ^{案3}	1	0	対策の <u>方針</u>		
 ※1 ⑤安全審査で妥当性を確認 ○安全審査で方針等を確認(設計の詳細は工事計画認可で確認) ○安全審査で方針等を確認(設計の詳細については、基本設計段階では確定していない ※2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では確定していない ※2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では確定していない ※3 施設・設備等の具体的な設計方針・構造・強度について ※4 本本は四回コームがしてたま。 		⑤津波影響軽減施 設・設備*3	1	0	設置時の <u>方針</u>		
 〇安全審査で方針等を確認(設計の詳細は工事計画認可で確認) ※2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では確定していない ことから、詳細設計段階で確認 ※3 施設・設備毎の具体的な設計方針、検討方針・構造・強度について ※ + ****====== + ***********************	*1	の安全審査で妥当性を破	進認				
※2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では確定していない ことから、詳細設計段階で確認 ※3 施設・設備毎の具体的な設計方針、検討方針・構造・強度について	0	D安全審査で方針等を確	確認(設計の詳細は工事 計	「画認可で	確認)		
ことから、詳細設計段階で確認 ※3 施設・設備毎の具体的な設計方針、検討方針・構造・強度について ィーテェミニョーナハンテェョ	*2 4	七様、配置等の詳細に、	ついては、基本設計段階で	では確定し	いない		
※3 施設・設備毎の具体的な設計方針、検討方針・構造・強度について 、	.,	ことから、詳細設計段降	皆で確認				
四月 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	¥ 8 %	●設・設備毎の具体的√	な設計方針、検討方針・	構造・強度	まについて		
は、土事計画怒りにおいて無影	1.	は、工事計画認可におい	いて確認				
※4 施設・設備の構造・強度についたは、工事計画認可においた確認	* 4	施設・設備の構造・強い	度については、工事計画』	認可におい	いて確認		

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
3. 基本事項	3. 基本事項
3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等
敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を把握する。	敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を示す。
(1)敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在	(1) 敷地及び敷地周辺の地形,標高,河川の存在
	東海第二発電所を設置する敷地は、関東平野の北東
	端に位置し,敷地の東側は太平洋に面している。
	敷地の地形は,北側及び南側は海岸沿いに T.P.+
	10m 程度の平地があり,敷地の西側は T.P. + 20m~T.P.
	+ 25m 程度の平坦な台地となっている。
	また,発電所周辺の河川としては,敷地から北方約
	5km のところに久慈川(一級河川)がある。
	敷地は, 主に T. P. + 3m, T. P. + 8m, T. P. + 11m, T. P.
	+ 23m 及び T. P. + 25m である。
(2)敷地における施設(以下、例示)の位置、形状等	(2) 敷地における施設(以下,例示)の位置,形状等
①耐震 S クラスの設備を内包する建屋	① 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包す
②耐震Sクラスの屋外設備	る建屋及び区画として, T.P.+8mの敷地に原子炉建
③津波防護施設(防潮堤、防潮壁等)	屋、タービン建屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋を設
④浸水防止設備(水密扉等)※	置する。
⑤津波監視設備(潮位計、取水ピット水位計等)*	② 設計基準対象施設の津波防護対象設備を有する
※基本設計段階で位置が特定されているもの	屋外設備としては、 T. b. + 3mの敷地に海水ポンプ
⑥敷地内(防潮堤の外側)の遡上域の建物・構築物等(一	室, T.P.+8mの敷地に排気筒T.P.+11mの敷地に軽
般建物、鉄塔、タンク等)	油貯蔵タンク(地下式)を設置する。また, T.P.+
	3mの海水ポンプ室からT. F. + 8mの原子炉建屋にか

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	けて非常用海水系配管を設置する。非常用取水設備
	として、取水路、取水ピット及び海水ポンプ室から
	構成される取水構造物を設置する。
	③ 津波防護施設として,防潮堤及び防潮扉,放水路
	ゲート並びに構内排水路に対して逆流防止設備を
	設置する。また,残留熱除去系海水ポンプ,非常用
	ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプ
	レイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ(以下「非常
	用海水ポンプ」という。)の取水性を確保するため、
	取水口前面の海中に貯留堰を設置する。
	④ 浸水防止設備として、T. F. + 0.8mの敷地に設置す
	る海水ポンプ室の海水ポンプグランドドレン排出
	ロに対して逆止弁、循環水ポンプ室の取水ピット空
	気抜き配管に対して逆止弁、海水ポンプ室ケーブル
	点検口に対して浸水防止蓋, T.P.+3mの敷地に設置
	する取水路の点検用開口部, T.P.+3. 2mの敷地(放
	水路上版高さ)に設置する放水路ゲートの点検用開
	口部, T. b. + 8mの敷地に設置する S A 用海水ピット
	上部の開口部及び緊急用海水ポンプピットの点検
	用開口部に対して浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグ
	ランドドレン排出口並びに緊急用海水ポンプ室床
	ドレン排出口に対して逆止弁を設置し、貫通部止水
	処置を実施する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	⑤ 津波監視設備として,原子炉建屋屋上T.B.約+
	64m, 防潮堤上部 T. P. 約 + 18m及び防潮堤上部約 +
	20mに津波監視カメラ, I.b.約+3mの敷地の取水 ピ
	ット上版に取水ピット水位計並びに取水路内の高
	さ T. F. 約 — 2mの位置に潮位計を設置する。
	⑥ 敷地内の遡上城(防潮堤外側)の建物・構築物等
	としては, T.P.+3mの敷地に海水電解装置建屋, メ
	ンテナンスセンター,燃料輸送本部等がある。また
	海岸側(東側)を除く防潮堤の外側には防砂林があ
	° ℃
(3)敷地周辺の人工構造物(以下は例示である。)の位置、	(3) 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等
形状等	① 港湾施設として,敷地内は物揚げ岸壁,敷地外に
①港湾施設(サイト内及びサイト外)	は北方約3kmに茨城港日立港区,南方約4kmに茨城港
②河川堤防、海岸線の防波堤、防潮堤等	常陸那珂港区がある。また,北方約4.2kmに久慈漁港
③海上設置物(係留された船舶等)	がある。
④遡上域の建物・構築物等(一般建物、鉄塔、タンク等)	② 敷地内の港湾施設には防波堤が設置されており,
⑤敷地前面海域における通過船舶	敷地外の茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区
	に防波堤が設置されている。
	③ 海上設置物としては、久慈漁港に漁船が約40隻係
	留されている。
	④ 敷地周辺に民家,商業施設,倉庫等がある他,敷
	地南方に原子力及び核燃料サイクルの研究施設、茨
	城港日立港区には液化天然ガス基地、工場、モータ

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	プール倉庫等があり、茨城港常陸那珂港区には火力
	発電所、工場、倉庫等の施設がある。
	⑤ 敷地前面海域における通過船舶としては,発電所
	沖合約12kmに常陸那珂-苫小牧及び大洗-苫小牧
	を結ぶ定期航路がある。
3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域	3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域
3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価	3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮し	遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考
た遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地へ	慮した遡上解析を実施して,遡上波の回り込みを含め敷
の遡上の可能性を検討すること。	地への遡上の可能性を検討する。また、基準地震動によ
・敷地及び敷地周辺の地形とその標高	る被害が津波の遡上に及ぼす影響について検討する。
・敷地沿岸域の海底地形	・ 敷地及び敷地周辺の地形とその標高
・津波の敷地への侵入角度	 敷地沿岸域の海底地形
・敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在	 津波の敷地への侵入角度
・陸上の遡上・伝播の効果	 敷地及び敷地周辺の河川,水路の存在
・伝播経路上の人工構造物	・ 陸上の遡上・伝播の効果
	・ 伝播経路上の人工構造物
【卖问器题】	【確認状況】
(1)上記の考慮事項に関して、遡上解析(砂移動の評価を	(1) 上記の考慮事項に関して,遡上解析の手法,データ
含む)の手法、データ及び条件を確認する。確認のポ	及び条件を以下のとおり確認している。
イントは以下のとおり。	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
①敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、遡上	① 基準津波による遡上解析に当たっては、遡上解析
解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上	上影響を及ぼす斜面や道路、取水口、放水路等の地
域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化	形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置
されているか。	状況を考慮し遡上域のメッシュサイズ(最小2m)に
②敷地沿岸域の海底地形の根拠が明示され、その根拠	合わせた形状にモデル化している。
が信頼性を有するものか。	② 敷地沿岸域及び海底地形は,茨城県による津波解
③敷地及び敷地周辺に河川、水路が存在する場合には、	析用地形データ、敷地の観測データ、財団法人日本
当該河川、水路による遡上を考慮する上で、遡上域の	水路協会海岸情報研究センター発行の海底地形デ
メッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル	ジタルデータ等を編集して使用する。また、発電所
化されているか。	近傍海域の水深データは、最新のマルチビーム測深
④陸上の遡上・伝播の効果について、遡上、伝播経路の	で得られた高精度・高密度のデータを使用する。
状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定さ	③ 敷地の北方約2kmの位置に一級河川の久慈川が存
れているか。	在するが, T.P.+2m以下と標高が低く, かつ, 敷地
⑤伝播経路上の人工構造物について、遡上解析上、影響	からの距離が十分に離れているため、敷地への遡上
を及ぼすものが考慮されているか。遡上城のメッシ	波に影響することはない。
ュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されている	④ 陸上の遡上・伝播効果について、遡上・伝播経路
ىد <i>ى</i> تى .	の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定
	された遡上城のモデルを作成する。
	⑤ 伝播経路上の人工構造物について,図面を基に遡
	上解析上影響を及ぼす構造物、津波防護施設を考慮
	し、遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル、解
	析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成
	する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
(2)敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっての考慮事項	(2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって以下のと
に対する確認のポイントは以下のとおり。	おり確認する。
①敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び	① 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっては、敷
逮度、並びにそれらの経時変化が把握されているか。	地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速
また、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡	度並びにそれらの経時変化を把握する。また,敷地
上・流下方向及びそれらの速度について留意されて	周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下
いる がい。 5	方向及びそれらの速度について留意する。
②敷地前面又は津波浸入方向に正対した面における敷	② 敷地前面又は津波侵入方向に正対した面におけ
地及び津波防護施設について、その標高の分布と施	る敷地及び津波防護施設について、その標高の分布
設前面の津波の遡上高さの分布を比較し、遡上波が	と施設前面の津波の遡上高さの分布を比較すると、
敷地に地上部から到達・流入する可能性が考えられ	遡上波が敷地に地上部から到達、流入する可能性が
S 122 °	ある。
③敷地及び敷地周辺の地形、標高の局所的な変化、並び	③ 敷地の地形,標高の局所的な変化等による遡上波
に河川、水路等が津波の遡上・流下方向に影響を与	の敷地への回り込みを考慮する。なお、敷地周辺に
え、遡上波の敷地への回り込みの可能性が考えられ	津波の遡上・流下方向に影響を与える可能性のある
る ね。。	河川,水路等はない。
3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価	3.5.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
次に示す可能性が考えられる場合は、敷地への遡上経路	次に示す可能性が考えられる場合は、敷地への遡上経
に及ぼす影響を検討すること。	路に及ぼす影響を検討する。
・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化	・ 基準地震動 S sに起因する変状による地形,河川
・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形、河	(久慈川)流路の変化

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
川流路の変化	・ 繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地
	形、河川(久慈川)流路の変化
【確認内容】	【確認状況】
(1)(3.5.1)の遡上解析結果を踏まえ、遡上及び流下経路	(1) 遡上解析に当たっては,遡上及び流下経路上の地盤
上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による	並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、
液状化、流動化又はすべり、もしくは津波による地形	流動化又はすべり、標高変化を考慮した遡上解析を実
変化、標高変化が考えられる場合は、遡上波の敷地へ	施し遡上波の敷地への到達の可能性について確認す
の到達(回り込みによるものを含む)の可能性につい	る。なお,敷地の周辺斜面が,遡上波の敷地への到達
て確認する。なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地	に対して障壁となったいる箇所はない。
への到達に対して障壁となっている場合は、当該斜面	
の地震時及び津波時の健全性について、重要施設の周	
辺斜面と同等の信頼性を有する評価を実施する等、特	
段の留意が必要である。	
(2) 敷地周辺の遡上経路上に河川、水路が存在し、地震に	(2) 敷地の北方約5kmの位置に一級河川の久慈川が存在
よる河川、水路の堤防等の崩壊、周辺斜面の崩落に起	するが、標高が低く、かつ、敷地からの距離が十分に
因して流路の変化が考えられる場合は、遡上波の敷地	離れているため,敷地への遡上波に影響することはな
への到達の可能性について確認する。	لاً کا م ا
(3) 遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっ	(3) 遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当た
ては、地形変化、標高変化、河川流路の変化について、	っては、基準地震動Ssに伴う地形変化、標高変化が生
基準地震動Ssによる被害想定を基に遡上解析の初期	じる可能性は僅かであるが、津波遡上解析への影響を
条件として設定していることを確認する。	確認するため、解析条件として沈下なしの条件に加え
	て、地盤面を大きく沈下させた条件についても考慮す

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	る。また,敷地内外の人工構造物として,発電所の港 ※ ***********************************
	湾旭設でめるり改兵业いに次城港ョユ港区及り次城港常陸那珂港区の防波堤については,基準地震動によ
	る形状変化が津波の遡上に影響を及ぼす可能性があ
	ることから,その有無を遡上解析の条件として考慮す
	る。 る
(4)地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、	(4) 基準地震動 S s に伴う地形変化,標高変化が生じる
適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認	可能性は僅かであるが,解析条件として,地盤面を大
7 Z °	きく沈下させた条件について考慮する。
3.3 入力津波の設定	3.3 入力津波の設定
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮	入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設
した、津波伝播及び遡上解析により時刻歴波形として設	置位置において算定される時刻歴波形として設定する。
定したいること。	なお、具体的な入力津波の設定に当たっては、以下の
入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位	確認状況に示す。
置において算定される時刻歴波形として設定しているこ	
° لاح	
基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による	
港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し	
考慮すること。	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
【確認内容】	【確認状況】
(1) 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を	(1) 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量
表示していること。なお、潮位変動等については、入	を表示することとし、潮位変動量等については、入力
力津波を設計又は評価に用いる場合に考慮するもの	津波を設計又は評価に用いる場合に考慮する。
とする。	
(2) 入力津波の設定に当たっては、入力津波が各施設・設	(2) 入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度及
備の設計に用いるものであることを念頭に、津波の高	び衝撃力に着目し、各施設・設備において算定された
さ、津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定	数値を安全側に評価した値を入力津波高さや速度と
した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対	して設定することで、各施設・設備の構造・機能の損
応する効果(浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等)	傷に影響する浸水高、波力・波圧について安全側に評
が安全側に評価されることを確認する。	笛ナる。
(3) 施設が海岸線の方向において広がりを有している場	(3) 津波防護の設計に使用する入力津波は,敷地及びそ
合(例えば敷地前面の防潮堤、防潮壁)は、複数の位	の周辺の遡上域、伝播経路の不確かさ及び施設の広が
置において荷重因子の値の大小関係を比較し、当該施	りを考慮して設定するものとする。このため、津波防
設に最も大きな影響を与える波形を入力津波として	護施設である防潮堤は、海岸線の方向において広がり
設定していることを確認する。	を有していることから、荷重因子である入力津波の高
	さや速度が、設計上考慮している津波高さ、速度を超
	過しない設計とする。
(4)基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波によ	(4) 基準津波による港湾内の局所的な海面の固有振動
る港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について、	の励起については、遡上解析により、東海第二発電所
以下の例のように評価し考慮していることを確認す	の港湾内外の最大水位上昇量・傾向、時刻歴波形につ
S S	いて確認すると、有意な差異がないことから、局所的
	な海面の励起は生じていないことを確認している。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
①港湾内の局所的な海面の固有振動に関しては、港湾	
周辺及び港湾内の水位分布、速度ベクトル分布の経	
時的変化を分析することにより、港湾内の局所的な	
現象として生じているか、生じている場合、その固有	
振動による影響が顕著な範囲及び固有振動の周期を	
把握する。	
②局所的な海面の固有振動により水位変動が大きくな	
っている箇所がある場合、取水ピット、津波監視設備	
(敷地の潮位計等)との位置関係を把握する。(設計	
上クリティカルとなる程度に応じて緩和策、設備設	
置位置の移動等の対応を検討)	
3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変)	3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変
動、地殻変動)	動, 地殻変動)
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位(注)を考	入力津波による水位変動に対して、朔望平均潮位及び
慮して安全側の評価を実施すること。	2011 年東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動を考慮し
注):朔(新月)及び望(満月)の日から5日以内に観測	て安全側の評価を実施する。潮汐以外の要因による潮位
された、各月の最高満潮面及び最低干潮面を1年	変動として、高潮について適切に評価を行う。また、地
以上にわたって平均した高さの水位をそれぞれ、	震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合は、地殻
朔望平均満潮位及び朔望平均干潮位という	変動による敷地の隆起又は沈降及び強振動に伴う敷地
潮汐以外の要因による潮位変動についても適切に評価し	地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施する。
考慮すること。地震により陸域の隆起または沈降が想定	なお具体的には以下の確認状況に示す。
される場合、地殻変動による敷地の隆起または沈降及び、	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を	
実施すること。	
【確認内容】	【確認状況】
(1) 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づ	(1) 朔望平均潮位及び潮位のばらつきは敷地周辺の観
き、観測期間、観測設備の仕様に留意の上、朔望平均	測地点「茨城港日立港区」(茨城県茨城港湾事務所日立
潮位を評価していることを確認する。	港区事業所所管)における潮位観測記録に基づき評価
	7 S 。
(2)上昇側の水位変動に対して朔望平均満潮位を考慮し、	(2) 潮位変動として,上昇側の水位変動に対しては朔望
上昇側評価水位を設定していること、また、下降側の	平均満潮位 T・P・+ 0・61m及び潮位のばらつき 0・18mを
水位変動に対して朔望平均干潮位を考慮し、下降側評	考慮し、下降側の水位変動に対しては朔望平均干潮位
価水位を設定していることを確認する。	T. F 0. 81m及び潮位のばらつき 0. 16mを考慮する。
(3)潮汐以外の要因による潮位変動について、以下の例の	(3) 潮汐以外の要因による潮位変動について,以下の例
ように評価し考慮していることを確認する。	のように評価し考慮している。
①敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づ	① 潮汐以外の要因による潮位変動については、観測
き、観測期間等に留意の上、高潮発生状況(程度、台	地点「茨城港日立港区」における至近約40年(1971
風等の高潮要因)について把握する。	年~2010年)の潮位観測記録に基づき,高潮発生状
②高潮要因の発生履歴及びその状況、並びに敷地にお	況(発生確率,台風等の高潮要因)を確認する。
ける汀線の方向等の影響因子を考慮して、高潮の発	② 高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮して,高
生可能性とその程度(ハザード)について検討する。	潮の発生可能性とその程度(ハザード)について検
③津波ハザード評価結果を踏まえた上で、独立事象と	討 す る。
しての津波と高潮による重畳頻度を検討した上で、	③ 基準津波による水位の年超過確率は10-4程度で
考慮の可否、津波と高潮の重畳を考慮する場合の高	あり、独立事象として津波と高潮が重畳する可能性
潮の再現期間を設定する。	は極めて低いと考えられるものの,高潮ハザードに

基準律波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	ついては、プラント運転期間を超える再現期間100
	年に対する期待値T. B. + 1. 44mと、入力津波で考慮
	した朔望平均満潮位 T・P・+ 0・ 61m及び潮位のばらつ
	き 0. 18mの 合計 との 差で ある 0. 65mを外郭 防護の 裕
	度評価において参照する。
(4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、	(4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場
以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評	合、以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の
価を実施していることを確認する。	評価を実施する。
①広域的な地殻変動を評価すべき波源は、地震の震源	① 東海第二発電所の敷地及び敷地周辺の地殻変動
と解釈し、津波波源となる地震の震源(波源)モデル	は、プレート間地震の活動による影響が支配的であ
から算定される広域的な地殻変動を考慮することと	°
7 S 。	② 基準津波の波源である日本海溝におけるプレー
②プレート間地震の活動に関連して局所的な地殻変動	ト間地震に想定される地震において生じる地殻変
があった可能性が指摘されている場合(南海トラフ	動量を考慮する。また、2011年東北地方太平洋沖地
沿岸部に見られる完新世段丘の地殻変動等)は、局所	震により生じた地殻変動量を考慮する。
的な地殻変動量による影響を検討する。	③ 入力津波の波源モデル(日本海溝におけるプレー
③地殻変動量は、入力津波の波源モデルから適切に算	ト間地震)から算定される地殻変動量としては、
定し設定すること。	0.31mの陸域の沈降が想定される。2011年東北地方
④地殻変動が隆起又は沈降によって、以下の例のよう	太平洋沖地震では,敷地全体が約0.5m沈降してい
に考慮の考え方が異なることに留意が必要である。	た。
a) 地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対し	④ 基準津波の波源である日本海溝におけるプレー
て安全機能への影響を評価(以下「安全評価」とい	ト間地震に想定される地震において生じる地殻変
う。)する際には、対象物の高さに隆起量を加算し	動量は以下のように考慮する。

た 2m沈 Ŋ N L. 阌 椞 ر 珳 \mathcal{V} 2011年 Ŗ 劐 Ć 圓 ĥ ر 끵 臣 衣 劐 衣 6 Ч と 嶅 푐 変 N ₩ 具 N J 0. 変 掝 迟 臼 劐 2 긔 5 慾 濲 敷 臼 剦 屾 敷 R . Ķ 16 た × 54 z 変 変 щ 2 0 ĸ 劐 N ⊲□ 6 ビ ₩ 波 泹 筷 た 臼 ど P 2 皮 6 変 щ 0 争 逦 。 2 阒 顜 淟 ĸ 震 N ⟨₩ íL) 払 ĸ ر 446 阆 殼 と ο 方 6 本海》 隆 6 6 to 斟 J 払 6 \mathcal{N} N ~2 敷 具 剳 寰 0 ¥ HU J 阒 14 歨 劺 to 阒 to 늰 敷 Ŗ J 4K) N Ц 払 2 基 定 争 <u></u> 世 世 \} ∎‡ はほ 5 6 隆 IJ 裄 Ш 围 争 to t • Ł 歨 6 懃 方 긔 6 \cup せ 14 敷 P せ 剳 七 长 ⊲□ 洪 遘 HU 降が -1 1111 == $\overline{\mathbb{R}}$ 地方大 におい 2 β 6 ないも Ŀ ⊲⊓ ないも 赘 明 . ر_ . ر 떬 抋 定 붜 設 灩 鄤 Ĩh 震 変 2 沈 逘 6 鯶 K 勘 荗 6 ĥ 长 靊 は 떬 亘 影 щ 淟 隆 0 方 鉪 S <u>+-</u> 裄 ر 裄 ر 嬱 源 歨 争 묀 P 匏 払 波 신 もど 31mの陸域 沈 ŕŔ 斟 宦 隆 长 长 2 変 波 洪 方 6 ÷ 12 東 N 鉪 举 누 Ž 仑 觢 2011年 6 \sim 붜 臼 *¥*2 巴 沎 陸 裄 \mathcal{G} щ た X 断 特在に応 寰 力大 東 。 対 の (敷) 嬱 の 大 の 喹 沈 42 ど 波 た Ć 劐 と 鮰 4H 鮰 围港 ムシレ L L 急 2011年 変 陸 Ľ₩ t 起 仑 変 劐 툆 4 発 R 赳 方 ζ 殼 殼 P 沈 阒 വ γ 隆 0. 変 친 設 働 • 11 \prec ~ 觢 ر t 剳 は た 隆 누 ر 邁 举 椞 変 刻 兡 $\overline{}$ 箫 困の **秋事**項 扵 衣 Ж 殼 14 1 せ 東 隆 \}} 떬 0 举 P P 痶 z 斟 a) 푌 波 迟 q \odot X 6 ₩ 敷 敽 ¥ 删 筷 要 × 全土 ----4. 4. 頧 (__ 屾 #6 12 14 N 刊 Ē 払 鮰 阃 隆 慾 <∄ 敷 昇 묀 計 扵 IJ れ 阌 篒 設 0 J z 긔 塗 圓 N 沈 N N HU tU 丧 0 12 P ٢J <u>~</u>____ 嬱 \sim S to to 恒 酇 巪 定 N 及 N \mathcal{N} \sim た 敷地 ŕŔ た Ц 変 馼 頧 0 鯶 J 影 37 ϕ , Ŕ ₩ N 臼 HU 丑 計 $\overline{\mathbb{A}}$ S 衣 た 争 IJ 6 査 ŕŔ 本方針が 慾 仒 律 ĸ 恒 Ð ⟨₩ N ⊲⊓ < 籄 HU れ \mathcal{N} 쒶 方 衣 設 6 2 6 泹 丧 N 恒 波 鄤 頧 HU 6 N ¥ 視 阃 嬱 ĸ 1 ĩ٢ 淟 6 N 計 长 ϕ P 馼 厥 P 基 甸 駟 甸 畎 袠 ĥ 刊 敾 Ð 町 N , 꼬 と ر 6 基 "р 逘 計 ᅬ 衣 計 衣 源 ŕ ⟨₩ 參 較す 2 争 J 定 鷬 6 鉪 € ど 震 ₽ 阌 P 丧 衣 щ , , 臼 傸 方 떬 ۔ د 護 統 劐 は 畎 \mathcal{N} 丧 ⊲⊓ N N 꾹 価水 N 举 IJ 儶 11111 波 닌 Ч 떬 书 変 け \mathcal{G} γ 濰 \mathcal{V} 接 to 6 項 樂 N 6 設 淟 設 16 6 慾 臼 N 波 \$ 扵 빠 ۲ ر 6 圁 X 計 , ر با ال 늰 波 た こ 淟 陞 N ĸ 嬱 劐 衣 定 靫 Þ ど 长 4 倹 鮰 阌 떬 删 Ć 6 と 傸 沈 $\overline{\phi}$ 後 甸 いた 変 変 茵 귄 泹 4 要 틾 Ł 隆 × 宦 仑 *\$*2 頧 た 阑 × 計 劐 接 殼 \rightarrow 鸑 效 册 N 設 14 Ğ ر 峎 N 陞 便 授 変 0 嬱 붪 ر 脜 払 ⋘ 5 施 圁 影 陞 뉀 匧 御 14 震 と 臼 鯶 42 1Ş ŕ ÷ t) 変 (\mathbb{H}) 滸 0 2 設 R 逘 椞 方 2 푌 汜 < 伨 遟 N 靵 × 臼 殼 苌 阃 後 X 阺 , 淟 6 뾀 椞 坣 準 2 6 4 × 扨 た 锋 掝 頧 掝 把る ₩ P 12 は 護 坣 떬 斟 q 基 基 6 ⟨╢ 4 計 R 42 防 to 基 波 敷 壍 払 (LO) 0 Ŗ 波 患 4.1規 敷 周津 4.

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
されるものの概要が網羅かつ明示されていること。	性に応じた津波防護(津波防護施設、深層防止設備、津
	波監視装置等)の概要(外郭防護の位置及び浸水想定範
	囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範
	囲の設定等)について整理する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)敷地の特性(敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸	(1) 津波防護の基本方針は,以下のとおりである。
水状況等)に応じた基本方針(前述2.のとおり)を確	① 設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護
認する。	施設,浸水防止設備,津波監視設備及び非常用取水
	設備を除く。下記(3)において同じ。)を内包する建
	屋及び区画の設置された敷地において,基準津波に
	よる遡上波を地上部から到達又は流入させない設
	計とする。また,取水路及び放水路等の経路から流
	人させない設計とする。
	② 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する
	可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し
	て、重要な安全機能への影響を防止できる設計とす
	° Q
	③ 上記 2 方針のほか,設計基準対象施設の津波防護
	対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水
	防護をすることにより、津波による影響等から隔離
	可能な設計とする。
	④ 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	能への影響を防止できる設計とする。
	⑤ 津波監視設備については,入力津波に対して津波
	監視機能が保持できる設計とする。
(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要(外殻防護の位置	(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要(外殻防護の位
及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び	置及び浸水想定範囲の設定,並びに内郭防護の位置及
浸水防護重点化範囲の設定等)を確認する。	び浸水防護重点化範囲の設定等)を示す。
	設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施
	設、浸水防止設備、津波監設備及び非常用取水設備を
	除く。)を内包する建屋及び区画として、原子炉建屋、
	タービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、排気筒、軽
	油貯蔵タンク (地下式), 海水ポンプ室が設置及び非常
	用海水系配管を設定する。
	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計と
	するため、外郭防護として防潮堤及び防潮扉を設置す
	° Q
	取水路,放水路等の経路から流入させない設計とす
	るため、外郭防護として取水路に取水路点検用開口部
	浸水防止蓋,海水ポンプ室に海水ポンプグランドドレ
	ン排出口逆止弁、循環水ポンプ室に取水ピット空気抜
	き配管逆止弁,放水路に放水路ゲート及び放水路ゲー
	ト点検用開口部浸水防止蓋, SA用海水ピットにSA
	用海水ピット開口部浸水防止蓋並びに緊急用海水ポ
	ンプ室に緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況防止蓋,緊急用海水ポンプグランドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排水口逆止弁を設置する。また,防潮堤及び防潮扉下部貫通部に対し
------------------------------	---
	て止水処置を実施する。 引き波時の取水ピット水位の低下に対して、非常用 海水ポンプの取水可能水位を維持するため、取水口前 面の海中に貯留堰を設置する。
	設、浸水防止設備、津波館設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内邦防護として、海水ポンプ室に海水ポンプ室ケーブル点検ロ液水防止 蓋並びにタービン建屋又は非常用海水系配管
	カルバートと隣接する原子炉建屋境界地下階の貫通部に対して止水処置を実施する。さらに、屋外の循環水管の損傷箇所から非常用海水ポンプが設置されている海水ポンプ室への津波の流入を防止するため、海水ポンプ室壁の貫通部に対して止水処置を実施する。
	地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、取水路に潮位計、取水ピットに取水ピット水位計並びに原子炉建屋屋上及び防潮堤上部に津波監視カメラを設置する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
4.2 敷地への浸水防止(外郭防護 1)	4.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)
4.5.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止	4.2.1 遡上波の地上部からの到達,流入の防止
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要	「3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域」に示
な安全機能を有する屋外設備等は、基準津波による遡上	したとおり、基準津波の遡上波が敷地に地上部から到
彼が到達しない十分高い場所に設置すること。	達・流入する可能性があるため、津波防護施設、浸水防
基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、	止設備の設置により遡上波が到達しないようにする。
防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。	具体的には, 敷地高さ T. P. + 3m, T. P. + 8m, T. P. + 11m,
	T. b. + 23m, T. b. + 22m に設置されている設計基準対象施
	設の津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、
	津波監視装置及び非常用取水設備を除く。)を内包する
	建屋及び区画に対して、基準津波による遡上波が地上部
	から到達・流入しないことを確認する。
【確認内容】	【 娥 豁 状 沿 】
(1)敷地への浸水の可能性のある経路(遡上経路)の特定	(1) 敷地への浸水の可能性のある経路(遡上経路)の特
(3.5.1)における敷地周辺の遡上の状況、浸水域の分	定 (3. 5. 1)における敷地周辺の遡上の状況, 浸水域の
布等を踏まえ、以下を確認する。	分布等を踏まえ,以下を確認している。
①重要な安全機能を有する設備又はそれを内包する建	① 設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護
屋の設置位置・高さに、基準津波による遡上波が到達	施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水
しないこと、または、到達しないよう津波防護施設を	設備を除く。)を内包する原子炉建屋、タービン建屋
設置していること。	及び使用済燃料乾式貯蔵建屋並びに設計基準対象
②津波防護施設を設置する以外に既存の地山斜面、盛	施設の津波防護対象設備のうち屋外設備である排

基準律波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
土斜面等の活用の有無。また、活用に際して補強等の	気筒が設置されている敷地の高さはT.P.+8m, 軽油
実施の有無。	貯蔵タンク(地下式)が設置されている敷地の高さ
	はT. F. + 11m, 海水ポンプ室が設置されている敷地
	の高さはT.P.+3m, 非常用海水系配管が設置されて
	いる敷地高さはT. b. + 3m~T. b. + 8mであり, 津波に
	よる遡上波が到達、流入する可能性がある。このた
	め, 敷地前面東側においては入力津波高さT. B. +
	17. 9mに対して天端高さ T. F. + 20mの防潮堤及び防
	潮扉, 敷地側面北側においては入力津波高さT.P.+
	12.4mに対して天端高さT. b. + 18mの防潮堤, 敷地側
	面南側においては入力津波高さT. P. + 16. 6mに対し
	てT. F. + 18mの防潮堤及び防潮扉を設置することに
	より、津波は到達、流入しない設計とする。
	② 遡上波の到達・流入の防止において,既存の地山
	斜面,盛土斜面等は活用していない。
(2)津波防護施設の位置・仕様を確認する。	(2) 津波防護施設の位置・仕様を確認示す。
①津波防護施設の種類(防潮堤、防潮壁等)及び箇所	① 防潮堤
②施設ごとの構造形式、形状	津波による遡上波が津波防護対象設備(津波防護
	施設,浸水防止設備,津波監視設備及び非常用取水
	設備を除く。)の設置された敷地に到達, 流入するこ
	とを防止し、津波防護対象設備(津波防護施設、浸
	水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除
	く。)が機能喪失することのない設計とするため,敷

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	地を取り囲む形で防潮堤を設置する。
	防潮堤の構造形式としては、地中連続壁基礎に鋼
	製の上部工を設置する鋼製防護壁、地中連続壁基礎
	に鉄筋コンクリート製の上部工を設置する鉄筋コ
	ンクリート防潮壁及び基礎となる鋼管杭の上部工
	部分に鉄筋コンクリートを被覆した鋼管抗鉄筋コ
	ンクリート防潮壁の3種類からなる。なお,主要な
	構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相
	対変位を考慮した止水ジョイントを設置し、止水処
	置を講じる設計とする。防潮扉は、上下スライド式
	の鋼製扉である。
	② 防潮扉
	防潮堤の道路横断部に防潮扉を設置する。
	防潮扉は、上下スライド式の鋼製扉である。
	 3 貯留堰
	基準津波による取水ピット内水位低下時に,非常
	用海水ポンプの取水可能水位を下回ることのない
	設計とするため,非常用海水ポンプの継続運転が十
	分可能となるよう、取水口前面に貯留堰を設置す
	S 。
(3) 津波防護施設における浸水防止設備の設置の方針に	(3) 敷地への津波流入については,防潮堤及び防潮扉下
関して、以下を確認する。	部貫通部からの流入の可能性がある。
①要求事項に適合するよう、特定した遡上経路に浸水	特定した流入経路から、津波が流入することを防止

5条 添付37-25

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
防止設備を設置する方針であること。	するため、防潮堤及び防潮扉下部貫通部に対して止水
②止水対策を実施する予定の部位が列記されているこ	処置を実施する。
と。以下、例示。	
a) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等に	
おける電線管内処理	
b)躯体開口部(扉、排水口等)	
4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止	4.2.2 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入防止
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性につ	取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性
いて検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、	について検討した上で,流入の可能性のある経路(扉、
貫通部等)を特定すること。	開口部、貫通部等)を特定する。
特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の	特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波
流入を防止すること。	の流入を防止する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)敷地への海水流入の可能性のある経路(流入経路)の	(1) 敷地への津波流入については,取水路,放水路, S
特定	A用海水ピット,緊急用海水系の取水経路及び構内排
以下のような経路(例示)からの津波の流入の可能性	水路からの流入の可能性がある。
を検討し、流入経路を特定していることを確認する。	
①海域に連接する水路から建屋、土木構造物地下部へ	
のバイパス経路(水路周辺のトレンチ開口部等)	
②津波防護施設(防潮堤、防潮壁)及び敷地の外側から	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
内側(地上部、建屋、土木構造物地下部)へのバイパ	
ス経路(排水管、道路、アクセス通路等)	
③敷地前面の沖合から埋設管路により取水する場合の	
敷地内の取水路点検口及び外部に露出した取水ピッ	
ト等(沈砂池を含む)	
④海域への排水管等	
(2)特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様	(2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕
を確認する。	様を以下に示す。
①津波防護施設の種類(防潮壁等)及び箇所	① 放水路ゲート
②施設ごとの構造形式、形状	津波が放水路から津波防護対象設備(津波防護施
	設,浸水防止設備,津波監視設備及び非常用取水設
	備を除く。)の設置された敷地に流入することを防
	止し、津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止
	設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)が
	機能喪失することのない設計とするため,放水路に
	放水路ゲートを設置する。
	放水路ゲートは、扉体、戸当たり、駆動装置等で
	構成され、発電所を含む地域に大津波警報が発表さ
	れた場合に遠隔閉止することにより津波の遡上を
	防止する設計とする。放水路ゲートは、敷地への遡
	上のおそれのある津波襲来前に遠隔閉止を確実に
	実施するために重要安全施設(MS-1)として設
	計 す る。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	② 構内排水路逆流防止設備
	津波が構内排水路から津波防護対象設備(津波防
	護施設,浸水防止設備,津波監視設備及び非常用取
	水設備を除く。)の設置された敷地に流入すること
	を防止し、津波防護対象設備(津波防護施設、浸水
	防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除
	く。)が機能喪失しない設計とするため、構内排水路
	逆流防止設備を設置する。
(3)特定した流入経路における浸水防止設備の設置の方	(3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置の
針に関して、以下を確認する。	方針に関して、以下に示す。
①要求事項に適合するよう、特定した流入経路に浸水	① 浸水防止設備として,取水路に取水路点検用開口
防止設備を設置する方針であること。	部浸水防止蓋、海水ポンプ室に海水ポンプグランド
②浸水防止設備の設置予定の部位が列記されているこ	ドレン排出口逆止弁、循環水ポンプ室に取水ピット
と。以下、例示。	空気抜き配管逆止弁,放水路に放水路ゲート点検用
a) 配管貫通部	開口部浸水防止蓋、SA用海水ピットにSA用海水
p)電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等に	ピット開口部浸水防止蓋並びに緊急用海水ポンプ
おける電線管内処理	ピットに緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸
c) 空 調 ダ クト貫 通 部	水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出ロ
d) 躯体開口部(扉、排水口等)	逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆
	止弁を設置する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止	4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止
(外 郭 防 護 2)	(外郭防護 2)
4.3.1 漏水対策	4.3.1 漏水対策
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水	取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・
施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること。	放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討する。
漏水が継続することによる浸水の範囲を想定(以下「浸水	漏水が継続する場合は、浸水想定範囲を明確にし、浸
想定範囲」という。) すること。	水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路,浸
浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、	水口(扉、開口部、貫通口等)を特定する。また、浸水
浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定すること。	想定範囲がある場合は、浸水の可能性のある経路、浸水
特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことによ	ロに対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定
り浸水範囲を限定すること。	する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)要求事項に適合する方針であることを確認する。な	(1) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して,取水・
お、後段規制(工事計画認可)においては、浸水想定	放水施設及び地下部等における漏水の可能性を検討
範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の	した結果,外郭防護1での浸水対策の実施により,津
仕様について、確認する。	波の流入防止が可能と考えるが、重要な安全機能を有
	する設備である非常用海水ポンプが設置されている
	海水ポンプ室については、基準津波が取水路を経て取
	水ピットから流入する可能性があるため、漏水が継続
	することによる浸水の範囲(以下「浸水想定範囲」と
	いう。)として想定する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	浸水想定範囲への浸水の可能性がある経路として、海水ポンプ室の床に海水ポンプのグランドドレンを
	排水する排出口があるため、浸水防止設備として海水
	ポンプグランドドレン排出口逆止弁を設置する。海水
	ポンプグランドドレン排出口逆止弁は、漏水により津
	波の浸水経路となる可能性があるため、浸水想定範囲
	の浸水量評価において考慮する。
4.3.7 女王俄昭への影響催認	4.3.2 女 또 機 能 へ の 影 響 帷 談
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等が	浸水想定範囲が存在する場合、その周辺に重要な安全
ある場合は、防水区画化すること。	機能を有する設備等がある場合は、防水区画化する。必
必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全	要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機
機能への影響がないことを確認すること。	能への影響がないことを確認する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)要求事項に適合する影響確認の方針であることを確	(1) 海水ポンプ室には,重要な安全機能を有する屋外設
認する。なお、後段規制(工事計画認可)においては、	備である非常用海水ポンプが設置されているため、海
浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防	水ポンプ室を防水区画化する。
止設備の仕様を確認する。	防水区画化した海水ポンプ室の海水ポンプグラン
	ドドレン排出口逆止弁については、漏水が発生する可
	能性があるため,浸水量を評価し,安全機能への影響
	がないことを確認する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
 4.3.3 排水設備設置の検討 【規制基準における要求事項等】 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合 は、排水設備を設置すること。 	 4.3.3 排水設備設置の検討 「要求事項等への対応方針】 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。
【確認内容】 (1)要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制(工事計画認可)においては、浸水想定範囲における排水設備の必要性、設置する場合の設備仕様について確認する。	【確認状況】 (1) 「4.3.2 安全機能への影響確認」において浸水想定 範囲である海水ポンプ室において、長期間冠水するこ とが想定される場合は、排水設備を設置する。
 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定 【規制基準における要求事項等】 「規制基準における要求事項等】 重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区面については、浸水防護重点化範囲として明確化すること。 	 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定 「要求事項等への対応方針】 「要求事項等への対応方針】 「要求事項等への対応方針】 「設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施設,浸水防止設備,津波監視設備及び非常用取水設備を設,浸水防止設備,津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区面については,浸水防護重点化範囲として明確化する。
【確認内容】 (1)重要な安全機能を有する設備等(耐震Sクラスの機器・ 配管系)のうち、基本設計段階において位置が明示さ れているものについては、それらの設備等を内包する	【確認状況】 (1) 浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、使用済燃 料乾式貯蔵建屋、海水ポンプ室、軽油貯蔵タンク及び 非常用海水系配管を設定する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
建屋、区画が津波防護重点範囲として設定されている	
ことを確認する。	
(5)基本設計段階において全ての設備等の位置が明示さ	(2) -
れているわけではないため、工事計画認可の段階にお	
いて津波防護重点化範囲を再確認する必要がある。し	
たがって、基本設計段階において位置が確定していな	
い設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津	
波防護重点化範囲を工認段階で設定することが方針	
として明記されていることを確認する。	
4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策	4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に	津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を想定す
想定すること。	° S
浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点	浸水範囲、浸水量の想定に基づき、浸水防護重点化範
化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口(扉、開口部、	囲への浸水の可能性のある経路、浸水口(扉、開口部、
貫通口箏)を特定し、それらに対して浸水対策を施すこ	貫通口等)を特定し、それらに対して浸水対策を実施す
ہ ریک	° S
	津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量について
	は,地震による溢水の影響も含めて,以下の方針により
	安全側の想定を実施する。
	(1) 地震・津波による建屋内の循環水等の機器・配管の
	損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢
	水,下位クラス建屋における地震時のドレン系ポンプ

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	の停止による地下水の流入等の事象を考慮する。
	(2) 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタン
	ク等の損傷による敷地内への津波及び系統保有水の
	溢水等の事象を考慮する。
	(3) 循環水系機器・配管等損傷による津波浸水量につい
	ては、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返
	し襲来を考慮する。
	(4) 配管・機器等の損傷による溢水量については、内部
	溢水における溢水事象想定を考慮して算出する。
	(2) 地下水の流入量は、対象建屋周辺のドレン系による
	排水量の実績値に基づき、安全側の仮定条件で算定す
	ې کې
	(6) 施設・設備施工上生じうる隙間部等がある場合に
	は、当該部からの溢水も考慮する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)要求事項に適合する方針であることを確認する。な	(1) 津波による溢水を考慮した浸水範囲,浸水量につい
お、後段規制(工事計画認可)においては、浸水範囲、	ては,以下のとおり地震による溢水の影響も含めて確
浸水量の想定、浸水防護重点化範囲への浸水経路・浸	認を行い,浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のあ
水口及び浸水防止設備の仕様について、確認する。	る経路、浸水口を特定し、浸水対策を実施する。具体
	的には、タービン建屋から浸水防護重点化範囲(原子
	炉建屋)への地震による循環水系配管の損傷箇所から
	の津波の流入等を防止するため、タービン建屋と隣接

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	する原子炉建屋の地下階の貫通部に対して止水処置
	を実施する。屋外の循環水系配管の損傷箇所から海水
	ポンプ室への津波の流入を防止するため,海水ポンプ
	室貫通部止水処置を実施する。また、屋外の非常用海
	水系配管(戻り管)の破損箇所から津波の流入を防止
	するため,貫通部止水処置に加えて,海水ポンプ室ケ
	ーブル点検口浸水防止蓋の設置を実施する。
(2)津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量について	(2) 浸水範囲,浸水量の評価については,以下のとおり
は、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のよう	安全側の想定を実施する。
に安全側の想定を実施する方針であることを確認す	a. 建屋内の機器・配管の損傷による津波、溢水等の
° No	事象想定
①地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の	タービン建屋における溢水については,循環水系
損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢	配管の伸縮継手の全円周状の破損(リング状破損)
水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポン	並びに地震に起因する耐震Bクラス及びCクラス
プの停止による地下水の流入等の事象が想定されて	機器の破損を想定し,地震加速度大による原子炉ス
いること。	クラム及びタービン建屋復水器エリアの漏えい信
②地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタン	号で作動するインターロックによる循環水ポンプ
ク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有	の停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの間に
水の溢水等の事象が想定されていること。	生じる溢水量と,溢水源となり得る機器の保有水に
③循環水系機器・配管損傷による津波浸水量について	よる溢水量及び循環水系配管の破損箇所からの津
は、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し	波の流入量を合算した水量が,タービン建屋空間部
の来襲が考慮されていること。	に滞留するものとして溢水水位を算出する。なお、
④機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢	インターロックにより復水器水室出入口弁を閉止

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
水における溢水事象想定を考慮して算定しているこ	することにより津波の流入を防止できるため、津波
° رید	の流入は考慮しない。
⑤地下水の流入量については、例えば、ドレン系が停止	b. 屋外配管やタンク等の損傷による津波, 溢水等の
した状態での地下水位を安全側(高め)に設定した上	事象想定
で、当該地下水位まで地下水の流入を考慮するか、又	循環水系配管の屋外における溢水については,循
は対象建屋周辺のドレン系による1日当たりの排水	環水系配管の伸縮継手の全円周状の破損(リング状
量の実績値に対して、外部の支援を期待しない約 7	破損)を想定し、循環水ポンプ吐出による溢水が循
日間の積算値を採用する等、安全側の仮定条件で算	環水ポンプ室へ流入して滞留する水量を算出し、隣
使したいること。	接する浸水防護重点化範囲に浸水しないことを確
⑥施設・設備施工上生じうる隙間部等についても留意	認する。なお,インターロックにより循環水ポンプ
し、必要に応じて考慮すること。	出口弁及び復水器水室出入口弁を閉止することに
	より津波の流入を防止できるため、津波の流入は考
	慮しない。
	屋外における非常用海水系配管(戻り管)からの
	溢水については,非常用海水ポンプの全台運転を想
	定し、その定格流量が溢水し、設計基準対象施設の
	津波防護対象設備(津波防護施設,浸水防護設備 ,
	津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)の設置
	された敷地に流入したときの浸水防護重点化範囲
	への影響を確認する。なお、津波の襲来前に放水路
	ゲートを閉止することから,非常用海水系配管(戻
	り管)の放水ラインの放水路側からの津波の流入は
	防止できるため、津波の流入は考慮しない。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	屋外タンクの損傷による溢水は、原子炉建屋境界
	貫通部及び海水ポンプ室貫通部に止水処置をする
	ため、浸水防護重点化範囲の建屋又は区域に侵入す
	ることはない。
	c. 循環水系及び非常用海水系の機器・配管損傷によ
	る津波浸水量の考慮
	上記a.及びbのとおり、循環水系配管の損傷に
	対して、津波が襲来する前に循環水ポンプを停止
	し、復水器出入口弁及び循環水ポンプ出口弁を閉止
	するインターロックを設け、津波を流入させない設
	計とすることから、津波の浸水量は考慮しない。ま
	た、上記b.のとおり、非常用海水系配管(戻り管)
	の損傷に対して、津波が襲来する前に放水路ゲート
	を閉止し、放水ラインの放水路側からの津波の流入
	を防止する設計とすることから、津波の浸水量は考
	慮しない。
	d. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮
	機器・配管等の損傷による浸水範囲、浸水量につ
	いては、損傷箇所を介したタービン建屋への津波の
	流入,内部溢水等の事象想定も考慮して算定する。
	e. 地下水の溢水影響の考慮
	地下水の流入については、複数のサブドレンピッ
	ト及び排水ポンプにより排水することができる。ま

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	た、排水ポンプ停止に伴う地下水位上昇を想定して
	も建屋地下部貫通部の止水処置を行い,浸水防護重
	点化範囲への浸水を防止する設計とする。
	f. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考
	慮
	津波及び溢水により浸水を想定するタービン建
	屋と原子炉建屋地下部の境界において,施工上生じ
	うる建屋間の隙間部には,止水処置を行い,浸水防
	護重点化範囲への浸水を防止する設計とする。ま
	た、津波及び溢水により浸水を想定する循環水ポン
	プ室と隣接する海水ポンプ室の貫通部の隙間部に
	は,止水処置を行い,浸水防護重点化範囲への浸水
	を防止する設計とする。
4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能へ	4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能へ
の影響防止	の影響防止
4.5.1 非常用海水冷却系の取水性	4.5.1 非常用海水冷却系の取水性
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
非常用海水冷却系の取水性については、次に示す方針を	基準津波の水位の低下に対して,非常用海水ポンプが
満足すること。	機能保持できる設計であることを確認する。また,基準
・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能	津波による水位の低下に対して,冷却に必要な海水が確
保持できる設計であること。	保できる摂家であることを確認する。
・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水	具体的には,以下のとおり実施する。
が確保できる設計であること。	・ 非常用海水ポンプ位置の評価水位の算定を適切に

家 重 近 イド 東 海 第 二 発 電 所 耐 準 波 設 計 方 針 と の 適 合 状 況	行うため、取水路の特性に応じた手法を用いる。ま	た、取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じ	た摩擦損失を設定する。	・ 非常用海水ポンプの取水可能水位が下降側評価水	位を下回る等、水位低下に対して非常用海水ポンプ	が機能保持できる設計となっていることを確認す	So.	• 引き波時に水位が実際の取水可能水位を下回る場	合には、下回っている時間において、非常用海水ポ	ンプの継続運転が可能な貯留量を十分確保できる	設計となっていることを確認する。なお、取水路又	は取水ピットが循環水系を含む状況系と非常用系	で併用されているため、循環水系を含む常用系ポン	プ運転継続等による貯留量の喪失を防止できる設	計とする。	【確認状況】	位置の評価水位 (1) 取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水	、る。確認のポイ 位が適切に算定されている。	① 基準津波による水位の低下に伴う取水路から取	れていること。 水ピットの特性を考慮した非常用海水ポンプ位置	の評価水位を適切に算出するため、管路において運	状況に応じた摩動力程式及び連続式を用いて解析を実施する。	
基準津波及び耐津波設計方針に係る審																【確認内容】	(1)取水路の特性を考慮した海水ポンプ(が適切に算定されていることを確認す	ントは以下のとおり。	①取水路の特性に応じた手法が用いら	(開水路、閉管路の方程式)	②取水路の管路の形状や材質、表面の>	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	ットに至る経路をモデル化し、粗度係数、貝代及び
	スクリーン損失を考慮するとともに、防波堤の有無
	及び潮位のばらつきの加算による安全側に評価し
	た値を用いる等,計算結果の不確実性を考慮した評
	価を実施する。
(2)前述(3.4(4))のとおり地殻変動量を安全側に考慮し	(2) 前述(3.4(4))のとおり地殻変動量を安全側に考慮
て、水位低下に対する耐性(海水ポンプの仕様、取水	して,水位低下に対する耐性(海水ポンプの仕様,取
ロの仕様、取水路又は取水ピットの仕様等)について、	水口の仕様,取水路又は取水ピットの仕様等)につい
以下を確認する。	て、以下を確認している。
①海水ポンプの設計用の取水可能水位が下降側評価水	① 基準津波による下降側水位はT. P 2. 64mとなっ
位を下回る等、水位低下に対して海水ポンプが機能	た。この水位に下降側の潮位のばらつき0.16mと数
保持できる設計方針であること。	値計算上のばらつきを考慮した T. P. - 6. 0mを評価
②引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合	水位とする。評価水位は,非常用海水ポンプの取水
には、下回っている時間において、海水ポンプの継続	可能水位 T. P 2. 66mを下回る。
運転が可能な貯水量を十分確保できる取水路又は取	② このため,津波防護施設として取水口前面の海中
水ピットの構造仕様、設計方針であること。	に天端高さT. b. -4. 8mの貯留堰を設置することで,
なお、取水路又は取水ピットが循環水系と非常系で	水位低下における非常用海水ポンプの取水性は保
併用される場合においては、循環水系運転継続等に	持できる。なお,取水ピットは循環水ポンプを含む
よる取水量の喪失を防止できる措置が施される方針	常用海水ポンプが併用されているため、発電所を含
であること。	む地域に大津波警報が発表された場合、引き波時に
	おける非常用海水ポンプ取水位置での水位低下量
	を抑制するため、循環水ポンプを含む常用海水ポン
	プは停止する運用とする。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機	4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機
能保持確認	能保持確認
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評	基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積を適切に
角ぃちんこゆいと。	評価し、取水口及び取水路の通水性が確保されているこ
基準津波に伴う取水口付近の漂流物が適切に評価されて	とを確認する。
いること。	また,非常用海水ポンプについては,基準津波による
非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足する	水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊によ
ہ ربر ر ہر	る土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路
・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸	の通水性は確保できることを確認し、浮遊砂等の混入に
上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して	対して非常用海水ポンプは機能保持できる設計である
取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であるこ	ことを確認する。
° ريد	具体的には、以下のとおり確認する。
・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対し	・ 遡上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況
て海水ポンプが機能保持できる設計であること。	に基づき,砂の堆積高さが取水口下端に到達しない
	ことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取
	水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討
	し,閉塞しないことを確認する。
	 ・ 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去する
	ことが困難であるため,非常用海水ポンプそのもの
	が運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様
	であることを確認する。また,軸受への浮遊砂の混
	入に対し,耐摩耗性を有する軸受であることを確認

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	する。
	 基準達法に伴う取水口付近の漂流物については、
	遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面
	及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化
	を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物
	により取水口が閉塞しないことを確認する。また、
	スクリーン自体が漂流物となる可能性がないか確
	認する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積について	(1) 取水口前面の海底面は T.b.-6.89m であるのに対
は、(3.5.1)の遡上解析結果における取水口付近の砂	し,取水口の底面は I.B.-6.04m と海底面より,約
の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到	0.82m 高い位置に取水口の底面がある。また,取水ピ
達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合	ットの底面は取水路の底面から 1.8m 低く T. P. -7. 85m
は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検	であり、非常用海水ポンプの吸込み下端から取水路底
討し、閉塞しないことを確認する。「安全側」な検討と	面までは約 1.3m の距離がある。また, 取水口の呑口は
は、浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータス	8 ロからなり,1 ロ当たりの寸法は
タディすることによって、取水口付近の堆積高さを高	となる。
めに、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を	砂移動に関する数値シミュレーションの結果は、取
大きめに算定すること等が考えられる。	水口前面における砂堆積厚さは水位上昇側及び下降
	側において 0.36m であり,砂の堆積によって,取水口
	が閉塞することはない。また,取水ピットにおける砂
	堆積厚さは 0.028m であり, 非常用海水ポンプへの影
	響はなく機能は保持できる。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
(2)混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去すること	(2) 非常用海水ポンプ取水時に浮遊砂の一部が軸受潤
が困難なため、海水ポンプそのものが運転時の砂の混	滑水としてポンプ軸受に混入したとしても、非常用海
入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認す	水ポンプの軸受に設けられた約 3. 7mm の異物逃し溝か
° Q	ら排出される構造とする。
	これに対して発電所周辺の砂の平均粒径は 0.15mm
	(底質調査)で、数ミリメートル以上の砂はごくわず
	かであることに加えて、粒径数ミリメートル以上の砂
	は浮遊し難いものであることを踏まえると、大きな粒
	径の砂はほとんど混入しないと考えられ、砂混入に対
	して非常用海水ポンプの取水性は保持できる。
(3)基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、	(3) 発電所敷地内で漂流する可能性があるものとして,
(3.5.1)の遡上解析結果における取水口付近を含む敷	鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁(コンクリ
地前面及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の	一 ト 片), 鉄 骨 造 建 物 の 外 装 板 , フ ェ ン ス , 空 調 室 外 機 ,
変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流	車両、浚渫用の作業台船等があり、取水口に向かう可
物により取水口が閉塞しない仕様の方針であること、	能性は否定できないが、漂流物の形状及び堆積状況を
又は閉塞防止措置を施す方針であることを確認する。	考慮すると取水口の呑口全てを完全に閉塞させるこ
なお、取水スクリーンについては、異物の混入を防止	とはなく,取水性への影響はない。また,貯留堰内に
する効果が期待できるが、津波時には破損して混入防	堆積することは考え難いが,堆積することを想定した
止が機能しないだけでなく、それ自体が漂流物となる	場合においても、引き波時の取水性への影響はない。
可能性が有ることに留意する必要がある。	なお、敷地内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船は、
	津波警報等発表時には緊急退避するため、漂流物とは
	ならない。
	発電所敷地外で漂流する可能性があるものとして、

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁(コンクリ
	一 ト 片), 鉄 骨 造 建 物 の 外 装 板, 家 屋, 倉 庫, フェンス,
	タンク、防砂林等があるが、設置位置及び流向を考慮
	すると取水口へは向かわないため,取水性への影響は
	ない。なお、これらの漂流する可能性のあるものが取
	水口に向かうことを想定した場合においても、すべて
	のものが取水口前面に到達する可能性は低いと考え
	られ、漂流物の形状及び堆積状況を考慮すると取水口
	の呑口全てを完全に閉塞させることはなく,取水性へ
	の影響はない。貯留堰内に堆積することは考え難い
	が、堆積することを想定した場合においても、引き波
	時の取水性への影響はない。また,発電所近傍で操業
	する漁船が航行不能になった場合については、取水口
	に向かう可能性は否定できないが,取水口の呑口全て
	を閉塞させることはなく,取水性への影響はない。
	発電所前面を通過する定期船に関しては、発電所か
	ら半径 5km 以内に航路はないことから,発電所に対す
	る漂流物とはならない。
	なお、取水口に向かう可能性のある漂流物について
	は、津波防護施設及び浸水防止設備に衝突する可能性
	があるため,最も重量が大きい漂流物が作業台船(約
	44t) となることから, 重量 50t の漂流物を衝突荷重に
	おいて考慮し評価する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	除塵装置である回転レイキ付バースクリーン及びトラベリングスクリーンについては、基準達彼の流速
	に対し、十分な強度を有していることから、損傷する
	ことはなく漂流物とはならないことから,取水性に影
	響を及ぼすことはないことを確認している。
4.6 津波監視	4.6 津波監視
【基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、	敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施
浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視	設及び浸水防止設備の機能、取水口及び放水口を含む敷
設備を設置すること。	地東側の沿岸域、並びに敷地内外の状況を監視するため
	に、津波監視設備として、津波監視カメラ、取水ピット
	水位計及び潮位計を基準津波の影響を受けにくい位置
	に設置する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)要求事項に適合する方針であることを確認する。ま	(1) 敷地への津波の繰返しの襲来を察知し,津波防護施
た、設置の概要として、おおよその位置と監視設備の	設、浸水防止設備の機能を確実にするために、津波監
方式等について把握する。	視設備を設置する。津波監視設備としては、津波監視
	カメラ、取水ピット水位計及び潮位計を設置する。津
	波監視カメラは地震発生後、津波が発生した場合に、
	その影響を俯瞰的に把握するため、津波及び漂流物の
	影響を受けない防潮堤内側の原子炉建屋の屋上及び

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	防潮堤の上部に設置し、津波監視機能が十分に保持で
	きる設計とする。取水ピット水位計は、非常用海水ポ
	ンプの取水性を確保するために、基準津波の下降側の
	取水ピット水位の監視を目的に、津波及び漂流物の影
	響を受けにくい防潮堤内側の取水ピットに設置し、津
	波監視機能が十分に保持できる設計とする。潮位計
	は、津波の上昇側の水位監視を目的に、津波及び漂流
	物の影響を受けにくい取水ロ入口近傍の取水路側壁
	に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とす
	° Q
2. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件	 施設・設備の設計・評価の方針及び条件
5.1 津波防護施設の設計	5.1 津波防護施設の設計
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵	津波防護施設(防潮堤・防潮扉、放水路ゲート、構内排
食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対す	水路逆流防止設備及び貯留堰)については、その構造に
る安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力	応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにす
津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計	べり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性に
すること。	も配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分
	に保持できるよう設計する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
【確認内容】	【確認状況】
(1)要求事項に適合する設計力針であることを確認する。	(1) 津波防護施設(防潮堤及び防潮扉, 放水路ゲート,
なお、後段規制(工事計画認可)においては、施設の	構内排水路逆流防止設備並びに貯留堰)については、
寸法、構造、強度及び支持性能(地盤強度、地盤安定	その構造に応じ,波力による侵食及び洗掘に対する抵
性)が要求事項に適合するものであることを確認す	抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、
° Q	越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津
	波防護機能が十分に保持できる設計とする。
(2)設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機	(2) 以下の項目について,設定の考え方を示す。
能が十分保持できる設計がなされることの見通しを	 荷重組合せ
得るため、以下の項目について、設定の考え方を確認	a) 防潮堤及び防潮扉
する。確認内容を以下に例示する。	・常時荷重+地震荷重
①荷重組合せ	 常時荷重+津波荷重
a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における	 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重
荷重組合む:常時+津波、常時+津波+地震(余震)	 ・常時荷重+津波荷重+漂流物衝突荷重
②荷重の設定	b) 放水路ゲート
a)津波による荷重(波圧、衝撃力)の設定に関して、	・常時荷重+地震荷重
考慮する知見(例えば、国交省の暫定指針等)及び	・常時荷重+津波荷重
それらの適用在。	・常時荷重+津波荷重+余震荷重
b) 余震による荷重として、サイト特性(余震の震源、	c) 構内排水路逆流防止設備
ハザード)が考慮され、合理的な頻度、荷重レベル	・常時荷重+地震荷重
が設定される。	 常時荷重+津波荷重
c) 地震により周辺地盤に液状化が発生する場合、防	 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重
潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
慮すること。	d) 貯留堰
③許容限界	・常時荷重+地震荷重
a)津波防護機能に対する機能保持限界として、当該	 常時荷重+津波荷重
構造物全体の変形能力(終局耐力時の変形)に対し	 常時荷重+津波荷重+余震荷重
て十分な余裕を有し、津波防護機能を保持するこ	 常時荷重+津波荷重+漂流物衝突荷重
° ريد	② 荷重の設定
(なお、機能損傷に至った場合、補修に、ある程度	a) 防潮堤及び防潮扉
の期間が必要となることから、地震、津波後の再使	・常時荷重
用性に着目した許容限界にも留意する必要があ	自重等を考慮する。
ති ං)	・ 地震荷重
	基準地震動Ssを考慮する。
	・津波荷重
	防潮堤前面東側, 敷地側面北側, 敷地側面
	南側の津波荷重を考慮する。
	• 余震荷重
	弾性設計用地震動 S a – D 1 を考慮する。
	・漂流物衝突荷重
	漂流物となる可能性のある施設・設備とし
	て抽出された作業台船441が最大となること
	から、20tの漂流物が衝突することを考慮し、
	「道路橋示方書(I共通編・IV下部構造編)・
	同解説」に基づき設定する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	b) 放水路ゲート
	・常時荷重
	自重等を考慮する。
	・ 地震荷重
	基準地震動Ssを考慮する。
	・津波荷重
	放水路における入力津波高さT. P. + 19. 5m
	に,参照する裕度+0.62mを含めても,十分な
	裕度のある津波荷重水位 T. P. + 22. 0mを考慮
	7 S 。
	 ・ 余震荷重
	弾性設計用地震動Sa-D1を考慮する。
	c) 構内排水路逆流防止設備
	・常時荷重
	自重等を考慮する。
	・ 地震荷重
	基準地震動Ssを考慮する。
	・津波荷重
	防潮堤前面(敷地前面東側)における入力
	津波高さT.P. + 19. 2mに, 参照する裕度 +
	0.62mを含めても, 十分な裕度のある津波荷
	重水位T.P. + 20. 0mを考慮する。津波波力は,
	「港湾の施設の技術上の基準・同解説」によ

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	り設定する。
	 ・余震荷重
	弾性設計用地震動 S a – D 1 を考慮する。
	d) 貯留堰
	・常時荷重
	自重等を考慮する。
	・地震荷重
	基準地震動Ssを考慮する。
	・津波荷重
	防潮堤前面(敷地前面東側)における入力
	津波高さT.P. + 19. 5mに,参照する裕度+
	0.65mを含めても、十分な裕度のある津波荷
	重水位T.P.+20.0mを考慮する。津波波力は,
	「港湾の施設の技術上の基準・同解説」によ
	り設定する。
	 ・ 糸 震 荷 重
	弾性設計用地震動 S a ー D 1 を考慮する。
	・ 漂 流物 衝突荷重
	漂流物となる可能性のある施設・設備とし
	て抽出された作業台船44tが最大となること
	から, 20tの漂流物が衝突することを考慮し,
	「道路橋示方書(I 共通編・IV 下部構造編)・
	同解説」に基づき設定する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	 許容限界
	津波防護に対する機能限界保持として、地震後、
	津波後の再使用性や津波の繰り返し作用を想定し、
	止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体
	の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、鋼製
	する部材が弾性状態に収まることを基本として、津
	波防護機能を保持することを確認する。
5.2 浸水防止設備の設計	5.2 浸水防止設備の設計
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
浸水防止設備については、浸水想定範囲における浸水時	浸水防止設備(取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水
及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の	ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜
耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能	き配管逆止弁, 放水路ゲ一下点検用開口部浸水防止蓋,
が十分に保持できるよう設計すること。	SA用海水ピット開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプ
	ピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグラ
	ンドドレン排出口逆止弁,緊急用海水ポンプ室床ドレン
	排出口逆止弁、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋
	及び貫通部止水処置) については, 基準地震動 S s による
	地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう
	設計する。また、浸水想定範囲における浸水時及び冠水
	後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも
	配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に
	保持できるよう設計する。

東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況	以下に浸水防止設備について荷重の組合せ、荷重の設定	及び許容限界について考え方を示す。	a. 荷重の組合せ	常時荷重、津波荷重及び地震荷重を適切に組合せ	о Ю	風荷重は,竜巻による風荷重又は竜巻以外の風荷重	として「建築基準法(建設告示第1454号)」に基づく	立地地域(東海村)の基準風速による風荷重を考慮す	о О	・常時荷重+地震荷重	・常時荷重+津波荷重	・常時荷重+津波荷重+余震荷重		b. 荷重の設定	・常時荷重	自重等を考慮する。	・ 地震荷重	基準地震動Ssを考慮する。	・津波荷重	各設備の荷重水位を考慮する。	 ・余震荷重 	弾性設計用地震動 S a ー D 1 を考慮する。	
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	【確認内容】	(1)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。	なお、後段規制(工事計画認可)においては、設備の	寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものである	ことを確認する。	(2)浸水防止設備のうち水密扉等、後段規制において強度	の確認を要する設備については、設計方針の確認に加	え、入力津波に対して浸水防止機能が十分保持できる	設計がなされることの見通しを得るため、津波防護施	設と同様に、荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界(当	該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有し、	かつ浸水防止機能を保持すること)の項目についての	考え方を確認する。	(3)浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水対策等、後段	規制において仕様(施工方法を含む)の確認を要する	設備については、荷重の設定と荷重に対する性能確保	についての方針を確認する。						

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	c. 許容限界
	津波防護に対する機能限界保持として,地震後,津
	波後の再使用性や津波の繰り返し作用を想定し、止水
	性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形
	能力に対して十分な余裕を有するよう、鋼製する部材
	が弾性状態に収まることを基本として、浸水防止機能
	を保持することを確認する。
5.3 津波監視設備の設計	5.3 津波監視設備の設計
【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】
津波監視設備については、津波の影響(波力、漂流物の衝	津波監視設備については、津波の影響(波力、漂流物
突等)に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の	の衝突等)に対して,影響を受けにくい位置への設置,
防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機	影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津
能が十分に保持できるよう設計すること。	波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。
【確認内容】	
(1) (3. 5. 1)の遡上解析結果に基づき、津波影響を受けに	津波監視設備は、津波の影響を受けない原子炉建屋屋上
くい位置、及び津波影響を受けにくい建屋・区画・囲	T.P.約+64m及び防潮堤上部 T.P.約+18~約+20m に設置
い等の内部に設置されることを確認する。	する。
(2)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。	以下に津波監視設備について荷重の組合せ、荷重の設定
なお、後段規制(工事計画認可)においては、設備の	及び許容限界について考え方を示す。
位置、構造(耐水性を含む)、地震荷重・風荷重との	a.荷重の組合せ
組合せを考慮した強度等が要求事項に適合するもの	常時荷重、津波荷重及び地震荷重を適切に組合せ
であることを確認する。	ର _୦

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	風荷重は、竜巻による風荷重又は竜巻以外の風荷重
	として「建築基準法(建設告示第1454号)」に基づく
	立地地域(東海村)の基準風速による風荷重を考慮す
	る。ただし,竜巻による風荷重については,「第6条
	外部からの衝撃による損傷の防止」において竜巻防護
	施設に該当する施設・設備について考慮する。
	・常時荷重+地震荷重
	b. 荷重の設定
	・常時荷重
	自重等を考慮する。
	・地震荷重
	基準地震動Ssを考慮する。
	c. 許容限界
	津波監視設備に対する機能限界保持として、地震後
	の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、鋼製す
	る部材が弾性状態に収まることを基本として、浸水防
	止機能を保持することを確認する。
5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項	5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項
5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討	5.4.1 津波防護施設,浸水防止設備等の設計における検
事項	計事項
【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措	津波防護施設,浸水防止設備の設計及び漂流物に係る
置に当たっては、次に示す方針(津波荷重の設定、余震荷	措置に当たり、次に示す方針を満足していることを確認
重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮)を満足すること。	する。
・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重(浸水	・ 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重
高、波力・波圧、洗掘力、浮力等)について、入力津波	(浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等)について、
から十分な余裕を考慮して設定すること。	入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。
・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検	 サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能
計すること。	性を検討する。
・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波	 ・ 余震発生の可能性に応じて、余震による荷重と入
による荷重との組合せを考慮すること。	力津波による荷重との組合せを考慮する。
・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来	 入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し
による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影	の襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ
響について検討すること。	及ぼす影響について検討すること。
【確認内容】	【確認状況
(1)津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作	津波荷重の設定、余震荷重の考慮及び津波の繰返し作
用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方	用の考慮について,以下に示す。
針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示	① 津波荷重の設定
7 Z °	津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮
①津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮	する。
する方針であること。	・入力津波の数値計算上のばらつき
a) 入力津波が有する数値計算上の不確かさ	・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重

東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況	の算定過程に介在する不確かさ	② 余震荷重の考慮	余震荷重と基準津波の荷重の組合せを考慮すべき	施設・設備の設計に当たっては、余震による地震荷重	を定義して考慮する。		③ 津波の繰返し作用の考慮	津波の繰返し作用の考慮については,漏水,二次的	影響(砂移動等)による累積的な作用又は経時的な変	化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づき、安全性	を有する検討をしている。具体的には,以下のとおり	である。	・基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積につ	いては,基準津波に伴う砂移動の数値シミュレー	ションにおいて,津波の繰返しの襲来を考慮して
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	b)各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさ の算定過程に介在する不確かさ 上記b)の不確かさの考慮に当たっては、例えば抽出した不確かさの要因によるパラメータスタディ等により、荷重設置に考慮する余裕の程度を検討する方 まり、荷重設置に考慮する余裕の程度を検討する方 針であること。	②余震荷重の考慮については、基準津波の波源の活動	に伴い発生する可能性がある余震(地震)について、	そのハザードを評価するとともに、基準津波の継続	時間のうち最大水位変化を生起する時間帯において	発生する余震レベルを検討する方針であること。ま	た、当該余震レベルによる地震荷重と基準律波によ	る荷重は、これらの発生確率の推定に幅があること	を考慮して安全側に組み合わせる方針であること。	③津波の繰り返し作用の考慮については、各施設・設備	の入力津波に対する許容限界が当該構造物全体の変	形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有	し、かつ津波防護機能・浸水防止機能を保持するとし	て設定されていれば、津波の繰り返し作用による直	接的な影響は無いものとみなせるが、漏水、二次的影

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
響(砂移動、漂流物等)による累積的な作用又は経時	っ ろっ
的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づい	・基準津波に伴う取水口付近を含む敷地前面及び敷
た、安全性を有する検討方針であること。	地近傍の寄せ波及び引き波の方向を分析した上
	で,漂流物の可能性を検討し,取水口の閉塞する
	ような漂流物は発生しないことを確認している。
5.4.2 漂流物による波及的影響の検討	5.4.2 漂流物による波及的影響の検討
【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】
津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建	津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍におい
物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性につ	て、建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可
いて検討すること。	能性について検討すること。
上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮	上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、
堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼ	津波防護施設である防潮堤、防潮扉、放水路ゲート及び
さないよう、漂流防止装置または津波防護施設・設備への	貯留堰に波及的影響を及ぼさないことを確認する。
影響防止措置を施すこと。	
【確認内容】	【確認状況】
(1)漂流物による波及的影響の検討方針が、要求事項に適	基準津波による遡上域を考慮した場合の漂流物によ
合する方針であることを確認する。	る波及的影響を考慮すべき津波防護施設、浸水防止設備
(2)設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機	としては、津波防護施設として位置付けて設計を行う防
能が十分保持できる設計がなされることの見通しを	潮堤、防潮扉、放水路ゲート及び貯留堰が挙げられる。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況								
得るため、以下の例のような具体的な方針を確認す									
°									
①敷地周辺の遡上解析結果等を踏まえて、敷地周辺の	① 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能								
陸域の建物・構築物及び海域の設置物等を網羅的に	保持確認のうち,基準津波に伴う取水口付近の漂流物								
調査した上で、敷地への津波の襲来経路及び遡上経	の作業用台船(44t)による漂流物荷重を算定した上								
路並びに津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近	で,常時荷重,津波荷重,余震荷重及び自然現象によ								
傍において発生する可能性のある漂流物を特定する	る荷重との組合せを適切に考慮し、防潮堤及び防潮扉								
方針であること。なお、漂流物の特定に当たっては、	の津波防護機能,貯留堰の貯水機能に波及的影響を及								
地震による損傷が漂流物の発生可能性を高めること	ぼさないことを確認する。								
を考慮する方針であること。									
②漂流防止装置、影響防止装置は、津波による波力、漂	2 –								
流物の衝突による荷重との組合せを適切に考慮して									
設計する方針であること。									
5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い	5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い								
【規制基準における要求事項等】									
津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設									
備の効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、基									
準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持される									
よう設計すること。									
津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮するこ									
° L									
・地震が津波影響軽減機能に及ぼす影響									
・漂流物による波及的影響									
東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況									
-----------------------	---------------------------	--------	------------------------	---------------------------	-------	--------	-----------------------------	--------------------------	---------------
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	・機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕を	考慮した設定	・余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ	・津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に	及ぼす影響	【確認内容】	(1)津波影響軽減施設・設備の効果に期待する場合におけ	る当該施設・設備の検討方針が、要求事項に適合する	方針であることを確認する。